

府中市地域防災計画

震災編

令和6年修正



府中市防災会議

目次

府中市地域防災計画は、震災編、風水害編、大規模事故災害編、資料編から構成される。

第1部 総則

第1章 計画の方針

第1節 計画の目的	1
1 計画の目的	1
1-1 計画の目的	1
1-2 計画の前提	1
第2節 計画の構成	2
1 計画の構成	2
第3節 計画の位置付け	2
1 計画の位置付け	2
第4節 計画の習熟	3
1 計画の習熟	3
第5節 計画の修正	3
1 計画の修正	3
第6節 地区防災計画	3
1 地区防災計画	3

第2章 府中市の現状と被害想定・地域危険度

第1節 府中市の現状	4
1 位置及び地勢	4
2 人口	5
2-1 人口	5
2-2 昼夜間人口	6
3 交通	6
3-1 道路	6
3-2 鉄道	6
4 大規模集客施設	7
4-1 東京競馬場・ボートレース多摩川	7
4-2 大國魂神社	8
第2節 想定地震	8
1 被害想定の見直しの経過	9

2 想定する地震と震度	8
第3節 地震動と液状化	8
1 多摩東部直下地震	8
2 立川断層帯地震	10
第4節 最大想定地震による被害想定	11
1 東京都の想定する地震	11
2 想定結果の概要	12
3 身の回りで起こり得る被害の様相	14
3-1 インフラ・ライフラインの復旧に向けた動き	14
3-2 救出救助機関等による応急対策活動の展開	14
3-3 避難所での避難	14
3-4 住み慣れた自宅等での避難生活	14
3-5 帰宅困難者を取り巻く状況	14
第5節 地域危険度調査結果	15
1 地域危険度調査結果	15

第3章 被害軽減と再生に向けた目標（減災目標）

第1節 目標の位置付け	17
1 目標の位置付け	17
第2節 減災目標	18
1 減災目標	18
第3節 市の行動計画	20
1 市の行動計画	20

第4章 基本的責務と役割

第1節 市、市民及び事業所の基本的責務	21
1 基本理念	21
2 基本的責務	21
2-1 市の責務	21
2-2 市民の責務	22
2-3 事業所の責務	22
第2節 市及び防災関係機関等が行うべき業務大綱	23
1 市と市民の役割	23
2 指定地方行政機関の役割	24
3 自衛隊の役割	27

4 東京都の役割	27
5 指定公共機関の役割	31
6 指定地方公共機関の役割	34
7 協力機関の役割	35

第5章 複合災害への対応

第1節 基本方針	36
1 基本方針	36
第2節 予防、応急・復旧対策	37
1 予防対策	37
1-1 防災施設の整備等	37
1-2 非常時情報通信の整備	37
1-3 避難対策	37
1-4 災害医療体制の整備	37
1-5 緊急輸送体制の整備	37
1-6 複合災害に関する啓発	37
2 応急・復旧対策	38
2-1 人命救助	38
2-2 情報の収集・伝達	38
2-3 交通規制	38
2-4 避難所の再配置	38
2-5 二次災害の防止	38
2-6 ライフラインの復旧	38
第3節 複合災害に備え留意すべき事項	39
1 複合災害に備え留意すべき事項	39

第2部 災害予防計画

第1章 防災力強化の取組

第1節 市民の防災力の向上	43
1 市民の防災力の向上	43
[総務管理部、市民協働推進部、都市整備部、教育部、府中消防署、府中市消防団]	
1-1 市民、事業所等の役割	43
1-2 防災意識の啓発	44

1－3	防災教育の充実	44
1－4	防災訓練の充実	45
1－5	外国人への支援	46
1－6	マンション防災の推進	46
第2節	自主防災組織の強化	47
1	自主防災組織の強化〔総務管理部〕	47
1－1	自主防災組織等の役割	47
1－2	自主防災組織の充実	48
第3節	消防団の活動体制の充実	48
1	消防団とは	48
2	消防団の組織〔総務管理部、府中市消防団〕	48
3	消防団の役割	49
4	詳細な取組内容〔総務管理部、府中市消防団〕	49
4－1	入団の促進	50
4－2	活動環境の整備	50
4－3	活動能力の向上	50
4－4	地域と消防団	50
第4節	事業所防災体制の強化	51
1	事業所による自助・共助の強化〔府中消防署〕	51
1－1	事業所防災計画の作成の推進	51
1－2	事業所等における防災組織の設置の促進	51
2	事業所等の取組内容	52
第5節	市、市民及び事業所等の連携	52
1	相互に連携した地域づくり〔総務管理部、市民協働推進部、福祉保健部〕	52
2	地域における防災連携体制の確立〔総務管理部、市民協働推進部、福祉保健部〕	53
2－1	地域、事業所、ボランティア間相互の連携・協力体制の推進	53
2－2	地域コミュニティの活性化	53
2－3	地域防災訓練の充実	53
3	地区防災計画制度の活用〔総務管理部〕	54
4	避難行動要支援者における連携体制の確立〔福祉保健部〕	54
4－1	避難支援等関係者となる者	55
4－2	避難行動要支援者名簿に登録する者の範囲	55
4－3	名簿の作成に必要な個人情報及びその入手方法	56
4－4	名簿の更新に関する事項	56
4－5	名簿情報の保護	56
4－6	支援者の責任・安全確保等	56

4-7 救急医療情報キットの活用	56
第6節 ボランティア等の連携・協働	57
1 一般ボランティア〔市民協働推進部、福祉保健部〕	57
2 登録ボランティア	58
〔都市整備部、東京都生活文化スポーツ局、府中警察署、府中消防署、日本赤十字社〕	
2-1 東京都防災ボランティア等	58
2-2 交通規制支援ボランティア	58
2-3 東京消防庁災害時支援ボランティア	58
2-4 赤十字ボランティア	59
第7節 防災力の整備強化	59
1 消防水利の整備〔総務管理部、府中消防署〕	59
1-1 府中消防署の役割	59
1-2 市の役割	59
2 防災備蓄計画	60
〔総務管理部、生活環境部、都市整備部、東京都財務局、東京都福祉局、東京都水道局、府中警察署〕	
2-1 食料等及び生活必需品等の確保	60
2-2 飲料水及び生活用水の確保	61
2-3 資機（器）材の確保	64
2-4 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備	64
2-5 輸送車両等の確保	65

第2章 地震に強い都市づくりの推進

第1節 地震に強いまちづくりの推進	67
1 安全な市街地整備〔総務管理部、福祉保健部、都市整備部〕	67
1-1 幹線道路沿道等の不燃化・耐震化の推進	67
1-2 避難空間や避難経路の確保	67
2 道路及び橋りょうの整備と維持管理・都市計画道路の整備〔都市整備部〕	67
2-1 道路及び橋りょうの整備と維持管理	67
2-2 都市計画道路の整備	68
3 オープンスペースの確保〔生活環境部、都市整備部〕	68
3-1 公園、緑地の整備	68
3-2 農地の保全	69
4 建築物等における安全対策、ヘリサインの表示	69
〔総務管理部、生活環境部、都市整備部、施設所管部、府中消防署〕	

4-1	高層建築物及び地下施設等における安全対策	69
4-2	ヘリサインの表示	70
4-3	崖・擁壁、ブロック塀の崩壊等の防止	70
第2節	災害に強い市街地整備の推進	71
1	計画的な土地利用の推進〔都市整備部、まちづくり拠点整備推進本部〕	71
1-1	地域まちづくり事業の推進	71
1-2	市街地整備計画策定事業の推進	71
2	市内の拠点におけるまちづくりの推進〔まちづくり拠点整備推進本部〕	71
2-1	分倍河原駅周辺整備事業の推進	72
3	震災に対応した建築物等の誘導〔都市整備部〕	72
3-1	建築物耐震化促進事業の推進	72
3-2	ブロック塀等安全対策事業の推進	72
第3節	地震火災対策の強化	73
1	出火、延焼等の防止〔総務管理部、府中消防署〕	73
2	初期消火体制の強化〔総務管理部、府中消防署〕	73
2-1	街頭消火器の設置	73
2-2	初期消火資機（器）材の普及	74
2-3	市民、事業所の自主防災体制の強化	74
3	消防活動体制の強化〔総務管理部、都市整備部、府中消防署、府中市消防団〕	74
3-1	消防活動体制の整備	74
3-2	消防団体制の強化	75
3-3	消防活動路の確保	75
3-4	地域防災体制の確立	75
第4節	ライフライン施設の防災強化	76
1	上水道の安全化対策〔東京都水道局〕	76
2	下水道の安全化対策〔都市整備部〕	77
2-1	下水道の安全化対策	77
3	電気・ガス・通信等の安全化対策〔総務管理部、施設所管部、電気事業者〕	78
3-1	電気施設の安全化対策	78
3-2	ガス施設の安全化対策	79
3-3	通信施設の安全化対策	80
第5節	建築物の耐震強化	82
1	建築物の耐震強化〔都市整備部、東京都都市整備局〕	82
1-1	建築物の耐震化・不燃化	82
1-2	落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止	83
第6節	文化財等の防災対策	84

1 文化財等の防災対策〔文化スポーツ部〕	84
第7節 地盤の液状化対策の強化	85
1 地盤の液状化対策の強化	85
〔東京都都市整備局、東京都建設局、東京都水道局〕	
1-1 詳細な取組内容	85
第8節 高層建築物等の地震対策	86
1 高層建築物等の地震対策〔都市整備部、府中消防署〕	86
1-1 質の高い建築物の確保	86
第9節 エレベーターの閉じ込め防止対策	87
1 エレベーターの閉じ込め防止対策	87
〔施設所管部、東京都都市整備局、地方独立行政法人東京都立病院機構〕	
1-1 エレベーターの閉じ込め防止対策の推進	87
第10節 社会福祉施設等の安全確保	88
1 社会福祉施設内の安全対策〔総務管理部、施設所管部〕	88
2 迅速な応急活動体制の確立〔総務管理部、施設所管部〕	89
3 地域との連携強化〔総務管理部、施設所管部〕	89
第11節 危険物施設等の対策	89
1 危険物施設、毒物・劇物取扱施設等の安全化	89
〔関東東北産業保安監督部、東京都保健医療局、府中消防署、多摩府中保健所〕	
2 危険物等の輸送の安全化	90
〔東京都保健医療局、府中警察署、府中消防署、日本貨物鉄道(株)、多摩府中保健所〕	

第3章 緊急輸送体制の整備

第1節 道路・橋りょうの機能確保	91
1 道路・橋りょうの機能確保〔都市整備部〕	91
2 避難道路機能の確保のための対策〔生活環境部、都市整備部、府中警察署〕	91
2-1 放置自転車対策	91
2-2 違法駐車対策	92
2-3 無電柱化の推進	92
第2節 緊急輸送ネットワークの整備〔都市整備部、東京都建設局、府中警察署〕	92
1 緊急輸送ネットワークの整備	92
第3節 鉄道・バス施設の整備	93
1 鉄道施設の整備〔鉄道事業者〕	93
2 代替輸送手段の確保〔都市整備部、東京都交通局、バス事業者〕	93

第4章 初動対応体制の整備

第1節 初動対応体制の整備	94
1 初動対応体制の整備 [総務管理部]	94
第2節 配備・動員計画の策定	94
1 職員体制の整備	94
2 市職員等の動員	94
3 配備計画・職員初動マニュアルの策定 [総務管理部]	95
第3節 市の防災拠点の整備	95
1 防災拠点の整備 [総務管理部、福祉保健部]	95
1-1 防災拠点（中央防災センター）の整備	95
1-2 市庁舎の活用	96
1-3 水防・防災ステーションの整備	96
1-4 その他拠点の整備	97
1-5 市施設の停電対策	97
2 災害ボランティア活動拠点・バックアップ拠点の確保	97
[総務管理部、福祉保健部、都市整備部、府中市社会福祉協議会]	
2-1 災害ボランティア活動拠点の確保	97
2-2 バックアップ拠点の確保	98
第4節 消火・救助・救急活動体制の整備	98
1 消防活動体制の整備 [総務管理部、府中消防署]	98
2 救助・救急体制の整備 [総務管理部]	98
3 広域連携体制の構築 [総務管理部]	99
第5節 応急活動拠点等の整備	100
1 応急活動拠点の整備 [総務管理部、東京都総務局]	100
2 ヘリサインの設置 [施設所管部]	100
第6節 府中市防災会議の所掌事務	101
1 府中市防災会議の所掌事務	101
第7節 災害時応援協定の締結	101
1 災害時応援協定の締結	101

第5章 情報通信の確保

第1節 防災情報通信基盤網の整備	102
1 防災情報通信基盤網の整備 [政策経営部、総務管理部]	102
2 災害用伝言サービスの周知 [総務管理部]	102
3 防災行政無線の整備 [総務管理部]	103

第2節 防災関係機関相互の情報連絡体制の整備	103
1 市と他機関等との情報通信手段の確保〔総務管理部、通信事業者〕	103
2 通信連絡体制の整備〔政策経営部、総務管理部、府中市消防団〕	105
2-1 市災害対策本部設置前の連絡窓口	105
2-2 市災害対策本部設置後の連絡窓口	106
2-3 地域における情報連絡	106
2-4 災害情報	106
第3節 市民等への情報提供体制の整備	107
1 市民等への情報提供体制の整備〔政策経営部、総務管理部、東京都水道局、東京電力グループ、東京ガスグループ、通信事業者、放送事業者〕	107
1-1 市の役割	107
1-2 ライフライン事業者の役割	108
1-3 通信事業者3社の役割 (株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)	108
1-4 通信事業者の役割	109
第4節 市民相互の情報連絡等の環境整備	109
1 市の役割〔政策経営部、総務管理部〕	109
2 通信事業者の役割	109

第6章 災害医療体制の整備

第1節 初動医療体制の整備	110
1 初動医療体制の整備〔総務管理部、生活環境部、福祉保健部〕	110
1-1 情報連絡体制等の確保	110
1-2 医療救護体制の整備	111
1-3 負傷者等の搬送体制の整備	112
1-4 防疫・動物救護体制の整備	112
第2節 医薬品・医療資機(器)材の確保	113
1 医薬品・医療資機(器)材の確保〔総務管理部、福祉保健部〕	113
1-1 医薬品の備蓄	113
1-2 災害薬事センターの設置	113
1-3 医療資機(器)材等の整備	114
第3節 災害拠点病院等の指定	114
1 災害拠点病院等の指定	114

第7章 帰宅困難者の安全確保

第1節 東京都帰宅困難者対策条例の周知徹底	116
1 東京都帰宅困難者対策条例の周知徹底〔総務管理部、教育部〕	116
1-1 東京都帰宅困難者対策条例の概要	117
1-2 東京都帰宅困難者対策条例の周知方法	117
1-3 市民の備え	117
1-4 事業所における帰宅困難者対策	117
1-5 学校等における児童・生徒等の安全確保	118
1-6 府中市帰宅困難者対策協議会の設置	118
第2節 集客施設及び駅等の利用者の保護	118
1 集客施設及び駅等の利用者の保護	118
2 要配慮者等の保護〔市民協働推進部、生活環境部〕	119
2-1 要配慮者、通学中の小・中学生への対応	119
2-2 外国人への対応	119
第3節 主要駅周辺等における混乱防止	120
1 平常時からの連携強化〔府中警察署、鉄道事業者、バス事業者〕	120
2 関係者の役割〔鉄道事業者、バス事業者〕	120
2-1 鉄道事業者の役割	120
2-2 駅周辺事業者、バス施設の役割	121
第4節 帰宅困難者等への支援体制の整備	122
1 帰宅困難者等への支援体制の整備〔総務管理部、東京都総務局、通信事業者〕	122
1-1 情報提供体制の整備	122
1-2 一時滞在施設に係る取組	122
第5節 徒歩帰宅者への支援	123
1 徒歩帰宅者への支援〔総務管理部、東京都総務局、通信事業者〕	123
第6節 意識啓発	125
1 意識啓発〔総務管理部〕	125

第8章 避難者対策の整備

第1節 避難体制の整備	126
1 避難体制の整備〔総務管理部、福祉保健部〕	126
1-1 避難指示、避難誘導	126
1-2 広域連携	127
2 情報伝達手段の確保と避難体制の周知・習熟〔総務管理部〕	127
2-1 情報伝達手段の確保	127

2-2 避難体制の周知・習熟	127
3 要配慮者への支援〔総務管理部、福祉保健部〕	128
第2節 避難場所及び避難所の指定	129
1 避難場所及び避難所の指定〔総務管理部、福祉保健部〕	129
1-1 避難場所	129
1-2 避難所	133
1-3 避難場所及び避難所の周知	134
第3節 避難所の管理運営体制及び施設環境の整備	135
1 避難所の管理運営体制の整備〔関係部〕	135
2 施設環境の整備	136
第4節 多様な避難者ニーズへの配慮	136
1 多様な避難者ニーズへの配慮〔市民協働推進部、福祉保健部、子ども家庭部〕	136
1-1 避難行動要支援者のニーズ	136
1-2 外国人のニーズ	137
1-3 女性や子育てのニーズ	137
1-4 その他のニーズ	137
第5節 ボランティアとの協力体制の整備	138
1 ボランティアとの協力体制の整備〔市民協働推進部、福祉保健部〕	138
第6節 車中泊の発生抑制	138
1 車中泊の発生抑制〔総務管理部〕	138

第9章 府中市事業継続計画

第1節 事業継続計画（BCP）の概要	139
1 事業継続計画（BCP）の概要	139
第2節 事業継続計画（BCP）の基本方針	140
1 事業継続計画（BCP）の基本方針	140

第3部 災害応急・復旧計画

第1章 応急・復旧対策の概要

第1節 応急対策の基本方針	143
1 応急対策の基本方針	143
2 消火活動の優先	143
3 情報の受伝達と関係機関との連携	143
3-1 情報の受伝達	143

3-2 関係機関との連携	143
4 市民の相互協力	144
4-1 自助による応急対策の実施	144
4-2 地域による応急対策の実施	144
5 自主防災組織等の活動	144
5-1 自主防災組織等による活動	144
5-2 救出・救護活動	144
6 消防団の活動	144

第2章 災害対策本部の設置

第1節 市災害対策本部の設置	146
1 初動体制〔政策経営部、総務管理部〕	146
2 市災害対策本部の設置〔政策経営部、総務管理部〕	147
2-1 市災害対策本部の組織及び所掌事務	147
2-2 市災害対策本部の設置基準	149
2-3 市災害対策本部の設置場所	149
2-4 市災害対策本部設置の通知等	149
2-5 市災害対策本部の標示の掲出	150
第2節 市災害対策本部の廃止・縮小	150
1 市災害対策本部の廃止・縮小	150
第3節 市災害対策本部の運営	150
1 市災害対策本部の態勢	150
1-1 非常配備態勢	150
1-2 特別非常配備態勢（勤務時間外の態勢）	152
2 市災害対策本部の運営〔政策経営部、総務管理部〕	155
2-1 本部長室の運営	155
2-2 現地対策本部の運営	155
2-3 東京都の現地災害対策本部との連携	156
第4節 初動期における応急対策活動	157
1 初動期における応急対策活動	157
1-1 市の役割	157
1-2 市民及び自主防災組織の役割	157
1-3 府中警察署の役割	157
1-4 府中消防署の役割	158
1-5 消防団の役割	158

1-6 事業所の役割	158
第5節 国・東京都・自衛隊との連携	158
1 国・東京都・自衛隊との連携 [政策経営部、総務管理部、ボートレース企業局] ...	158
1-1 応援協力	159
1-2 自衛隊への災害派遣要請	161

第3章 情報の収集・伝達

第1節 情報受送信の連絡体制	164
1 情報受送信の連絡体制 [政策経営部、総務管理部、東京都総務局、放送事業者] ...	164
1-1 市の取組内容	164
1-2 市、東京都及び各放送機関の取組内容	165
第2節 災害情報の収集、報告及び記録	166
1 災害情報の収集、報告及び記録	166
[政策経営部、総務管理部、東京都総務局、府中警察署、府中消防署]	
1-1 機関別の役割	166
1-2 被害状況の報告・伝達系統	167
1-3 被害状況の調査報告体制	167
1-4 被害状況等の報告	168
1-5 府中警察署における通信連絡体制	169
1-6 府中消防署における通信連絡体制	169
1-7 災害の記録（写真、ビデオ等）	170
第3節 災害時の広報・報道	170
1 災害時の広報・報道	170
[政策経営部、総務管理部、市民協働推進部、生活環境部、府中警察署、府中消防署、東京管区气象台]	
1-1 機関別の広報活動	171
1-2 災害広報情報の収集	172
1-3 報道機関への発表	172
1-4 災害時の広報	173
第4節 安否情報の提供	173
1 照会の受付	173
2 回答	174
3 注意事項	174
第5節 公聴活動	175
1 公聴体制 [市民協働推進部、府中警察署、府中消防署]	175

2 市民相互の情報連絡等 [政策経営部]	175
----------------------	-----

第4章 災害医療と保健衛生

第1節 災害医療	176
1 初動医療体制	176
[総務管理部、福祉保健部、府中市医師会、府中市歯科医師会、府中市薬剤師会、府中市助産師会、東京都柔道整復師会武蔵野支部]	
1-1 初動期の医療救護活動	176
1-2 医療情報の収集伝達体制	177
1-3 医療救護体制	178
2 負傷者等の搬送体制	181
[総務管理部、福祉保健部、府中消防署、府中市医師会、府中市歯科医師会]	
2-1 負傷者の搬送	181
2-2 医療スタッフの搬送	181
3 医薬品・医療資機(器)材の確保 [総務管理部、福祉保健部、府中市薬剤師会]	181
3-1 使用する医薬品等の調達	181
3-2 災害薬事センターの設置	183
3-3 災害薬事コーディネーターの業務	183
3-4 医薬品等の搬送	183
4 保健衛生体制 [福祉保健部、多摩府中保健所]	183
4-1 保健活動	183
4-2 精神保健医療の確保	184
4-3 在宅難病患者への支援	184
4-4 在宅人工呼吸器使用者への支援	184
4-5 透析患者等への支援	184
第2節 生活衛生	185
1 防疫体制の確立 [福祉保健部]	185
2 食料等の安全確保 [福祉保健部、多摩府中保健所]	187
3 水の安全確保 [多摩府中保健所]	187
4 被災動物に係る対応 [生活環境部、東京都保健医療局]	187
5 感染症対策 [総務管理部、福祉保健部、多摩府中保健所]	187

第5章 被災建築物・宅地の被害状況の把握

第1節 公共建築物等における応急活動	189
1 社会公共施設等の応急危険度判定 [総務管理部、都市整備部、施設所管部]	189

2	社会公共施設等における応急対策〔施設所管部〕	189
2-1	各医療機関における対策	189
2-2	社会福祉施設等における対策	189
2-3	学校施設における対策	190
2-4	文化財施設における対策	190
2-5	社会教育・文化施設及び保養所等における対策	190
第2節	民間建築物等における応急活動	191
1	被災住宅の応急危険度判定〔総務管理部、都市整備部〕	191
1-1	判定制度の目的	191
1-2	判定の実施	191
1-3	判定結果の表示	191
2	被災宅地の応急危険度判定〔都市整備部〕	192
2-1	判定制度の目的	192
2-2	判定の対象宅地	192
2-3	判定の実施	192
2-4	判定結果の表示	192
3	住家被害状況調査等〔市民部〕	192

第6章 被災者等の避難対策

第1節	避難計画	194
1	避難指示・危険区域の設定等〔政策経営部、総務管理部〕	194
1-1	避難指示等の発令	194
1-2	避難指示等の設定	195
1-3	避難指示等の伝達方法	195
2	避難誘導〔福祉保健部〕	196
2-1	市民の避難誘導	196
2-2	避難誘導における注意点	197
2-3	避難行動要支援者に配慮した避難誘導	198
第2節	被災者の避難と受入れ	200
1	避難所の開設	200
	〔総務管理部、市民協働推進部、文化スポーツ部、福祉保健部、教育部〕	
1-1	避難所の開設	200
1-2	被災者の受入れ	202
1-3	他避難所への誘導	202
1-4	指定外避難所及び野外受入施設	202

1-5	二次避難所及び福祉避難所の開設	202
2	避難所の管理運営〔市民協働推進部、文化スポーツ部、福祉保健部、教育部〕	203
2-1	発災後3時間までに実施する対策	203
2-2	発災後8時間までに実施する対策	204
2-3	発災後24時間までに実施する対策	205
2-4	発災後7日までに実施する対策	205
3	その他避難所運営に必要な協力等	208
	〔総務管理部、市民協働推進部、生活環境部、文化スポーツ部、福祉保健部、教育部、多摩府中保健所〕	
3-1	飲料水の安全確保	208
3-2	食品の安全確保	208
3-3	公衆浴場の確保	209
3-4	動物の救護	209
3-5	被災者の他地区への移送	210
3-6	車中泊への対応	211
第3節	要配慮者の避難対策	211
1	要配慮者の避難対策〔福祉保健部〕	211
1-1	相談窓口の設置	211
1-2	福祉機器等の確保	211
1-3	福祉避難所等への移送	212

第7章 帰宅困難者対策

第1節	基本的方針	213
1	基本的方針	213
第2節	事業所等における帰宅困難者対策	213
1	事業所等における帰宅困難者対策〔総務管理部、子ども家庭部、教育部〕	213
1-1	一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受入れ	213
1-2	事業所による従業員等の施設内待機	216
1-3	施設内に待機できない場合の対応	216
1-4	防災活動への参加	216
1-5	情報提供体制の確保	216
1-6	学校等における対策	216
第3節	大規模集客施設や駅等における利用者の保護	216
1	初動対応〔政策経営部、総務管理部〕	216
2	集客施設及び駅等における利用者の保護〔政策経営部、鉄道事業者〕	217

2-1	施設の安全性の確認	217
2-2	一時滞在施設への誘導等	217
2-3	駅利用者に対する情報提供	218
第4節	徒歩帰宅者への支援	220
1	帰宅ルールの周知等による安全な帰宅の推進	220
	[総務管理部、都市整備部、東京都総務局、鉄道事業者、放送事業者、バス事業者]	
1-1	帰宅ルールの周知・運用	220
1-2	鉄道運行状況等の提供	221
1-3	代替輸送手段の確保	221
2	徒歩帰宅者の支援 [政策経営部、総務管理部、府中警察署]	221

第8章 緊急輸送道路・主要道の交通対策

第1節	交通情報の収集・広報	223
1	道路交通規制 [警視庁、府中警察署、中日本高速道路(株)]	223
1-1	道路規制	223
1-2	交通規制の実行性を確保する手段・手法	223
1-3	高速道路等が緊急交通路等に指定された場合の措置等	224
2	交通情報の収集等 [生活環境部、都市整備部、府中警察署、道路管理者]	224
第2節	輸送路の確保	225
1	道路・橋りょう [都市整備部、道路管理者]	225
1-1	応急復旧の目標	225
1-2	応急復旧の方法	225
1-3	道路関係障害物の除去	226
2	ヘリコプターの離発着場所の確保 [東京都総務局]	227
第3節	輸送体制の確保	227
1	輸送車両等の確保 [府中警察署]	227
1-1	広域応援の車両	227
1-2	規制除外車両	227
2	燃料の確保 [総務管理部]	228
3	緊急通行車両の確認 [府中警察署]	228

第9章 行方不明者の捜索・遺体の取扱い

第1節	行方不明者の捜索	229
1	行方不明者の捜索 [政策経営部、生活環境部、文化スポーツ部、府中警察署]	229
1-1	行方不明情報の収集	229

1-2	遺体の捜索	229
1-3	遺体の捜索期間等	229
1-4	必要帳票等の整備	230
第2節	遺体の取扱い	231
1	遺体の搬送・収容〔市民部、生活環境部、文化スポーツ部〕	231
1-1	遺体の搬送	231
1-2	遺体収容所の設置	231
1-3	遺体収容所での活動	231
2	検視・検案・身元確認等	232
	〔政策経営部、市民部、生活環境部、文化スポーツ部、福祉保健部、府中警察署、府中市医師会、府中市歯科医師会〕	
2-1	検視・検案	232
2-2	身元確認	233
2-3	身元不明遺体等の広報	233
2-4	遺体の引渡し	233
2-5	死亡届の受理、火葬許可証の発行等	234
3	火葬〔市民部、生活環境部、福祉保健部、府中警察署〕	234
3-1	火葬特例許可証の発行	234
3-2	広域火葬の実施	234
3-3	火葬場への遺体の搬送	235
3-4	身元不明遺体の取扱い	235
3-5	必要帳票等の整備	236

第10章 物資等の供給

第1節	応急給水	237
1	応急給水〔生活環境部、都市整備部、東京都水道局〕	237
1-1	応急給水活動	237
1-2	避難所及び医療救護所等への応急給水	240
1-3	災害時給水ステーション（給水拠点）での東京都と市の役割 分担	240
第2節	物資の供給	241
1	備蓄物資の供給	241
	〔政策経営部、総務管理部、福祉保健部、教育部、多摩府中保健所〕	
1-1	配布基準	241
1-2	食料等の給（貸）与体制	241

1-3	生活必需品等の給（貸）与体制	242
1-4	食料等の安全確保	243
2	物資の輸送〔総務管理部、生活環境部、福祉保健部〕	243
3	多様なニーズへの対応〔総務管理部、生活環境部、福祉保健部〕	244
4	炊き出しの実施	244
	〔市民協働推進部、文化スポーツ部、福祉保健部、教育部、東京都福祉局〕	
第3節	救援物資の受入れ・配分	245
1	救援物資の募集〔政策経営部、総務管理部〕	245
2	救援物資の受入れ〔政策経営部、総務管理部〕	245
3	物資集積場所・地域内輸送拠点の確保〔総務管理部〕	246

第11章 災害廃棄物等の処理

第1節	基本的な考え方	247
1	災害廃棄物の範囲（災害廃棄物の定義）	247
2	ごみ処理の在り方〔生活環境部〕	247
第2節	トイレ・し尿対策	249
1	トイレ・し尿対策〔生活環境部、都市整備部〕	249
1-1	災害トイレの活用とし尿の収集・搬入	249
1-2	避難所等における対応	250
第3節	家庭ごみ・災害廃棄物の対策	251
1	家庭ごみの処理〔生活環境部〕	251
2	災害廃棄物の処理〔生活環境部〕	251
2-1	受付事務	251
2-2	民間業者との契約事務	252
2-3	適正処理の指導事務	252
第4節	仮置場の設置の確保と分配	252
1	仮置場の設置の確保と分配〔東京都環境局〕	252

第12章 災害ボランティア活動

第1節	一般ボランティアの活動	253
1	一般ボランティアの活動	253
	〔市民協働推進部、福祉保健部、府中市社会福祉協議会〕	
第2節	専門ボランティアの活動	253
1	専門ボランティアの活動	253
	〔市民協働推進部、福祉保健部、府中警察署、府中消防署〕	

第13章 ライフライン等の応急・復旧対策

第1節 電気施設の対応	254
1 応急対策〔電気事業者〕	254
2 復旧対策〔電気事業者〕	254
第2節 ガス施設の対応	255
1 応急対策〔ガス事業者〕	255
2 復旧対策〔ガス事業者〕	256
第3節 通信施設の対応	257
1 応急対策〔通信事業者〕	257
2 復旧対策〔通信事業者〕	257
第4節 鉄道機関の対応	258
1 応急対策〔鉄道事業者〕	258
1-1 災害時の活動体制	258
1-2 発災時の初動措置	258
1-3 乗客の避難誘導	258
1-4 事故発生時の救護活動	259
2 復旧対策〔鉄道事業者〕	259
第5節 バス機関の対応	259
1 バス機関の対応〔バス事業者〕	259
第6節 放送機関の対応	260
1 放送機関の対応〔放送事業者〕	260

第14章 保育・学校の対応

第1節 応急教育	261
1 学校危機管理マニュアルの活用〔教育部〕	261
2 応急教育の実施〔教育部〕	261
2-1 事前の準備	261
2-2 災害時の学校長の役割	262
2-3 災害復旧時の対応	262
3 学用品の調達及び給与（支給）〔教育部〕	263
3-1 給与の対象	263
3-2 給与の時期	263
3-3 給与の方法	263
3-4 費用の限度	264
第2節 応急保育	264

1 事前の準備 [子ども家庭部]	264
2 災害時の体制 [子ども家庭部]	264
3 応急保育の体制 [子ども家庭部]	265

第15章 災害救助法の適用

第1節 災害救助法の適用	266
1 基本方針	266
2 災害救助法の適用基準	266
2-1 災害が発生した段階の適用	266
2-2 災害が発生するおそれのある段階での適用	267
2-3 滅失世帯の算定基準	268
3 災害救助法等の適用手続 [政策経営部、総務管理部]	269
3-1 救助の実施機関	269
3-2 適用手続	269

第16章 激甚災害法の適用

第1節 激甚災害の指定	271
1 激甚災害の指定	271
第2節 激甚災害法に関する調査・報告	272
1 激甚災害法に関する調査・報告 [総務管理部]	272
第3節 特別財政援助交付に係る手続	272
1 特別財政援助交付に係る手続 [政策経営部]	272
第4節 激甚災害に係る財政援助等	273
1 激甚災害に係る財政援助等 [政策経営部]	273

第4部 災害復興計画

第1章 市民生活の安定と復旧

第1節 被災者への生活支援	277
1 被災者への生活相談等の支援 [市民協働推進部]	277
2 義援金の募集・受付・配分・支給 [福祉保健部]	277
2-1 義援金の募集・受付	277
2-2 義援金の配分・支給	277
2-3 義援金の支給	277

3	被災者への生活再建資金の援助等〔総務管理部、福祉保健部〕	278
3-1	災害弔慰金等の支給	278
3-2	被災者生活再建支援制度	279
4	職業のあっせん〔生活環境部〕	281
5	中小企業への融資あっせん〔生活環境部〕	281
6	租税等の徴収猶予及び減免等〔市民部、子ども家庭部〕	281
6-1	市税の納税緩和措置	282
6-2	国民健康保険税の減免	283
6-3	その他	283
7	災害復興住宅融資〔総務管理部、市民部〕	283
第2節	被災者の住宅の確保・応急修理等	284
1	住宅の応急修理〔都市整備部、東京都住宅政策本部〕	284
1-1	住宅の応急修理	284
1-2	応急修理の方法	284
1-3	応急修理後の事務	285
1-4	市営住宅の応急修理	285
2	応急仮設住宅の供給〔総務管理部、福祉保健部、都市整備部〕	286
2-1	供給の目的	286
2-2	応急仮設住宅等の供給	286
2-3	入居資格	288
2-4	入居者の募集・選定	288
2-5	応急仮設住宅の管理及び入居期間	288
2-6	帳票の整理	288
2-7	仮設住宅地域等での見守り活動	298
3	応急仮設住宅資材等の調達〔総務管理部〕	299
第3節	災害廃棄物の処理	299
1	災害廃棄物の処理〔生活環境部〕	299
1-1	災害廃棄物処理の基本方針	290

第2章 住家被害認定調査・り災証明書

第1節	住家被害認定調査	291
1	住家被害認定調査〔市民部〕	291
第2節	り災証明書の交付	291
1	り災証明書の交付〔市民部〕	291
第3節	被災者台帳の整備と運用	292

1 被災者台帳の整備と運用 [市民部]	292
---------------------	-----

第3章 応急復旧・復興に関する財源確保

第1節 復旧・復興対策に係る予算措置と財源確保	293
1 復旧・復興対策に係る予算措置と財源確保 [政策経営部]	293

第4章 復興対策

第1節 復興の基本方針	295
1 復興の基本的考え方	295
2 復興の全体像	295
3 復旧・復興期の区分	295
第2節 府中市災害復興本部の体制	296
1 災害復興本部の設置	296
2 災害復興本部の廃止	296
3 災害対策本部との関係	297
4 組織と事務分掌	297
第3節 府中市災害復興計画の策定	397
1 基本方針の策定	297
2 災害復興計画の策定	298
3 特定分野計画の策定	298
3-1 都市復興	298
3-2 住宅復興	298
3-3 産業復興	299
3-4 暮らしの復興	299
4 策定スケジュール	299

第5部 南海トラフ地震等防災対策

第1章 南海トラフ地震に関連する情報の発表

第1節 気象庁が発表する南海トラフ地震	303
1 南海トラフ地震に関連する情報	303
2 南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件	303
3 南海トラフ地震臨時情報に付記するキーワードとキーワードを付記する条件	304

第2節 南海トラフ巨大地震の被害想定.....	308
1 南海トラフ巨大地震の被害想定.....	308

第2章 防災対応

第1節 南海トラフ沿いで観測され得る異常な現象.....	310
1 南海トラフ沿いで観測され得る異常な現象.....	310
第2節 異常な現象に伴う防災対応.....	310
1 気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報.....	310
2 南海トラフ地震臨時情報の内容に応じた防災対応.....	311
2-1 巨大地震警戒対応（半割れケース）.....	311
2-2 巨大地震注意対応（一部割れケース、ゆっくり滑りケース）.....	311
第3節 市の活動体制.....	312
1 市災害対策本部の設置.....	312
2 市災害対策本部の廃止.....	312
3 警戒本部の設置.....	312
4 他地区からの被災者の受入れ.....	313
第4節 市民の防災対応等.....	313
1 日頃からの地震への備えの周知啓発等.....	313
2 土砂災害等に対する防災対応.....	314
第5節 事業所等の防災対応.....	314
1 防災対応の基本的な考え方.....	314
2 防災対応の検討.....	314
第6節 防災関係機関の講ずるべき措置.....	315
1 警察署の役割.....	315
1-1 情報の収集・伝達.....	315
1-2 広報.....	315
1-3 社会秩序の維持.....	315
1-4 交通安全の確保.....	315
2 放送事業者の役割.....	316
3 鉄道事業者の役割.....	316
4 学校・社会福祉施設等の役割.....	316

第 1 部 総則

第1章 計画の方針

第1節 計画の目的

1 計画の目的

1-1 計画の目的

府中市地域防災計画（令和6年修正）（以下「本計画」という。）は、災害対策基本法第42条の規定に基づき府中市防災会議（以下「市防災会議」という。）が策定する計画である。

本計画は、府中市（以下「市」という。）、防災関係機関、市域の防災組織及び市民が総力を結集し、自助・共助・公助による地震災害の予防対策、応急・復旧対策及び震災復興を実現するため、必要な体制や役割分担などを明確にし、総合的かつ計画的な防災対策の整備及び推進を図り、震災が発生した際には、市民の生命、身体、財産などを保護するとともに、市内の被害を最小限にし、都市機能の維持及び防災力の向上を図ることを目的としている。

1-2 計画の前提

府中市地域防災計画は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第13条に基づき策定した府中市国土強靱化地域計画（以下「市国土強靱化地域計画」という。）との整合を図りつつ、被害想定や過去の大規模地震被害などから得た教訓、近年の社会経済情勢の変化、市民・市議会の提言などを可能な限り反映してきた。

国は、頻発する自然災害に対応し、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保や災害対策の実施体制の強化を図るため、災害対策基本法等を改正した。

東京都防災会議は、科学的知見に基づき起こり得る被害像をより具体的に明らかにし、その被害を低減するため、首都直下地震等による東京の被害想定（以下「都の被害想定」という。）を更新した。また、東京都は、都内の町丁目の地震に対する危険性を相対的に評価した地震に関する地域危険度測定調査報告書（以下「危険度調査」という。）を更新した。

被災者の視点に立った防災対策を推進するためには、女性や子供、性的マイノリティのほか、高齢者、障害者、難病患者、外国人等の要配慮者等に対して、きめ細かい配慮が必要である。

震災対策の実効性を向上させる観点から、市は、新たな被害想定や災害対策基本法等の改正を踏まえつつ、男女共同参画その他の多様な視点に一層配慮した検討を行うため、防災に関する政策・方針の決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障

害者などの参画の拡大を推進する。

第2節 計画の構成

1 計画の構成

本計画では、市、防災関係機関、事業所及び市民が行うべき防災対策を対応段階に分けて、計画の内容を次のとおり構成している。

【構成と主な内容】

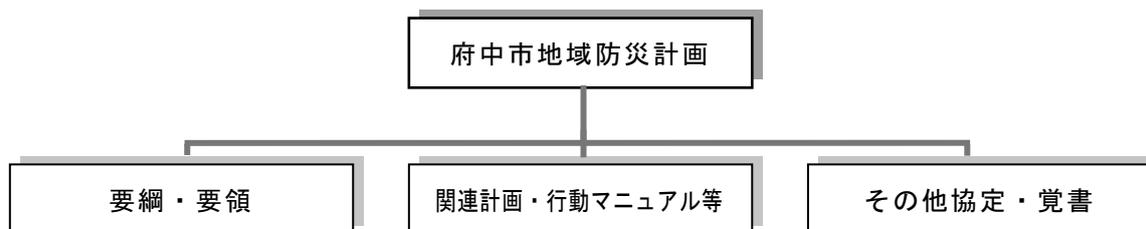
構 成	主 な 内 容
第1部 総則	計画の目的や構成、習熟と修正、防災理念
第2部 災害予防計画	市及び防災関係機関等が行う予防対策、市民及び事業所等が行うべき措置
第3部 災害応急・復旧計画	地震発生後に市及び防災関係機関等が行うべき応急・復旧対策、災害救助法の適用等
第4部 災害復興計画	被災者の生活再建や都市復興を図るための対策等
第5部 南海トラフ地震等防災対策	南海トラフ地震に対する防災対策

第3節 計画の位置付け

1 計画の位置付け

本計画は、市国土強靱化地域計画と整合を図り、市の防災対策の予防対策から応急・復旧対策、復興対策までを網羅する防災対策の中核を担っている計画である。

本計画に基づき、市は、具体的に防災対策を実施するため、各種関連計画やマニュアル等を策定する。



【本計画の位置付け】

第4節 計画の習熟

1 計画の習熟

市及び防災関係機関は、平素から危機管理の一環として、地震防災対策を推進する必要がある。このため、震災に関する施策、事業が本計画に合致しているかを毎年点検し、必要に応じて見直すとともに、地震防災に関する調査・研究に努め、所属職員等に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育や訓練を通して、本計画の習熟を図り、地震災害への対応能力を高める。

第5節 計画の修正

1 計画の修正

市は、社会情勢の変化や自然災害・事故災害の発生等に鑑み、本計画の修正の必要性について毎年検討し、必要があると認めるときは修正を行う。

修正に当たっては、各防災機関は、関係のある事項について、計画の修正案を市防災会議に提出する。

第6節 地区防災計画

1 地区防災計画

災害対策基本法第42条及び第42条の2において規定されているとおり、一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者は、自助・共助の精神に基づき行う防災活動について地区防災計画を作り、市防災会議に提案し、その内容について本計画に定めることができる。

第2章 府中市の現状と被害想定・地域危険度

第1節 府中市の現状

1 位置及び地勢

市は、首都東京の副都心新宿から西方約22キロメートルに位置し、東は調布市、西は国立市、南は日野市、多摩市及び稲城市、北は小金井市及び国分寺市に接している。

市の南端を流れる多摩川から北へ1.7キロメートルにわたって海拔約40メートルの平坦地が広がり、東西に走る平均約6～7メートルの崖線から北へ約2.5キロメートルにわたって立川段丘が広がっている。市内で最も高い土地は、武蔵台3丁目の海拔82メートルである。

地質は、10万年以上前の基盤層の上に、古多摩川や多摩川の侵食、氾濫により形成されたれき層から成る段丘面が形成されている。その上に、宅地などに良好な支持力を持つ地層である関東ローム層が堆積している。多摩川沿いの低地は、宅地化により盛土等の造成が進み、このような地域は、地盤の液状化が想定されている。

【府中市の位置及び地勢】

面積	29.43平方キロメートル
緯度経度	東経139度28分40秒
	北緯 35度40分 8秒
標高	40メートル～82メートル
広がり	東西8.75キロメートル
	南北6.70キロメートル
地形	段丘及び平坦地
地質	ローム質（火山灰質）土壌及び砂れき質土壌

資料編「2-1、2-2」



【東京都内位置図】

2 人口

2-1 人口

市の人口は、260,078人（令和6年1月1日現在、住民基本台帳）である。人口は増加傾向にあるが、第7次府中市総合計画（以下「市総合計画」という。）では、将来人口について、令和12年度の262,000人をピークに、それ以降は減少に転じるとしている。

【府中市の人口と世帯】

（令和6年1月1日現在）

区 分	人 口		
	総数	男	女
日本人	254,091人	127,295人	126,796人
外国人	5,987人	2,735人	3,252人
合 計	260,078人	130,030人	130,048人

世 帯 数			
総世帯数	日本人のみの世帯数	外国人のみの世帯数	日本人と外国人の複数国籍世帯数
129,835世帯	125,149世帯	3,383世帯	1,303世帯

2-2 昼夜間人口

令和2年度国勢調査によれば、市内には、大手企業の工場や府中駅近辺の商業施設などの店舗、大東京総合卸売センター(市場)、日鋼町の府中インテリジェントパーク、東京競馬場、ボートレース多摩川など就業施設や集客施設も多く、市外から市内への流入人口は61,968人であり、近隣市と比較すると多い。

東京都区部や郊外拠点への交通の利便性から、通勤・通学による市内から市外への流出人口が74,867人となっている。

昼夜間人口比率は95.1パーセントであり、昼間と夜間の人口の差は少ない。昼間と夜間で防災計画上の想定人数を大きく変える必要はなく、本計画では住民基本台帳を基本とした人口に対しての防災対策を講ずる。

【府中市の昼間・夜間人口】

(令和2年10月)

流入人口	流出人口	昼夜間人口比率 (夜間人口=100パーセント)
61,968人	74,867人	95.1パーセント

3 交通

3-1 道路

中央自動車道、国道20号及び東八道路が、都内の区部と立川、八王子等の郊外拠点を東西に結び、小金井街道、府中街道及び鎌倉街道が南北方向を結んでいる。

市内の緊急輸送道路として、中央自動車道や国道20号等が指定されている。特に、沿道建築物の耐震化を図る必要がある道路については、東京都の東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例において、特定緊急輸送道路として指定され、市は、その沿道建築物について重点的に耐震化を進めている。

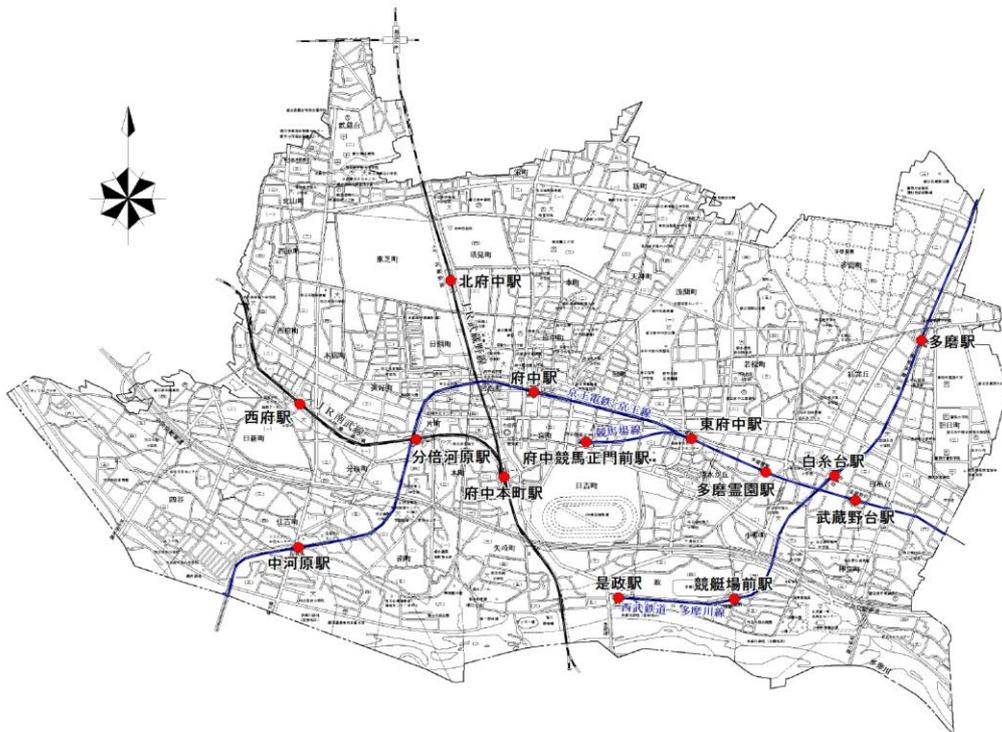
3-2 鉄道

JR南武線、JR武蔵野線、京王電鉄京王線、京王電鉄競馬場線及び西武鉄道多摩川線が市内を通り、東京の区部と郊外拠点(京王線、南武線)、神奈川方面(南武線)、埼玉・千葉方面(武蔵野線)を鉄道各線が結んでいる。

市内には京王線を始め鉄道駅が多く、駅数は14に上る。

【府中市内の鉄道路線と駅】

路 線		駅 名
東日本旅客 鉄道（JR）	南武線	府中本町駅－分倍河原駅－西府駅
	武蔵野線	北府中駅－府中本町駅
西武鉄道	多摩川線	是政駅－競艇場前駅－白糸台駅－多磨駅
京王電鉄	京王線	中河原駅－分倍河原駅－府中駅－東府中駅－多磨霊園駅 －武蔵野台駅
	競馬場線	府中競馬正門前駅－東府中駅



【府中市内の路線図】

4 大規模集客施設

4-1 東京競馬場・ポートレース多摩川

東京競馬場は、競馬開催日には最大10数万人の入場がある、日本を代表する競馬場である。現在は予約制とし、毎回5～6万人の入場者で定着している。レース以外にも敷地内施設が充実し、様々なイベントが開催されている。

また、ポートレース多摩川ではレース開催日に数千人の入場者がある。

不特定多数の入場者が府中市に流入することから、施設内外、周辺道路及び駅周辺が混雑する。

4-2 大國魂神社

大國魂神社の例大祭が毎年5月5日に行われ、神社周辺は約20万人の人出でにぎわう。また、12月31日から翌年1月3日までの年末・年始及び2月3日の節分祭でも相当の人出があるため、神社周辺は混雑する。

なお、例大祭であるくらやみ祭は、東京都指定無形民俗文化財に指定されている。

第2節 想定地震

1 被害想定の見直しの経過

東京都防災会議では、既往災害や都市構造の変化等を踏まえ、都内の区市町村ごとに地震による被害想定を公表している。前回公表された被害想定から約10年が経過する中、住宅の耐震化や不燃化対策などの取組の進展、高齢化や単身世帯の増加など都内の人口構造の変化、南海トラフ巨大地震の発生確率の上昇など、都内を取り巻く環境が変化している。このため、東京都は、客観的なデータや最新の科学的知見に基づき被害想定の見直しを行い、都の被害想定を公表した。

これを受け、本計画では、最新の都の被害想定に基づき、本計画の被害想定を見直す。

2 想定する地震と震度

都の被害想定では、8つの想定地震（都心南部直下地震、多摩東部直下地震、都心東部直下地震、都心西部直下地震、多摩西部直下地震、立川断層帯地震、大正関東地震及び南海トラフ巨大地震）に基づく被害想定が報告されている。

本計画では、東京都が見直した被害想定に基づき、市に甚大な被害をもたらし得る多摩東部直下地震及び立川断層帯地震による被害を想定する。

【本計画で想定する地震の概要と府中市内における最大震度】

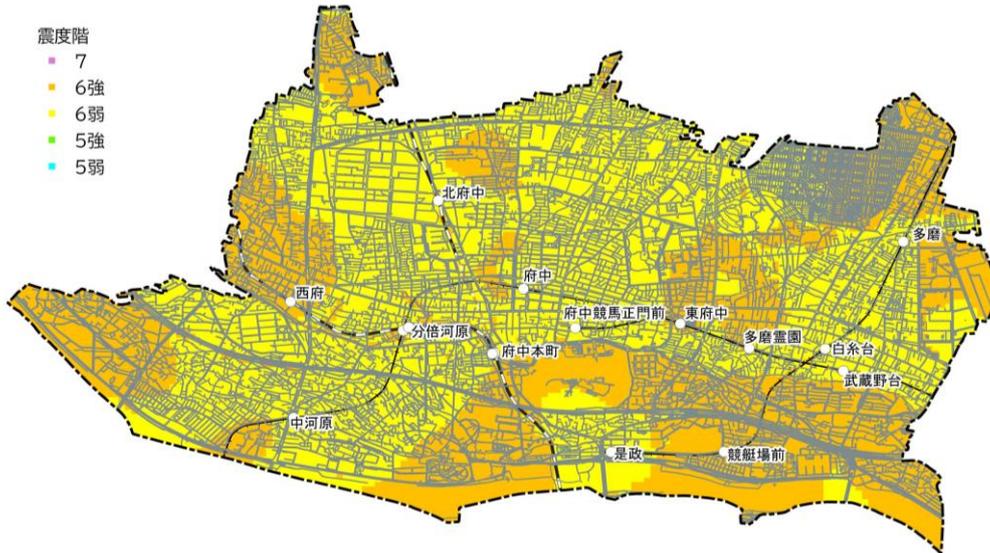
種類	多摩東部直下地震	立川断層帯地震
震源	東京都多摩地域	東京都多摩地域
規模	マグニチュード7.3	マグニチュード7.4
震源の深さ	約45キロメートル	約17キロメートル
市内における最大震度	6強	6強

第3節 地震動と液状化

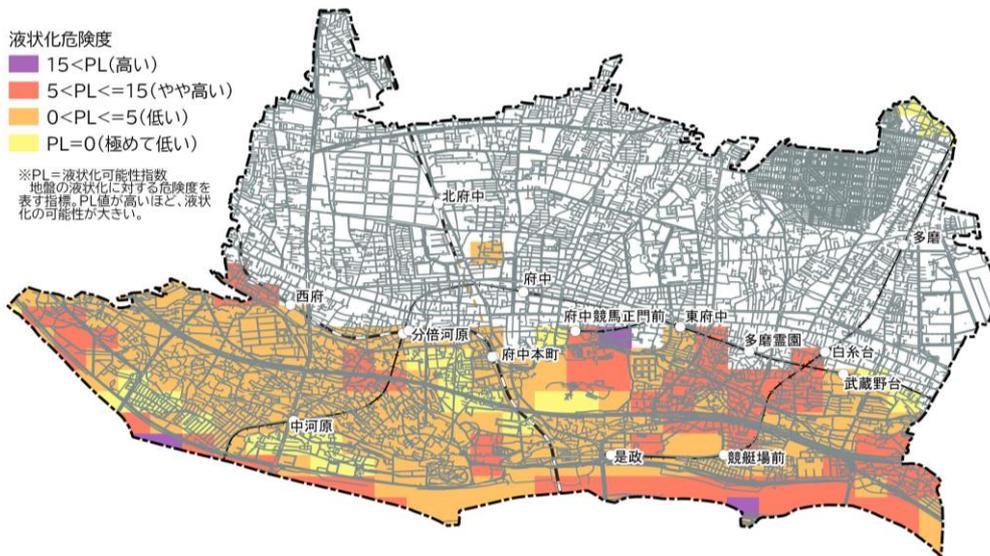
市内に甚大な被害をもたらし得る多摩東部直下地震及び立川断層帯地震について、市内の震度分布及び液状化危険度分布は、次のとおりである。

1 多摩東部直下地震

多摩東部直下地震による震度分布では、市内の所々で震度6強が想定されている。また、液状化危険度分布では、市の南部において、液状化の危険度が高く想定されている。



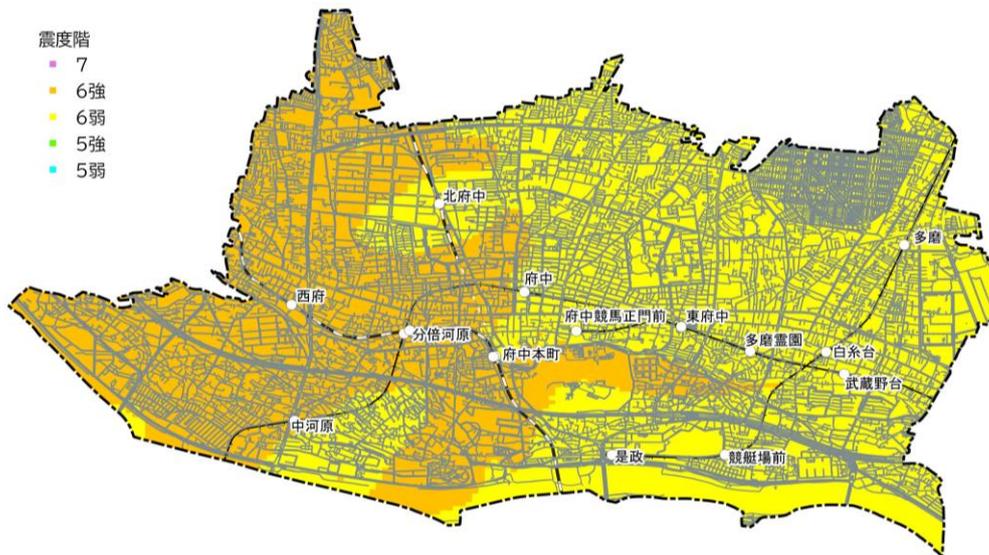
【震度分布（多摩東部直下地震（マグニチュード7.3））】



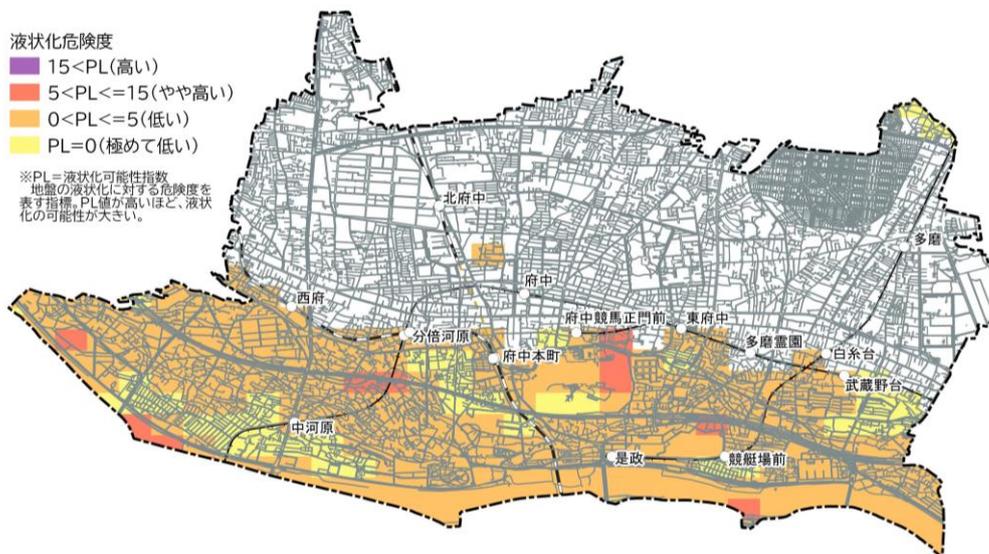
【液状化危険度分布（多摩東部直下地震（マグニチュード7.3））】

2 立川断層帯地震

立川断層帯地震による震度分布では、市の西部で震度6強が想定されている。また、液状化危険度分布では、市の南部において、液状化の危険度が高く想定されている。



【震度分布（立川断層帯地震（マグニチュード7.4））】



【液状化危険度分布（立川断層帯地震（マグニチュード7.4））】

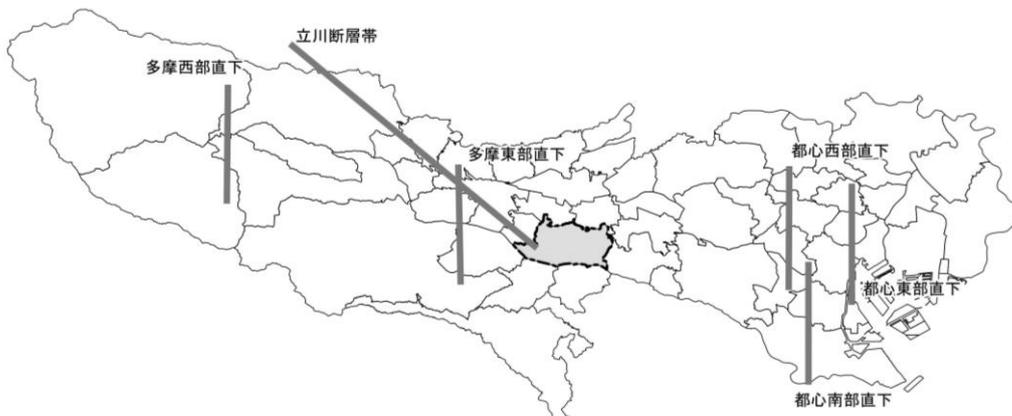
第4節 最大想定地震による被害想定

1 東京都の想定する地震

東京都は、地震の発生確率や首都中枢機能への影響を考慮し、想定する地震を次のとおりとしている。なお、東京都の想定する地震のうち、市に甚大な被害をもたらす得る地震は、多摩東部直下地震及び立川断層帯地震である。

【東京都の想定地震】

地震名	地震規模	概要
都心南部直下地震	マグニチュード 7.3	被害が大きく首都中枢機能への影響が大きいと考えられる地震のため選定 多摩地域に大きな影響を及ぼすおそれのある地震のため選定 都心、多摩地域のどの場所の直下でも発生する可能性があるため参考提示
多摩東部直下地震		
都心東部直下地震		
都心西部直下地震		
多摩西部直下地震		
大正関東地震	マグニチュード 8クラス	発生確率を考慮して選定
南海トラフ巨大地震	マグニチュード 9クラス	島しょ地域への津波の影響が大きく、内陸部では長周期地震動による被害が発生するおそれがある地震のため選定
立川断層帯地震	マグニチュード 7.4	多摩地域に影響を及ぼすおそれのある断層帯地震のため選定



※ 立川断層帯以外の断層は、実際にその位置に断層があるわけではない。

【府中市周辺の地震断層及び想定震源断層位置】

2 想定結果の概要

本計画で対象とする被害想定は、多摩東部直下地震及び立川断層帯地震の各想定地震における被害数値のうち、各項目の最大値を取る被害を想定する。市内における被害想定は、次のとおりである。

市内では、近隣市町村よりも帰宅困難者の発生が多く見込まれるとともに、屋内における都内滞留者数のうち、業務による都内滞留者数の発生も多く見込まれている。また、エレベーターの閉じ込めやガスの供給停止についても、近隣市町村よりも多くの件数が想定されている。

【府中市における被害想定（多摩東部直下地震及び立川断層帯地震の最大値）】

項目		被害想定	
最大震度		6強	
建物被害	全壊棟数（棟）	686	
	半壊棟数（棟）	2,911	
	出火件数（件）	10	
	焼失棟数（棟）	倒壊建物を含む。	1,357
倒壊建物を含まない。		1,339	
人的被害	死者（人）	56	
	うち要配慮者の割合（※1）	58.9パーセント	
	負傷者（人）	1,080	
社会的影響	うち重傷者数（人）	124	
	避難者数（人）	32,570	
	帰宅困難者数（人）	37,289	
	都内滞留者数（人）	うち屋内被災者（人）	134,335
		うち業務の割合	75.1パーセント
		うち学校の割合	24.9パーセント
	閉じ込めにつながり得るエレベーター台数（台）	245	
	自力脱出困難者数（人）	345	
災害廃棄物（万トン）	35		
交通	道路（※2）	橋脚・橋りょう被害率（最大）	7.2パーセント
	鉄道（※2）	橋脚・橋りょう被害率	1.5パーセント
ライフライン	上水道	断水率	19.2パーセント
	下水道	被害率	3.6パーセント
	電力（※2）	停電率	5.9パーセント
	通信（※2）	不通回線率	2.7パーセント
	ガス	供給停止率	33.0パーセント

※1 要配慮者については、属性間の重複の除去は行っていないため、飽くまで最大値の想定である。

※2 交通・ライフライン被害は、次のように定量化可能な被害が限定的であり、実際には、更なる被害拡大と復旧の長期化の可能性が高い点に留意が必要である。

- ・道路、鉄道被害：橋脚・橋りょう被害
- ・電力被害：配電設備被害による停電率
- ・通信被害：配電網被害による不通回線率

3 身の回りで起こり得る被害の様相

3-1 インフラ・ライフラインの復旧に向けた動き

発災後当面の間は、ライフラインの途絶や公共交通機関の寸断など、身の回りの生活環境に大きな支障が生じるとともに、被害が甚大な場合は、その復旧が長期化するおそれがある。

3-2 救出救助機関等による応急対策活動の展開

建物倒壊などにより、至るところで道路が閉塞し、救出救助部隊や、被災者が必要とする物資の円滑な移動が困難を極め、消火・救助活動や被災地支援が遅滞し、救出救助活動が長期化するおそれがある。また、隣接県でも甚大な被害が発生し、都外からの応援が十分得られない可能性がある。

3-3 避難所での避難

避難所では、発災直後から多くの被災者が殺到し、避難所運営が混乱するだけでなく、物資の不足やトイレの衛生環境の悪化、プライバシーの確保や避難者間のトラブルなど様々な課題が発生する可能性がある。

3-4 住み慣れた自宅等での避難生活

建物に大きな被害がなくとも、家具や家電製品等が転倒・落下・移動し、市民がそれらの下敷きになる可能性がある。また、排水管など建物内の設備の損傷等により、トイレやエレベーターが長期間に渡り使用できなくなる可能性がある。

ただし、家具転倒・落下・移動防止対策や携帯トイレの備蓄など必要な備えを行えば、住み慣れた自宅にとどまることは、プライバシーを確保するために有効である。

3-5 帰宅困難者を取り巻く状況

携帯電話の不通などにより、家族の安全が確保できず、多くの人が自宅などに帰ろうとするが、道路の閉塞や延焼火災、余震による看板の落下などが至るところで発生し、帰宅困難者自身の安全確保にも重大な支障が生じる可能性がある。

第5節 地域危険度調査結果

1 地域危険度調査結果

東京都は、東京都震災対策条例第12条第1項に基づき、次の用途に資するため、おおむね5年ごとに地域危険度測定調査を実施しており、最新の調査結果は、令和4年9月に公表されている。

- ・地震災害に対する都民の認識を深め、防災意識の高揚に役立てる。
- ・震災対策事業を実施する地域を選択する際に活用する。

危険度調査による地域危険度は、都内の町丁目の地震に対する危険性を比較するため、特定の地震を想定するのではなく、全ての町丁目直下の地盤で同じ強さの揺れが生じた場合の危険性を測定している。

危険度調査では、建物倒壊危険度、火災危険度、総合危険度の三つの危険性について測定される。

建物倒壊危険度とは、地震の揺れによって建物が傾く危険性の度合いを測定したものである。

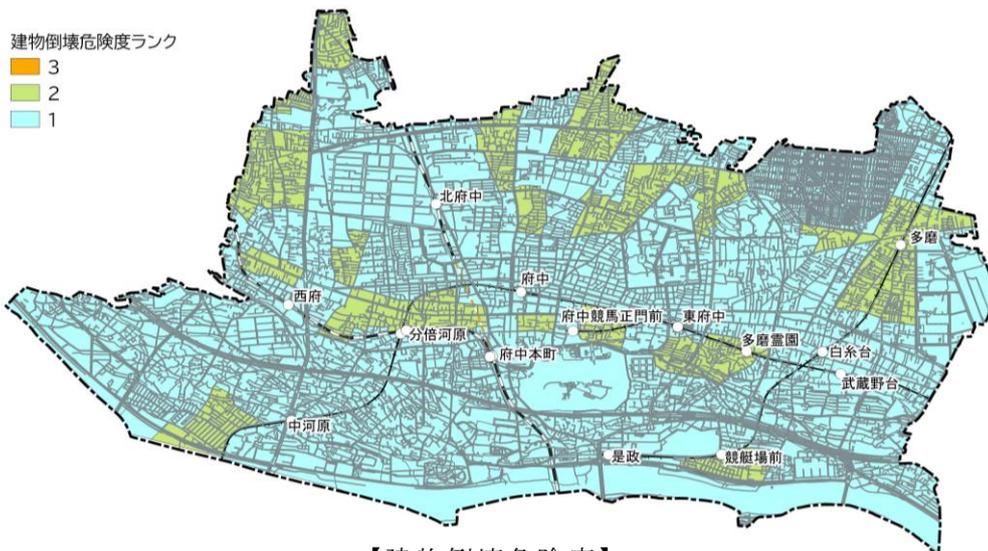
火災危険度とは、地震の揺れで発生した火災の延焼により、広い地域で被害を受ける危険性の度合いを測定したものである。

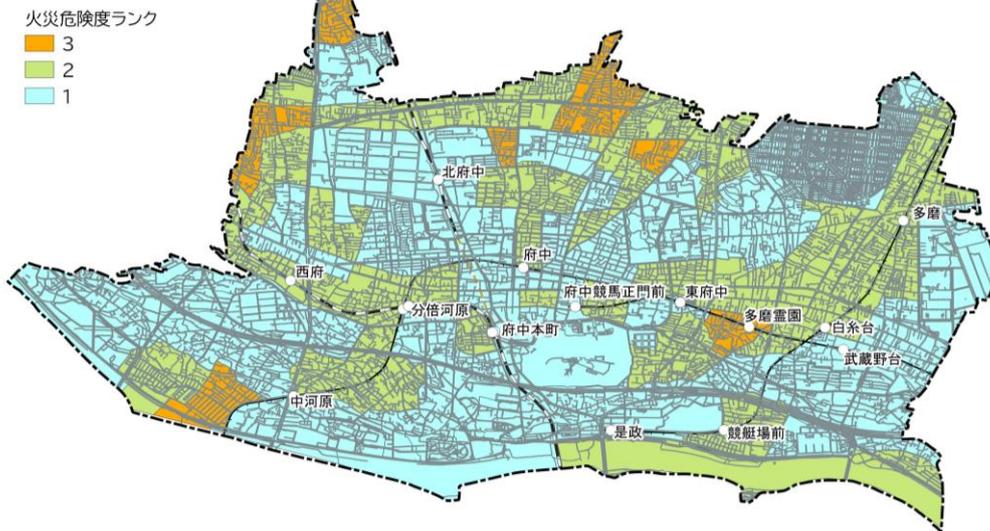
総合危険度とは、地震の揺れによる建物倒壊や火災の危険性に、避難や消火・救助など各種の災害時活動の困難さを係数として掛け合わせ、一つの指標にまとめたものである。

その調査結果を次に示す。

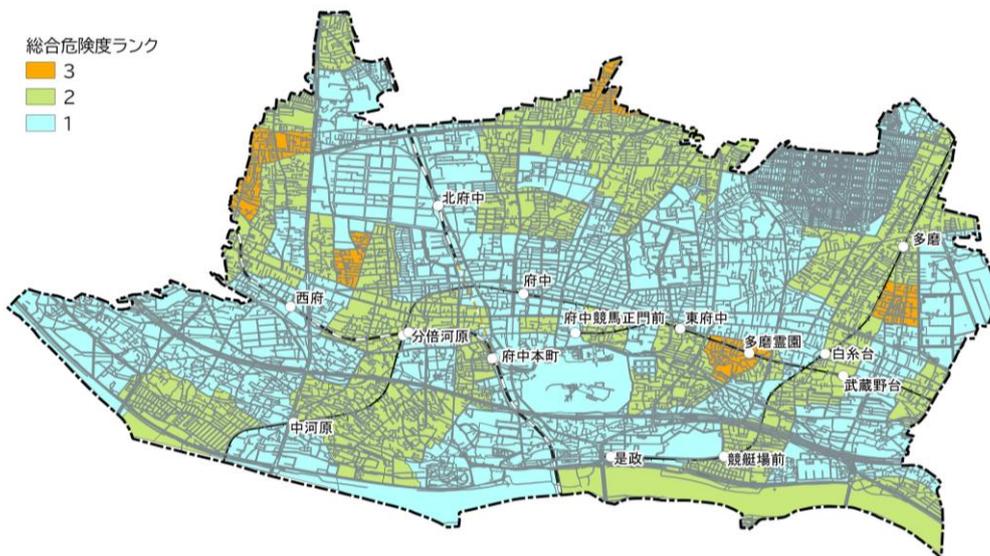
各種危険度ランクは、5段階の相対評価とし、ランクが高いほど、危険性が高いことを示す。

ランク1 危険度が低い
2
3
4
5 危険度が高い





【火災危険度】



【総合危険度】

第3章 被害軽減と再生に向けた目標（減災目標）

第1節 目標の位置付け

1 目標の位置付け

これまでの取組が着実に効果を挙げる一方、前回の減災目標の設定から10年が経過し、この間の住宅の耐震化や不燃化対策などの取組の進展や、高齢化や単身世帯の増加に伴う都内人口構造の変化など、市を取り巻く環境の変化等により、顕在化した課題等を踏まえ、次の基本認識の下、今後の防災対策の充実強化を図っていく。

- ・ハード対策の加速化はもとより、家庭や地域における防災・減災対策の推進が重要
- ・市民の生命と都市機能を守る応急体制の更なる強化が必要
- ・全ての被災者の安全で質の高い生活環境と早期の日常生活を確実に確保する必要

これらの基本認識を踏まえ、市は、次の三つの視点と分野横断的な視点に基づき、防災対策の具体化を図っていく。

【三つの視点】

視点1 家庭や地域における防災・減災対策の推進	一人一人の防災・減災対策に加え、町会、自治会、ボランティア等が連携し、地域の総力を結集して防災力を高めていく。
視点2 市民の生命と都市機能を守る応急体制の強化	東京都や区市町村等の業務継続体制の確実な確保や都市基盤の早期回復などにより、市民の生命と都市機能を守り抜く。
視点3 全ての被災者の安全で質の高い生活環境と早期の日常生活の回復	居住形態の変化等を踏まえ、被災者の生活環境の質を高めるとともに、市民一人一人の日常を一日も早く取り戻す。

【分野横断的な視点】

分野横断的な視点	視点の考え方
ハード対策	全ての防災・減災対策の前提となる強靱なまちづくりの加速化
多様な視点に配慮	被災経験や被災地支援の教訓をいかし、女性や要配慮者など多様な視点を防災対策に反映
防災DXの推進	防災対策の実効性を高め、加速化するツールとしての防災DXを積極的に推進
人口構造	若い世代の減少や高齢者の高齢化など、今後の人口構造の変化を踏まえた対策の推進

第2節 減災目標

1 減災目標

東京都は、強靱化された首都東京の実現を目指し、TOKYO強靱化プロジェクトを策定し、2040年代の目指すべき東京の姿とその実現に向けた道筋を示している。また、東京都の総合計画である未来の東京戦略においても、目指す2040年代の姿とその実現に向けた令和12年への戦略を示している。

その中で、東京都は、前節の三つの視点に分野横断的な視点も加え、2040年代までのおおむね中間地点となる令和12年度までに達成すべき減災目標として首都直下地震等による人的・物的被害をおおむね半減すると定めている。

これを踏まえ、都全体の減災目標達成と、市の人的・物的被害の軽減と市内の早期復旧・復興のため、市は、地震の被害想定を踏まえた次の減災目標と目標達成のための重点事項を定め、市民、東京都、防災関係機関、事業所と協力して災害対策を推進する。

【減災目標】

令和12年度までに、首都直下地震等による人的・物的被害をおおむね半減する。(※)

※ 首都直下地震等による都の被害想定で公表されている数値のおおむね半分とする。

【目標達成のための重点事項】

重要事項	具体的な対応方針
視点1 家庭や地域における防災・ 減災対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・家具類の転倒防止器具の設置の促進 ・消防団の活動能力の向上 ・消防水利の確保 ・市民（自主防災組織）や事業所の防災力（初期消火、救助、応急手当）の向上 ・家庭における3日分以上の水・食料等の備蓄の推進

重要事項	具体的な対応方針
<p>視点2 市民の生命と都市機能を守る 応急体制の強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅及び特定緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化の推進 ・事業継続計画（BCP）の改善・見直し、BCM（業務継続マネジメント）の推進 ・受援応援体制の充実・強化 ・負傷者等の医療・搬送体制の強化 ・各機関や拠点間の情報連絡体制の整備 ・緊急時の市民への情報伝達手段の拡充 ・市内滞留者を含む帰宅困難者の安全の確保（市帰宅困難者対策協議会における検討、事業所等における施設内待機のための3日以上の水・食料等の備蓄の推進、一時滞在施設の拡充、帰宅困難者への必要な情報の提供と誘導 ・エレベーターの閉じ込め防止対策の推進
<p>視点3 全ての被災者の安全で質の高い生活環境と早期の日常生活の回復</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特定緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化による復旧のための交通網の整備、災害後の整備復旧体制の確立 ・避難所環境の向上（避難所の管理運営体制の確立、避難者のための各種備蓄品の確保等） ・災害時トイレの確保 ・り災証明書の早期交付体制の構築 ・義援金の迅速な配分体制の構築 ・応急仮設住宅の効率的な供給体制の構築
<p>分野横断的な視点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハード対策 ・多様な視点に配慮 ・防災DXの推進 ・人口構造 	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅及び特定緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化の推進 ・ライフライン及び関連施設の耐震化の推進 ・地区計画等による市街地の整備 ・優先啓開道路の拡充 ・中枢機能を支える施設（市庁舎、避難所等）の機能停止の回避（施設の耐震化の推進、バックアップ・代替施設の確保、停電対策等） ・事業所等の防災関係機関との連携強化・協定締結の推進 ・要配慮者に対する支援体制の強化

第3節 市の行動計画

1 市の行動計画

本計画は、市国土強靱化地域計画と、市総合計画の防災に関する基本方針と重要な視点等を踏まえ、防災対策を推進する。

【市の行動計画における防災に関する重要な視点等】

計画名	基本方針	重要な視点等
市国土強靱化地域計画	<p>< 4つの基本目標 ></p> <p>1 人命の保護が最大限図られる。</p> <p>2 府中市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される。</p> <p>3 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を図る。</p> <p>4 迅速な復旧復興を図る。</p>	<p>< 事前に備えるべき目標 ></p> <p>1 直接死を最大限防ぐ。</p> <p>2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難を確実に確保する。</p> <p>3 必要不可欠な行政機能を確保する。</p> <p>4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する。</p> <p>5 経済活動を機能不全に陥らせない。</p> <p>6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる。</p> <p>7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない。</p> <p>8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。</p>
市総合計画	<p>< 基本目標 ></p> <p>・基本目標 2 緑と共に暮らせる快適で安全安心なまち</p> <p>・基本目標 4 魅力あふれるうるおいと活力のあるまち</p>	<p>< 基本施策 ></p> <p>災害に強いまちづくりの推進</p> <p>・施策 3 2 : 危機管理対策の強化</p> <p>・施策 3 3 : 消防力の充実</p> <p>・施策 3 4 : 震災に対応した建築物等の誘導</p> <p>都市基盤の保全・整備</p> <p>・施策 6 1 : 安全で持続可能な道路機能の保全・整備</p> <p>・施策 6 2 : 下水道施設の機能確保</p>

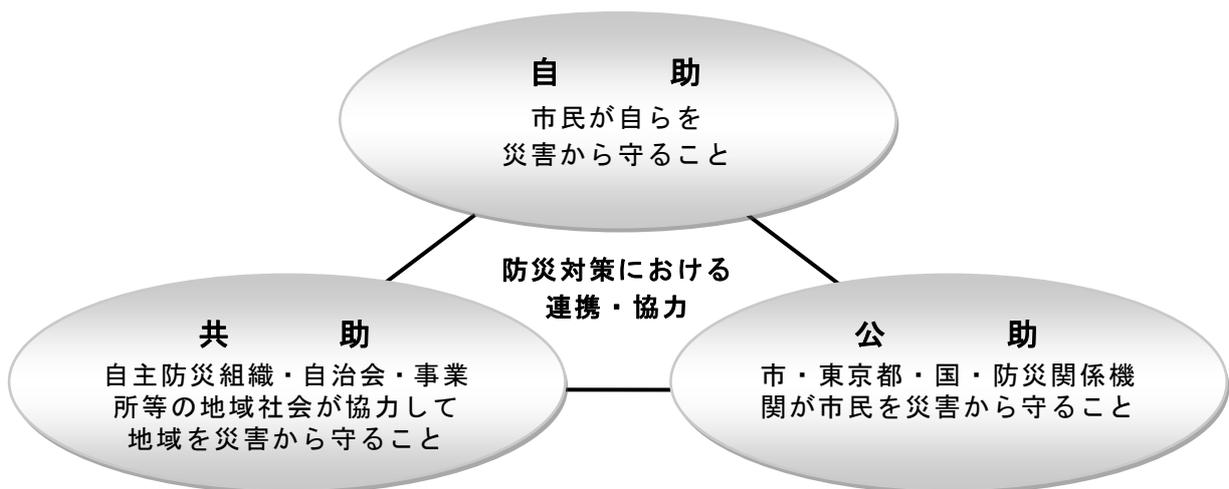
第4章 基本的責務と役割

第1節 市、市民及び事業所の基本的責務

1 基本理念

大規模な災害においては、市・防災関係機関だけでなく、市民、自主防災組織、自治会、事業所等が中心となって、自らの生命は自らが守る、自分たちのまちは自分たちで守る、との考えに基づき行動することが求められる。また、東日本大震災、阪神・淡路大震災においても、自身や家族による自助及び地域の連携による共助により、多くの命が救われている。

市では、「市民」「自主防災組織、自治会、事業所等」「市・防災関係機関」の3者が連携する自助・共助・公助を基本理念とし、市民が主体的に防災活動に参加し、各機関と協働して防災力の向上を推進していく。



【自助・共助・公助の基本理念】

2 基本的責務

2-1 市の責務

市は、震災対策のあらゆる施策を通じて、市民の生命、身体及び財産を震災から保護し、その安全を確保するとともに、震災後の市民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。

市は、震災時における避難並びに救出及び救助を円滑に行うため、必要な体制の確立及び資機（器）材の整備に努めなければならない。

2-2 市民の責務

市民は、震災時の被害を防止するため、自己の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、市民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

市民は、次に掲げる事項について、自ら震災に備える手段を講ずるよう努めなければならない。

- ・建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
- ・家具類の転倒・落下・移動の防止や窓ガラス等の落下防止
- ・非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- ・出火の防止
- ・初期消火に必要な用具の準備
- ・飲料水及び食糧の確保（最低3日分、推奨1週間分）
- ・避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路についての確認
- ・家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保
- ・自主防災組織や防災訓練、防災活動への参加

震災後の市民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、地域社会を支える一員としての責任を自覚し、震災後においては、相互に協力し、事業所、ボランティア及び市その他の行政機関との協働により、自らの生活の再建及び居住する地域の復興に努めなければならない。

市その他の行政機関が実施する震災対策事業に協力するとともに、自発的な震災対策活動への参加その他の取組により、震災対策に寄与するよう努めなければならない。

2-3 事業所の責務

事業所は、市その他の行政機関が実施する震災対策事業及び市民が協働して行う地域の復興に関する活動に協力するとともに、事業活動に当たっては、その社会的責任を自覚し、震災時の被害の防止、震災後の市民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。

事業活動に関して震災時の被害を防止するため、事業所に来所する顧客、従業者等及び事業所の周辺地域における住民（以下「周辺住民」という。）並びに管理する施設及び設備について、安全の確保に努めなければならない。

東京都帰宅困難者対策条例に基づき、震災時には、施設の安全等を確認した上で、従業者を事業所内に待機させる等、一斉帰宅の抑制に努めなければならない。そのため、あらかじめ従業者の3日分の飲料水及び食糧等を備蓄するよう努めなければならない。

あらかじめ従業者との連絡手段の確保に努めるとともに、従業者に対して、家族等との連絡手段を確保すること、避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路の確認等の周知に努めなければならない。

管理する事業所の周辺地域における震災の被害を最小限にとどめるため、周辺住民に対する震災対策活動の実施等、周辺住民等との連携及び協力に努めなければならない。

事業活動に関して震災時の被害を防止するため、市及び東京都が作成する地域防災計画を基準として、事業所単位の防災計画（以下「事業所防災計画」という。）を作成しなければならない。

第2節 市及び防災関係機関等が行うべき業務大綱

1 市と市民の役割

【市と市民の役割】

名 称	内 容
市	1 市防災会議に関する事項 2 防災に係る組織及び施設に関する事項 3 災害情報の収集及び伝達に関する事項 4 緊急輸送の確保に関する事項 5 避難指示等及び誘導に関する事項 6 消防及び水防に関する事項 7 医療、防疫及び保健衛生に関する事項 8 外出者支援に関する事項 9 応急給水に関する事項 10 救援物資の備蓄及び調達に関する事項 11 被災した児童及び生徒の応急教育に関する事項 12 ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関する事項 13 公共施設の応急復旧に関する事項 14 災害復興に関する事項 15 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関する事項 16 自主防災組織の育成に関する事項 17 事業所防災に関する事項 18 防災教育及び防災訓練に関する事項 19 その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関する事項

名 称	内 容
市民	1 市民は、自らの生命、身体、財産を守るため、家庭では住宅の安全や食料等の確保を行うとともに、地域では自主防災活動に参加する。 2 防災訓練などを実施して、災害に備えるとともに、災害時には、出火防止、初期消火、避難路の確保、家族や救護が必要な人の安全確保、救出・救護などを行う。 3 いざというときに地域住民同士で助け合えるよう、自治会等に参加し、その活動に積極的に参加するなど地域のコミュニケーションを密にする。

2 指定地方行政機関の役割

指定地方行政機関とは、災害対策基本法第2条第4号に基づき、指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関のうち、防災行政上重要な役割を有するものとして内閣総理大臣が指定する機関である。

【指定地方行政機関の役割】

名 称	内 容
関東総合通信局	1 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関する事。 2 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援に関する事。 3 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸出しに関する事。 4 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関する事。 5 電気通信事業者及び放送局の被災や復旧の状況等の情報提供に関する事。
関東財務局	1 地方公共団体に対する資金の融資のあっせん及び金融機関の業務の監督（災害時における緊急措置等を含む。）に関する事。 2 国有普通財産の管理及び処分に関する事及び行政財産の総合調整に関する事。
関東信越厚生局	1 被害情報の収集及び伝達に関する事。 2 関係機関との連絡調整に関する事。

名 称	内 容
東京労働局	<ol style="list-style-type: none"> 1 産業安全（鉱山保安関係を除く。）に関すること。 2 雇用対策に関すること。
関東農政局	<ol style="list-style-type: none"> 1 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること。 2 応急用食料・物資の支援に関すること。 3 食品の需給・価格動向の調査に関すること。 4 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること。 5 飼料、種子等の安定供給対策に関すること。 6 病虫害防除及び家畜衛生対策に関すること。 7 営農技術指導及び家畜の移動に関すること。 8 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること。 9 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること。 10 被害農業者に対する金融対策に関すること。
関東森林管理局	<ol style="list-style-type: none"> 1 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関すること。 2 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること。
関東経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。 2 商工鉱業事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。 3 被災中小企業の振興に関すること。
関東地方整備局	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災上必要な教育及び訓練に関すること。 2 通信施設等の整備に関すること。 3 公共施設等の整備に関すること。 4 災害危険区域等の関係機関への通知に関すること。 5 官庁施設の災害予防措置に関すること。 6 豪雪害の予防に関すること。 7 災害に関する情報の収集、予警報の伝達、災害対策の指導及び協力に関すること。 8 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等に関すること。 9 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関すること。 10 緊急輸送に必要な船舶の情報に関すること。 11 災害時における復旧資材の確保に関すること。 12 災害発生が予測されるとき又は災害時における災害応急対策及び復旧対策に関すること。

名 称	内 容
関東運輸局	1 船舶、船舶用機械及び船舶用品の安全に関すること。 2 災害時における輸送用船舶のあっせんに関すること。 3 鉄道及び軌道の安全保安並びにこれらの施設及び車両の安全保安に関すること。 4 災害時における輸送用車両のあっせんに関すること。
東京航空局	1 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置に関すること。 2 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。
関東地方測量部	1 災害時等における地理空間情報の整備及び提供に関すること。 2 復旧・復興のための公共測量に関する指導及び助言に関すること。 3 地殻変動の監視に関すること。
東京管区气象台	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。
関東地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること。 2 廃棄物処理施設等の被害状況、災害廃棄物の発生量等の情報収集に関すること。 3 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関すること。 4 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援に関すること。
北関東防衛局	1 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること。 2 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること。

3 自衛隊の役割

【自衛隊の役割】

名 称	内 容
陸上自衛隊	1 災害派遣の計画及び準備に関すること。 (1) 防災関係資料の基礎調査 (2) 災害派遣計画の作成 (3) 東京都地域防災計画に整合した防災に関する訓練の実施 2 災害派遣の実施に関すること。 (1) 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧 (2) 災害救助のために行う防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与

4 東京都の役割

【東京都の役割】

名 称	内 容
東京都政策企画局	1 災害に関する広報及び広聴に関すること。 2 写真等による情報の収集及び記録に関すること。 3 報道機関との連絡及び放送要請に関すること。 4 在京大使館等との情報連絡及び調整に関すること。 5 復興本部会議の運営及び震災復興基本方針策定の準備に関すること。 6 災害時における他の局の応援に関すること。 7 その他特命に関すること。
東京都子供政策連携室	1 子供に関する災害対策に係る他の局との調整に関すること。 2 災害時における他の局の応援に関すること。
東京都スタートアップ・国際金融都市戦略室	1 災害に関するスタートアップとの連携及び国際金融に係る情報収集・発信等に関すること。 2 災害時における他の局の応援に関すること。

名 称	内 容
東京都総務局	1 本部長室の庶務に関する事。 2 自衛隊及び防災関係機関との連絡に関する事。 3 区市町村の指導連絡に関する事。 4 被害情報等の収集及び通信連絡の総括に関する事。 5 本部の職員の動員及び給与に関する事。 6 本部における通信施設の保全に関する事。 7 災害時における他の局の応援に関する事。 8 前各号に掲げるもののほか、災害対策の連絡調整に関する事。
東京都財務局	1 災害対策関係予算に関する事。 2 車両の調達に関する事。 3 緊急通行車両確認標章の発行に関する事。 4 本庁舎の防災及び維持管理に関する事。 5 野外収容施設の建設工事に関する事。 6 災害時における他の局の応援に関する事。 7 前各号に掲げるもののほか、財務に関する事。
東京都デジタルサービス局	1 災害に関する各局のデジタル技術の利活用に係る支援に関する事。 2 島しょ海底光ファイバーケーブルの保全、復旧及び調整に関する事。 3 基盤システムの維持に関する事。 4 災害時における他の局の応援に関する事。
東京都主税局	1 被災者に対する都税の減免及び徴収猶予に関する事。 2 災害時における他の局及び区市町村の応援に関する事。
東京都生活文化スポーツ局	1 災害に関する被災者等からの相談業務に関する事。 2 区市町村及び区市の国際交流協会その他民間団体との外国人に関する情報連絡及び調整に関する事。 3 災害時におけるボランティア等の支援に係る総合調整に関する事。 4 消費生活協同組合からの応急生活物資の調達に係る連絡調整に関する事。 5 私立学校との連絡調整に関する事。 6 文化施設及びスポーツ施設の点検、整備及び復旧に関する事。 7 男女双方の視点に配慮した取組の推進に関する事。 8 災害時における他の局の応援に関する事。

名 称	内 容
東京都都市整備局	<ol style="list-style-type: none"> 1 都市の復興計画の策定に関する事。 2 被災建築物、がけ地等の調査に関する事。 3 災害時における他の局及び区市町村の応援に関する事。
東京都住宅政策本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 住宅の復興計画の策定に関する事。 2 被災者のための住宅の確保及び修理に関する事。 3 被災者が行う住宅等の建設、補修等のための応急融資に関する事。 4 災害時における他の局及び区市町村の応援に関する事。
東京都環境局	<ol style="list-style-type: none"> 1 高圧ガス、火薬類等による災害の防止のための情報連絡に関する事。 2 ごみの処理に係る広域連絡に関する事。 3 し尿の処理に係る広域連絡に関する事。 4 災害廃棄物の処理に係る調整に関する事。 5 被災建築物等からの石綿飛散防止に関する事。 6 災害時における他の局の応援に関する事。
東京都福祉局	<ol style="list-style-type: none"> 1 乳幼児、妊産婦、高齢者、障害者等の救護、安全確保及び支援に関する事。 2 救助物資の備蓄、輸送及び配分に関する事。 3 避難者の輸送及び避難所の設営に関する事。 4 義援金品の受領及び配分に関する事。 5 災害時における他の局の応援に関する事。 6 前号に掲げるもののほか、救助及び保護に関する事。
東京都保健医療局	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療及び防疫に関する事。 2 遺体の検案及びこれに必要な措置に関する事。 3 地方独立行政法人東京都立病院機構に関する事。 4 災害時における他の局の応援に関する事。 5 前号掲げるもののほか、保健衛生に関する事。
東京都産業労働局	<ol style="list-style-type: none"> 1 救助物資の確保及び調達に関する事。 2 中小企業及び農林漁業の災害応急対策に関する事。 3 災害時における他の局の応援に関する事。

名 称	内 容
東京都建設局	1 河川及び海岸保全施設の保全及び復旧に関する事。 2 砂防関係施設、高潮防御施設及び排水機場の保全及び復旧に関する事。 3 道路及び橋りょうの整備、保全及び復旧に関する事。 4 水防に関する事。 5 河川における流木対策に関する事。 6 河川、道路等における障害物の除去に関する事。 7 公園の保全、復旧及び震災時の利用に関する事。 8 災害時における他の局の応援に関する事。
東京都港湾局	1 港湾施設、海岸保全施設、漁港施設及び空港施設の保全及び復旧に関する事。 2 輸送経路を確保するための航路、泊地及び臨港道路の障害物の除去に関する事。 3 輸送拠点となる岸壁、野積場等の確保及び在港船舶の整理に関する事。 4 輸送手段を確保するための船舶、ヘリコプター等の調達に関する事。 5 港湾における流出油の防御に関する事。 6 災害活動に要する海上公園及び未利用埋立地の確保に関する事。 7 災害時における他の局の応援に関する事。
東京都会計管理局	1 災害対策に必要な現金及び物品の出納に関する事。 2 災害救助基金の出納に関する事。 3 災害時における他の局の応援に関する事。
東京都交通局	1 都営交通施設の点検、整備及び復旧に関する事。 2 電車、地下高速電車、日暮里・舎人ライナー及びバスによる輸送の協力に関する事。 3 災害時における他の局の応援に関する事。
東京都水道局	1 応急給水に関する事。 2 水道施設の点検、整備及び復旧に関する事。 3 災害時における他の局の応援に関する事。
東京都下水道局	1 下水道施設の点検、整備及び復旧に関する事。 2 仮設トイレ等のし尿の受入れ及び処理に関する事。 3 災害時における他の局及び市町村の応援に関する事。

名 称	内 容
東京都教育庁	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災児童及び生徒の救護及び応急教育に関すること。 2 被災児童及び生徒の学用品の供給に関すること。 3 文教施設の点検、整備及び復旧に関すること。 4 避難所の開設及び管理運営に対する協力に関すること。 5 災害時における他の局の応援に関すること。
警視庁	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害実態の把握及び各種情報の収集に関すること。 2 被災者の救出救助及び避難誘導に関すること。 3 行方不明者等の捜索及び調査に関すること。 4 遺体の調査等及び検視に関すること。 5 交通の規制に関すること。 6 緊急通行車両確認標章の交付に関すること。 7 公共の安全と秩序の維持に関すること。
東京消防庁	<ol style="list-style-type: none"> 1 火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関すること。 2 救急及び救助に関すること。 3 危険物等の措置に関すること。 4 前三号に掲げるもののほか、消防に関すること。

5 指定公共機関の役割

指定公共機関とは、災害対策基本法第2条第5号に基づき、公共的機関及び公益的事業を営む法人のうち、防災行政上重要な役割を有するものとして内閣総理大臣が指定する機関である。

【指定公共機関の役割】

名 称	内 容
独立行政法人国立病院機構	<ol style="list-style-type: none"> 1 独立行政法人国立病院機構の医療の提供に関すること。 2 災害医療業務の実施に関する連絡統制に関すること。
日本銀行	<ol style="list-style-type: none"> 1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節に関すること。 2 資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持に資するための措置に関すること。 3 金融機関の業務運営の確保に係る措置に関すること。 4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請に関すること。 5 海外中央銀行等との連絡及び調整に関すること。

名 称	内 容
日本赤十字社	1 災害時における医療救護班の編成及び医療救護等（助産・死体の処理を含む。）の実施に関する事。 2 災害時における避難所等での救護所開設及び運営に関する事。 3 こころのケア活動に関する事。 4 赤十字ボランティアの活動に関する事。 5 輸血用血液製剤の確保及び供給に関する事。 6 義援金の受付及び配分に関する事（原則として義援物資については受け付けない。）。 7 赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）の設置・運営に関する事。 8 災害救援物資の支給に関する事。 9 日赤医療施設等の保全及び運営に関する事。 10 外国人の安否調査に関する事。 11 遺体の検案協力に関する事。 12 東京都地域防災計画に整合した災害救護に関する訓練の実施に関する事。
日本放送協会	1 報道番組（気象予警報及び被害状況等を含む。）に関する事。 2 広報（避難所等への受信機の貸与等を含む。）に関する事。 3 放送施設の保全に関する事。
中日本高速道路 （株）	1 道路、施設の建設及び維持管理に関する事。 2 災害時の緊急交通路の確保に関する事。 3 道路、施設の災害復旧工事に関する事。
東日本旅客鉄道 （株）	1 鉄道施設等の工事計画及びこれらの施設等の保全に関する事。 2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者輸送の協力に関する事。 3 利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関する事。
日本貨物鉄道（株）	災害時における鉄道車両等による救助物資輸送の協力に関する事。
東日本電信電話 （株）	1 電気通信設備の建設及び保全に関する事。 2 重要通信の確保に関する事。 3 気象予警報の伝達に関する事。 4 通信ネットワークの信頼性向上に関する事。 5 災害時の電気通信設備の復旧に関する事。

名 称	内 容
日本郵便(株)	1 郵便物送達の確保、窓口業務の維持及びこれら施設等の保全に関する事 2 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱いに関する事。 (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災地宛救助用郵便物の料金免除 (4) 被災者援助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分
東京ガス(株)	1 ガス工作物の建設及びそれらの維持管理に関する事。 2 ガスの供給に関する事。
東京ガスネットワーク(株)	
日本通運(株)	災害時における貨物自動車(トラック)等による救助物資等の輸送に関する事。
福山通運(株)	
佐川急便(株)	
ヤマト運輸(株)	
西濃運輸(株)	
東京電力ホールディングス(株)	1 電力施設等の建設及び安全保安に関する事。 2 電力需給に関する事。
東京電力リニューアブルパワー(株)	
東京電力パワーグリッド(株)	
東京電力エナジーパートナー(株)	
KDDI(株)	1 重要通信の確保に関する事。 2 災害時における電気通信の疎通の確保と被災通信設備等の復旧に関する事。
(株)NTTドコモ	
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)	
ソフトバンク(株)	
楽天モバイル(株)	

6 指定地方公共機関の役割

指定地方公共機関とは、災害対策基本法第2条第6号に基づき、地方独立行政法人及び公共的施設の管理者並びに都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公共的事業を営む法人のうち、都知事が指定する機関である。

【指定地方公共機関の役割】

名 称	内 容
京王電鉄(株)	1 鉄道施設等の安全保安に関すること。 2 利用者の避難誘導及び駅の混乱防止に関すること。
西武鉄道(株)	3 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること。
一般社団法人 東京都トラック協会	災害時における貨物自動車（トラック）による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること。
公益社団法人 東京都医師会	1 医療に関すること。 2 防疫の協力に関すること。 3 遺体の検案の協力に関すること。
公益社団法人 東京都歯科医師会	歯科医療活動に関すること。
公益社団法人 東京都薬剤師会	医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の管理に関すること。
地方独立行政法人 東京都立病院機構	所管する病院の医療救護活動に関すること。
公益社団法人 献血供給事業団	血液製剤の供給に関すること。
公益社団法人 東京都獣医師会	動物の医療保護活動に関すること。

名 称	内 容
(株)TBSラジオ&コミュニケーションズ	1 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関する事 2 放送施設の保全に関する事。
(株)文化放送	
(株)ニッポン放送	
(株)アール・エフ・ラジオ日本	
(株)エフエム東京	
(株)J-WAVE	
(株)日経ラジオ社	
(株)InterFM	
日本テレビ放送網(株)	
(株)TBSテレビ	
(株)フジテレビジョン	
(株)テレビ朝日	
(株)テレビ東京	
東京メトロポリタンテレビジョン(株)	
一般社団法人 東京バス協会	バスによる輸送の確保に関する事。
一般社団法人 東京ハイヤー・タクシー協会	1 タクシー、ハイヤーによる輸送の確保に関する事。 2 発災時の災害情報の収集・伝達に関する事。
一般社団法人 東京都個人タクシー協会	タクシーによる輸送の確保に関する事。
一般社団法人 日本エレベーター協会関東支部	1 震災時のエレベーターに閉じ込められた人の迅速な救出（危険の伴わないものに限る。）に関する事。 2 エレベーターの早期復旧に関する事。

7 協力機関の役割

市は、災害時における応急・復旧業務を円滑に進めるため、関係機関・団体と応援協定を締結する。

資料編 「協定・覚書等一覧」

第5章 複合災害への対応

第1節 基本方針

1 基本方針

東日本大震災では、東北地方太平洋沖地震、大津波、原子力発電所事故など、複合災害に見舞われた。また、近代未曾有の大災害である関東大震災では、台風の影響で関東地方では強風が吹き、火災延焼による被害の拡大が顕著であったほか、地震発生から3週間後に台風が再び接近した。

近年では、令和2年に国内で新型コロナウイルス感染症患者が確認されて以降、新型コロナウイルス感染拡大の最中に、震度6強の地震や豪雨災害等が発生し、感染症対策を踏まえた避難所の運営や応援職員の受入れなど、感染症まん延下における災害対応を余儀なくされた。

また、新たな被害想定においても、大規模風水害や火山噴火、感染拡大などとの複合災害発生時に起き得る事象を整理した。

【想定される主な複合災害】

風水害	<ul style="list-style-type: none">地震動や液状化により堤防や護岸施設が損傷した箇所から浸水被害が拡大梅雨期や台風シーズンなど、降水量が多い時期に地震が発生した場合に、避難所等を含む生活空間に浸水被害が発生
火山噴火	<ul style="list-style-type: none">数センチメートルの降灰でも交通支障が発生し、救出救助活動や物資、燃料の搬送、がれきの撤去などの応急対策や復旧作業が困難化火山灰が除去される前に地震が発生すると、降灰荷重により建物被害が激甚化
感染拡大	<ul style="list-style-type: none">多くの住民が避難する中で、感染症や食中毒が発生した場合に、避難者間で集団感染が発生救出救助活動や避難者の受入れ等において感染防止対策が必要となり、活動に時間が掛かる可能性有り
大規模事故災害	<ul style="list-style-type: none">地震動や液状化により大規模火災、危険物等災害、道路災害等が発生救援救出活動や物資の輸送、応援の受入れ等に支障を来す可能性有り

こうした同種あるいは異種の災害が同時又は時間差をもって発生する複合災害が発生した場合に、被害の激化や広域化、長期化等が懸念されることから、市は、こうした状況も念頭に置きながら、予防、応急・復旧対策を実施する。

第2節 予防、応急・復旧対策

1 予防対策

1-1 防災施設の整備等

市は、複合災害が発生したときに防災施設が使用不能となることがないように防災関係施設の配置を検討し、整備を進める。

市及び防災関係機関は、市庁舎等が使用できなくなった場合の代替の活動場所をあらかじめ検討し、災害対応や業務継続性の確保を図る。

ガスパルクやコージェネレーションシステムなどの自立分散型のエネルギー等を活用し、エネルギーを多様化していくとともに、平常時はもとより災害時にも活用できるエネルギーの確保を図る。

1-2 非常時情報通信の整備

市及び防災関係機関の間で、被災状況の把握、応急対応に関する意思決定の支援、救援・救助活動の状況の把握等に必要な情報を、リアルタイムに共有するシステムを検討する。

1-3 避難対策

市は、風水害のおそれがある場合には、浸水想定区域外に位置し、耐震性を有する施設を避難所を選定する。また、要配慮者への支援として、福祉避難所も適切に選定する。

市は、地震等に伴う道路等の損壊や浸水、土砂災害、交通障害などで一部の避難所が使用できない可能性があるため、あらかじめ代替となる複数の避難所や避難経路を想定しておく。

1-4 災害医療体制の整備

市は、医療活動を行うことができる医療機関を把握するとともに、複合災害によりライフラインが断絶した場合を想定した整備を行う。

1-5 緊急輸送体制の整備

防災関係機関は、あらかじめ代替輸送路及び輸送手段の検討を行う。

1-6 複合災害に関する啓発

自然災害は、単独で発生するだけでなく、発生確率は低いものの、自然災害や大規模事故災害、感染症のまん延などが複合的に発生する可能性がある。また、その災害の組合せや発生の順序は、多種多様である。

市は、これらの複合災害に関する意識啓発や情報共有を防災関係機関や市民に対して行う。

2 応急・復旧対策

2-1 人命救助

人命の救助を第一に、市及び防災関係機関が緊密に連携し、被災者の救援・救助活動、消火活動等の災害応急活動に全力を尽くす。

2-2 情報の収集・伝達

市は、複合災害が発生した場合において、被害状況等の情報収集活動を速やかに実施し、応急対策体制の迅速な立ち上げを図るとともに、被害状況の的確な把握に努める。

2-3 交通規制

豪雨により河川の水位が上昇し、水防活動が行われている段階において、大規模な地震が発生するなどの複合災害が発生した場合には、浸水や崖崩れ、火災、建物倒壊による道路閉塞等による交通障害が予想されるため、防災関係機関は、速やかに交通規制を実施する。

2-4 避難所の再配置

単独の災害時には安全な避難所も、複合災害によって危険性が高まることが予想される。市は、各避難所周辺の状況を継続的に確認し、危険が生じる兆候があった場合は、速やかに避難者を他の安全な避難所へ移動させる処置を講じつつ、避難所の再配置を行う。

2-5 二次災害の防止

市及び防災関係機関が連携し、各自の役割を果たすとともに、応急対策を迅速に行うことで、被災者の安全を確保し、二次災害の発生防止に努める。

2-6 ライフラインの復旧

被災者生活の早期復旧のため、防災関係機関は、電気、ガス、水道、通信等のライフラインや、鉄道、バス等の交通機関の早期復旧を図る。

第3節 複合災害に備え留意すべき事項

1 複合災害に備え留意すべき事項

市は、複合災害に備え、次の点について留意する。

- ・自分の命は自分で守るという視点から、複合災害に対する普及啓発を図り、自助・共助の取組を促進する。
- ・都市基盤施設の整備・耐震化など、防災・減災対策を加速化する。
- ・様々なシナリオを想定した事業継続計画（BCP）の策定や、訓練を繰り返し実施してその結果の検証を行う。
- ・避難先の更なる確保、在宅避難・自主避難など分散避難を推進する。
- ・夏季における発災時には、熱中症対策等の健康面にも留意する。

「大規模自然災害」＋「大規模自然災害」又は「大規模事故災害」における留意事項

- ・先発災害から後発災害への継続的な対処計画を策定するとともに、受援応援体制の強化を図る。
- ・後発災害のリスクや被害状況等を踏まえた被災者の移送等を検討する。
- ・後発災害による被害の拡大に伴う避難の長期化を要因とした災害関連死の抑止に努める。

「感染拡大」＋「大規模自然災害」又は「大規模事故災害」における留意事項

- ・災害ボランティアやエッセンシャルワーカーの行動制約下における活動体制の確保について、あらかじめ検討しておく。
- ・避難所における感染拡大による災害関連死の抑止に努める。

第 2 部 災害予防計画

第1章 防災力強化の取組

第1節 市民の防災力の向上

1 市民の防災力の向上

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1-2 防災意識の啓発	防災危機管理課
1-3 防災教育の充実	防災危機管理課
1-4 防災訓練の充実	防災危機管理課、教育部各課、【府中消防署、府中市消防団】
1-5 外国人への支援	防災危機管理課、多様性社会推進課
1-6 マンション防災の推進	防災危機管理課、住宅課

市民、事業所等が、自らの生命は自らが守る、自分たちのまちは自分たちで守ることを防災の基本として、災害に対する不断の備えを進めるとともに、市、事業所、地域住民及びボランティア団体等との連携や相互支援を強め、災害時に助け合う社会システムの確立に努める。

1-1 市民、事業所等の役割

市民、事業所等は、自らの生命は自らが守るという観点に立ち、次の措置を講ずることが必要である。

- ・建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
- ・日頃からの出火防止のための対策
- ・消火器、住宅用火災警報器等の住宅用防災機器の準備
- ・家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の落下防止
- ・ブロック塀の点検補修等、家の外部の安全対策
- ・災害が発生した場合の家族の役割分担、避難や連絡方法の確認
- ・市、府中消防署等が行う防火防災訓練や防災事業への積極的な参加
- ・自治会等の自主防災組織が行う、地域の相互協力体制の構築への協力
- ・自主防災組織、府中消防署、府中警察署等への避難行動要支援者情報の事前提供
- ・過去の災害から得られた教訓の伝承等による防災への寄与
- ・買い物や片付けなど日頃の暮らしの中でできる災害への備え
- ・在宅避難に向けた食品や生活用品を備える日常備蓄の実施（最低3日間分、推奨1週間分）

- ・ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策
- ・ 避難行動要支援者がいる家庭における個別避難計画の作成や避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の避難支援等関係者への事前提供についての同意等の円滑かつ迅速な避難への備え
- ・ 災害時に備え、避難所、避難場所及び避難経路等の確認・点検並びに適切な情報収集方法の確認

1-2 防災意識の啓発

(1) 防災広報の充実

防災活動に成果を上げるためには、市民の防災に対する関心、意識を高め、その理解と協力を得ることが不可欠である。そのため、市、関係機関、事業所等は、防災に係る広報活動を内外に対して行うことが必要である。

市は、防災まちづくりに関するデータベースを整備し、プライバシーの保護等に配慮しながら、提供できる情報についてはインターネット等を活用して積極的に公開する。

(2) 市が行う広報内容

市及び防災関係機関は、平素から市民、事業所等を対象に防災マップやパンフレットの配布、防災知識講座の開催、報道機関への情報提供、ライフラインや交通機関など関係機関を含む災害対策や防災情報のホームページへの掲載等、震災に関する知識の普及に努める。

普及に当たっては、学校教育や社会教育、市報その他の広報媒体を活用するとともに、自主防災組織や文化センターを始めとする地域での取組や防災訓練を兼ねたイベントを活用する等、より身近な実践的知識の普及に努める。さらに、防災や要配慮者支援に係る実践事例等を学ぶ講習会も実施する。

また、市は、動物の適正な飼養、災害時の備えなどに関する飼い主への普及啓発に努める。

1-3 防災教育の充実

(1) 市民等に対する防災教育の充実

児童・生徒や防災活動に携わる市民・事業者を対象に、学校教育の場や防災知識講座等において発達段階に応じた総合的な防災教育を実施し、防災知識の普及啓発、実践的な防災行動力の向上に努める。また、防災知識の普及等を推進する際には、性別による視点の違いに配慮し、女性の参画の促進に努めるとともに、女性や若い世代も含めた防災リーダーを育てる防災教育を実施していく。

市は、次のとおり防災教育の充実を図る。

- ・市民等への育成指導
- ・要配慮者、家族、地域住民等が合同で実施する避難訓練への支援
- ・各避難所運営主体による避難所運営訓練や総合防災訓練等への要配慮者と家族の参加に対する支援
- ・各家庭における地震時の身体防護・出火防止等の徹底を図るための防災教育の推進
- ・実践的な防災訓練を通じた市民の防災行動力の向上の推進
- ・東京都と連携した自然災害伝承碑の取組推進

（２）市職員に対する防災教育の充実

震災時における適切な判断力を養い、災害対策活動の円滑な実施を期するため、市は、災害時の行動を規定したマニュアル（府中市災害対策本部マニュアル）、府中市事業継続計画（BCP）地震編（以下「市BCP」という。）等を整備し、災害発生シナリオを用いた災害図上訓練、全職員を対象とした普通救命講習や各種訓練の継続的な実施等、様々な機会を通じて職員の防災教育を推進する。

1-4 防災訓練の充実

震災時に十分な防災活動を期するためには、平常時における防火防災訓練が極めて重要である。そのため、市は、総合防災訓練や地域防災訓練等の機会を捉え、各防災関係機関や市内の企業・事業所、市民、自主防災組織、学校等との災害時を想定した連携強化に努める。

訓練を実施する際は、訓練参加者の判断力・行動力・決断力等を養う図上訓練を始め、広域応援を想定した訓練、医療機関等と連携した医療救護所の運営訓練、避難所の管理運営訓練、自主防災組織を対象とした訓練等、多様な課題に適應できるよう訓練の拡充を図るとともに、広報等により訓練参加者の増加を図っていく。

（１）総合防災訓練

市は、災害対策基本法第48条の規定に基づき、災害の発生又は拡大を未然に防止するため、災害予防の観点から総合防災訓練を実施する。

市防災会議において府中市総合防災訓練実施要領を定め、この要領に従い、総合防災訓練を実施する。

訓練には、市、防災関係機関及び市民が参加し、各機関相互の緊密な協力体制を確立するとともに、市民の実践的な訓練の充実を図ることにより、防災意識の高揚、防災力の向上を図る。

（２）地域防災訓練

自らの生命は自らが守るという基本理念の下、自治会及び自主防災組織等は、主体

的に防災訓練を実施する（避難行動や初期消火の訓練、炊き出し等）。

地域特性を意識した避難路の選定等、実際に起き得る災害を想像した実践的な訓練となるよう努める。

防災訓練は、防災技術や防災に係る正しい知識の習得はもとより、地域連携力の向上の場としての活用が求められる。

（３）地域防災スクール事業

市は、小・中学校の児童・生徒を対象に総合学習や特別活動などの時間を活用し、消防署の職員、消防団員等を指導者として、防災講座や防災訓練などの地域防災スクールを開催する。この地域防災スクールを推進することで、市民の防災活動や消防についての理解促進を図るとともに、将来の地域防災を担う人材を育成する。

（４）職員初動対応訓練

市は、勤務時間中及び休日・夜間等の勤務時間帯以外に各種災害が発生した場合を想定し、市職員の初動体制の確保を目的とした各種訓練を実施する。

職員による自衛消防隊を組織し、災害時における市庁舎の初期消火、避難誘導等、適切な防災活動を行うことができるよう訓練を行う。

（５）定期通信訓練

市は、発災時に備え、関係職員及び防災関係機関が迅速かつ適切に防災業務を遂行できるよう、通信の確保、通信機の操作等の訓練を定期的実施する。

1-5 外国人への支援

市及び関係機関は、在住外国人等に対し、平常時から、防災知識の普及や地域行事を利用した防災訓練の実施等を推進していく。

市は、外国人参加の防災訓練や防災講座、防災教室、多言語対応防災マニュアル、防災マップの作成等を通じて防災知識の普及を図り、防災訓練等に参加する外国人へ支援を行う。

また、国際交流サロンや多文化共生センターD I V Eを通じ、災害時における外国人ニーズの把握に努める。さらに、避難道路標識等、防災に係る掲示物等の外国語表記を推進する。

1-6 マンション防災の推進

マンションの居住者であっても、地域の一員にほかならず、防災対策の観点からは、その被害の特殊性に鑑み、それに応じた特別の対策が必要である。ただし、対策を進めるに当たっては、戸建て住宅等の住民との均衡に配慮が必要である。東京都、市は

もとより、不動産会社、管理会社などマンションに関わる団体、企業が連携してマンション防災に取り組むことが重要である。

マンション防災の必要性を市民が認識し、自助・共助の体制を構築する。そのため、市は、マンション管理組合等の活動を支援し、マンションを含めた地域の防災活動の活性化を図り、平常時の備えや発災時の適切な防災活動が行われるようにする。また、マンション居住者以外の住民との相互連携による共助も踏まえ、地域コミュニティが一体となった災害活動の推進を図る。

第2節 自主防災組織の強化

1 自主防災組織の強化

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1-2 自主防災組織の充実	防災危機管理課

広域にわたり甚大な被害をもたらす震災に対しては、市の対応に合わせ、市民、事業所等がそれぞれの責務を果たし、相互の協力の下に一体となって災害対策活動に取り組み、被害の軽減に努めなくてはならない。このため、市及び防災関係機関は、平常時より、防災に関する各種の広報・啓発を積極的に行い、市民、事業所等が自発的に防災対策を推進できる環境を作ることで、自主防災組織の育成と市民の防災意識の高揚を図っていくものとする。

各地域において、日頃から防災訓練を実施するなど、地域住民が主体となって防災対策に取り組むよう、自主防災組織の結成を推進しており、平成28年6月には、市内11文化センター圏域（中央、白糸台、西府、武蔵台、新町、住吉、是政、紅葉丘、押立、四谷、片町）ごとに自主防災連絡会の活動を開始した。

1-1 自主防災組織等の役割

自主防災組織の役割は、次のとおりである。

- ・市や事業所等との連携・協力体制の整備
- ・防災に関する知識の普及や防火対策の推進
- ・初期消火、救出・救助・応急救護、避難等各種訓練の実施
- ・消火・救助・炊出資機（器）材等の整備・保守及び非常食、簡易トイレの備蓄
- ・地域内の危険箇所点検・把握及び地域住民への周知
- ・地域内の避難行動要支援者の把握、個別避難計画作成等の災害時の支援体制の整備
- ・防災に関して交流する場の創設
- ・講習会や研修会の充実

- ・防災リーダーの育成
- ・まちの地域特性に合わせた防災対策の実施

1-2 自主防災組織の充実

(1) 自主防災組織の結成促進

市は、防災意識の普及及び高揚を図るため、自主防災組織及び自治会等が実施する地域防災訓練等に協力する。また、自主防災組織のリーダーを育成するため、各種研修の実施を検討する。

(2) 自主防災組織の活動環境・訓練用資機（器）材の整備等

自主防災組織は、地域特性に応じて、必要な活動用資機（器）材の整備を進める。市は、自主防災組織の活動環境の向上に努める。

(3) 自主防災組織の活性化

市は、府中消防署等と連携し、自主防災組織が行う各種訓練の一層の充実を図るため、訓練の技術指導や実技体験等の実践的な訓練を実施し、自主防災組織の活性化に努める。

第3節 消防団の活動体制の充実

1 消防団とは

府中市消防団（以下「消防団」という。）は、常備の消防組織である消防署と異なり、非常備の消防組織で、一般市民として本業に就いている消防団員で構成されている。

消防団員は、火災や災害などが発生した場合は招集がかかり、消防署と連携して消防活動を実施する。また、平常時には消火活動や災害救助等に必要な訓練を行うとともに、防災関係の広報活動なども行っている。消防団員は、地域を知るとともに、訓練を充分積んでいることから、地域の防災リーダーとしての役割を担っている。

2 消防団の組織

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2 消防団の組織	防災危機管理課、【府中市消防団】

消防団は、団長1名・副団長6名から成る消防団本部と、市内全域を分けた18個の分団で構成されており、総定員数420名で活動している。消防団本部に指揮車1台、活動車1台、作業用車両1台、各分団に消防ポンプ車を1台ずつ保有しているほか、東

西1台ずつ計2台の照明電源車を備えており、夜間の消防活動に対しても万全の体制を整えている。



【府中市消防団の分団区域図】

3 消防団の役割

消防団は、消防署や行政機関と自主防災組織、地域住民との間をつなぐ存在であり、公助を担う消防機関であるとともに、地域における共助活動の中心的な存在でもある。

4 詳細な取組内容

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
4-1 入団の促進	防災危機管理課、【府中市消防団】
4-2 活動環境の整備	防災危機管理課
4-3 活動能力の向上	防災危機管理課、【府中市消防団】
4-4 地域と消防団	防災危機管理課

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の趣旨にのっとり、市は消防団の充実強化を図る。

4-1 入団の促進

市及び消防団は、消防団の存在と活動を知ってもらうための広報を積極的に展開し、消防団への入団の促進を図る。

また、消防団を紹介するホームページの活用など、多様な手法で消防団をPRし、入団等を促進する。

4-2 活動環境の整備

市は、震災時の火災対応や救助活動等、消防団活動の拠点となる防災センターの整備を始め、活動に必要な資機（器）材や可搬ポンプ積載車（緊急車両）等を整備する。

消防団員がより意欲的かつ効果的に活動できるよう、活動しやすい環境や資機（器）材の整備等、消防団の活動を支援し、その体制の強化を推進する。

4-3 活動能力の向上

市及び消防団は、各種資機（器）材やマニュアル等を活用して地域特性に応じた内容の教育訓練を実施し、災害活動能力及び安全管理能力の向上を図る。

市は、応急手当普及員（※）を養成し、消防団員の応急救護技能の向上を図る。また、新入団員への入団教育を充実し、災害活動技能の早期習得を図る。

消防団員が有している重機操作、自動車等運転の各種資格を震災等の大規模災害時に有効に活用できる体制を構築する。

また、消防団員への訓練にeラーニングを活用するなど、能力開発の促進を図る。

※ 応急手当普及員

応急手当普及員は、消防機関による応急処置技能の普及を支援し、救命講習を教授する人員である。

4-4 地域と消防団

市は、地域防災訓練を通じて消防団と地域住民等との連携を強化し、地域の防災力の向上を図る。

資料編「2-3」

第4節 事業所防災体制の強化

1 事業所による自助・共助の強化

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1-1 事業所防災計画の作成の推進	【府中消防署】
1-2 事業所等における防災組織の設置の促進	【府中消防署】

事業所等は、その社会的責任を果たすため、自らの組織力を活用して次の対策を図ることが必要である。

- ・ 社屋内外の安全化、事業所防災計画や災害時用マニュアルの整備等事業活動の継続対策
- ・ 防災資機（器）材や水、食料等の非常用品の備蓄（従業員の3日分を目安）等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認体制の整備。また、東京都帰宅困難者対策実施計画に準じ、帰宅困難者受入れのため10パーセント程度増やした備蓄に努める。
- ・ 重要業務継続のための事業継続計画（BCP）の策定
- ・ 組織力を活用した地域活動への参加、自主防災組織等との協力、帰宅困難者対策の確立等地域社会の安全性向上対策
- ・ むさし府中商工会議所等、横断的組織を通じた災害時の地域貢献の促進
- ・ 外出者と事業者が取るべき行動の指針となる行動ルールの遵守

1-1 事業所防災計画の作成の推進

府中消防署は、東京都震災対策条例第10条に基づき、事業所防災計画の作成を指導する。

府中消防署は、商業施設、病院、工場等で多数の人が出入り又は勤務する事業所については、消防計画に震災対策を含めて作成するよう、指導する。

危険物施設に対しては、当該事業所の予防規程及び自主防災体制の強化とともに、専門的知識を必要とする防災活動技術や防災訓練の実施等についての指導助言と事業所相互間の応援体制の確立に努める。危険物施設を除く事業所については、事業所防災計画の作成指導に努める。

1-2 事業所等における防災組織の設置の促進

事業所等は、事業活動における社会的責任を自覚し、被害拡大の防止並びに来所する顧客や従業員及び事業所周辺の住民の安全の確保に努めるものとする。そのため、自衛消防組織等を結成するとともに、その活動力を強化する。

自衛消防組織等は、周辺地域の自主防災組織と密接な連携を取り、地域の安全に積極的に寄与するように努める。また、市が実施する防災事業に積極的に協力する。

自衛消防組織等の具体的な活動内容は、おおむね次のとおりとし、災害時における行動マニュアルをあらかじめ作成しておく。

- ・ 防災訓練の実施
- ・ 従業員の防災教育
- ・ 情報の収集と伝達方法の確立
- ・ 火災その他の災害予防対策
- ・ 避難対策
- ・ 応急救護対策
- ・ 地域の防災活動への協力（備蓄物資・資機（器）材の提供、人的協力、地域防災訓練への参加等）
- ・ 帰宅困難者対策の確立

2 事業所等の取組内容

事業所等は、自衛消防組織等が、バール、とび口等、震災に備えた装備を活用し、震災初期段階での救出・救護活動を行えるよう、震災を想定した自衛消防訓練を通じて、自衛消防隊員その他の従業員等の救出技術の向上を図る。

資料編「2-4」

第5節 市、市民及び事業所等の連携

1 相互に連携した地域づくり

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 相互に連携した地域づくり	防災危機管理課、地域コミュニティ課、地域福祉推進課

市、市民、事業所、地域コミュニティ、ボランティア等が個別に実施していた従来の対策の垣根を取り払い、平常時から相互に連携・協力し合うネットワークを形成し、災害に強い地域を構築することが重要である。

相互に協力し合うネットワークを形成するため、次の対策を推進する。

- ・ 自主防災組織の連絡調整機能を充実し、地域防災力を強化する。
- ・ 府中市企業防災協議会（※）と自主防災組織との連携を進める。
- ・ 市、事業所、商店街等の協働により、駅周辺混乱防止対策を進める。
- ・ 近隣周辺自治体との相互支援体制の強化を図る。
- ・ 地域、事業所、ボランティア間相互の連携体制を推進する。

- ・町会、自治会等の体制強化を始めとした地域コミュニティの活性化対策を図り、地域の防災まちづくりへの積極的な参加を促すなど地域防災体制の強化を促進する。

※ 府中市企業防災協議会

市内の事業所・団体で構成し、防災に関する情報の共有と対策について相互協力を図ることを目的として、平成24年3月11日に設立された。

2 地域における防災連携体制の確立

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2-1 地域、事業所、ボランティア間相互の連携・協力体制の推進	防災危機管理課、地域福祉推進課
2-2 地域コミュニティの活性化	地域コミュニティ課
2-3 地域防災訓練の充実	防災危機管理課

市及び防災関係機関は、震災から地域ぐるみで地域社会を守るために、次の対策を推進し、地域における防災連携体制の確立を図る。

2-1 地域、事業所、ボランティア間相互の連携・協力体制の推進

市は、地域、事業所、ボランティア等が相互に連携するために、次の対策を推進する。

- ・応急手当の普及促進のため、専門的な知識技能を有する消防団、東京消防庁災害時支援ボランティア等と協働した救命講習会の実施を推進する。
- ・市及び防災関係機関は、地域の自主防災組織、事業所、ボランティア等が相互に連携するための協議会の設置や情報連絡体制の確保など、協力体制の推進を図るとともに、地域住民が主体となった防災訓練の充実を図る。

資料編「協定9-1」

2-2 地域コミュニティの活性化

市は、自治会等の体制強化を始めとした地域コミュニティの活性化対策を図り、地域の防災まちづくりへの積極的な参加等を促す等、地域防災体制の強化を図る。

2-3 地域防災訓練の充実

市は、地域の防災連携体制を確立するため、防災関係機関、自主防災組織、事業所、ボランティア等の各組織間の連携活動を促進するとともに、地域住民が主体となった地域防災訓練の充実を図る。

3 地区防災計画制度の活用

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
3 地区防災計画制度の活用	防災危機管理課

市民から地区防災計画（※）の提案があった場合に、市防災会議が必要であると認めるときには、本計画の中に位置付ける。

※ 地区防災計画

一定の地区内の居住者と事業者等が共同して行う自発的な防災活動に関する計画である。

地域住民等が共同して行う防災訓練、防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、相互の支援等、次の内容を地区防災計画に定める。

- ・地区の特性に関すること。
- ・防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- ・平常時の活動に関すること。
- ・発災直前の活動に関すること。
- ・災害時の活動に関すること。
- ・復旧・復興期の活動に関すること。
- ・市、消防団、自主防災組織、地域防災拠点等との連携に関すること。
- ・防災訓練の実施に関すること。

4 避難行動要支援者における連携体制の確立

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
4 避難行動要支援者における連携体制の確立	高齢者支援課、介護保険課、障害者福祉課

市は、内閣府が定める避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針を踏まえ、現在、府中市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）に基づき整備している避難行動要支援者対策事業について、精査を進める。

避難行動要支援者対策事業を実施するに当たり用いる用語を、次のとおり整理する。

【避難行動要支援者対策事業に係る用語の整理】

	用語	定義
支援を受ける	要配慮者	高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等、一般的に災害時において配慮を要するとされる者をいう。
	避難行動要支援者	避難行動要支援者名簿に掲載された者をいう。
支援をする	避難支援等関係者	避難行動要支援者名簿の提供を受ける機関及び機関に属する者をいう。

避難行動要支援者対策事業の概要については次のとおりであるが、災害対策基本法の規定等を踏まえ、適切な見直しを検討し、より多くの市民を救うことができる体制となるよう努める。

4-1 避難支援等関係者となる者

次の関係機関等を指定する。

- ・自治会
- ・自主防災組織
- ・民生委員
- ・府中市社会福祉協議会
- ・府中市消防団
- ・府中消防署
- ・府中警察署
- ・地域包括支援センター
- ・地域生活支援センター

4-2 避難行動要支援者名簿に登録する者の範囲

次のいずれかに該当する市民を登録する。登録した市民を名簿登録者という。

- ・75歳以上の高齢者のみで構成される世帯の市民
- ・要介護認定で要介護3～5の市民
- ・身体障害者手帳1～3級の肢体不自由、1・2級の視覚障害のある市民、1級の呼吸器機能障害のある市民
- ・精神障害者保健福祉手帳1～3級、愛の手帳1～3度の市民のみで構成される世帯

- ・高齢者や障害のある市民で、日中は家族が不在で1人になるなど、上記と同様の状況にあると認められる者

4-3 名簿の作成に必要な個人情報及びその入手方法

個人情報は、氏名、住所、電話番号、生年月日、性別、対象要件、加入自治会名とする。

市が保有する情報及び対象者からの申請に基づき、市が避難行動要支援者名簿を作成する。

(1) 自治会に加入している市民の名簿

それぞれの加入自治会に提供され、自治会と名簿登録者本人が相談して、支援者又はグループを決定する。

(2) 自治会未加入の市民の名簿

民生委員に提供され、民生委員と名簿登録者本人が相談して、支援者又はグループを決定する。

4-4 名簿の更新に関する事項

名簿の更新は、随時実施する。

4-5 名簿情報の保護

情報の提供に当たり、個人情報の保護と拡散防止のため、市と提供先との間で個人情報の保護に係る協定を締結する。

名簿の管理・保管は、4-3(1)で示す自治会などの中で限られた者で行い、個人情報の拡散防止に努める。

名簿の複製は禁止とする。

4-6 支援者の責任・安全確保等

災害により、支援者自身に不測の事態が生じる場合があるため、あくまで本支援は善意と協力によるものであり、万が一支援することが不可能となった場合においても一切責任が問われることはないものとする。

支援者は、まずは自身と家族等の身の安全の確保に努めるものとし、可能な範囲で名簿登録者へ支援を行うものとする。

4-7 救急医療情報キットの活用

名簿登録者に救急医療情報キット（以下「キット」という。）を配付する。なお、

名簿登録をしない市民でも、避難行動要支援者名簿の登録要件を満たす市民に対しては希望によりキットを配付する。

名簿登録者は、医療情報や緊急連絡先などを記載した情報提供書をキットに入れて自宅に保管する。

災害発生時には、支援者が名簿登録者の安否を確認し、キットを持って避難場所に避難する。

キットは、災害発生時だけではなく救急時にも活用可能とする。

第6節 ボランティア等の連携・協働

1 一般ボランティア

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 一般ボランティア	協働共創推進課、地域福祉推進課

災害時には、府中市内外から多くのボランティアが応援に駆けつけると予想される。市と社会福祉法人府中市社会福祉協議会（以下「市社会福祉協議会」という。）との協定により、ボランティアの受入れは、原則として市社会福祉協議会が行い、同協議会が運営する府中市災害ボランティアセンター（以下「市災害ボランティアセンター」という。）において市からのボランティアの派遣要請に対応する。

市が市社会福祉協議会に要請するボランティア活動対象は、次のとおりである。

- ・市が行う救助、救急活動の実施及び協力
- ・避難者の誘導、避難所内の世話と業務の協力
- ・被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等の協力
- ・被害状況調査等災害対策業務全般についての協力

市は、平常時から、市内の市民活動団体等と協働し、幅広いネットワークを構築することで、災害時における協力体制を強化する。

市社会福祉協議会等との連携による市災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施する。

ボランティアの受入れや派遣体制は、あらかじめ市と協議して整備を行い、発災時に備える。また、他県、他市等から参集したボランティア等に対しては、必要に応じて、東京都や被災地外の市及び関係機関等と連携し、宿泊所や被災地までの移動手段等の情報提供に努める。

資料編「協定9-2」

2 登録ボランティア

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2-1 東京都防災ボランティア等	建築指導課、【東京都生活文化スポーツ局】
2-2 交通規制支援ボランティア	【府中警察署】
2-3 東京消防庁災害時支援ボランティア	【府中消防署】
2-4 赤十字ボランティア	【日本赤十字社】

2-1 東京都防災ボランティア等

東京都は、東京都防災ボランティアに関する要綱を策定し、事前に講習や訓練を実施する登録制度を採用して、ボランティアの拡充を推進している。

市は、災害時にこれらの資格や経験を有する東京都の登録ボランティアの派遣を要請し、効果的な活動ができるように努める。

東京都における防災ボランティア等は、次のとおりである。

- ・防災（語学）ボランティア
- ・応急危険度判定員
- ・被災宅地危険度判定士
- ・建設防災ボランティア

2-2 交通規制支援ボランティア

警視庁は、大震災等の発生時に交通規制を支援する交通規制支援ボランティアについて、平成8年8月から運用を開始している。交通規制支援ボランティアは、警察署長からの要請により、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器（機）材の搬送及び設置等の活動を行い、緊急交通路等の確保や信号機滅灯時の対応の強化に努める。

2-3 東京消防庁災害時支援ボランティア

東京消防庁は、平成7年7月から、消防活動を支援する専門ボランティアとして東京消防庁災害時支援ボランティアの募集、育成を開始した。令和3年7月からは、活動内容が改正され、東京消防庁管内において震度6弱以上の地震発生時に消防署に自主参集し、消防署内での給食支援、仮設トイレの設置、災害現場での応急手当、消火ホースの管理・撤収などの後方支援活動を担っている。

災害時に減災に向けた効果的な活動を行うため、ボランティア活動を統率するリーダー、コーディネーターの育成を継続的に実施するとともに、定期的な訓練・講習、また、防火防災訓練等における防災指導を通じて、知識・技術の習得に努め、東京消

防庁災害時支援ボランティアの一層の充実強化を図る。

2-4 赤十字ボランティア

日本赤十字社に登録されている赤十字ボランティアは、平常時から日本赤十字社東京支部が主催する救護訓練・研修などに参加して災害救護活動のノウハウを習得している。災害時には、日本赤十字社東京支部が設置するボランティアセンターの運営等の活動や、情報収集、炊き出し、安否調査、救援物資の輸送・配布、避難所の支援などに参加する。

第7節 防災力の整備強化

1 消防水利の整備

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1-1 府中消防署の役割	【府中消防署】
1-2 市の役割	防災危機管理課

1-1 府中消防署の役割

府中消防署は、市、東京都及び関係機関と連携して、河川等あらゆる水源の有効活用を図り、消防水利の確保に努める。

木造住宅密集地域等の道路狭あい地域に設置されている消火栓・排水栓等の水道施設について、東京都と連携し、自主防災組織等が初期消火に使用する水源として活用を図る。

特に、木造住宅等が密集している地域においては、重点的に水利整備を推進するため、関係機関と協議を行い、整備方策を検討する。

市と連携し、効果的な消火活動が行えるよう消防水利の確保に努める。

1-2 市の役割

市は、国が定める消防水利の基準に基づき、府中消防署と協議の上、消防水利の整備を推進する。

震災時の同時多発火災に対処するため、既存水利の機能を維持するとともに、建築物の焼失危険度が高い地域や震災対策上重要な地域を中心に防火水槽の建設及び民間の建物の基礎ばりを利用した地中ばり水槽等の設置に努める。

都市づくりと一体となった消防水利を確保するため、府中市地域まちづくり条例に基づく開発事業を行う場合は、府中市開発事業に関する指導要綱に基づき、防火水槽等を設置する。

雨水貯留施設や親水公園等多用途水源を消防水利に活用するほか、巨大水利（河川

等の無限の水量を有する水利及び応急給水施設、浄水所及び給水所の貯水池等の大容量を有する水利)の確保等多角的な方策による消防水利の確保に努める。

資料編「2-5」

2 防災備蓄計画

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2-1 食料等及び生活必需品等の確保	防災危機管理課
2-2 飲料水及び生活用水の確保	資源循環推進課、公園緑地課、下水道課、 【東京都水道局】
2-3 資機(器)材の確保	防災危機管理課
2-4 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備	防災危機管理課、【東京都福祉局】
2-5 輸送車両等の確保	防災危機管理課、【府中警察署、東京都財務局】

2-1 食料等及び生活必需品等の確保

震災の発生によって、流通機構が一時的に混乱状態になることが予想されることから、市は、食料等や生活必需品等を欠くに至った被災者に対し、速やかに食料等の配布ができるよう平常時から災害用に備蓄するほか、緊急に調達し得る措置を講じておくなど、食料等の確保に努める。

(1) 備蓄の呼び掛け

市は、備蓄における自助・共助の推進を図るため、地域防災訓練等の機会を捉え、家庭や事業所等における備蓄の必要性を積極的に周知する。

(2) 市の備蓄量

市は、東京都と連携して、分散備蓄等により発災後3日分の物資の確保に努める。また、備蓄物資を確保するため、次のとおり対策を行う。

- ・避難所又はその近傍に備蓄施設を確保し、食料、飲料水、災害用トイレ、常備薬、マスク、消毒液、簡易ベッド、パーテーション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。
- ・必要備蓄量の算出に当たっては、都の被害想定における市の発災から3日目までの最大避難所避難者数(一定数の避難所外避難者を含む。)等を基準とする。
- ・物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資の登録に努める。

- ・被災者の中でも、交通及びライフラインの途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮する。

(3) 備蓄品の選定

市は、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえるとともに、要配慮者や女性・子供等様々な避難者のニーズに対応した物資の確保に留意する。

物資の確保に当たっては、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。

資料編「2-6」

【市備蓄物資の一例】

	品名		品名
食品・飲料水関係	アルファ米 乾パン 粉ミルク 哺乳瓶	避難所用資機(器)材	毛布 カーペット 発電機(エンジン・ガス) 投光機 バルーン投光機 組立式煮炊レンジ タオル パーテーション
トイレ衛生関係	トイレ(組立・ポータブル・簡易) トイレットペーパー 生理用品 紙おむつ		

2-2 飲料水及び生活用水の確保

(1) 給水体制の整備

市は東京都と連携し、飲料水及び生活用水の確保に努める。

ア 東京都

東京都は、震災時の飲料水等を確保するため、災害時給水ステーション(給水拠点)(※)を整備する。

なお、東京都が指定する災害時給水ステーションは、幸町給水所、若松給水所、府中武蔵台浄水所及び府中武蔵台ポンプ所、府中南町給水所、都立武蔵野公園内震災対策用応急給水施設の5か所である。

※ 給水拠点

災害時の断水に備え、飲料水を確保している浄水所、給水所等及び応急給水槽をいう。居住場所からおおむね2キロメートル程度の距離内に1か所ある給水拠点には、応急給水用資機（器）材を配備している。

【浄水所、給水所】

施設名	所在地	確保水量 (立方メートル)
幸町給水所	幸町2丁目24番地	5,000
若松給水所	若松町4丁目10番地	1,760
府中武蔵台浄水所及び府中武蔵台ポンプ所	武蔵台2丁目7番地及び武蔵台1丁目25番地	3,730
府中南町給水所	南町1丁目50番地	1,660
計		12,150

【震災対策用応急給水施設】

施設名	所在地	確保水量 (立方メートル)
都立武蔵野公園内 震災対策用応急給水施設	多磨町3丁目2番地	1,500
府中市朝日町3丁目16番地内 震災対策用小規模応急給水施設	朝日町3丁目16番地	200
計		1,700

【浄水所、給水所と震災対策用応急給水施設を合わせた確保水量】

浄水所、給水所と震災対策用応急給水施設を合わせた確保水量	確保水量 (立方メートル)
	13,850

イ 市

市は、東京都が整備する給水拠点の空白地域について、市が確保している耐震性貯水槽、市立小・中学校プール等の施設を活用し、東京都と連携して給水体制を構築する。

【市が整備する施設】

施設名	設置か所数	確保水量 (立方メートル)
耐震性貯水槽	23ヶ所 (100トン×22か所、 200トン×1か所)	2,400
市立小・中学校プール		9,558
公共施設受水槽		954
計		12,912

ウ 協力施設等との連携

飲料水及び生活水の確保は、市民生活に大きく関わるものであるため、市は、市内大手事業所施設等と連携を図り、より強固な応急給水体制の整備に努める。

資料編「協定8-5～8-15、10-1～10-6」

(2) 飲料水の確保

2-2(1)により、市は合計26,762立方メートル(※1)の給水量を確保している。このうち飲料水としては、市が確保している耐震性貯水槽、市立小・中学校の分を除いた14,804立方メートルの活用を図る。

この数字は、1人1日3リットルを給水した場合には、市民(※2)のおおよそ18日分の飲料水量である。発災後の3日分については、自助の観点から、各家庭や事業所において確保に努める。

なお、第1部に記載のとおり市の最大上水道断水率は19.2パーセントであり、ライフライン事業者による上水道の復旧は配水系統の変更等により断水区域を最小限にした上で、復旧の優先順位に基づき、段階的に復旧作業を進める。

確保水量及び回復までの日数等を考慮して供給体制を構築するものとし、このほか、飲料水販売事業者との連携等(※3)も活用し、より強固な応急給水体制の整備に努める。

【確保水量（飲料水）】

機関名	確保水量（立方メートル）
東京都	13,850
市	954
計	14,804

- ※1 1立方メートル＝1,000リットル
- ※2 令和6年1月1日現在（260,078人）
- ※3 その他関連協定

資料編「協定8-5～8-15」

（3）生活水の確保

飲料水は、生活用水としての活用も想定する。なお、事業所及び家庭においては、各々必要となる生活用水について、平素から水のくみ置き等による確保に努める。

2-3 資機（器）材の確保

市は、給水拠点の整備とともに、応急給水資機（器）材の備蓄数量、災害時における調達数量、品目、調達先及び輸送方法並びにその他必要な事項を定め、応急給水資機（器）材の備蓄及び調達体制を整備する。

防災用資機（器）材の備蓄、調達は、原則として市が行う。市は、防災用資機（器）材の備蓄数量、品目、場所、輸送方法等を定めた備蓄計画及び災害時の調達先企業や団体、輸送方法、輸送先物資拠点等を定めておく。

2-4 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備

【機関別の役割】

機関名	対策内容
市	<ul style="list-style-type: none"> ・市の備蓄物資（東京都の事前寄託分を含む。）を管理する。 ・備蓄物資の輸送及び配分の方法について定める。
東京都	<ul style="list-style-type: none"> ・国や他道府県等からの支援物資を円滑に受け入れるため、あらかじめ受援体制を整える。 ・迅速かつ的確に物資を輸送するため、直営倉庫を配置する。 ・東京都の備蓄物資を管理する。 ・直営倉庫及びトラックターミナル等の広域輸送基地の効率的な運営体制を構築する。

(1) 備蓄倉庫等の整備

市は、備蓄倉庫の確保及び平常時における管理運営を行う。

備蓄倉庫では、備蓄物資の保管を行うほかに、備蓄物資放出後の空間を利用して救援物資の仕分け分類を行い、救援物資の一時保管を行う。

市は、避難所として指定した学校の余裕教室等を活用する等、分散備蓄の場所の確保を進めるよう努める。

市は、避難所等へ食料及び生活必需品等を搬送するための仕分け・一時的保管機能を持つ場所として、あらかじめ地域内輸送拠点を指定し、東京都総務局に報告する。

市は、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ物資拠点の登録に努める。

資料編「2-7」

(2) 備蓄品の輸送及び配分

市は、備蓄物資（東京都の事前寄託分を含む。）の避難所等への輸送及び配分の方法について事前に定め、迅速かつ円滑な物資輸送を整備する。

(3) 地域内輸送拠点

東京都は、物資の積替え・配送等を行う広域輸送基地を整備する。市は、地域における救援物資（食料、生活必需品等）を受け入れ、配分等の拠点として地域内輸送拠点を選定する。

市は、地域内輸送拠点として、水防・防災ステーションを指定している。また、変更があった場合には東京都に報告する。

2-5 輸送車両等の確保

市は、保有している車両等の災害時における使用について府中市災害対策本部マニュアルに定め、府中市災害対策本部（以下「市災害対策本部」という。）において一元管理し、効率的な運用を実施する。

【機関別の役割】

機 関 名	対 策 内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> ・輸送車両等の調達先及び調達予定数を本計画において明確にしておくなどにより、調達体制を整える。
府中警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急通行車両等の確認をする。
東京都	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急通行車両等の確認をする。 ・物資の輸送のため必要となる車両について、緊急通行車両であることの確認を受け、標章と緊急通行（輸送）車両確認証明書の交付を受ける。

資料編「2-8、協定13-2」

第2章 地震に強い都市づくりの推進

第1節 地震に強いまちづくりの推進

1 安全な市街地整備

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1-1 幹線道路沿道等の不燃化・耐震化の推進	計画課、住宅課
1-2 避難空間や避難経路の確保	防災危機管理課、地域福祉推進課、道路課、建築指導課

市は、府中市都市計画に関する基本的な方針（府中市都市計画マスタープラン）（以下「市都市計画マスタープラン」という。）に基づき、防災まちづくり事業を効率的かつ総合的に展開する。

1-1 幹線道路沿道等の不燃化・耐震化の推進

市は、延焼遮断帯の整備、建築物の耐震化、避難場所や避難経路の整備などを進め、震災に強いまちづくりを推進する。

市は、大地震が発生した際の輸送ルートとして東京都が指定した緊急輸送道路の沿道の建築物について、耐震化を重点的に進める。

市は、建築物の耐震診断や耐震改修等の支援を行い、耐震化を促進する。

1-2 避難空間や避難経路の確保

市は、無電柱化、バリアフリー化、サイン等の整備など、要配慮者等にも配慮した避難経路の整備を進める。また、ブロック塀等の倒壊防止対策を進める。

市は、防災施設（防火水槽、防災倉庫等）の充実を図る。

2 道路及び橋りょうの整備と維持管理・都市計画道路の整備

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2 道路及び橋りょうの整備と維持管理・都市計画道路の整備	道路課

2-1 道路及び橋りょうの整備と維持管理

市は、道路の整備に当たっては、交通安全施設の拡充や、樹木による火災時の遮熱

効果等が期待できる沿道緑化を進めるとともに、道路の無電柱化やバリアフリー化の推進を図り、高齢者、障害者（児）等の歩行や避難に配慮した道路環境の整備に努める。

府中市インフラマネジメント白書において、市が管理する21の道路橋を全て橋りょうの長寿命化修繕計画の対象としている。これら市が管理する老朽橋及び耐荷力が不足していると思われる橋りょうについて、市は、点検を行い、必要に応じて補強等を行う。

災害発生直後の混乱期に緊急復旧のための資機（器）材を確保するため、直轄備蓄及び建設業者との協力体制を確立するとともに、防災資機（器）材備蓄基地の整備を計画的に進める。

平素から資機（器）材の保守点検を行うとともに、府中市建設業協会等を通して使用できる建設機械等の把握を行う。

資料編「2-9、協定9-3」

2-2 都市計画道路の整備

都市計画道路は災害時に道路ネットワーク上重要な役割を担うほか、避難路及び防火帯としての役割を果たすなど、防災上重要な施設であることから、東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）における優先整備路線など、市は未整備の都市計画道路の整備を促進する。

3 オープンスペースの確保

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
3-1 公園、緑地の整備	公園緑地課
3-2 農地の保全	産業振興課

3-1 公園、緑地の整備

公園は、レクリエーションの場としての機能、環境の保全の場としての機能のほかに、震災時における避難場所、延焼を防止するオープンスペースとして防災上、重要な役割を持っている。

市は、府中市緑の基本計画2020に基づき、緑の保全を図りつつ、都市公園の新設については、水と緑のネットワークの形成を基本に整備を進めるとともに、災害時や地域活動など多角的に活用できるように、地域の特徴や多様な機能を踏まえた質の高い公園、緑地の整備を進める。

資料編「2-10」

3-2 農地の保全

市内の農地は、火災の延焼防止、震災時の一時的な避難場所としての機能等、防災上重要な役割を担っている。市は、農業委員会と連携して生産緑地地区の指定を促進する。

市は、生産緑地制度等各種制度を活用するとともに、市街地のオープンスペースの確保と良好な都市環境の形成に努める。

4 建築物等における安全対策、ヘリサインの表示

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
4-1 高層建築物及び地下施設等における安全対策	防災危機管理課、【府中消防署】
4-2 ヘリサインの表示	施設所管課
4-3 崖・擁壁、ブロック塀の崩壊等の防止	産業振興課、道路課、公園緑地課、建築指導課

4-1 高層建築物及び地下施設等における安全対策

市及び府中消防署等は、高層建築物や地下施設等の関係者に対し、次のとおり火災予防、避難、防火・防災管理及び消防対策を指導する。

(1) 高層建築物等の新築等に際して、関係者に対し、火災予防審議会を受けて策定した次の防火安全対策を講ずるよう指導する。

- ・高層の建築物の防火安全対策
- ・乾式工法を用いた防火区画等の煙等の漏えい防止対策（100メートル以上の高層建築物を対象とした安全対策）
- ・大規模建築物群等の消防アクセスの確保対策
- ・鉄道ターミナル駅に係る防火安全対策
- ・高層建築物等における歩行困難者等に係る避難安全対策

(2) 関係事業所に対して次の対策を指導する。

ア 火災予防対策

- ・火気使用設備器具の安全化及び出火防止対策の推進
- ・火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の転倒落下防止の措置
- ・内装材料、家具調度品、装飾物品の不燃化
- ・消火設備、防火区画等の機能確保による延焼拡大防止対策の推進

イ 避難対策（混乱防止対策）

- ・避難施設の適正な維持管理及び避難通路の確保

- ・ビルの防災センターからの迅速な緊急放送体制の整備
 - ・ショーケース、看板、複写機等の転倒、落下、移動の防止
 - ・避難誘導員の事前指定や訓練指導者の育成
 - ・避難口、避難階段を明示した館内図の掲示や施設利用者に対する災害発生時の行動要領の周知徹底
 - ・警報設備、避難設備の機能確保による避難対策の推進
- ウ 防火・防災管理対策
- ・従業員に対する消防計画の周知徹底
 - ・管理権原者が複数の建物における管理責任区分及び全体についての消防計画の周知徹底
 - ・ビル防災センターの機能強化及び要員教育の徹底
 - ・救出・救護知識の普及及び必要な資機（器）材の整備
 - ・防火管理業務及び防災管理業務の従事者を対象とした、実務講習等による教育
 - ・実践的かつ定期的な訓練の実施
- エ 消防活動対策
- ・消火活動上必要な施設の機能確保による消防活動対策の推進

4-2 ヘリサインの表示

震災時に、被災地上空から被害状況を確認するとともに、地上の救助機関部隊や、市災害対策本部とが連携した迅速・効率的なヘリコプターによる応急対策活動を行うため、公共建築物の屋上にヘリコプターから視認できる施設名を表示する。

4-3 崖・擁壁、ブロック塀の崩壊等の防止

(1) 崖・擁壁、ブロック塀等の崩壊防止

崖崩れのおそれのある区域に建築物や工作物等を設ける場合は、関係法令に基づいて指導を行い、災害の防止に努める。

新たにコンクリートブロック塀等を設置する市民や施工者に対して、配筋や基礎の根入れ等、構造に関する良好な施工方法について普及に努める。

(2) 急傾斜地崩壊、農地・農業用施設災害等防止

市内における急傾斜地崩壊危険箇所は、建設省砂防課長通達に基づく調査結果により、自然斜面6か所、人工斜面2か所の合計8か所である。

また、市内における急傾斜地崩壊危険区域は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、2か所である。東京都は、災害の発生を未然に防止するため、同法第12条に基づき、急傾斜地崩壊防止工事を行う。

資料編「2-11」

農地・農業用施設の安全対策については、市は、農地・農業用施設において周辺地域に被害を与えるおそれのある箇所改修や補強工事のほか、必要に応じた土砂災害防止法に基づくソフト対策を実施し、地域の安全性の確保を図る。

第2節 災害に強い市街地整備の推進

1 計画的な土地利用の推進

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1-1 地域まちづくり事業の推進	計画課
1-2 市街地整備計画策定事業の推進	計画課、まちづくり拠点整備推進本部

市は、計画的な土地利用の誘導、建築物の更新、都市基盤施設の整備、避難場所等の確保等により、災害に強い市街地整備を推進する。

1-1 地域まちづくり事業の推進

市は、木造住宅密集地域等における地区計画の策定、市民のまちづくり活動への支援などを行う。

1-2 市街地整備計画策定事業の推進

市は、府中基地跡地留保地の用途地域等の変更、用途地域の一括見直しなどを行う。

2 市内の拠点におけるまちづくりの推進

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2-1 分倍河原駅周辺整備事業の推進	まちづくり拠点整備推進本部

市は、市都市計画マスタープランに示す各拠点において、にぎわいのある拠点市街地の形成を図るため、拠点としてふさわしい土地利用の誘導やまちづくり体制の構築に取り組むことが必要である。市は、分倍河原駅周辺地区において、駅周辺の回遊性の向上や駅前空間の不足への対応等の課題を解決するため、地域住民や交通事業者を始めとした関係者との協働によるまちづくりを進めている。

2-1 分倍河原駅周辺整備事業の推進

市は、駅舎の改良や老朽化した南北こ線橋の架け替え、駅前に歩行者が滞留できる

空間の確保などハード整備の着手に向けた準備を進めるとともに、快適でにぎわいのある商店街の形成や良好な居住環境を保全するためのルールづくりなど、ソフト面の取組を着実に展開していくため、地域住民や交通事業者等との協議・検討を進める。

3 震災に対応した建築物等の誘導

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
3-1 建築物耐震化促進事業の推進	住宅課
3-2 ブロック塀等安全対策事業の推進	建築指導課

市は、住宅の所有者や、震災時に避難、救急・消火活動及び緊急物資輸送の大動脈となる緊急輸送道路沿道建築物の所有者等に対する普及・啓発や、改修等に係る費用の助成などを行うことにより耐震化を進めているが、いまだ耐震性を満たしていないものが多く残っているため、耐震化をより一層促進する。

また、所有者がブロック塀等の適正な維持管理を行わない場合は、災害時に倒壊することが懸念されるため、避難時や緊急車両の通行時に障害となることのないよう、市は、ブロック塀等の耐震化を促進する。

3-1 建築物耐震化促進事業の推進

市は、自治会・町会を対象とした建築物の耐震化に関する説明会や専門家を交えた相談会など、普及・啓発活動を行うほか、建築物の耐震診断、耐震改修等に要する費用の一部を助成する取組を行う。

3-2 ブロック塀等安全対策事業の推進

市は、ブロック塀等の所有者に適正な維持管理に係る普及・啓発活動を行うとともに、ブロック塀等の除却、建て替えなどの耐震化への取組を行う。

第3節 地震火災対策の強化

1 出火、延焼等の防止

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 出火、延焼等の防止	防災危機管理課、【府中消防署】

地震による火災や延焼等の防止を図るため、市及び府中消防署等は、消防活動路の確保等の安全対策を推進する。

市及び府中消防署等は、各家庭における地震時の出火防止等の徹底を図るため、起震車等の指導用資機（器）材を活用した実践的な出火防止訓練を実施し、市民の防災行動力の向上を図る。

火気設備・器具の安全化について、東京都火災予防条例に基づき、市、府中消防署等は、石油燃焼機器類への耐震安全装置の設置の徹底、火気設備・器具周囲の保有距離の離隔及び固定等、各種の安全対策を指導する。

市及び府中消防署等は、電気設備等の耐震化を指導するとともに、電気火災の防止に向けた普及啓発を推進し、出火防止等の安全対策の強化を図る。

市及び府中消防署等は、地下施設、飲食店、百貨店、病院等の防火対象物、多量の火気を使用する工場、作業場等に対して、火気設備・器具等の固定、当該設備・器具への可燃物の転倒・落下防止措置、災害時における従業員の対応要領等について、立入検査等において指導する。その他の事業所や一般住宅等についても、立入検査及び防火診断を通じた同様の指導とともに、地震後の出火防止を徹底するため、安全確保要領の指導を行う。

市及び府中消防署等は、発災直後の出火以外にも、地震発生から数日後の復電による通電火災等が発生する可能性があることに留意し、市民等への指導を行っていく。

2 初期消火体制の強化

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2-1 街頭消火器の設置	防災危機管理課
2-2 初期消火資機（器）材の普及	【府中消防署】
2-3 市民、事業所の自主防災体制の強化	防災危機管理課、【府中消防署】

2-1 街頭消火器の設置

市は、初期消火体制を強化するため、街頭消火器を設置する。

2-2 初期消火資機（器）材の普及

震災時における同時多発火災を防止するためには、家庭や事業所等における出火防止と初期消火が重要であるため、消火器、スタンドパイプ、可搬ポンプ及び住宅用スプリンクラー設備等の普及に努めるとともに、初期消火における消火器の積極的活用及び風呂水のくみ置き等の防災への備えを奨励する。

2-3 市民、事業所の自主防災体制の強化

(1) 市民の防災力の向上

市は、市民に対して、都民防災教育センター（立川防災館）等の体験コーナーを活用した訓練体験を推奨するとともに、自主防災組織等に対しては、初期消火訓練等、その活動規模・能力に応じた実践的な訓練を推進する。

要配慮者への支援については、市で実施している避難行動要支援者対策事業の周知を図ることで、各家庭や地域の協力体制づくりを進め、地域ぐるみの防災行動力の向上を図る。

(2) 事業所自衛消防隊の指導等

府中消防署は、事業所に対し、事業所防災計画の作成指導及び訓練支援を行う。

3 消防活動体制の強化

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
3-1 消防活動体制の整備	【府中消防署】
3-2 消防団体制の強化	防災危機管理課、【府中市消防団】
3-3 消防活動路の確保	防災危機管理課、計画課、建築指導課、【府中消防署】
3-4 地域防災体制の確立	防災危機管理課、【府中消防署】

3-1 消防活動体制の整備

府中消防署では、1か所の消防署と4か所の消防出張所に、ポンプ車、化学車、はしご車、救助車、救急車等の消防車両を配置して災害に備えている。また、地震等により多発する救助活動や消火活動に迅速に対応するため、特に配置された救助用資機（器）材を積載して、救助活動を実施することになっている。

平常の消防力を、地震時においても最大限有効に活用するため、地震被害の態様に対応した各種計画を策定し、有事即応体制の確立を進めるとともに、合築庁舎のメリットをいかした府中消防署庁舎及び市中央防災センターの一体的な運用により、市、府中消防署、消防団の連携を強化し、消防力の更なる充実を図る。

資料編「2-12」

3-2 消防団体制の強化

消防団は、消防団本部は市中央防災センター、消防団分団は市内各地の防災センターを活動の拠点とし、地域における防災活動の推進と震災時における消防団活動体制の充実強化を図る。

市は、震災等の大規模災害時に、消防団が効率的に活動できる体制を構築するとともに、可般ポンプ積載車、照明器具（発動発電機、投光器等）、救助資機（器）材、応急救護資機（器）材（担架・救急カバン等）、携帯用通信機器等の整備・増強に努める。

資料編「2-13」

3-3 消防活動路の確保

震災時には、道路周辺の建物や塀、電柱等工作物の倒壊、更には道路の陥没等により、消防車両等が通行不能になることが予想されるため、消防活動に必要な幹線道路の整備促進、狭あい道路・行き止まり道路の解消、架空電線の埋設化等、対策を講ずることが求められる。

市は、府中市地域まちづくり条例に基づく開発事業を行う場合において、府中市開発事業に関する指導要綱に基づく、建築物の後退などについて関係機関と連携して推進する。また、消防力の整備と併せて、道路障害物除去（啓開）用特殊資機（器）材の整備に努める。

市及び府中消防署は、震災消防活動が効果的に行えるよう、協定締結等による民間からの借上げ特殊車両等の確保に努める。

3-4 地域防災体制の確立

市及び府中消防署は、地震による火災等の災害から市民や地域社会を守るためには、地域ぐるみの対応が必要であるため、地域の自主防災組織と事業所の自衛消防組織等が相互に協力して連携できる体制を構築する。

府中消防署は、店舗併用住宅のような防火管理義務のない小規模事業所については、地域の自主防災組織等の一員として活動するよう指導する。

第4節 ライフライン施設の防災強化

1 上水道の安全化対策

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 上水道の安全化対策	【東京都水道局】

市は、地震による水道施設の被害を最小限にとどめ、市民に対する給水を可能な限り確保することを目的とした東京都水道局震災対策事業計画を踏まえ、施設の耐震性を強化するとともに、震災時における飲料水を確保するための対策を進める。

東京都は、耐震化や管路の耐震継ぎ手化の推進を図るとともに、次のとおりバックアップ機能強化対策等を推進する。

- ・浄水所や給水所等の耐震化について、浄水処理の系列ごとに工事を進め、施設の能力低下を可能な限り抑制する。また、その他の水道施設についても耐震化を一層推進する。
- ・管路については、より効果的に地域全体の断水被害を軽減するため、都の被害想定で震災時の断水率が高いと想定される地域の耐震継ぎ手化を重点的に進め、令和10年度までに耐震継ぎ手への更新を完了する。
- ・震災などで個別の施設が停止しても給水が継続できるよう、導水施設の二重化、広域的な送水管のネットワーク化などを進め、水道施設全体としてのバックアップ機能を強化する。
- ・大規模停電時や電力使用が厳しく制限された場合においても、安定的に給水を確保できるよう、浄水所等に自家用発電設備を新設・増強し、運用に必要な電力を確保する。
- ・医療施設等への応急給水については、人命に関わることから、応急給水を迅速に行うことを目的に、緊急給水車の拡充に努める。

市内にある水道施設は、浄水所1か所、給水所3か所、応急給水槽2か所である。

多摩地区のうち、武蔵野市、昭島市、羽村市及び檜原村を除く26市町の水道事業は、東京都が運営している。東京都では、多摩水道改革推進本部の下、施設管理等の拠点として給水管理事務所及び給水事務所を設置するとともに、水道料金の収納・給水装置工事の審査等の業務を行うサービスステーションを開設して、多摩地区水道の事業運営に当たっている。

東京都は、市等が迅速に応急給水できるよう、浄水所、給水所の災害時給水ステーション（給水拠点）において、応急給水活動区域を仕切柵で区分する施設整備を行う。ま

た、応急給水活動区域には、蛇口をひねるだけの簡単な操作で飲料水が出てくる給水施設を整備する。

震災時における材料の調達は、迅速・確実に確保する観点から、東京都水道局が直接民間事業者から調達して、復旧活動に従事する請負者に支給する方式（支給材方式）で行う（東京都水道局は、民間事業者から迅速に調達していくため、関係団体と協定を締結している。）。

2 下水道の安全化対策

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2 下水道の安全化対策	下水道課

震災時に、下水道施設の一部が被災した場合は、都市機能そのものの麻ひにつながり、市民生活への影響は極めて大きい。

市は、震災時においても、下水道施設がその機能を十分に発揮し、社会全体に及ぼす影響を最小限にとどめるための安全化対策を実施する。

2-1 下水道の安全化対策

市の下水道施設は、ポンプ場が1か所（排水能力10,800立方メートル/日）、公共下水道管きよの総延長は、幹線で約59キロメートル、枝線で約655キロメートルである。都市下水路は約11キロメートルとなっている。

震災時における下水道施設の機能を確保するため、次の安全化対策を推進している。

（1）中継ポンプ場施設の整備

経年変化等により安定性の低下した構造物及び機械電気設備については、機能向上と耐震化のための整備・補強を進める。

（2）管きよの整備

管きよのうち、経年変化等により安定性の低下した管きよについては、下水道管の点検・調査を実施するとともに、必要に応じた補修や更生工事を実施する。

テレビカメラ等による機能調査に基づき、老朽化の著しい管きよから計画的に補強を進める。

3 電気・ガス・通信等の安全化対策

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
3-1 電気施設の安全化対策	防災危機管理課、施設所管課、【電気事業者】

電気、ガス、通信などのライフライン施設は、都市化の進展とともに、ますます高度化、複合化されており、各施設の相互依存の関係は著しく高まっている。震災時に、これらライフライン施設の一部が被災した場合は、都市機能そのものの麻ひにつながり、市民生活への影響は極めて大きい。各関係機関は、震災時においても、ライフライン施設の機能をできる限り維持し、社会全体に及ぼす影響を最小限にとどめるための安全化対策を推進する。また、共同溝について、消防活動上必要な事項、非常用設備、出火防止措置等の届出指導の推進を図る。

3-1 電気施設の安全化対策

電気事業者は、電気施設の耐震性について、法令等の設計基準に則した設備構築を実施し、震災時の被害を最小限にとどめるよう万全の予防措置を講ずる。

電気事業者は、電気の供給信頼度の一層の向上を図るため、災害時においても、系統の切替え等により、早期に停電が解消できるよう系統連携の強化に努める。

東京電力の電気施設は、次表の耐震設計基準に基づき設置されており、電気事業者は、軟弱地盤の地域等、特に問題のある箇所については、きめ細かい設計を行い、施工する。また、電気事業者は、被災しにくい設備づくり、被災時の影響軽減、被災設備の早期復旧を基本方針として安全化対策を実施する。

東京都は、災害時に停電が発生し、停電が長引くおそれがあるときに、東京電力グループに対し、円滑に電源車の派遣を要請できるよう、災害対策上重要な施設に関する情報をリスト化し、平常時から共有するとともに、所管消防署への危険物取扱いに関する事前申請を行う。

市は、災害対策本部が設置される市庁舎の機能維持を図るため、非常用電源の整備等を促進する。また、避難所等、災害時の拠点となる施設等における自立・分散型電源を設置するほか、電気自動車による給電も実施する。

【電気施設関連の設備別基準】

設備名		電気施設関連の耐震設計基準
変電		・機器は、動的設計（0.3ガル共振正弦2波）、屋外鉄構は静的水平加速度0.5ガル（地震時においては風圧加重を考慮しない。）、機器と屋外の基礎は、水平加速度0.ガル以上としている。
送電	架空線	・地震による振動・衝撃荷重の影響は、電気設備に関する技術基準に定める風圧による荷重に比べ小さいので、これらの荷重を基礎として設計している。
	地中線	・油槽台等の附帯設備については、変電機器の耐震性に準じて設計している。
配電		・地震による振動・衝撃荷重の影響は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が一般的な地震動による荷重を上回るものと評価されているため、同基準に基づいた設備形成をしている。
通信		・変電、送電、配電設備に準じて設計を行っている。

3-2 ガス施設の安全化対策

設備、施設の設計は、ガス事業法、消防法、建築基準法、道路法等の諸法規、建築学会・土木学会の諸基準及び日本ガス協会基準に基づいて行う。

ガス事業者は、地震時に安全装置が作動して遮断したガスを、各家庭で復旧させる手順について、ガス利用者に周知する。また、ガス設備の耐震化と供給停止ブロックの細分化により、供給継続性の向上に努める。移動式ガス発生設備による臨時供給体制や災害時におけるLPガスの活用体制を整備する。

ガス事業者における安全化対策は、次のとおりである。

- ・製造所、整圧所設備においては、重要度及び災害危険度の大きい設備の耐震性を向上させ、安全性を確保する。また、防火設備、保安用電力等の強化を行い、二次災害防止に努める。
- ・供給設備においては導管を高・中・低圧別に区分し、それぞれの状態に応じた最適な材料・継ぎ手構造等を採用し、耐震性の向上に努める。
- ・供給設備のある全ての地区ガバナーにS Iセンサーを設置し、揺れの大きさ（S I値）・ガスの圧力・流量を常時モニタリングする。
- ・上記の情報を解析し、高密度に被害推定を行い、迅速な供給停止判断及び遮断する体制を整備する。

資料編「2-14」

【ガス事業者の都市ガス関連施設の安全化対策】

施設名	安全化対策
製造施設	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の重要度分類に基づき、それぞれのクラスに応じた設計法を適用し、耐震性の向上及び安全性を確保する。 ・緊急遮断弁、防消火設備、防液堤の設置、保安用電力の確保等の整備を行い、二次災害の防止を図る。
供給施設	<ul style="list-style-type: none"> ・新設設備は、ガス工作物の技術上の基準等に基づき、耐震性を考慮した設計とし、既設設備は必要に応じて補強する。 ・二次災害の発生を防止するため、ホルダーの緊急遮断装置、導管網のブロック化、放散塔など緊急対応設備を整備する。
通信施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ループ化された固定無線回線の整備 ・可搬型無線回線の整備
その他の安全装備	<ol style="list-style-type: none"> 1 地震センサーの設置 LNG基地、整圧所、幹線ステーションに地震計を設置するとともに、地区ガバナ（整圧器）には感震・遠隔遮断装置を設置する。 2 安全装置付ガスメーターの設置 建物内での二次災害を防止するため、震度5程度の地震時にガスを遮断するマイコンメーターを設置する。

3-3 通信施設の安全化対策

(1) 東日本電信電話㈱

東日本電信電話㈱は、電気通信設備及び附帯設備（建物を含む。以下「電気通信設備等」という。）の防災設計（耐震・耐火・耐水設計等）を実施するとともに、通信施設が被災した場合においても、応急の通信が確保できるよう通信設備の整備を行う。

東日本電信電話㈱の安全化対策は、次のとおりである。

- ・震度7クラスの地震においても、機能を維持する設備を構築する。
- ・非常用電源の長時間化に努める。
- ・通信網の多ルート化、中継拠点の分散化に努める。
- ・市が指定した避難所（市立小・中学校、文化センター等）のうち、市から設置要望のあった施設に災害時用公衆電話（特設公衆電話）を事前に設置することで、災害時における避難者の通信手段を確保する。
- ・地震対策協議会、自治体が指定した公共施設、オフィスビル、ホテル、コンビニ、駅等の施設に災害時用公衆電話（特設公衆電話）を事前に設置することで、災害時における帰宅困難者の通信手段を確保する。

【通信設備別安全化対策】

事 項	安 全 化 対 策
電気通信設備	<p>電気通信設備等の高信頼化</p> <p>次のとおり電気通信設備等の防災設計を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 豪雨、洪水、高潮又は津波等のおそれがある地域にある電気通信設備等について、耐水構造化を行う。 2 暴風のおそれのある地域にある電気通信設備等について、耐風構造化を行う。 3 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行う。
電気通信システム	<p>電気通信システムの高信頼化</p> <p>災害が発生した場合においても通信を確保するため、次の各項に基づき通信網の整備を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 主要な伝送路を多ルート構成又はループ構成とする。 2 主要な中継交換機を分散設置する。 3 大都市において、とう道（共同溝を含む。）網を構築する。 4 通信ケーブルの地中化を推進する。 5 主要な電気通信設備等について、必要な予備電源（移動電源車配備、燃料確保・供給オペレーション等）を設置する。 6 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。

（２）各通信事業者

各通信事業者は、コンビニエンスストアの店舗に非常用電話機を設置することにより、震災時に無料で安否確認等の緊急連絡を可能とし、災害時の情報ステーション化への取組を行う。

（３）各機関の対応

各通信事業者は、早期のサービスエリア復旧のための対策を行う。

市庁舎、市の災害対策拠点、医療機関、人口密集地等の重要エリアの通信を確保するために、各通信事業者は、基地局等において、非常用発電機による無停電化やバッテリーの長時間化に取り組む。

市は、避難者や帰宅困難者が多く発生する可能性のある地域での通信確保等、柔軟で迅速なサービス復旧を行うため、移動基地局車可搬型基地局、移動電源車等を配備する。

各通信事業者は、電気通信設備等の防災設計（耐震・耐火・耐水設計等）を実施するとともに、通信施設が被災した場合においても、応急の通信が確保できるよう通信設備の整備を行う。

第5節 建築物の耐震強化

1 建築物の耐震強化

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1-1 建築物の耐震化・不燃化	計画課、建築指導課、住宅課
1-2 落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止	建築指導課、【東京都都市整備局】

1-1 建築物の耐震化・不燃化

（1）建築物の耐震化・不燃化の促進

府中市耐震改修促進計画に基づき、耐震診断・耐震改修等の促進を図る。

市は、平成7年4月1日から特定行政庁となり、建築確認申請に係る事務を開始した。建築物の新築・増築等については、建築物の位置、構造、設備等について建築基準関係規定に適合するよう建築確認申請及び完了検査等の際に指導を徹底し、安全で安心な建築物の普及に努める。

延焼遮断帯としての道路の沿線にある建築物については、市は、路線式の防火地域の指定により適正に規制及び誘導を行う。また、新築等の不燃建築物に対する東京都の不燃化助成制度を市においても適用するよう東京都都市整備局に要望する。

資料編「2-15、2-16」

（2）公共建築物等の維持管理

市は、大地震時に消火・避難誘導、情報伝達等の応急活動の拠点となる市庁舎、防災センター、市立小・中学校、文化センターについて、耐震診断後、その拠点としての機能を有効に発揮できるよう、適切に維持管理をする。

資料編「2-17」

（3）民間建築物の耐震化に係る支援

民間建築物の耐震診断については、所有者・使用者の自主的判断と自覚に負うところが大きいことから、市は、耐震診断及び改修に関する相談窓口を設け、積極的に普及啓発に努める。

市は、木造住宅、分譲マンション、緊急輸送道路沿道建築物の所有者などが行う耐震化への取組に対し、耐震化に要した費用の一部を助成する。

1-2 落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止

(1) 天井等落下物の安全化

建物の外壁に存在する窓ガラスや看板、屋上にある設備類は、地震等の災害時には落下等により道路上の通行人に被害を与え、道路を閉塞して避難や防災活動に支障を来すおそれがあることから、市及び東京都は、次の安全化対策を実施する。

ア 外壁等の落下物対策

ビルの外装材については、経年劣化によるタイル等の剥離落下を防止するため、特殊建築物の定期検査報告等の際に、所有者等により適切な維持管理がされるよう促す。

イ 窓ガラスの飛散防止対策

公共施設は、飛散防止対策に努める。また、ビル等の所有者に対して、飛散防止対策に努めるよう促す。

ウ 屋外広告物の対策

地震の際、看板等の屋外広告物が脱落し、被害をもたらすことがないように、東京都屋外広告物条例等の関係法令に基づき、設置者等に対しての指導を徹底する。

現状把握に努め、倒壊、落下、脱落の可能性のある屋外広告物については注意を喚起するなど、速やかに対策が講じられるよう助言する。

エ 天井の崩落対策

体育館、屋内プール、劇場等の大規模空間を有する建築物については、所有者に安全確認の徹底を指導する。

(2) 家具類の転倒・落下・移動の防止

過去の大きな震災では、室内においても、揺れのために家具が転倒することにより、深刻な人的被害が生じた。特に、高層階ほど揺れが大きく、被害が甚大であった。

市は、このような教訓を踏まえて、高齢者や障害者がいる世帯を対象とした家具類の固定を行う補助や家具類転倒・落下防止器具の取付けの推進を図る。市施設においてもオフィス家具類の転倒・落下防止対策の推進を図る。

市民及び事業所は、家庭やオフィス内の家具類の転倒・落下防止対策を講じ、地震による被害が軽減するよう努める。

第6節 文化財等の防災対策

1 文化財等の防災対策

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 文化財等の防災対策	ふるさと文化財課

市は、文化財が貴重な国民的財産であることから、災害による破損や焼失が生じないように、所有者や管理者に対する意識啓発を図る。

文化財施設の所有者及び管理者は、次のとおり防災対策を行う。

- ・指定建造物等の内外の火気及び喫煙等の禁止措置に努める。
- ・必要な消防用設備等の設置に努める。
- ・定期的に消防機関への通報、消火、重要物件の搬出、避難誘導等の総合訓練等の防災訓練を実施する。
- ・消防用設備及び防災設備等を点検・整備する。
- ・文化財防災点検表を作成する。

資料編「2-18」

【文化財防災点検表の点検内容（主要項目）】

点検主要項目	点検内容
文化財周辺の整備・点検	・文化財の定期的な見回り・点検 ・文化財周辺環境の整理・整頓
防災体制の整備	・防災計画の作成 ・巡視規則や要項の作成等
防災知識の啓発	・国、都道府県等が主催する文化財の防災に関する講習会等への参加 ・ポスターの掲示、防災訓練への参加の呼び掛け
防災訓練の実施	・防災訓練の実施
防災設備の整備と点検	・外観点検、機能点検、総合点検、代替措置の整備
緊急時の体制整備	・消防機関への円滑な通報体制の確立、相隣者の応援体制、文化財防災点検表による定期的な自主点検

第7節 地盤の液状化対策の強化

1 地盤の液状化対策の強化

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1-1 詳細な取組内容	【東京都都市整備局、東京都建設局、東京都水道局】

東京都は、液状化被害の発生危険性のある箇所について、インフラ施設等の液状化対策、市民への情報提供など、適切な対策を講ずる。

【対策内容と役割分担】

機関名	対策内容
東京都各局	公共建築物に対する液状化対策
東京都都市整備局	液状化による建物被害に備えるための手引の改定 既存の地盤調査データ、対策工法などの情報提供
東京都建設局	東京の液状化予測図を都民に情報提供
東京都水道局	都の被害想定で震災時の断水率が高いと想定される地域について、優先的に管路の耐震継ぎ手化を実施
特定行政庁である市	液状化のおそれのある地域において、建築物の設計者等に対する確な対策を講ずるよう促す。

1-1 詳細な取組内容

(1) 液状化のおそれのある地域における建築物の安全確保

東京都都市整備局は、液状化のおそれのある地域における建築物を対象とした対策工法などについて情報提供するとともに、建築確認審査等を通じて液状化対策の指導の充実を図っている。

特定行政庁である市は、木造住宅などの建築物について、液状化のおそれがある地域において、建築確認審査などの機会を捉え、建築物の設計者などに対して、的確な対策を講ずるよう促していく。

(2) インフラ施設等の液状化対策

東京都水道局は、液状化危険度や耐震継ぎ手化の進捗等を踏まえ、都の被害想定で震災時の断水率が高いと想定される地域について、優先的に水道管路を耐震継ぎ手管に取り替えている。

市は、液状化の危険性が高い地域の下水道機能及び交通機能を確保するため、避難所や災害復旧拠点などから排水を受ける下水道管や緊急輸送道路などの下にある下水

道管を対象にマンホールの浮上抑制対策などの液状化対策を進める。

管理道路の液状化対策として、震災時に道路上の障害物除去及び応急復旧等を担う事業者を確保するため、インセンティブの適用を検討するなど契約制度を見直すとともに、応急対策や早期復旧に資する災害対応力を強化するなど、緊急輸送道路等の通行が迅速に確保される体制を強化し、ソフト面からも道路の震災対策を図る。

(3) 液状化に係る情報提供

東京都都市整備局は、東京都建築物液状化対策検討委員会の検討を踏まえて作成した液状化による建物被害に備えるための手引やリーフレットを活用し、既存の地盤調査データ、地盤調査の実施方法、対策の工法などについて、市民に情報提供している。

また、市民からの相談に対し、地域の状況に即して適切に対応していくため、液状化対策に関し、必要な知識を有するアドバイザーの紹介や、液状化による建物被害に備えるための手引の活用などについて、東京都と連携して取り組んでいく。

第8節 高層建築物等の地震対策

1 高層建築物等の地震対策

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 高層建築物等の地震対策	建築指導課、住宅課、【府中消防署】

市は、高層建築物において、地震火災や混乱などによる被害を防ぐため、施設の安全化や避難誘導、救出・救護体制の整備等を進める。

府中消防署は、高層建築物の関係者に対し、火災予防、避難、防火・防災管理及び消防対策を指導する。

市及び指定確認検査機関は、高層建築物の建築について、建築基準法に基づき、建築確認、中間検査及び完了検査を行い、防災上や構造上の安全性を確保する。

市は、既存の高層建築物のうち、対象となるものに対して、建築基準法に基づく定期報告制度により、毎年又は3年ごとに維持保全の状況について報告を求め、安全性の確保を図る。

1-1 質の高い建築物の確保

市総合計画では、快適で住みやすいまちづくりの推進の施策の一つとして、質の高い建築物の確保を推進している。主要な取組は次のとおりである。

(1) 特定行政庁所管業事業

市は、多数の人が利用する特定建築物等の所有者・管理者への指導の強化、市内パトロールによる違反建築の抑制などを図る。

(2) 建築指導等事務

市は、他市（近隣の行政庁）との連携を強化するとともに、建築物の長寿命化や低炭素化を推進する。

(3) マンション適正管理促進事業

市は、東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例等に基づき、管理組合等に対する調査や助言等の支援を行うほか、関係機関と連携して管理組合や区分所有者等を対象としたマンション管理に係る相談会を定期的に開催する。

第9節 エレベーターの閉じ込め防止対策

1 エレベーターの閉じ込め防止対策

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1-1 エレベーターの閉じ込め防止対策の推進	施設所管課、【東京都都市整備局、地方独立行政法人東京都立病院機構】

震災時におけるエレベーター閉じ込めの発生を抑制するため、次の対策を実施する。

1-1 エレベーターの閉じ込め防止対策の推進

市は、東京都が進める施設の対策に準じて、市施設へのエレベーター閉じ込め防止装置の設置に努める。

医療機関は、災害時に医療活動を迅速に行えるよう、その施設のエレベーターの閉じ込め防止対策を講ずる。

市及び東京都は、エレベーターの閉じ込め防止装置の設置の必要性について、広報やホームページ等に掲載し、早期設置を促す。

(1) エレベーター閉じ込め防止装置の種類

ア リスタート運転機能

地震で停止装置が働いて緊急停止した場合に、自動で安全を確認してエレベーターを作動させることにより、閉じ込めを防止する機能

イ 停電時自動着床装置

停電時に、エレベーターを最寄り階に着床させるのに必要な電力を供給する装置

ウ P波感知型地震時管制運転装置

主要動（S波）が到達する前に、初期微動（P波）を感知することにより、安全にエレベーターを最寄り階に着床させ、ドアを開放する装置

（2）救出体制の構築

市、東京都、エレベーター保守管理会社等は、エレベーター利用者及び建物管理者に対して、地震時にエレベーター内の閉じ込めが確認された場合には、公的機関等ではなく、エレベーター保守管理会社への通報を優先することを広く周知する。

（3）早期復旧体制の構築

ア 1ビル1台復旧ルールの徹底

地震発生時に、エレベーターを点検して運転を再開するための保守要員は限られている。できるだけ多くのマンションやビルの機能の回復を早期に図るため、1ビルにつき1台のエレベーターを復旧させることを原則とし、市、東京都、エレベーター保守管理会社等は連携して市民・事業者等に広く周知する。

イ 自動診断仮復旧システム

エレベーター製造者等では、地震で停止したエレベーターについて、保守要員による点検をしなくても、仮復旧できる自動診断仮復旧システムの開発を行っていることから、市は防災上重要な市施設への本システムの設置を検討し、民間施設に対しても、本システムの普及に努める。

第10節 社会福祉施設等の安全確保

1 社会福祉施設内の安全対策

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 社会福祉施設内の安全対策	防災危機管理課、施設所管課

市は、施設と周辺地域の事業所、自治会等との間及び施設相互間の災害時応援協定等の締結を促進する。

市は、各施設の自衛消防訓練等の機会を捉え、使用実態に沿った適切な避難行動が習得できる訓練内容の充実指導を図る。

また、戸棚類の転倒、天井や備品等の落下による危険から利用者の安全を確保するため、市は施設内の総点検を行い、備品等の転倒・落下・移動防止等の安全措置を講ずる。

2 迅速な応急活動体制の確立

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2 迅速な応急活動体制の確立	防災危機管理課、施設所管課

社会福祉施設等には、高齢者、障害者、乳幼児など震災発生時に、自力で避難することが困難であり、人の介助を必要とする要配慮者が入所、通所している。

市は、要配慮者やその家族が安心して暮らすことができるよう、防災訓練の実施や備蓄等の充実など社会福祉施設等における安全確保対策を推進する。

3 地域との連携強化

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
3 地域との連携強化	防災危機管理課、施設所管課

社会福祉施設等の入所、通所者には、自力で避難することが困難であり、人の介助が必要な要配慮者も多いことから、施設関係者だけでなく地域住民の協力が不可欠となる。

市は、近隣の自治会、事業所等との災害時における避難の協力に関する応援協定等の締結を促進し、地域住民の協力による安全確保対策を推進する。

第11節 危険物施設等の対策

1 危険物施設、毒物・劇物取扱施設等の安全化

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 危険物施設、毒物・劇物取扱施設等の安全化	【関東東北産業保安監督部、東京都保健医療局、府中消防署、多摩府中保健所】

危険物施設及び高圧ガス等関係事業所に対しては、当該事業所の予防規程及び自主防災体制の強化とともに、専門的知識を必要とする防災活動技術や防災訓練の実施等についての指導助言と事業所相互間の応援体制の確立に努める。前述した内容を除く事業所については、事業所防災計画の作成指導に努める。

危険物施設の自主保安体制の推進及び定期点検に関する指導を行う。

多摩府中保健所及び保健医療局は、毒物・劇物取扱施設に対して、危害防止規定の作成、設備の保守点検等の励行、定期的な防災訓練の実施等を指導する。

資料編「2-19、2-20、2-21、2-22」

2 危険物等の輸送の安全化

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2 危険物等の輸送の安全化	【東京都保健医療局、府中警察署、府中消防署、日本貨物鉄道㈱、多摩府中保健所】

多摩府中保健所及び保健医療局は、法令基準に適合するよう指導取締りを実施するとともに、関係機関との連絡通報体制を確立する。

府中消防署は、タンクローリー等による危険物輸送の指導をする。また、イエローカードの車両積載の確認及び活用を推進する。

府中警察署は、危険物等運搬車両の通行路線の検討を行い、危険物等運搬車両の路上点検、指導取締りの推進を図る。また、関係機関等の連絡通報体制を確立する。

JR貨物事業者は、鉄道タンク車の検査体制の強化及び私有タンク車の安全性に関する指導を実施するとともに、火薬類等の危険品輸送時の災害防止を図る。また、関係機関等における緊急時の協力・応急処理体制を確立する。

第3章 緊急輸送体制の整備

第1節 道路・橋りょうの機能確保

1 道路・橋りょうの機能確保

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 道路・橋りょうの機能確保	道路課

道路及び橋りょうは、単に人や物の輸送を担う交通機能のみならず、震災時においては、火災の延焼防止効果や避難、緊急物資等の輸送ルートとなる等、多様な機能を有している。道路機能の確保のため、市は次のことを実施する。

- ・震災時に重要な役割を担う緊急輸送道路が建築物の倒壊により閉塞することがないように沿道建築物の耐震化を推進するとともに、所有者が行う耐震化に要する費用の一部を助成する。

道路は、延焼遮断帯の骨格をなす都市施設であり、災害に強いまちづくりを形成する上で重要な施設であることから、延焼遮断帯として大きな機能を持つ幹線道路は、重点的に新設・拡幅を行う。

国道、都道及び幅員12メートル以上の都市計画道路等を対象として、沿道の不燃化（奥行20～30メートルをめどとする。）を進める。

資料編「2-23」

2 避難道路機能の確保のための対策

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2-1 放置自転車対策	地域安全対策課
2-2 違法駐車対策	地域安全対策課、【府中警察署】
2-3 無電柱化の推進	道路課

2-1 放置自転車対策

市は、府中市自転車の放置防止に関する条例により、駅周辺道路等における自転車の放置を防止するとともに、商業地域及び近隣商業地域における自転車の大量駐車需要を生ずる施設に対し、自転車駐車を設置させることにより、市民の良好な生活環境を確保する。

避難路となる歩道空間を確保するため、自転車誘導員を配置し、自転車等の利用者へ指導・啓発を行う。

2-2 違法駐車対策

市は、府中警察署と連携し、道路交通法に基づき、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害の防止に努めることで、道路交通の適正化と防災活動の確保を図る。

荷さばき車両の規制により、道路交通の適正化と防災活動の確保を図る。

2-3 無電柱化の推進

市は、道路上の電線類を、可能な範囲で地中化することなどにより、災害時の救助活動の円滑化や避難道路機能の充実等、都市防災の一層の向上を図るとともに、高度情報化社会において欠かせない電力の安定供給と通信の信頼性の向上を図る。

第2節 緊急輸送ネットワークの整備

1 緊急輸送ネットワークの整備

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 緊急輸送ネットワークの整備	道路課、【東京都建設局、府中警察署】

東京都は、震災時に果たすべき輸送路の機能に応じて、第一次（市、他県との連絡）、第二次（主要初動対応機関との連絡）、第三次（緊急物資輸送拠点との連絡）の緊急輸送ネットワークを整備する。

（1）第一次緊急輸送ネットワーク

応急対策の中核を担う都本庁舎、立川地域防災センター、市庁舎、輸送路管理機関、重要港湾及び空港等を連絡する輸送路

（2）第二次緊急輸送ネットワーク

第一次緊急輸送路と放送機関、自衛隊や警察・消防・医療機関等の主要初動対応機関、ライフライン機関、ヘリコプター災害時臨時離着陸場候補地等を連絡する輸送路

（3）第三次緊急輸送ネットワーク

トラックターミナルや駅等の広域輸送拠点、備蓄倉庫と市の地域内輸送拠点等を連絡する輸送路

市は、救出救助活動の拠点となる施設（消防署（出張所を含む。）、各防災センター等）から、東京都が整備する緊急輸送道路までの道路を、優先啓開道路として指定する。また、指定後は、避難者が避難場所へ安全に移動することができるように、避難路となり得る道路の有効幅員の拡大、無電柱化等の整備を推進する。

資料編「2-24、2-25」

東京都及び府中警察署は、緊急輸送ネットワークの実効性を担保するため、緊急輸送

ネットワークと緊急道路障害物除去路線との整合を図る。緊急道路障害物除去路線とは、災害時に交通規制を実施する緊急自動車専用路や緊急交通路の障害物の除去や応急補修を優先的に行う道路のことである。

資料編「2-26」

第3節 鉄道・バス施設の整備

1 鉄道施設の整備

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 鉄道施設の整備	【鉄道事業者】

鉄道事業者は、列車運転の安全確保を確立し、輸送業務を災害から未然に防止するため、線路施設等の耐震性の向上に努め、施設の安全対策を図る。

鉄道事業者は、気象庁から配信される緊急地震速報を活用し、大きな揺れが到達する前に列車無線で乗務員に通報し、列車を停止させることで、人命の安全確保及び輸送の確保を図る。また、内部での情報連絡のほか、運行再開に当たって、国や各鉄道事業者等と再開時刻等必要な調整をするための通信手段を確保する。

鉄道事業者は、鉄道駅や駅間施設の耐震化を促進するとともに、災害に関する取組について、分かりやすく周知する。

2 代替輸送手段の確保

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2 代替輸送手段の確保	計画課、【東京都交通局、バス事業者】

市は、徒歩帰宅者を利用可能な交通機関や代替え輸送等に誘導する。

東京都は、バス等による代替輸送手段を確保する。

バス事業者は、バス等による代替輸送手段を確保する。

第4章 初動対応体制の整備

第1節 初動対応体制の整備

1 初動対応体制の整備

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 初動対応体制の整備	防災危機管理課

市は、発災直後から応急対策活動を円滑に実施するために、必要な施設及び体制等を事前に整備し、維持管理していく。

市、自衛隊、警察、消防等の関係機関の能力を最大限発揮できるよう、連絡調整機能の強化を図り、円滑な初動体制を構築する。

市は、地域における第一次的防災機関として災害対策活動の円滑を期するため、防災訓練に必要な組織及び訓練の実施方法等に関する計画を定め、平常時よりあらゆる機会を捉え、訓練の実施に努める。訓練項目は、本部運営訓練、非常参集訓練、現地実動訓練、図上訓練とする。参加対象は、市、地域住民、事業者、東京都、防災関係機関等とする。

第2節 配備・動員計画の策定

1 職員体制の整備

市は、職員参集に係るシステムや運用体制、要綱や要領、行動マニュアルなどを整備し、夜間・休日等の勤務時間外に災害が発生した場合でも、速やかに対応できるよう災害時における職員の初動体制を定めておく。この体制については、定期的な訓練等を通して、全職員への習熟を図る。

2 市職員等の動員

市の動員対象となる職員は、市内に震度6弱以上の地震が発生した場合は第四非常配備態勢をとり、全員配備となるため、動員命令を待つことなく、自発的にあらかじめ定められた動員先に直ちに参集しなければならない。また、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたときは第一非常配備態勢、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき又は局地的な災害が発生したときは、第二非常配備態勢、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき又は震度5弱以上の地震が発生したときは、第三非常配備態勢の各態勢をとる。

3 配備計画・職員初動マニュアルの策定

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
3 配備計画・職員初動マニュアルの策定	防災危機管理課

市は、災害が発生した場合に、災害応急対策を迅速かつ適確に実施するためには、必要な人員を配備するため、職員の居住地、災害の規模を勘案し、より実効性の高い配備態勢を構築する必要がある。各所属長は、配備区分に応じた配備計画及び伝達計画（平常執務時、休日・退庁後）を事前に作成しておく。

また、災害時に迅速かつ円滑な災害対応を実施できるよう、府中市職員初動マニュアルを策定している。この体制については、定期的な訓練等を通して、全職員への習熟を図る。

第3節 市の防災拠点の整備

1 防災拠点の整備

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1-1 防災拠点（中央防災センター）の整備	防災危機管理課
1-2 市庁舎の活用	財産活用課、新庁舎建設推進室
1-3 水防・防災ステーションの整備	防災危機管理課
1-4 その他拠点の整備	防災危機管理課、健康推進課
1-5 市施設の停電対策	財産活用課

1-1 防災拠点（中央防災センター）の整備

震災等の災害に対して二次災害の防止と被害の軽減を図る災害対策の拠点施設として、市災害対策本部等の機能を有する中央防災センターを整備した。

市は、府中消防署との合築庁舎である利点をいかし、市災害対策本部及び消防団本部、府中署隊本部は円滑な連携を図り、迅速な災害対策活動を実施する。

ア 構造・階層・面積

RC造 地上7階建て

震度7の地震に耐える免震構造

敷地面積 1,866.34平方メートル

建築面積 1,131.63平方メートル

延面積 3,586.92平方メートル

イ 階構成

府中市中央防災センター、府中市消防団本部室、府中消防署、消防職員待機宿舎で構成される。

ウ 災害対策活動を実施するための対策

- ・災害対策本部室の設置
- ・消防団本部室の設置
- ・防災行政無線等各種機器の設置

7階			
6階	消防職員待機宿舎 11室		
5階			
4階	防災教室、体育訓練室、食堂、仮眠室、倉庫、機械室		
3階	府中消防署	事務室、署長室 通信室、都民相談室 倉庫、機械室	府中市中央防災センター 防災危機管理課事務室 消防団本部 災害対策本部室
2階	更衣室、倉庫、機械室		
1階	受付、車庫、防災衣収納庫、倉庫、機械室		

【中央防災センターの階構造】

1-2 市庁舎の活用

市庁舎は、災害時においては、災害対策を講ずる重要な拠点となる。しかしながら、それとともに、市民へ日常生活に係るサービスを提供する場であるため、災害対応拠点としての活用と並行し、早期の市民サービス提供開始を念頭に、その活用を図る必要がある。

本庁舎、府中駅北第二庁舎は、中央防災センターとの連携体制を構築し、市職員間で円滑な情報共有を図る。

市は、市庁舎の建て替えに当たり、防災・災害復興拠点施設として円滑な活動ができるよう検討する。

1-3 水防・防災ステーションの整備

市は、災害時における物資の受入れ、配分等を行う地域内輸送拠点として、水防・防災ステーションを整備した。

1-4 その他拠点の整備

市は、各施設の災害時における活用方法を踏まえ、次の施設に必要な資機（器）材を整備する。

- ・防災センター
- ・矢崎町防災倉庫
- ・保健センター

1-5 市施設の停電対策

市は、市本庁舎、中央防災センターに停電対策を実施し、災害時における施設の電力確保に万全の体制を備える。

災害発生時には、非常用発電設備用の燃料等各種の燃料油の調達が極めて困難な状況となることが予想される。

このため、市は、災害時石油供給連携計画に基づき、東京都に対して供給の要請を行うほか、事業組合と協定を締結し、各種燃料油の確保を図る。また、各市施設において、電力を供給する設備の優先順位を定めておくとともに、ネットワークシステムも含めた停電時対応マニュアル等を整備して停電を想定した訓練を実施し、対応力を強化する。

ガスバルクやコージェネレーションシステムなどの自立分散型のエネルギー等を活用し、エネルギーを多様化していくとともに、平常時はもとより災害時にも活用できるエネルギーの確保を図る。

資料編「協定8-2」

2 災害ボランティア活動拠点・バックアップ拠点の確保

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2-1 災害ボランティア活動拠点の確保	地域福祉推進課、建築指導課、【府中市社会福祉協議会】
2-2 バックアップ拠点の確保	施設所管課

2-1 災害ボランティア活動拠点の確保

災害時に、多数のボランティアの一時的な受入れ、情報の提供、必要な箇所へのボランティアの派遣等、効率的なボランティア活動が行われるよう、市は、ボランティア活動拠点を指定し、災害が発生した場合は、速やかに市災害ボランティアセンターが設置されるよう体制を整備する。

2-2 バックアップ拠点の確保

市は、初動活動の際に活用する市庁舎については耐震性の向上と設備等の自立性の確保を図るとともに、情報機能を強化するなど、より効果的な防災機能の強化を図る。さらに、中枢拠点が被災した場合のバックアップ拠点を確保する。

第4節 消火・救助・救急活動体制の整備

1 消防活動体制の整備

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 消防活動体制の整備	防災危機管理課、【府中消防署】

市は、次のとおり、消防活動体制を整備する。

- ・平常時から消防団の団員確保及び育成に努め、地域の防災力の向上を図る。
- ・消防団の活動に必要な装備・資機（器）材の充実・強化に努め、消防団員の活動力の向上を図る。
- ・消防訓練所等において消防団の教育訓練の充実を図る。
- ・街頭消火器の整備に努める。
- ・火災の延焼拡大の危険が高い地域や消防活動が困難な地域、避難所周辺等を中心に、耐震性貯水槽や耐震性のある防火水槽の整備、ビルの保有水の活用、河川やプール等の水利の開発や確保を推進する。

府中消防署は、次のとおり、消防活動体制を整備する。

- ・同時多発性・広域性を有する地震火災に対応するため、消火活動に有効な資機（器）材を整備する。
- ・長期間に及ぶ消防活動を間隙なく継続するため、震災時等における職員の後方支援体制や、消防車両の整備体制の充実強化を図る。

2 救助・救急体制の整備

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2 救助・救急体制の整備	防災危機管理課

市は、次のとおり救助・救急活動体制を整備する。

- ・府中警察署及び府中消防署と協力し、市内における円滑な連携体制の構築を図る。
- ・消防団員及び市民に対する救急救助訓練を行い、各地域の消防団及び自主防災組

織等に救急救助能力の向上を図る。

府中消防署は、次のとおり救助・救急体制を整備する。

- ・関係機関と連携した多数傷病者の搬送体制を確立する。
- ・震災時に同時多発する救助事象に対応するため、整備計画に基づいて救助体制の強化を図るとともに、消防署に救助用資機（器）材を配置する。また、協定に基づく災害救助犬との連携を考慮する。
- ・震災時に同時多発する救急事象に対応するため、整備計画に基づいて救急隊の増強整備を図り、非常用救急車の運用を含め、震災時の傷病者搬送体制を強化する。
- ・高度救急資機（器）材や消防隊用応急救護資機（器）材を活用し、救急現場での救命効果向上を図る。
- ・傷病者の速やかな搬送及び市民への情報提供を的確に行うため、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）を活用し、医療情報の収集体制の強化を図る。
- ・東京民間救急コールセンター登録事業者連絡協議会と連携し、多数傷病者の搬送補完体制の確立を図る。
- ・多言語音声翻訳アプリである救急ボイストラを活用し、外国人への救急対応の充実強化を図る。

府中警察署は、次のとおり救助・救急活動体制を整備する。

- ・災害時に必要な装備資機（器）材の充実強化を図り、効果的に資機（器）材を活用した迅速、的確、安全な救出救助活動体制を整備する。
- ・発災時に迅速な救出救助活動が実施できるよう、警察署に平素から、機動隊等のレスキュー隊経験者を中心とした救出救助部隊を編成し、各種訓練を反復、継続して実施することにより、署員の災害対処能力の向上に努める。
- ・大震災等発災時における集団警備力としての機動隊の更なる災害対応力の向上を図るため、被災者の救出救助等に関する実践的・効果的訓練を行うとともに、各種震災対策用資機（器）材の整備を図る。
- ・発災直後から緊急自動車専用路を速やかに確保するため、継続して交通規制訓練を実施するとともに、交通規制用資機（器）材の整備を図る。

3 広域連携体制の構築

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
3 広域連携体制の構築	防災危機管理課

市は、災害時において他の自治体の円滑な協力が得られるよう、協定を締結するなど、協力体制を構築している。

市及び東京都は、災害時等の相互協力に係る協定を締結し、被災地等に対する職員の応援、居住者等の避難のための施設の提供及びあっせん、物資や資機（器）材の提供やあっせん等の協力を迅速かつ円滑に実施できる体制を構築している。

市は、全国の自治体や関係機関等からの応援を受け入れ、連携して被災地支援につなげていくため、受援応援を担う部門の手順やルール等を明確にした府中市災害時受援応援計画（以下「市受援応援計画」という。）を策定している。関連する各種計画の見直しや訓練検証等を踏まえ、市受援応援計画の見直しを行っていく。

第5節 応急活動拠点等の整備

1 応急活動拠点の整備

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 応急活動拠点の整備	防災危機管理課、【東京都総務局】

東京都は、震災後の市民生活の再建と都市復興を円滑に進めるため、事前にこれらの活動に供する土地及び家屋の確保に努めることを東京都震災対策条例で定めている。

市は、広域応援に伴い大規模救出救助活動拠点（※）となるオープンスペースについて、その迅速かつ効率的な活用のため、平素から東京都その他関係機関との連携体制の構築、確保、整備に努める。

市は、東京都と連携し、市内の利用可能なオープンスペースを関係機関と協議の上、把握し、具体的な使用方法等を確立する。

※ 大規模救出救助活動拠点

東京都が指定する、広域支援・救助部隊のベースキャンプやライフラインの復旧活動拠点として活用できるオープンスペースである。

資料編「2-49」

2 ヘリサインの設置

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2 ヘリサインの設置	施設所管課

ヘリサインは、災害時に応援航空部隊の道しるべとなる。また、避難所等、災害対策上重要な施設を上空から即時に特定する上で、重要な役割を果たす。

市は、東京都と連携し、市施設等の屋上へ、ヘリコプターから視認できる施設名を表示する取組を進める。

ヘリサインの設置に当たっては、九都県市首脳会議防災対策委員会による申合せを基準にする。

資料編「協定16-2」

第6節 府中市防災会議の所掌事務

1 府中市防災会議の所掌事務

市防災会議の事務分掌は、次のとおりである。

- ・本計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- ・市長の諮問に応じて、市内に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- ・このほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務を遂行すること。

資料編「1-2、1-3、1-4」

第7節 災害時応援協定の締結

1 災害時応援協定の締結

市は、市を始めとする機関が担う公助について、協力・補完体制を構築するため、他市町村及び防災関係機関、その他団体等との間で災害時応援協定を締結し、発災時において、迅速な応援協力が得られる体制を構築する。

協定締結先の選定については、本計画（震災編）に規定する市の応急対策業務のうち、市だけでは体制構築が不十分な業務、また、専門性が高く、市以外の団体の協力を得ることで、より高い効果が期待できる業務について、検討する。

市は、平常時から災害時応援協定の締結先との連携を密にし、効果的な応援協力を得られるよう努める。

資料編「協定・覚書等一覧」

第5章 情報通信の確保

第1節 防災情報通信基盤網の整備

1 防災情報通信基盤網の整備

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 防災情報通信基盤網の整備	情報戦略課、防災危機管理課

震災時には、有線通信回線の途絶が予想される。このような事態の中で、同時多発火災や緊急事態に迅速かつ的確に対処し、被害を最小限に抑えるために、市は、消防団、府中消防署、府中警察署等の防災関係機関が相互に連絡が取れる体制を整備する。また、災害情報を的確に把握できるよう、最新の技術を導入した防災無線システムによる通信ネットワークを次のとおり整備する。

- ・防災関係機関同士が自由に情報交換できる防災無線システムの導入
- ・携帯電話等を活用した防災通信システムの構築（デジタル通信を活用した現場映像の送付等）
- ・消防団の現場活動に必要な携帯無線機の更新
- ・市の災害対策本部となる中央防災センターと府中消防署との合築庁舎のメリットをいかした災害情報の共有体制の強化及びJアラートの一体運用

2 災害用伝言サービスの周知

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2 災害用伝言サービスの周知	防災危機管理課

市は、災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）等の災害用安否確認サービス等の使い方を説明できる体制整備に努める。また、災害時に活用されるよう、平常時から市民への周知を図る。

3 防災行政無線の整備

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
3 防災行政無線の整備	防災危機管理課

現在、市では、固定系、移動系の防災行政無線を整備している。行政機関内の情報連絡において、発災直後でも迅速、確実な連絡体制を確保できるよう、通信手段の多様化を図る。

第2節 防災関係機関相互の情報連絡体制の整備

1 市と他機関等との情報通信手段の確保

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 市と他機関等との情報通信手段の確保	防災危機管理課、【通信事業者】

市は、国や都内他区市町村等との情報連絡体制を構築するため、次のとおり情報通信手段を整備する。また、都外遠隔地との情報連絡体制について、災害時においても有効に活用可能な情報通信手段を検討する。

- ・ 固定の同報系や移動系の防災行政無線の整備を行う。
- ・ 地域防災行政無線又はその他の手段により、当該区市町村の区域内にある関係防災機関やその他重要な施設の管理者等との間で通信を確保する。
- ・ 電気・ガス事業者や交通運輸機関などの生活関連機関との間の情報連絡のため、地域防災無線の整備に努める。

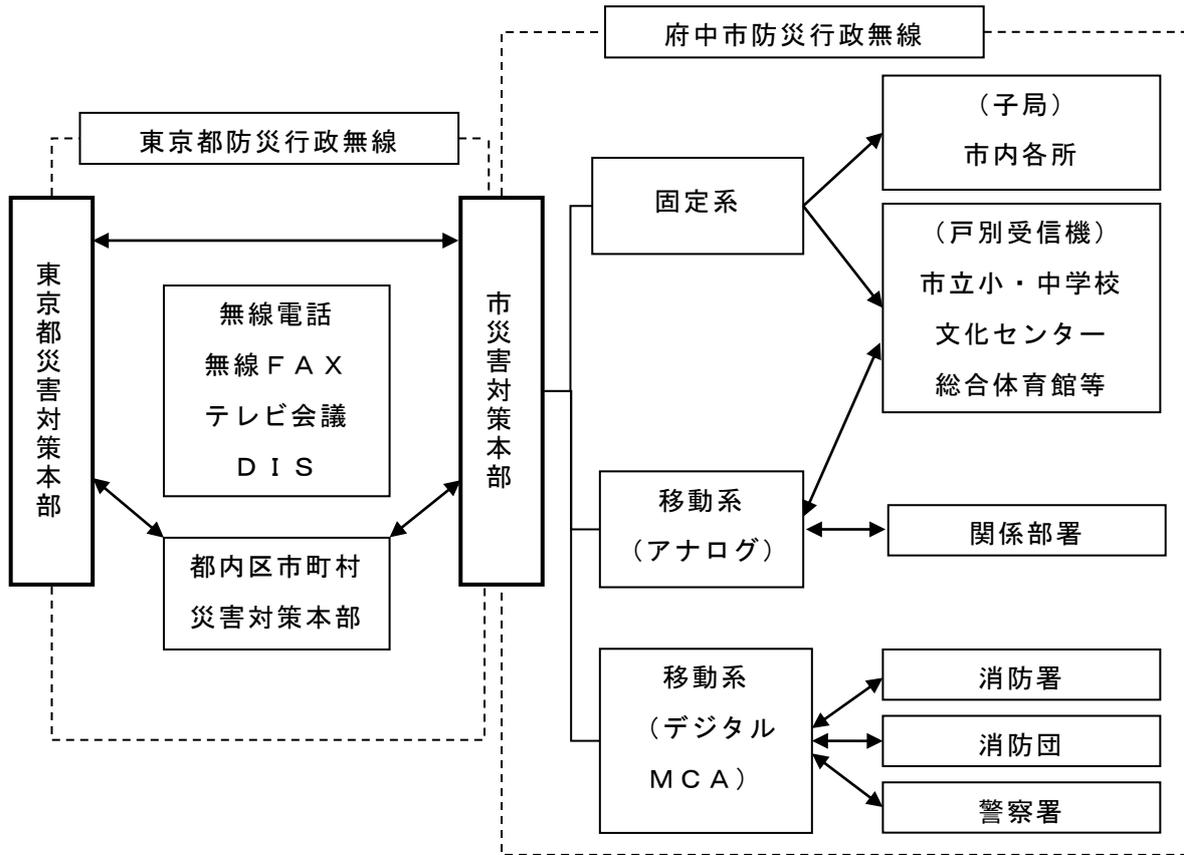
各通信事業者は、情報連絡体制の確保のため、次のとおり対策を実施する。

- ・ 通信設備及び通信回線の確保に向け、施設の耐震化を推進する。
- ・ 基幹の通信回線の冗長化を推進する。
- ・ 電気通信設備等について、非常用電源の長時間化など、多様な整備を推進する。

【情報通信手段】

機関名	連携先		情報通信手段
市	広域連携	国	<ul style="list-style-type: none"> ・全国瞬時警報システム（Jアラート） 【気象庁、総務省消防庁】 ・緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t） 【官邸】
		東京都及び 他区市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都防災行政無線 ・東京都災害情報システム（D I S） ・地震計ネットワークシステム
	市内における連携	市職員	<ul style="list-style-type: none"> ・職員緊急参集システム
		市職員 消防団 その他関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ・府中市消防団緊急招集メール配信システム 【府中市消防団、府中消防署】 ・府中市防災行政無線

資料編「2-27、協定12-9」



【防災行政無線の概念図】

2 通信連絡体制の整備

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2-1 市災害対策本部設置前の連絡窓口	防災危機管理課
2-2 市災害対策本部設置後の連絡窓口	防災危機管理課
2-3 地域における情報連絡	【府中市消防団】
2-4 災害情報	秘書広報課、防災危機管理課

2-1 市災害対策本部設置前の連絡窓口

市災害対策本部が設置されるまでの間、市への通信連絡は、特に定める場合を除き、通常の勤務時間においては市総務管理部（防災危機管理課）が担当し、通常の勤務時間外及び休日の夜間等において、職員が参集するまでは市夜間警備室が担当する。

2-2 市災害対策本部設置後の連絡窓口

市災害対策本部への通信連絡は、中央防災センター内防災危機管理課事務室において処理する。

中央防災センターには、府中市防災行政無線、災害時優先電話その他通信設備を配置する。

府中市災害対策本部運営要領に定める本部連絡員が連絡責任者となる。

2-3 地域における情報連絡

消防団は、消防団員の中から地域における情報を連絡する責任者をあらかじめ定める。

2-4 災害情報

市災害対策本部が収集又は伝達すべき災害情報は、おおむね次のとおりである。

- ・ 人的、物的被害状況
- ・ 避難の状況
- ・ 交通機関の運行及び道路交通の状況
- ・ 防災関係機関の防災応急対策の実施状況
- ・ ガス、上下水道、電気等生活関連施設の運営状況
- ・ 情報の変容、流言等の状況
- ・ 避難指示又は警戒区域の設定の伝達
- ・ 消防団員等の配備命令の伝達
- ・ 市内事業所等に対する防災応急対策の実施指示等

第3節 市民等への情報提供体制の整備

1 市民等への情報提供体制の整備

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1-1 市の役割	秘書広報課、情報戦略課、防災危機管理課
1-2 ライフライン事業者の役割	【東京都水道局、東京電力グループ、東京ガスグループ、通信事業者、放送事業者】
1-3 通信事業者3社の役割 (株)NTTドコモ、KDDI(株)、 ソフトバンク(株)	【通信事業者】
1-4 通信事業者の役割	【通信事業者】

1-1 市の役割

各情報提供手段の活用により、市民へ情報を提供するとともに、報道対応の円滑化を図る。市は次のとおり、情報提供手段の整備に努める。

- ・新聞社及び放送機関との連携体制を構築する。
- ・誰にでも伝わるよう、緊急速報メール、SNSなど様々な情報提供手段を活用するとともに、住民に情報入手方法等を周知し、住民への情報伝達手段の多様化を図る。
- ・固定の同報系や移動系の防災行政無線を整備し、地域住民への情報伝達体制を構築する。
- ・防災マップの作成等、多様な手段により防災関連情報を提供する。

【市民への情報提供手段】

情報提供手段	情報提供方法
府中市防災行政無線 全国瞬時警報システム (Jアラート)	市内各所に設置された、府中市防災行政無線の屋外スピーカーにより放送する。 音声聞き取りづらかった場合は、フリーダイヤル (0800-8000-606)により電話で内容を確認できる。
緊急速報メール	市内にいる方の携帯電話(NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクモバイル、楽天モバイル)へ事前登録なしに一斉配信する。
府中市公式X (旧ツイッター)	インターネット上で短文(つぶやき)を投稿・閲覧できる無料のコミュニケーションサービスであるX(旧ツイッター)により配信する。 ・アカウント: 東京都府中市 ・ユーザー名: @fuchutokyo
府中市公式LINE	チャット形式のSNSにより配信する。
府中市メール配信サービス	登録した携帯電話やパソコンのメールアドレスへ配信する。

市は、整備する情報提供手段等との連動を推進し、広く市民に伝わるよう体制整備を進める。

【事業者への情報提供手段】

情報提供手段	情報提供方法
デジタルMCA	市災害対策本部を開設した場合に、府中市企業防災協議会へ情報を提供する。

資料編「協定12-2」

1-2 ライフライン事業者の役割

ライフライン事業者(東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、東京電力グループ、東京ガスグループ、東京都水道局)は、在京ラジオ7社(日本放送協会、(株)TBSラジオ&コミュニケーションズ、(株)文化放送、(株)ニッポン放送、(株)アール・エフ・ラジオ日本、(株)エフエム東京、(株)J-WAVE)と構築している恒久的ネットワークにより、必要に応じて被害状況、復旧状況などの情報を共有する。

1-3 通信事業者3社の役割(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)

災害時訪日外国人支援SMSとして、通信3社は訪日外国人に向け、SMSを用い

で動画ニュースや災害時無料Wi-Fi等の情報を4言語（英語、韓国語、中国語簡体字、中国語繁体字）で適時に配信を行う。

1-4 通信事業者の役割

各通信事業者は、情報提供体制の確保のため、次のとおり対策を実施する。

- ・通信設備及び通信回線について、耐震化を推進する。
- ・基幹の通信回線の冗長化を推進する。
- ・電気通信設備等について、非常用電源の長時間化を推進する。

第4節 市民相互の情報連絡等の環境整備

1 市の役割

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 市の役割	秘書広報課、情報戦略課、防災危機管理課

市は、東日本大震災においても有効に機能したSNS等、市民相互に安否確認が取れる手段の周知を図り、市民相互の連携で、より効果的な災害情報の拡散が図られるよう環境整備に努める。

市は、災害安否確認システム等の市民相互の安否確認手段の周知を行う。

なお、災害時には、誤った情報に基づく混乱発生の危険性があることを認識し、地域防災訓練等の機会を捉え、市は、市民に十分に注意喚起する。

また、災害発生時に的確な対応が取れるよう、最先端のデジタル技術を活用した情報収集発信体制を確立する。

2 通信事業者の役割

各通信事業者は、安否確認手段の確保、市民向け通信基盤の充実や耐震化を推進する。

また、広く市民等に安否確認手段や災害時の多様な情報入手手段、早期復旧に向けた取組内容について周知する。

第6章 災害医療体制の整備

第1節 初動医療体制の整備

1 初動医療体制の整備

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1-1 情報連絡体制等の確保	防災危機管理課、健康推進課
1-2 医療救護体制の整備	防災危機管理課、健康推進課
1-3 負傷者等の搬送体制の整備	防災危機管理課、健康推進課
1-4 防疫・動物救護体制の整備	環境政策課、健康推進課

1-1 情報連絡体制等の確保

市は、市内の医療機関及び地区医療救護班等との連絡体制を確立する。また、府中市医師会と連携し、市内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う府中市災害医療コーディネーター（以下「市災害医療コーディネーター」という。）を設置する。

市災害医療コーディネーターを中心とした二次保健医療圏医療拠点及び市内の関係機関が、市内の被災状況や医療機関の活動状況等について、迅速に把握できるように、市と府中市医師会は情報連絡体制を構築する。

市災害医療コーディネーターは、東京都地域災害医療コーディネーター、東京都災害医療コーディネーターと連携し、広域的な視点で市内の医療体制を統括・調整する。

【災害医療コーディネーター】

名称	説明
府中市災害医療コーディネーター	市内の医療救護活動を統括・調整するため、市に対して医学的な助言を行う市が指定する医師
東京都地域災害医療コーディネーター	各二次保健医療圏域（※）の医療救護活動を統括・調整するため、東京都が指定する医師
東京都災害医療コーディネーター	都内全域の医療救護活動を統括・調整するため、東京都に対して医学的な助言を行う東京都が指定する医師

※ 二次保健医療圏域

府中市は、北多摩南部保健医療圏（府中市、武蔵野市、三鷹市、調布市、小金井市、狛江市）に属する。

1-2 医療救護体制の整備

市は、医療救護体制の整備のため、次のとおり対策を行う。

- ・ 地区医療救護班、地区歯科医療救護班、地区薬剤師班等を編成できるよう府中市医師会、府中市歯科医師会、府中市薬剤師会等と協定を締結する。
- ・ 市内の医療機関、地区医療救護班、地区歯科医療救護班、地区薬剤師班等を確保する。
- ・ 急性期における医療救護所及び医療救護活動拠点の設置場所の確保に努める。
- ・ 医療救護活動拠点、緊急医療救護所及び避難所医療救護所の設置場所の確保に努める。
- ・ 災害拠点病院等の近接地等（病院開設者の同意がある場合は、病院敷地内を含む。）に、あらかじめ緊急医療救護所の設置場所を確保する。
- ・ 医療救護活動拠点を設置し、市災害医療コーディネーターを中心に、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関する調整・情報交換等を行うことができるように、体制を整備する。

【医療救護所等】

名 称		説 明
医療救護所	緊急医療救護所	市が、発災後速やかに、災害拠点病院などの近接地等（病院開設者の同意がある場合は、病院敷地内を含む。）に設置する医療救護所で、主に傷病者のトリアージ（※）、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う場所
	避難所医療救護所	市が、おおむね急性期以降に、避難所内に設置する医療救護所
医療救護活動拠点		市が、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関して調整・情報交換する場所

※ トリアージ

トリアージとは、災害発生等に伴い、多数の傷病者が発生した場合に、傷病の緊急度や重要度に応じて、治療優先度を定めることである。

市は、多数の負傷者が生じる災害時には、病院の門前等でトリアージや軽症者の応急処置等を行う緊急医療救護所を設置する。

【緊急医療救護所設置場所】

地域	病院名等	所在地
東部	榊原記念病院	府中市朝日町3-16-1
中部	府中医王病院	府中市晴見町1-20
西部	東京都立多摩・小児総合医療センター	府中市武蔵台2-8-29
	府中恵仁会病院	府中市住吉町5-21-1

市は、主に重症者の収容・治療を行う災害拠点病院（東京都立多摩・小児総合医療センター）における医療救護活動を円滑に行うため、緊急医療救護所の設置など、対応し得る環境整備について継続的に検討する。

市災害医療コーディネーターを中心とし、医療救護所（緊急医療救護所及び避難所医療救護所）や在宅療養者の医療支援に関する調整・情報交換等を行う、医療救護活動拠点を保健センターに設置する。

資料編「協定11-1、11-2、11-5」

1-3 負傷者等の搬送体制の整備

市は、医療救護所における傷病者の搬送体制について、関係機関と連携し、構築する。

車両を保有する関係機関との新たな協定締結に向けて取り組み、更に搬送手段の拡充を図る。

資料編「協定13-2」

1-4 防疫・動物救護体制の整備

市は、東京都、関係機関、団体等と連携し、避難所等における防疫体制及び動物救護活動への協力体制を整備する。

資料編「協定5-1、11-3」

第2節 医薬品・医療資機（器）材の確保

1 医薬品・医療資機（器）材の確保

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1-1 医薬品の備蓄	防災危機管理課、健康推進課
1-2 災害薬事センターの設置	防災危機管理課、健康推進課
1-3 医療資機（器）材等の整備	防災危機管理課、健康推進課

1-1 医薬品の備蓄

市は、災害時の医療品・資機（器）材の確保に向けて、地区薬剤師会等と協力協定を締結するなど、関係機関との連携・協力体制を整備するとともに、次の対応を行う。

- ・医療救護所や避難所等で使用する医薬品等を備蓄しておく。備蓄量の目安は、発災から3日間分程度（卸売販売業者が復旧するまでの日数の目安）とする。
- ・府中市医師会や府中市薬剤師会等と連携して、発災後3日間で必要になる医薬品等及びその量を想定し、備蓄品目・量を決める。なお、備蓄方法は、流通備蓄を活用するランニングストック方式による。
- ・医薬品等の調達方法（卸売販売業者への発注方法等）について、あらかじめ具体的に地区薬剤師会及び卸売販売業者と協議しておく。
- ・備蓄医薬品等の購入、災害時の調達協力については、委託契約や協定締結等により、事前に体制を整備する。

1-2 災害薬事センターの設置

市は、保健センターに災害薬事センターを設置する。地区薬剤師会と連携して、災害薬事センターの設置場所（状況に応じて複数箇所に設置する。）や運営方法、納入先及び納入先への搬送方法等具体的な活動内容等について協議しておく（卸売販売業者は、原則とし、医療救護所で使用する医薬品は直接各医療救護所へ、避難所で使用する医薬品は市の災害薬事センターへ納品する。）。

災害薬事センターを複数箇所設置する場合には、中核となる災害薬事センターのセンター長（以下「市災害薬事コーディネーター」という。）は地区薬剤師会から選任し、その他のセンターのセンター長は地区薬剤師会と市が協議の上、決定する。市災害薬事コーディネーターは、その他の災害薬事センターを統括する。

市は、災害薬事センターの運営方法について、府中市医師会及び府中市薬剤師会と連携して、次の項目等を事前に定めておく。

- ・災害薬事センターを統括する市災害薬事コーディネーターの選任
- ・市災害薬事コーディネーターと市災害医療コーディネーターとの連携方法

- ・ 人員体制
- ・ 市との情報連絡体制
- ・ 卸売販売業者からの医薬品調達方法
- ・ 市への発注の報告方法

1-3 医療資機（器）材等の整備

市は、府中市医師会、府中市歯科医師会、府中市薬剤師会と協議の上、次の各施設において、活用用途に応じて、医療資機（器）材等を整備する。

【医療資機（器）材の整備場所】

一次避難所	各小・中学校及び郷土の森総合体育館
二次避難所	文化センター及びルミエール府中、生涯学習センター
消防団の活動拠点	防災センター

市は、負傷者等の治療に当たって、水は必需品であることから、医療用の水の確保を図るため、平常時より関係機関等との連携による確保策を講じておく。

第3節 災害拠点病院等の指定

1 災害拠点病院等の指定

東京都は、災害時において、被災地の限られた医療資源を有効に活用し、傷病者に対して確実に医療を提供できるよう、全ての医療機関の役割分担を明確にし、災害拠点病院及び災害拠点連携病院を指定している。

災害拠点病院等は、災害時においても診療を継続できるよう事業継続計画（BCP）を作成し、それに基づき医薬品等の備蓄に努める。なお、医療品等の備蓄は3日分程度とする。

【災害拠点病院等】

指定区分	説明
災害拠点病院	主に重症者の収容・治療を行う病院 (基幹災害拠点病院、地域災害拠点中核病院及び地域災害拠点病院として東京都が指定する病院)
災害拠点連携病院	主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う病院 (救急告示を受けた病院等で東京都が指定する病院)
災害医療支援病院	主に専門医療、慢性疾患への対応、本計画に定める医療救護活動を行う病院 (災害拠点病院及び災害拠点連携病院を除く全ての病院)

【府中市内における災害拠点病院】

二次保健医療圏	施設名	所在地	病床数	ヘリ 離着陸	東京都防災 行政無線
北多摩南部	東京都立多摩・小児総合 医療センター	府中市武蔵台 2-8-29	1,450	○	○

第7章 帰宅困難者の安全確保

第1節 東京都帰宅困難者対策条例の周知徹底

1 東京都帰宅困難者対策条例の周知徹底

項目	担当する主な機関【防災関係機関】
1-2 東京都帰宅困難者対策条例の周知方法	防災危機管理課
1-5 学校等における児童・生徒等の安全確保	教育部各課
1-6 府中市帰宅困難者対策協議会の設置	防災危機管理課

帰宅困難者とは、事業所・学校等に通う者、買物その他の理由により来店、来所する者等で、徒歩により容易に帰宅することが困難な者をいう。

市は、帰宅困難者等の発生による混乱を防止するための一斉帰宅の抑制等、東京都帰宅困難者対策条例の内容を市民、事業者へ周知徹底する必要がある。

市は、府中市帰宅困難者対策協議会を設置し、平常時から連携強化を図る。また、東京都及び事業者等と連携し、一時滞在施設を確保する。

1-1 東京都帰宅困難者対策条例の概要

【東京都帰宅困難者対策条例の概要】

一斉帰宅の抑制の推進	
市民の取組 (努力義務)	<ul style="list-style-type: none"> ・「むやみに移動を開始しない」ことを基本とし、一斉帰宅を抑制する。 ・家族との連絡手段を複数確保するなどの事前準備をする。
事業者等の取組 (努力義務)	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の一斉帰宅を抑制する。 ・従業員に提供する食料等の3日分を備蓄する。 ・従業員との連絡手段の確保などの事前準備をする。 ・駅や集客施設などにおける利用者を保護する。 ・学校等における生徒・児童等の安全を確保する。
安否確認と情報提供のための体制整備	
市及び東京都、 関係機関（通信 事業者等など） の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、東京都や関係機関等と連携して、市民へ安否確認手段の周知や災害関連情報提供のための体制を整備する。 ・災害時に市は東京都と連携し、市民や事業者等に対し、災害の状況や一時滞在施設の開設状況など、必要な情報を提供する。
一時滞在施設の確保	
市及び東京都、 事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、東京都及び事業者等と連携し、一時滞在施設を確保する。
帰宅支援	
市及び東京都の 取組	<ul style="list-style-type: none"> ・徒歩で帰宅する人へ水やトイレなどの提供を行う災害時帰宅支援ステーションを東京都が確保し、市は、市民に周知する。 ・災害時に市は、東京都が確保するバスなどの代替輸送手段を周知する。

1-2 東京都帰宅困難者対策条例の周知方法

市及び東京都は、市民や事業者等、そして行政機関が取り組むべき基本的事項を定めた東京都帰宅困難者対策条例について、ホームページ、パンフレットの配布、講習会の実施等により周知を図る。

1-3 市民の備え

市民は、大規模災害の発生に備えて、あらかじめ家族その他緊急連絡を要する者との連絡手段の確保、待機・避難する場所の確認、徒歩による帰宅経路の確認その他必要な準備を行う。

1-4 事業所における帰宅困難者対策

官公庁を含む全ての事業者は、首都直下地震帰宅困難者対策協議会が策定した事業所における帰宅困難者対策ガイドラインを参考に、従業員等の一斉帰宅抑制を図る等帰宅困難者対策を講ずる。

1-5 学校等における児童・生徒等の安全確保

学校等は、学校危機管理マニュアル等に基づき、校舎内での児童・生徒等の安全確保に向けた体制整備や発災時における児童・生徒等の安全確保のため、あらかじめ保護者等との連絡体制を周知徹底しておく。

1-6 府中市帰宅困難者対策協議会の設置

公共交通機関が不通になった場合には、市内の各駅において多くの駅周辺の滞留者及び帰宅困難者による混乱の発生が予想される。

帰宅困難者対策については、市は、府中市企業防災協議会との連携も活用し、東京都帰宅困難者対策条例に基づき推進していく。

市は、府中市帰宅困難者対策協議会を設置し、府中警察署及び府中消防署、関係機関と連携し、駅周辺の滞留者及び帰宅困難者の安全確保と混乱防止、帰宅支援について対策を協議する。

府中市帰宅困難者対策協議会では、首都直下地震発生時の駅周辺の滞留者の安全確保と混乱防止に向けた地域の行動ルールを策定する。基本となる地域の行動ルールは次のとおりである。

【地域の行動ルール】

	方針	詳細
自助	組織は組織で対応する。	事業所、施設、学校その他組織単位で、従業員、顧客、学生等に対応する。
共助	地域が連携して対応する。	府中市帰宅困難者対策協議会を中心に、駅周辺の滞留者及び帰宅困難者に対し、地域が連携して対応する。
公助	公的機関は地域をサポートする。	国、東京都、市が連携・協力して、地域の対応を支援する。

第2節 集客施設及び駅等の利用者の保護

1 集客施設及び駅等の利用者の保護

集客施設及び駅等の事業者等は、首都直下地震帰宅困難者対策協議会が策定した大規模な集客施設や駅等における利用者保護ガイドライン（※）を参考に、利用者等の一斉帰宅抑制を図る等対策を講ずる。

事業所は、大規模な集客施設や駅等における利用者保護ガイドラインを参考にして事業所防災計画等において、利用者の保護に係る計画をあらかじめ定めておく。その際、他の企業等や行政機関との連携、地域における帰宅困難者等対策の取組への参加等につ

いても、可能な範囲で計画に明記する。

計画は、冊子等（電子媒体等）により、利用者保護に係る計画を従業員等に周知し、理解の促進を図る。

また、事業者は、これらの計画を必要な箇所に配備するなどして、発災直後から利用できるよう体制の整備に努める。

事業者は、事業所の耐震診断・耐震改修等の実施に努めるとともに、日頃から家具類の転倒・落下・移動防止対策、施設内のガラス飛散防止対策等に努める。なお、高層ビルについては、高層階で大きな揺れの影響を受ける長周期地震動への対策を講ずる。

※ 大規模な集客施設や駅等における利用者保護ガイドライン

東京都及び内閣府が設置した首都直下地震帰宅困難者等対策協議会において策定されたもので、集客施設及び駅等の事業者等が、利用者保護を適切に行うための参考となる手順等を示したものである。

2 要配慮者等の保護

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2-2 外国人への対応	多様性社会推進課、観光プロモーション課

事業者は、利用者の安全を確保するため、発災直後の施設内待機や安全な場所への誘導、案内手順について、あらかじめ検討しておく。その際、要配慮者や通学中の小・中学生、急病人等に対する対応として、備蓄品の確保や提供方法も具体的な内容について検討しておく。

2-1 要配慮者、通学中の小・中学生への対応

事業者は、施設の特長や状況に応じ、車椅子や救護用担架、段差解消板等の必要な物資を検討してあらかじめ備えておく。また、要配慮者、通学中の小・中学生に、可能な限り優先的に待機スペースや物資が提供されるよう配慮する。

2-2 外国人への対応

外国人に対する誘導の案内や情報提供などについて配慮する。例えば、英語、中国語等の誘導案内板による対応や、外国人でも分かりやすいピクトグラム、やさしい日本語を活用する。

第3節 主要駅周辺等における混乱防止

1 平常時からの連携強化

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 平常時からの連携強化	【府中警察署、鉄道事業者、バス事業者】

主要駅において、関係者が連携した対策を推進するため、地域、鉄道事業者、バス事業者、駅周辺事業者、府中警察署等は平常時から連携し、災害時における主要駅及び周辺での対応ルールや、情報受伝達マニュアル等の更新を行うとともに、定期的な防災訓練を実施するなど、平常時からの連携・強化を図る。

2 関係者の役割

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2-1 鉄道事業者の役割	鉄道事業者
2-2 駅周辺事業者、バス施設の役割	バス事業者

2-1 鉄道事業者の役割

鉄道事業者は、利用者の安全を確保するため、防災資機（器）材や災害備蓄品等の備蓄、事業継続計画（BCP）等の整備、代替輸送手段の確保等に努める。

また、事業所防災計画等において、あらかじめ当該施設内での待機に係る案内や安全な場所への誘導等を定めた利用者の保護に係る計画を策定し、従業員等への周知に努める。

【府中市内の鉄道の駅】

	駅名	住所	路線
1	北府中駅	晴見町2丁目	東日本旅客鉄道（JR東日本）武蔵野線
2	府中本町駅	本町1丁目	東日本旅客鉄道（JR東日本）武蔵野線・南武線
3	西府駅	本宿町1丁目	東日本旅客鉄道（JR東日本）南武線
4	分倍河原駅	片町2丁目	東日本旅客鉄道（JR東日本）南武線 京王電鉄京王線
5	多磨霊園駅	清水が丘3丁目	京王電鉄京王線
6	中河原駅	住吉町2丁目	京王電鉄京王線
7	東府中駅	清水が丘1丁目	京王電鉄京王線・競馬場線
8	府中駅	宮町1丁目	京王電鉄京王線
9	武蔵野台駅	白糸台4丁目	京王電鉄京王線
10	府中競馬正門前駅	八幡町1丁目	京王電鉄競馬場線
11	競艇場前駅	小柳町4丁目	西武鉄道多摩川線
12	是政駅	是政5丁目	西武鉄道多摩川線
13	白糸台駅	白糸台2丁目	西武鉄道多摩川線
14	多磨駅	紅葉丘3丁目	西武鉄道多摩川線

2-2 駅周辺事業者、バス施設の役割

事業者は、それぞれの組織対応を原則とし、従業員や顧客等の安全を確保するため、防災資機（器）材や災害備蓄品等の備蓄、建物の耐震化、家具類の転倒・落下・移動防止など、従業員等が安全に帰宅できるようになるまでの間、事業所内に待機できる環境の整備に努める。

第4節 帰宅困難者等への支援体制の整備

1 帰宅困難者等への支援体制の整備

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1-1 情報提供体制の整備	防災危機管理課、【東京都総務局、通信事業者】
1-2 一時滞在施設に係る取組	防災危機管理課、【東京都総務局】

1-1 情報提供体制の整備

市、東京都及び関係機関は、帰宅困難者等への情報提供ガイドラインに基づき、帰宅困難者等へ適時・適切な情報を提供できるよう、次のとおり体制を整備する。

- ・市は、事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制の整備及び情報提供ツールの周知に努める。
- ・市及び東京都は、震災時の帰宅困難者等に対する安否の確認及び災害関連情報等の提供を行うため、通信事業者と連携して、情報通信基盤の整備体制と災害関連情報等の提供を行うための体制を構築する。
- ・通信事業者は、あらかじめ行政機関や報道機関と連携・協力して、事業者及び帰宅困難者が必要な情報を得られる仕組みを構築しておく。また、災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板等の災害用伝言サービスの普及啓発に努めるとともに、防災訓練等においてパンフレットの配布及び利用体験を実施する。

1-2 一時滞在施設に係る取組

(1) 市の取組

市は、所管する施設を一時滞在施設として指定し、周知するとともに、事業者に対して協力を要請する。

一時滞在施設として確保した施設の名称や所在地等は、原則として公表する。民間施設等で施設管理者側が非公表を希望した場合でも、発災時は公表を前提とし、駅前滞留者対策協議会等の関係機関において情報共有する。

地元の事業者との間で、一時滞在施設の提供に関する協定を締結するよう努める。

(2) 国、東京都及び市の取組

国、東京都及び市は、市民等に対して一時滞在施設の役割や利用方法、所在地、留意事項について普及啓発を行う。

東京都及び市は、一時滞在施設の名称や所在地等を、警察、消防を始めとする各防災関係機関へ周知する。

国は、一時滞在施設の運営に係る費用について、国庫補填の対象となる災害救助法

の考え方（適用可能性や費用負担）について整理する。

国、東京都及び市は、民間施設の協力を得るために、災害救助基金の活用等の必要な仕組みや補助等の支援策について検討し、地域の実情に応じて支援策を具体化する。

第5節 徒歩帰宅者への支援

1 徒歩帰宅者への支援

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 徒歩帰宅者への支援	防災危機管理課、【東京都総務局、通信事業者】

市は、東京都、事業者等と連携し、混乱の収拾後、外出者の帰宅を支援するため、鉄道の運行状況や帰宅道路に関する情報の提供、徒歩帰宅者に対する沿道支援の体制を構築する。

【機関別の役割】

機 関 名	対 策 内 容
市 東京都	<ul style="list-style-type: none"> ・帰宅困難者等への情報提供体制を整備し、市民・事業者等に周知する。 ・災害時帰宅支援ステーションの拡充を図り、市民・事業者等に周知する。 ・帰宅支援対象道路の沿道において、帰宅支援を行う体制を整備する。
東京都	<ul style="list-style-type: none"> ・都立学校を、災害時帰宅支援ステーションとして指定し、指定された施設への連絡手段を確保する。 ・沿道の民間施設等を新たな災害時帰宅支援ステーションとして位置付けることを検討する。 ・災害時帰宅支援ステーションの運営に関する事業者用ハンドブックを配布する。 ・災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、ステッカーの統一や、のぼりの設置を行う。 ・帰宅困難者に対して混雑状況や被害情報等を発信し、安全な帰宅を支援できるよう帰宅困難者対策オペレーションシステムや事業所防災リーダーシステムを整備する。
通信 事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制を整備する。 ・災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）、災害用伝言板等の災害用伝言サービスの普及啓発、防災訓練等における利用体験を実施する。
事業者等 学校	<ul style="list-style-type: none"> ・混乱収拾後の帰宅方法・ルールを事前に策定する。 ・災害時帰宅支援ステーションの意義について普及啓発する。 ・協定等を締結し、災害時帰宅支援ステーションを運営できる体制を整備する。

災害時帰宅支援ステーションは、東京都等、九都県市において取り組んでいる帰宅困難者対策である。

災害時における帰宅困難者支援に関する協定に基づく、災害時に帰宅困難者の徒歩帰宅を支援する施設であり、想定する施設は、学校等の公共施設や沿道に多数の店舗があるコンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等の民間施設である。

店舗には、協定先から提供を受けるステッカー等を利用者から見やすい入口等に掲出している。

災害時帰宅支援ステーションが徒歩帰宅者に対して行う主な支援内容は、水道水及びトイレの提供、地図等による道路情報及びラジオ等で知り得た通行可能な道路等の情報の提供等である。なお、店舗の被害状況により、実施できない場合がある。

第6節 意識啓発

1 意識啓発

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 意識啓発	防災危機管理課

発災直後、市や東京都の応急対策活動は、救命救助・消火・避難者の保護等に重点を置くため、外出者に対する公的な支援には限界がある。

このため、市は、市民や事業者に対して、自助・共助の観点から、社会秩序としての行動ルール、携帯ラジオや帰宅地図の準備等を内容とする帰宅困難者心得10か条の普及を図る。

【行動ルール・帰宅困難者心得10か条】

項目	内容
行動ルール	<ul style="list-style-type: none"> ・むやみに移動を開始しない。 ・まず安否確認をする。 災害用伝言ダイヤル171や携帯電話災害用伝言板等を活用し、家族や職場と連絡を取り、冷静に行動できるよう気持ちを落ち着かせる。 ・正確な情報に基づき冷静に行動する。 公共機関が提供する正確な情報を入手し、状況に応じて、どのような行動（帰宅、一時移動、待機等）が安全なのか自ら判断する。 ・帰宅できるまで外出者同士が助け合う。 一時待機できる屋内施設においては、要配慮者を優先して収容する。
帰宅困難者心得 10か条	<ul style="list-style-type: none"> ・あわてず騒がず、状況確認 ・携帯ラジオをポケットに ・作っておこう帰宅地図 ・ロッカー開いたらスニーカー（防災グッズ） ・机の中にチョコやキャラメル（簡易食料） ・事前に家族で話し合い（連絡手段、集合場所） ・安否確認、ボイスメールや遠くの親戚 ・歩いて帰る訓練を ・季節に応じた冷暖準備（携帯カイロやタオルなど） ・声を掛け合い、助け合おう

第8章 避難者対策の整備

第1節 避難体制の整備

1 避難体制の整備

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1-1 避難指示、避難誘導	防災危機管理課、高齢者支援課、介護保険課、障害者福祉課
1-2 広域連携	防災危機管理課

市は、避難住民の安全を保持するため、災害時に事態の推移に即応した適切な措置を講ずるとともに、その内容及び方法等について、あらかじめ運用要領を定めておく。

市は、避難指示等の発令区域・タイミング、避難場所、避難経路等の市民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

1-1 避難指示、避難誘導

(1) 避難指示

市は、避難すべき区域及び判断基準（具体的な考え方）を含めたマニュアルを策定するなど、避難指示等が適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるよう努める。

なお、避難指示は災害対策基本法第60条に基づくものである。

(2) 避難誘導

避難行動は原則、市民の自主的な判断に基づくこととするが、状況に応じて、市民は、市及び警察関係、消防関係等の避難誘導に基づき避難する。

市は、安全かつ円滑な避難誘導を実施するため、地域又は町会（自治会）単位に、避難時における集団の形成や自主統制の状況について、地域の実情を把握するよう努める。

高齢者、障害者等の避難行動要支援者に対する避難誘導等の支援について、市は避難行動要支援者避難支援プラン（全体プラン）に基づき、自治会や民生委員・児童委員、関係機関、福祉関係支援センター（地域包括支援センター・地域生活支援センター）と連携し、体制を構築する。

市は、避難所への移動又は避難解除となった場合の避難者の帰宅行動を安全かつ円滑に誘導する。

1-2 広域連携

市は、災害時において被災者の他地区への移送等、他の自治体の円滑な協力が得られるよう、他の自治体と協定等を締結し、協力体制の確立を図る。

市は、2以上の区市町村にわたって所在する避難場所又は2以上の区市町村の被災住民が利用する避難場所の運用について、関係する区市町村があらかじめ協議して対処する。

資料編「協定4-1、4-2、4-3」

2 情報伝達手段の確保と避難体制の周知・習熟

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2-1 情報伝達手段の確保	防災危機管理課
2-2 避難体制の周知・習熟	防災危機管理課

2-1 情報伝達手段の確保

市は、情報伝達手段を整備し、市民等に対して、避難場所、避難所等の避難行動に資する正確な情報を適宜提供するとともに、適切な指示を行う。

2-2 避難体制の周知・習熟

市は、効率的・効果的な避難を実現するため、避難場所や避難所、一時集合場所等の役割、安全な避難方法について、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等を行い、東京都と連携を図りながら市民に周知していく。

避難体制の整備に当たっては、地域の実情に配慮するよう努めるとともに、避難指示を行ういとまがない場合における、自主的な市民の避難行動の習熟について、地域防災訓練等の機会を捉えて支援する。

隣接市の被災住民が利用する避難場所の運用について、関係する市があらかじめ協議して対処する。

市は、内閣府が策定した避難情報に関するガイドラインに基づき、当該ガイドラインに記載されている「居住者等がとるべき行動等」について、日頃から市民等への周知徹底に努める。

3 要配慮者への支援

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
3 要配慮者への支援	防災危機管理課、高齢者支援課、介護保険課、障害者福祉課

市は、東京都及び東京消防庁と共同して、自主防災組織を中心とした要配慮者への支援に関する訓練を実施するなど、地域の防災行動力の向上に努める。

市は、災害対策基本法に基づき、要配慮者のうち自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保のために特に支援が必要な市民（避難行動要支援者）の把握に努めるとともに、避難行動要支援者名簿の情報を適切に更新する。あわせて、避難行動要支援者ごとの避難支援等を実施するための計画（個別避難計画）の作成を推進する。

市は、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成及び活用に当たっては、内閣府が作成している避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針を参考にし、訓練を踏まえて計画を検証する等、迅速かつ円滑な避難誘導體制の整備を推進する。

また、市は、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

避難行動要支援者名簿や個別避難計画は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、本計画の定めるところにより、消防署、警察署、民生委員・児童委員、自主防災組織等の避難支援等関係者に提供し、災害時の避難誘導に活用する。避難行動要支援者名簿や個別避難計画の避難支援等関係者に対する提供に当たっては、市の条例に特別の定めがある場合を除き、避難行動要支援者本人の同意が必要であることを留意する。

高齢者、障害者、外国人等の要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難誘導體制の整備を図る。また、避難行動要支援者を把握し、避難行動要支援者に対する個別避難計画の策定や障害特性に応じた避難支援体制の整備を図り、東京都及び東京消防庁と連携した避難行動要支援者に対する震災対策訓練等を実施する。

市は、安否確認や避難支援、情報提供について、社会福祉施設や障害者団体等と連携して取り組む。市は、高齢者施設や障害者施設等と協定を締結し、災害時に、福祉避難所となる施設や災害対策業務に従事する福祉職員等の確保に取り組む。

市は、東京都と連携して65歳以上の病弱な一人暮らし等の高齢者や18歳以上の一人暮らし等の重度身体障害者の安全を確保するため、緊急時に東京消防庁等に通報できるシステムの整備を進める。

第2節 避難場所及び避難所の指定

1 避難場所及び避難所の指定

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1-1 避難場所	防災危機管理課
1-2 避難所	防災危機管理課、高齢者支援課、介護保険課、障害者福祉課
1-3 避難場所及び避難所の周知	防災危機管理課

市民が避難する際に活用するため、市は、次のとおり避難場所及び避難所の指定等を行う。

- ・指定した避難所、避難場所の所在地等については、府中警察署、府中消防署等関係機関に連絡するとともに、東京都災害情報システム（DIS）への入力等により、東京都に報告する。
- ・避難所が不足する場合に備え、民間施設等と協定を結ぶ等、避難所の確保に努める。
- ・災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所・指定避難所を指定する。また、指定避難所の指定に当たっては、指定避難所と指定福祉避難所を分けて指定する。
- ・避難場所・避難所等の安全の確保に努める。
- ・ハザードマップの配布などにより、指定緊急避難場所や避難路等の周知に努める。また、指定緊急避難場所は災害種別ごとに指定されることや指定緊急避難場所と指定避難所は役割が違うこと、指定福祉避難所は受入対象者が特定されていることなどについて、日頃から市民等への周知徹底に努める。

資料編「2-28、2-29」

1-1 避難場所

避難場所とは、大規模地震等の発生後、建物等から一時的に離れ、身の安全を守るために集合するスペースをいう。また、自治会・家族等の間で安否確認を行うためにも活用する。なお、避難場所への避難後、火災などの危険がなく、家に被害がない場合は、帰宅する。

用途ごとに地域避難場所、指定緊急避難場所、広域避難場所という名称を用いる。

市は、避難場所の指定については、被害想定を考慮し、安全を確保できるように選定する。災害の想定等により必要に応じて、近隣の区市町の協力を得て、避難場所を近隣区市町に設けるものとする。

避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一

般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示した上で、標識の見方に関する周知に努める。

（１）地域避難場所

地域避難場所は、自宅付近の公園、神社の境内など、市民自身が地域の実情を考慮して選定する。

（２）指定緊急避難場所

指定緊急避難場所は、市が指定する市立小・中学校、都立高校、明星学苑を活用する。用途は基本的に地域避難場所と同様であるが、市等からの情報提供、状況に応じた避難誘導等の対応が想定されている場所である。

（３）広域避難場所

広域避難場所とは、市が指定する、特に大規模火災等からの避難を想定した広大なスペースをいう。市、警察関係機関、消防関係機関等からの広報活動、避難誘導に基づく避難を原則とする。

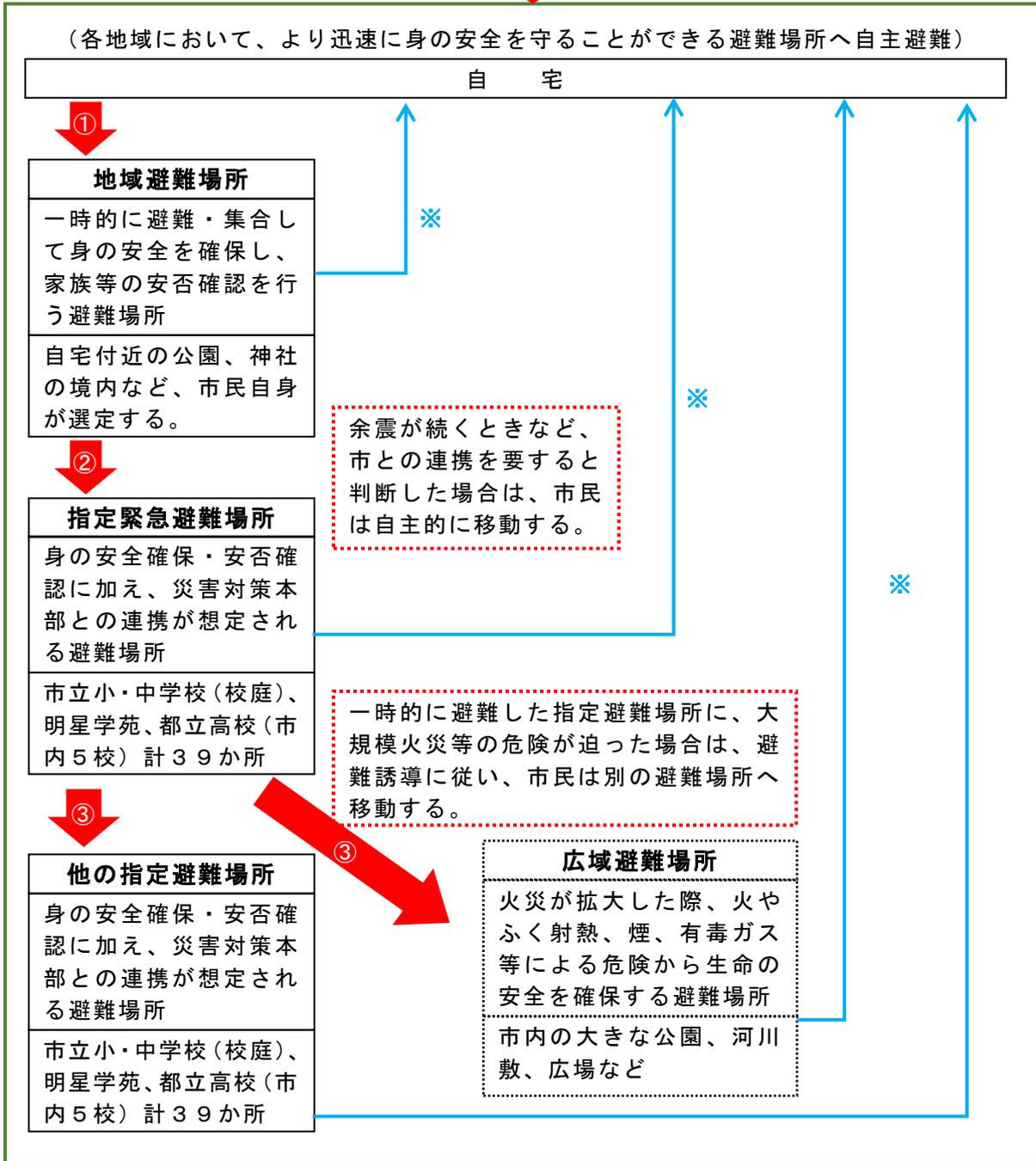
広域避難場所の指定基準は、おおむね次のとおりとする。

- ・周辺市街地の大火によるふく射熱に対し、安全を確保できる有効面積があること。
- ・震災時に避難者の安全を著しく損なうおそれのある施設が、スペース内に存在しないこと。
- ・想定収容人員に対して、スペース内の建物、道路、池等を除き、利用可能な避難空間として、原則として1人当たり1平方メートルを確保できること。

資料編「2-30」

【避難場所及び避難所の考え方】

名称		活用する期間	場所	活用内容
避難場所 ・身の安全 ・安否確認	地域避難場所	大規模災害の発生から、身の危険を及ぼす事象が収束するまでの期間	市民自身が、地域の実情を考慮して選定する。	・身の安全を守る。 ・自治会や家族等の間で安否確認をする。
	指定緊急避難場所		・市立小中学校（校庭） ・明星学苑 ・都立高校（市内5校）	・身の安全を守る。 ・自治会や家族等の間で安否確認をする。 ・市等による情報提供、状況に応じた避難誘導を受ける。
	広域避難場所		・基準に適合する、市が指定する避難スペース	・大規模火災等、広範囲にわたる危険から身の安全を守る。
避難所 ・避難生活	一次避難所	自宅損壊等により、一時的に、生活場所の確保が困難な市民が多く存在している期間	・市立小・中学校（施設） ・郷土の森総合体育館	・自宅損壊等により生活できない市民が共同生活をする。
	二次避難所	避難生活の長期化が明らかで、一次避難所における生活に支障がある方が多く存在している期間	・文化センター ・ルミエール府中 ・生涯学習センター	・主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者など、一次避難所での生活に支障のある方が生活をする。
	福祉避難所	避難生活の長期化が明らかで、専門のスタッフ等によるケア及び医療的な支援を必要とする方が多く存在している期間	・市内福祉施設	・主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者など、専門のスタッフ等によるケア及び医療的な支援が必要な方が生活をする。



第8章 第2部

自宅の倒壊により一時的に生活場所の確保が困難な場合には、市民は、市が開設する避難所へ移動する。

※余震や火災等の危険が収束した場合は帰宅する。

⇒【1-2 避難所】での生活へ

【避難行動の流れ】

1-2 避難所

避難所とは、地震等による家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた者又は現に被害を受けるおそれのある者を一時的に受け入れ、保護するために開設する学校、公民館等の建物をいう。用途ごとに一次避難所、二次避難所、福祉避難所という名称を用いる。

なお、指定に当たっては、当該施設が、政令等で定める指定基準に適合するよう留意する。

避難所の指定基準は、おおむね次のとおりとする。

- ・避難所は、耐震・耐火・鉄筋構造を備えた公共建物等（学校、文化センター等）とする。
- ・避難所に指定した建物については、消防用設備等の点検を確実に行う等、計画的に安全を確認・確保するとともに、被災者の性別も踏まえプライバシーの確保や生活環境を良好に保つよう努める。
- ・自宅や避難所で生活している要配慮者に対し、状況に応じ、医療や介護など必要なサービスを提供するため、あらかじめ社会福祉施設等を福祉避難所として指定しておく。

（1）一次避難所

地震等による家屋の倒壊、焼失等で被害を受けた者又は現に被害を受けるおそれのある者を一時的に受け入れ、保護するために活用する。

市立小・中学校の体育館等、郷土の森総合体育館を指定する。避難所に受け入れる被災者数は、おおむね居室3.3平方メートル当たり2人とする。ただし、新たな感染症の拡大等が懸念される際は、避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（東京都避難所管理運営の指針別冊）を参考にするなどして、避難所が過密にならないよう努める。

備蓄物資、寄託物資及び支援物資の配給場所としても活用する。

（2）二次避難所

一次避難所での生活に支障がある要配慮者（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者）を一時的に受け入れ、保護するために活用する。

文化センター等の市施設を指定する。

耐震・耐火・鉄筋構造に加えて、要配慮者の特性を踏まえ、バリアフリーを備えた建物を利用するよう努める。

（3）福祉避難所

一次避難所での生活に支障があり、加えて医療や介護等のサービスを必要とする要配慮者を一時的に受け入れ、保護するために活用する。

市は、福祉施設等との協定締結により福祉避難所を確保する。

福祉避難所の指定基準は、おおむね次のとおりとする。

- ・福祉避難所は、耐震・耐火・鉄筋構造に加えて、要配慮者の特性を踏まえバリアフリーを備えた建物を利用する。
- ・福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けられることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要なスペースが可能な限り確保されるものを指定する。

資料編「協定5-4～5-17」

(4) 公共施設以外の避難所

市は、避難所が不足する場合に備え、都立施設や国の施設、ホテル・旅館、民間施設等を活用するなどして、避難所等の確保に努める。

新たな感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から市の総務管理部と福祉保健部が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等も含めて検討するよう努めるものとする。

1-3 避難場所及び避難所の周知

市は、避難場所及び避難所の位置、利用方法等について、地震ハザードマップや防災ハンドブック等で周知するとともに、地域防災訓練等の機会を捉え、市民への周知を図る。

市は、緊急時に活用する避難場所として、災害の種類ごとに指定することが求められる指定緊急避難場所については、政令等で定める指定基準に適合したスペースの指定を検討し、指定した場合は、市民への周知を図る。

なお、この指定緊急避難場所は、指定の対象となる施設が、避難所の指定基準に適合している場合は、両者を兼ねることができる。

第3節 避難所の管理運営体制及び施設環境の整備

1 避難所の管理運営体制の整備

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 避難所の管理運営体制の整備	関係各課

学校施設を活用する一次避難所については、避難所管理運営マニュアルを各施設において作成し、管理運営体制の整備を図る。避難所管理運営マニュアルは、避難所管理運営マニュアル策定ガイドラインによるものとする。

避難所管理運営マニュアルの作成や訓練等に当たっては、避難者の刻々と変化するニーズに寄り添うためにも、ボランティアや職能団体等、専門性を有した外部支援者等の協力を得ながら、避難者によって自主的に避難所を運営できるよう配慮に努めるものとする。

管理運営の主体は学校、市、地域住民であり、その役割の基本方針は次のとおりである。

- ・学校は、児童・生徒在校時には、その保護・引取対応を最優先事項とする。
- ・市は、発災時間帯にかかわらず、早期に避難所に参集し、開設対応に当たる。
- ・地域住民は、土日・夜間帯の発災に備え、市と避難所の開設手段を共有する。

市は、郷土の森総合体育館（一次避難所）、二次避難所及び福祉避難所については、各施設の特性や機能を考慮し、適切な避難環境となるよう、関係機関等と連携し、管理運営体制の整備に努めるとともに、次の対策を行うものとする。

- ・指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所の運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。
- ・避難所の運営において、管理責任者に女性を配置する等女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営体制の構築ができるよう平常時から備える。
- ・避難所の運営において、ケア等のプライバシーを保護するために個別スペースを用意するなど、要配慮者のニーズに配慮した避難所の運営体制を構築する。
- ・東京都、東京都獣医師会等と連携し、飼養動物の同行避難の体制づくりを進めるとともに、東京都、関係団体が行う動物の救護活動への協力体制を構築する。
- ・市立小・中学校等を避難所として指定した際には、食料の備蓄や必要な資機（器）材、台帳等を整備するなど、避難所機能の強化を図る。
- ・東京都に対して人的又は物資の支援を要請する際には、より具体的な内容を伝達

できるよう、体制整備を図る。

- ・避難所においてボランティアを円滑に受け入れられるよう、体制整備を図る。福祉関連のボランティアの派遣については、地域内の福祉関係団体等とあらかじめ協定等を締結するなど体制整備を図る。
- ・障害者が必要な情報を迅速かつ的確に取得し、円滑に意思疎通を図ることができるよう、福祉関係団体やボランティア等の協力を得て、情報提供及び情報発信体制の整備に努めるものとする。

2 施設環境の整備

市は、一次避難所及び二次避難所となる施設については、避難環境として適切な安全が確保されているものを指定する。また、避難者を火災から守るため、消防水利の整備を推進する。

避難生活が長期に及ぶほど被災者のプライバシーの確保や生活環境を良好に保つことが困難となってくるため、市は、一次避難所及び二次避難所には、間仕切り等の必要な資機（器）材、台帳等を整備する等、避難所機能の強化を図る。

ガスバルクやコージェネレーションシステムなどの自立分散型のエネルギー等を活用し、エネルギーを多様化していくとともに、平常時はもとより災害時にも活用できるエネルギーの確保を図る。

第4節 多様な避難者ニーズへの配慮

1 多様な避難者ニーズへの配慮

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1-1 避難行動要支援者のニーズ	地域コミュニティ課、地域福祉推進課、高齢者支援課、介護保険課、障害者福祉課
1-2 外国人のニーズ	多様性社会推進課、防災危機管理課
1-3 女性や子育てのニーズ	多様性社会推進課、子ども家庭支援課
1-4 その他のニーズ	多様性社会推進課

1-1 避難行動要支援者のニーズ

市は、安否確認や、避難所への避難支援等の活動に利用するため、府中市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）に基づき、避難行動要支援者名簿を作成する。

市は、作成した避難行動要支援者名簿の情報を地域と共有し、避難行動要支援者に対するきめ細かい支援を実施するため、府中市避難行動要支援者名簿の取扱いに関する協定を自治会や民生委員、児童委員、関係機関（府中警察署・府中消防署・消防団・

市社会福祉協議会）、福祉関係支援センター（地域包括支援センター・地域生活支援センター）と締結し、連携を図る。

1-2 外国人のニーズ

在住外国人や海外からの旅行者は、言語、生活習慣、防災意識等が異なるため、市、東京都及び防災関係機関は、災害発生時に迅速かつ的確に行動できるよう、次に掲げる防災環境づくりに努める。

- ・避難場所を示す標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、標識内表記の多言語化を検討する。
- ・多言語による防災知識の普及活動（防災講話・防災訓練等）を推進することで、自助・共助の担い手として、外国人も参画する地域の防災体制を構築するよう努める。

市は、国立大学法人東京外国語大学との協働・連携を強化し、これらの環境整備の推進を図るとともに、その他防災に係る協力について検討し、災害時の地域の防災力向上に資する連携となるよう努める。

1-3 女性や子育てのニーズ

市は、避難所における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、プライバシーを確保できる仕切りの工夫、周囲の視線が気にならず、昼夜問わず安心して使用できる更衣室、授乳室及び入浴設備、安全な男女別のトイレの整備に配慮する。また、乳幼児が安全に遊べる空間を確保するなど、子育てに資する環境の整備ができるよう平常時から備えておく。

市は、生理用品やおむつ、粉ミルク、哺乳ビン、離乳食等の避難所における提供についても検討する。

市は、避難所の運営体制への女性の参画を支援し、女性の視点や声、悩みを反映し得る体制を構築する。

市は、女性に対する暴力を防ぐため、警察や関係機関との連携を強化する。

妊婦については、病院・産院への迅速な搬送や負担の大きな業務に従事させないことなど、特段の配慮を行う必要がある。

1-4 その他のニーズ

災害時における、セクシャル・マイノリティが被るストレスについて、様々な場面において理解をし、配慮することが重要である。

顕在化しにくいニーズについては、避難所の管理運営を行う者、共同で生活する者等が、多様なニーズを把握できる体制を構築する。

第5節 ボランティアとの協力体制の整備

1 ボランティアとの協力体制の整備

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 ボランティアとの協力体制の整備	協働共創推進課、地域福祉推進課

市が市社会福祉協議会に要請する避難所に関連するボランティア活動対象は、次のとおりである。

- ・避難者の誘導、避難所内の世話と業務の協力
- ・被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等の協力

市は、平常時から、市内の市民活動団体等と協働し、幅広いネットワークを構築することで、災害時における協力体制を強化する。

ボランティアの受入れや派遣体制は、あらかじめ市と市社会福祉協議会が協議して整備を行い、発災時に備える。また、他県、他市等から参集したボランティア等に対しては、必要に応じて東京都や被災地外の市、関係機関等と連携し、宿泊所や被災地までの移動手段等の情報提供に努める。

資料編「協定9-2」

第6節 車中泊の発生抑制

1 車中泊の発生抑制

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 車中泊の発生抑制	防災危機管理課

市は、多様な避難者が安心、安全に避難生活を送れるよう、平素から避難所環境の整備等に努める。

また、発災時の車中泊の発生防止に向け、次の事項について、ホームページやSNS、その他媒体等で、あらかじめ市民に普及啓発し、意識の醸成に努める。

- ・東京都震災対策条例の趣旨（車両による避難の禁止）
- ・大震災時の交通規制及び新たな自動車の乗り出し自粛依頼
- ・緊急輸送道路以外の区市町村道等も避難所支援等に必須の輸送路であり、閉塞すると支援が滞る懸念があること。
- ・都内の大規模な公園等は発災時の用途が定められていること。
- ・過去の災害においても、車中泊等によりエコノミークラス症候群等の健康被害が生じており、健康リスクが存在し得ること。

第9章 府中市事業継続計画

第1節 事業継続計画（BCP）の概要

1 事業継続計画（BCP）の概要

BCPとは、Business Continuity Planの略であり、災害発生時等に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために事前に準備しておく対応方針を計画として作成するものである。

事業活動に対する被害の最小化と事業活動の継続を図り、金融や製造、サービス等の事業活動を早期に復旧するため、事業者は事業継続計画（BCP）を策定する必要がある。

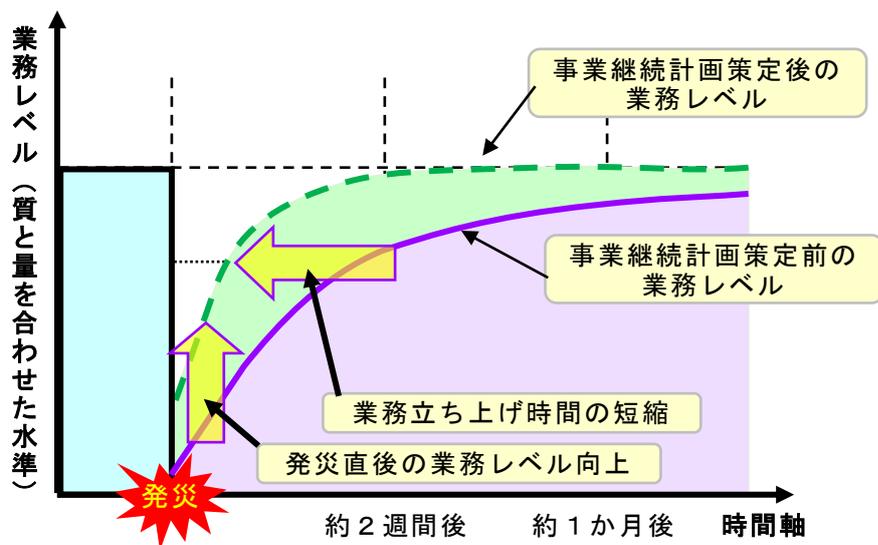
その内容としては、事業のバックアップのシステムや事務室の確保、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認等が典型である。

事業者が事業継続計画（BCP）を策定し、災害に備えることにより、震災が発生しても事業の継続と迅速な復旧が図られるとともに、顧客や従業員の安全が確保される。また、地域貢献・地域との共生を通じて事業所の所在する地域の早期復興にもつながる。

事業継続の取組は、次の特徴がある。

- ・事業に著しいダメージを与えかねない重大被害を想定すること。
- ・災害後に活用できる資源に制限があると認識し、継続すべき重要業務を絞り込むこと。
- ・各重要業務の担当ごとに、どのような被害が生じるとその重要業務の継続が危うくなるかを抽出して検討すること。
- ・重要業務の継続に不可欠で、再調達や復旧の制約となりかねない重要な要素（ボトルネック）を洗い出し、重点的に対処すること。
- ・重要業務の目標復旧時間を設定し、その達成に向け事前準備をすること。
- ・指揮命令系統の維持、情報の発信・共有、災害時の経営判断の重要性等、危機管理や緊急時対応の要素を含んでいること。

事業継続計画（BCP）の策定に当たっては、市BCPに基づき対策を実践するとともに、その結果を点検・是正し、見直しを行うなど、継続的な取組を平常時から実施することが重要である。



【BCP策定による事業の確保と早期復旧のイメージ図】

第2節 事業継続計画（BCP）の基本方針

1 事業継続計画（BCP）の基本方針

事業者等は、事業継続計画（BCP）を策定し、効率的に事業の復旧を図る体制を構築する。なお、その内容には適宜検討を加え、必要があると認めるときには修正する。

市は東京都と連携して、事業者団体等を通じて、事業者等が事業継続計画（BCP）の策定を推進するよう働き掛ける。

市は、市受援応援計画を策定し、全国の自治体や関係機関等からの応援を受け入れ、事業を継続できる体制を構築する。なお、その内容には適宜検討を加え、必要があると認めるときに修正する。

第 3 部 災害応急・復旧計画

第1章 応急・復旧対策の概要

第1節 応急対策の基本方針

1 応急対策の基本方針

災害応急対策の最も重要な目標は、人命を守ることであり、発災からおおむね72時間までは、救助活動、消火活動、医療救護、輸送路の確保等の人命に係る応急対策活動に重点を置く。

市は、被災現場での応急対策活動を機動的に実施するため、非常配備態勢を編制する。

非常配備態勢では、避難所の開設・運営、要配慮者の保護等、人命・人身に係る応急対策業務を優先して行うとともに、被害情報の収集や市各部が実施する応急対策業務の応援、被災者の救援等を行う。

活動拠点となる市施設においては、防災行政無線等応急対策活動の実施に必要な資機(器)材を整備する。

休日、夜間等の勤務時間外に震度5弱以上の地震が発生したとき、又はこれに準ずる地震により災害が発生したときは、緊急の初動体制を確保し、応急対策活動を実施する。

2 消火活動の優先

市は、消防署及び消防団と連携し、火災の早期鎮圧と延焼の拡大防止を優先する。

3 情報の受伝達と関係機関との連携

3-1 情報の受伝達

情報の把握は適切な災害応急対策を行う前提条件であることから、市、防災関係機関、市民等は、迅速かつ正確に情報を収集・分析・伝達する。

3-2 関係機関との連携

(1) 防災関係機関

応急活動は、短時間に集中的に実施しなければならないため、市は、収集した情報に基づき、国、東京都、協定締結都市等の関係機関に応援要請を行うとともに、受入体制を早期に確立する。

(2) 市民、事業所等

市は、市民、事業所、ボランティア、協定締結団体等の協力を広く求めるとともに、受入体制を早期に確立する。

4 市民の相互協力

4-1 自助による応急対策の実施

(1) 市民自身による応急対策

市民は、災害時には、まず自身と家族の身を守り、次に出火を防止する。災害情報、避難情報の収集を行い、避難所においては自ら活動する。

地震発生後数日間は、上下水道・ガス・電気・電話等ライフラインを始め、食料の供給が途絶える可能性が高いため、当面は、あらかじめ各家庭で準備しておいた食料・水・生活必需品の備蓄を活用する。備蓄量は、おおむね3日以上（推奨1週間分）とする。

(2) 外国人の情報収集等に係る支援

市及び関係機関は、在住外国人に対し、必要とする情報の収集・提供を円滑に行う。

外国人災害時情報センター（災害発生時に東京都災害対策本部（以下「都災害対策本部」という。）に設置される機関）との情報交換を行う。

4-2 地域による応急対策の実施

消防団及び自主防災組織、事業所等は、自らの身の安全を図るとともに、発災初期における初期消火、救出救助、応急救護活動等を実施する。

5 自主防災組織等の活動

5-1 自主防災組織等による活動

火災が発生した場合は、自主防災組織等が協力し、スタンドパイプ等を活用した初期消火を実施する。なお、地域で行う初期消火活動は、火災の拡大防止を主眼に行い、資機（器）材の能力や市街地の特性を勘案して行う。消防団員や消防隊の到着後は、その指示に従う。

5-2 救出・救護活動

自主防災組織等は、地域の防災倉庫や最寄りの消防署等にある簡易救助資機（器）材を活用する。倒壊建物等の二次災害の防止を図り、負傷者の救出を実施し、負傷者に対し、応急救護を実施するとともに、救護所への搬送を実施する。また、要配慮者のうち避難行動要支援者については、名簿を基に安否確認を行うとともに、消防団等と連携して、避難誘導や救出・救護を行う。

6 消防団の活動

消防団は、消防隊と連携した消火活動を行うとともに、地域住民との協働による救助

震災編 第3部 第1章 応急・復旧対策の概要
第1節 応急対策の基本方針

活動、応急救護活動を行う。また、災害情報の収集・伝達活動や住民指導、避難指示の伝達、避難者の安全確保等も行う。

第2章 災害対策本部の設置

第1節 市災害対策本部の設置

1 初動体制

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 初動体制	秘書広報課、防災危機管理課

市は、市内に地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第一次的防災関係機関として、法令、東京都地域防災計画及び本計画の定めるところにより、東京都、他の区市町村、指定地方行政機関等、区域内の公共的団体（※）、市民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努める。

市は、災害応急対策を実施するために必要がある場合には、市災害対策本部を設置し、災害応急対策に従事する職員を配置する。

市は、市災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちに、都知事にその旨を報告するとともに、府中警察署、府中消防署等の関係機関に通報する。

市災害対策本部に関する組織を整備し、市災害対策本部の設置又は廃止、非常事態に応ずる配備態勢、職員の配置及び服務等に関する基準を定める。これらは、災害対策基本法、府中市災害対策本部条例、府中市災害対策本部条例施行規則、府中市災害対策本部運営要領等の定めるところによる。

市災害対策本部が設置される前又は設置されない場合における災害応急対策の実施は、市災害対策本部が設置された場合に準じて処理する。

市に災害救助法が適用されたときは、市長（市対策本部長）は、都知事（都災害対策本部長）の指揮を受けて、法に基づく救助事務を補助する。

市は、夜間休日等の勤務時間外の地震発生に備え、市職員、東京都、防災関係機関等との情報連絡体制を確保する。

※ 公共的団体とは、府中市医師会、府中市歯科医師会、府中市薬剤師会、府中市赤十字奉仕団、J Aマインズ、むさし府中商工会議所等をいう。

資料編「1-6、1-7、1-8、1-9」

2 市災害対策本部の設置

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2-1 市災害対策本部の組織及び所掌事務	政策課、秘書広報課、行政経営課、職員課、法制文書課、防災危機管理課

2-1 市災害対策本部の組織及び所掌事務

(1) 組織

市災害対策本部の組織は、次のとおりとする。

- ・市災害対策本部に本部長室及び部を置く。
- ・本部長室は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
- ・部に部長を置く。
- ・本部長室及び部に属すべき本部の職員は、別に市長が定める。
- ・本部長室及び部並びに部相互間の連絡調整を図るため、部に本部連絡員を置く。
- ・本部連絡員は、部の職員のうちから部長が指名する。
- ・本部長は、災害応急対策のため必要があると認めたときは、現地対策本部を置く。
- ・総務管理部危機管理監は、災害の状況に応じて本部又は現地対策本部に本部応援員を招集する。
- ・市長は、初動班を任命する。

【本部長室の組織】

役職	職務に当たる者	主な職務
本部長	市長	・本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。
副本部長	副市長及び教育長	・本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
本部員	市部長職及び東京消防庁府中消防署長又はその指定する消防吏員	・本部長の命を受け、部の事務を掌理する。
本部連絡員	本部員の属する部の課長職	・本部連絡員は、原則として本部員に属する課長職とし、あらかじめ指名される。 ・本部が設置されている間、交替で勤務する。 ・その勤務を交替したときは、直ちに総務管理部危機管理監に報告する。
本部応援員	指名された職員	・市災害対策本部の運営を円滑かつ迅速に遂行するため、必要に応じて指名され、本部又は現地対策本部に召集して、本部運営に必要となる情報収集、分析及び庶務を行う。 ・本部が設置されている間、交替で勤務する。 ・その勤務を交替したときは、直ちに総務管理部危機管理監に報告する。
初動班	市内又は近隣市に居住する職員のうちから任命	・市内の被害状況等の情報連絡及び避難所の開設・運営の準備活動等を行う。

(2) 本部長室の所掌事務

本部長室は、次の事項について市災害対策本部の基本方針を審議・策定する。

- ・市災害対策本部の非常配備態勢及び廃止に関すること。
- ・重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。
- ・避難の指示等に関すること。
- ・東京都、防災関係機関等に対する応援の要請に関すること。
- ・隣接市との相互応援に関すること。
- ・災害救助法の適用要請及び自衛隊の派遣要請に関すること。
- ・災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
- ・所掌事務に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。

2-2 市災害対策本部の設置基準

市長は、災害時においては、法令、東京都地域防災計画及び本計画の定めるところにより、東京都・隣接市及び防災関係機関並びに市民等の協力を得て、応急対策を実施する責務を有する。

市長は、市内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、非常配備態勢を発令する必要があると認めたときは、市災害対策本部を設置する。

ただし、夜間・休日等の勤務時間外において震度6弱以上の地震が発生した場合は、市災害対策本部を自動的に設置する。

2-3 市災害対策本部の設置場所

市災害対策本部の本部長室の設置場所は、中央防災センターとする。中央防災センターは、市における災害等の情報収集や情報連絡、情報分析及び災害対策の審議、決定、指示を行う拠点施設である。

中央防災センターは、次の機能を有する。

- ・情報収集、分析、伝達機能
- ・審議、決定、調整機能
- ・指揮、命令、連絡機能

建物の損壊等により、中央防災センターに本部の設置が困難な場合には、矢崎町防災公園会議室又は水防・防災ステーションを一時的な本部設置場所とする。

2-4 市災害対策本部設置の通知等

総務管理部危機管理監は、市災害対策本部が設置されたときは直ちに、次に掲げる者のうち、必要と認めた者に市災害対策本部の設置を通知する。

- ・副本部長・本部員
- ・都知事
- ・警視庁府中警察署長
- ・東京消防庁府中消防署長
- ・府中市消防団長
- ・防災関係機関の長又は代表者
- ・隣接区市長
- ・その他必要と認める関係機関の長又は代表者

本部員は、市災害対策本部設置の通知を受けた場合には、その旨を所属職員に周知徹底する。市は、市災害対策本部が設置されたときは、その旨を市民や報道機関に発表する。

2-5 市災害対策本部の標示の掲出

市災害対策本部が設置された場合は、設置場所に市災害対策本部の標示を掲出する。

第2節 市災害対策本部の廃止・縮小

1 市災害対策本部の廃止・縮小

本部長は、市内で災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、市災害対策本部を廃止する。

市災害対策本部の廃止の通知等は、市災害対策本部の設置の通知等に準じて処理する。

第3節 市災害対策本部の運営

1 市災害対策本部の態勢

1-1 非常配備態勢

本部長は、災害の発生等の状況に応じ、次表に定める非常配備態勢を発令する。職員は、次の非常配備態勢に応じて参集する。参集先は、次のとおりとする。

- ・本部員、本部連絡員、本部応援員は、本部設置場所に参集する。
- ・初動班は、第三及び第四非常配備態勢の場合において、指定された避難所に参集する。

【非常配備態勢】

種別	発令時期	態勢	職員態勢	
			平日 (勤務時間内)	休日夜間
第一非常配備態勢	<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき。 災害その他の状況により本部長が必要と認めたとき。 	被害の発生を防ぐための措置を強化し、必要な準備を開始するほか、通信情報活動を主とする態勢	<ul style="list-style-type: none"> 防災危機管理課職員 	<ul style="list-style-type: none"> 防災危機管理課当番職員（※） ※ 自宅待機（出動の準備）
第二非常配備態勢	<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。 局地的災害が発生したとき。 その他の状況により、本部長が必要と認めるとき。 	第一非常配備態勢を強化するとともに、局地災害に直ちに対処できる態勢	<ul style="list-style-type: none"> 防災危機管理課職員 関係課職員 	<ul style="list-style-type: none"> 防災危機管理課当番職員 防災危機管理課の管理職を含む指定職員 総務管理部危機管理監が必要と認める部課の職員
第三非常配備態勢	<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。 震度5弱以上の地震が発生し、市内に災害が起きたとき。 その他の状況により、本部長が必要と認めるとき。 	<p>災害対策本部を設置するとともに、災害が起きたときに直ちに対処できる態勢</p> <p>市内の災害に直ちに対処できる態勢</p>	<ul style="list-style-type: none"> 第三非常配備態勢要員 本部員 本部連絡員 初動班 本部長が必要と認める部課の全職員 	（平日の態勢に準ずる。）
第四非常配備態勢	<ul style="list-style-type: none"> 震度6弱以上の地震が発生し、市内に災害が起きたとき。 その他の状況により、本部長が必要と認めるとき。 	災害応急対策活動に従事することができ、全職員による態勢	<ul style="list-style-type: none"> 第四非常配備態勢要員（※） ※ 全職員が対象 	（平日の態勢に準ずる。）

（1）非常配備態勢の特例

本部長は、災害及びその他の状況により必要があると認めたときは、特定の部に対

して非常配備態勢の指令を発し、又は特定の部に対して種別の異なる非常配備態勢の指令を発することができる。

(2) 消防団の活動

消防団は、別に定める要綱に基づき直ちに活動する。

(3) 関係機関の協力

本計画に定める指定防災関係機関は、市内で災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、直ちに連絡体制を確認するとともに、連携して被害の対処に当たるものとする。

(4) 職員の配置

本部員は、あらかじめ非常配備態勢時の各部の編成により、配備態勢の種別に応じた職員の配置を所属職員に周知徹底させるとともに、職員の非常時における参集の方法を定めておかなければならない。

本部員は、非常配備態勢の指令を受けたときは、直ちに災害の状況に応ずる次の措置を講じなければならない。

- ・参集状況に応じて、職員を指定の部署に配置すること。
- ・報告及び連絡の方法並びに職員の交替方法を周知徹底させること。

(5) 職員の服務

市災害対策本部が設置された場合には、全ての職員は、市災害対策本部体制下の指示に基づき行動し、次の事項を遵守して、総力をもって災害対策を実施しなければならない。

- ・常に災害に関する情報及び市災害対策本部関係の指示に注意すること。
- ・不急の行事、会議又は出張を中止すること。
- ・正規の勤務時間が終了しても上司の指示があるまで退庁しないこと。
- ・勤務場所を離れている場合においても、常に所在を明らかにし、進んで上司と連絡を取ることを。
- ・非常配備態勢が発令されたときは、万難を排して参集すること。

1-2 特別非常配備態勢（勤務時間外の態勢）

本来であれば、市災害対策本部の設置及び本部長からの指令を待ち、災害対応に当たる非常配備態勢を構築するものであるが、休日、夜間においては、指令を待つまでに多くの時間を要してしまい、初動対応の遅れを招くことが想定される。

そのため、市では、あらかじめ発令要件を設定し、職員が自発的に、指令を待たず

とも即座に第三又は第四非常配備態勢に準ずる態勢を構築することとし、もって災害に対する初動対応の迅速化を図るものとする。この態勢を、特別非常配備態勢という。

(1) 発令要件

休日、夜間等の勤務時間外に震度5弱以上の地震が発生したとき、又はこれに準ずる地震により災害が発生したとき。

(2) 参集場所

原則として、自己の勤務場所とする。ただし、事前の計画に基づいて勤務場所以外の指定場所に参集する者は、当該指定場所とする。

(3) 特別非常配備態勢における初動要員

市長は、第三非常配備態勢職員の中から、市内及び近隣に在住する職員を初動要員として本部応援員、初動班に指名する。名簿は別に定める。

ア 本部応援員

- ・ 出動体制：市において、震度5弱以上の地震の発生を感知又は知ったときには、速やかに中央防災センターに出動し、所定の活動を行う。
- ・ 活動内容：市災害対策本部設置前における情報収集、伝達活動、市災害対策本部設置の準備等を行う。

イ 初動班

- ・ 出動体制：市において、震度5弱以上の地震の発生を感知又は知ったときには、速やかに指定避難所に出動し、所定の活動を行う。
- ・ 活動内容：指定避難所の状況及び市街地の被災状況を確認し、市災害対策本部との連絡体制の確保、避難誘導、避難所の開設準備等を行う。

(4) 参集時の留意事項

ア 参集時の服装及び携行品

職員は、災害対策服を着用し、ヘルメット及び軽食飲料水等を携行する。

イ 被害状況の報告

職員は、参集途上に知り得た状況又は災害情報を参集場所の指揮者に報告し、指揮者は市災害対策本部に報告する。

ウ その他

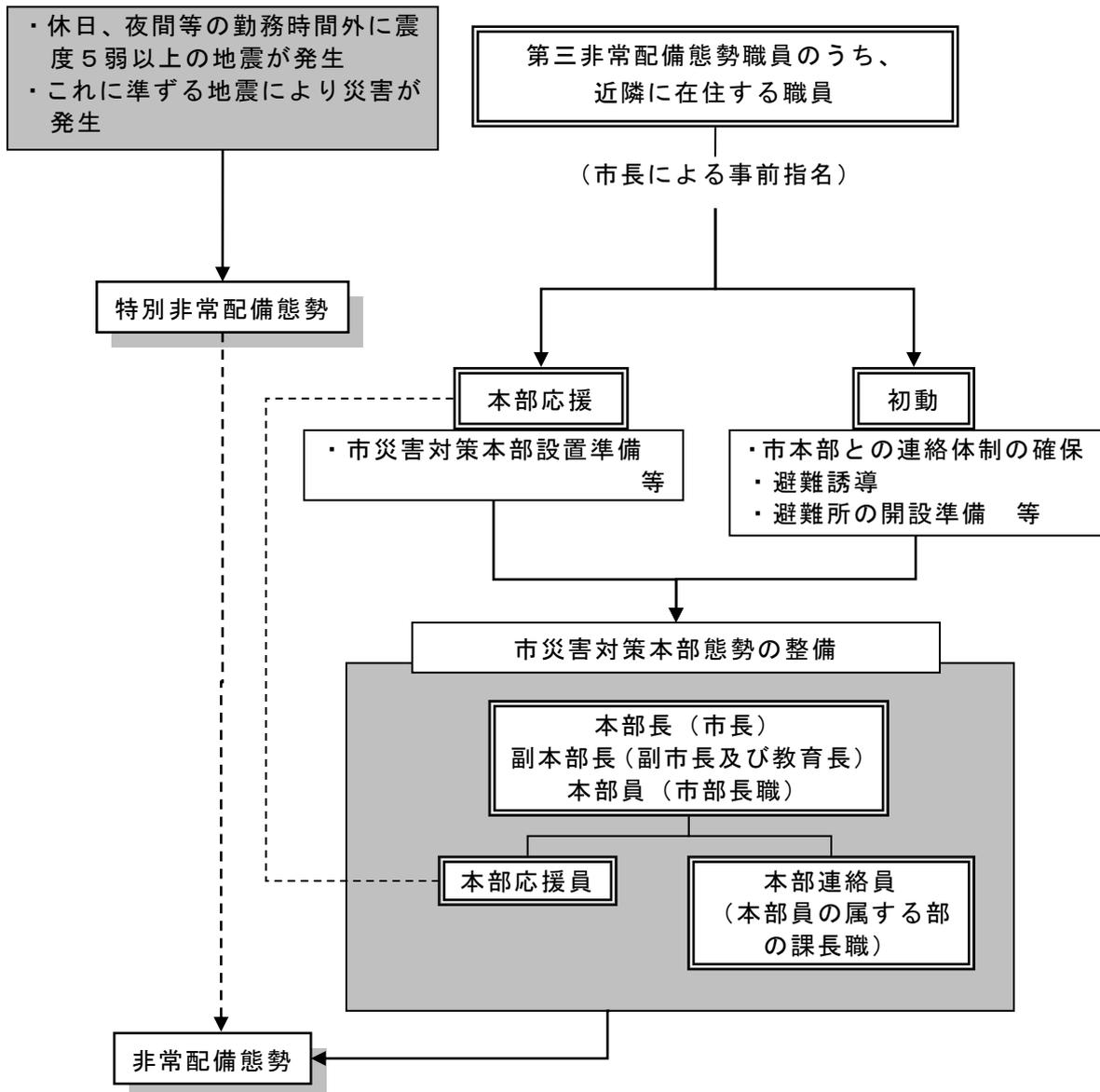
職員は、あらかじめ定められた地震災害時における配置態勢及び自己の任務を十

分習熟しておく。

職員は、災害応急対策を遂行するため、徒歩や自転車等あらゆる手段を講じて出動する。万一、被災により道路交通の利用が不能で、あらゆる手段によっても定められた配置部署に着くことが不可能な場合は、通信連絡により所属長又は市災害対策本部の指示を受ける。

(5) 災害対策本部への移行

特別非常配備態勢は、市災害対策本部の体制が整ったとき、市対策本部運営要領に基づく非常配備態勢に移行する。



【特別非常配備態勢から非常配備態勢への移行】

2 市災害対策本部の運営

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2 市災害対策本部の運営	政策課、秘書広報課、行政経営課、職員課、法制文書課、防災危機管理課

2-1 本部長室の運営

(1) 本部長室の開設

総務管理部危機管理監は、市災害対策本部が設置されたとき、原則として中央防災センターに直ちに本部長室を開設する。

総務管理部危機管理監は、本部長室の機能を確保するため、情報通信機器の保全等に必要な措置を行う。

本部長室開設後は、総務管理部危機管理監が運営を統括し、市災害対策本部を構成する部及び防災関係機関の総合調整を行う。

(2) 本部長室の審議

本部長は、所掌事務について審議する必要があるときは、本部員を招集する。

特に必要があると認めるときは、本部長室の構成員以外の者の出席を求める。

付議すべき事項があるときは、速やかに本部長室の審議に付議しなければならない。

(3) 本部連絡員調整会議

総務管理部危機管理監は、部相互間の連絡調整を図る必要があると認めたとき、又は本部員、本部連絡員から要請があったときは、本部連絡員調整会議を招集するものとする。

(4) 対策調整会議

総務管理部危機管理監は、災害対策活動の実施について総合調整を図る必要があるときは、関係する部その他防災関係機関を構成員とする対策調整会議を開催する。

2-2 現地対策本部の運営

本部長は、災害応急対策のために必要と認める場合は、災害現場に現地対策本部を設置する。

(1) 構成

- ・ 現地対策本部長は、本部長が指名する副本部長又は本部員とする。

- ・現地対策副本部長は、本部長が指名する本部の職員とする。
- ・現地対策本部員は、本部長が指名する者とする。
- ・現地対策本部派遣員は、防災関係機関の長が指名する職員とする。

(2) 分掌事務

- ・被害及び復旧状況の情報分析に関すること。
- ・東京都及び関係機関との連絡調整に関すること。
- ・現場部隊の役割分担及び調整に関すること。
- ・自衛隊の災害派遣に係る意見具申に関すること。
- ・本部長の指示による応急対策の推進に関すること。
- ・各種相談業務の実施に関すること。
- ・その他緊急を要する応急対策の実施に関すること。

2-3 東京都の現地災害対策本部との連携

東京都の現地災害対策本部が設置された場合には、市災害対策本部は東京都の現地災害対策本部との連携を密にして、円滑な応急対策の推進を図るものとする。

(1) 市災害対策本部と報道機関との連絡

市災害対策本部の報道発表は、府中市政記者クラブに対して行う。

(2) 本部の通信

市災害対策本部の通信の運用管理は、総務管理部危機管理監が統括する。

本部員は、市災害対策本部が設置されたときは、直ちに通信連絡体制の確保を図る。

(3) 本部長への措置状況等の報告

部長及び本部員は、次の事項について、速やかに本部長に報告する。

- ・調査、把握した被害状況等
- ・実施した応急措置の概要
- ・今後実施しようとする応急措置の内容
- ・本部長から特に指示された事項
- ・その他必要と認める事項

(4) 庶務

本部長室の庶務は、総務管理部防災危機管理課が行う。

第4節 初動期における応急対策活動

1 初動期における応急対策活動

1-1 市の役割

市は、市施設への来庁者や職員の安全を確保し、災害対策に当たるための初動体制を整える。第一次的防災機関として、東京都、他の区市町村、指定地方行政機関等、区域内の公共的団体、市民等の協力を得て、その有する全機能を發揮して災害応急対策の実施に努める。

必要があるときは市災害対策本部を設置した上で、直ちに、都知事にその旨を報告するとともに、警察署、消防署等の関係機関に通報する。市施設から市内の被害情報等を収集する。

被害情報等から医療救護所の設置を判断し、府中市医師会等に応急救護に対する協力を要請する。負傷者の医療救護所への搬送体制を確立する。

市内に災害救助法が適用されたときは、市長は、都知事（本部長）の指揮を受けて、法に基づく救助事務を補助する。

市は、夜間休日等の勤務時間外の地震発生に備え、市職員、東京都、防災関係機関等との情報連絡体制を確保する。人命救助活動の円滑化を図るため、東京都へ安否不明者の氏名情報等の情報提供を行う。

1-2 市民及び自主防災組織の役割

市民及び自主防災組織は、市内に設置してある街頭消火器等、各種消火用資機（器）材により初期消火を実施する。

初期消火は、火災の拡大防止に主眼を置き、消防隊や消防団の到着後は、その指示に従う。

地域の防災倉庫にある資機（器）材を活用し、建物倒壊等による二次災害を防止しつつ、負傷者の救出救助活動を実施する。

1-3 府中警察署の役割

府中警察署は、府中消防署、自衛消防組織等と連携・協力した救助活動を実施する。

府中消防署や消防団等、各機関による迅速な活動を確保するため、交通規制を実施する。

救出救助活動は、生存者の救出を最優先に行う。救出した負傷者は、速やかに医療救護所等に引き継ぐ。救出救助活動に当たっては、重機類等装備資機（器）材等を有効に活用する。

1-4 府中消防署の役割

府中消防署は、災害の規模等に応じて所定の計画に基づき部隊（消防隊等）を運用し、限られた消防力を最大限に活用し、迅速・的確な消火活動を実施するとともに、特別救助隊及び救急隊と連携し、組織的な人命救助・救急活動を行う。

市、府中警察署、自衛隊、東京DMAT、府中市消防団、自主防災組織等と連携・協力し、消火・救助・救急の万全を期する。

災害情報の収集伝達、防災関係機関との情報交換等を行い、市災害対策本部への消防的見地からの情報交換や助言等を行う。

1-5 消防団の役割

消防団は、発災と同時に付近の市民に対して出火防止と初期消火の呼び掛けを行う。携帯無線機等を活用し、消防活動上必要な情報や被災状況の情報収集・伝達を行う。消防隊との連携を強化するとともに、消火活動及び避難道路の確認を消防団独自に、又は消防隊と連携して行う。

簡易救助器具を活用し、市民と一体となった救助活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置を行う。

1-6 事業所の役割

事業所は、来訪者や従業員の安全を確保し、出火防止、初期消火を速やかに実施する。

事業所での初期対応完了後、地域の消火、救助活動を実施する。

第5節 国・東京都・自衛隊との連携

1 国・東京都・自衛隊との連携

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 国・東京都・自衛隊との連携	政策課、秘書広報課、行政経営課、職員課、法制文書課、防災危機管理課、ポータル企業局総務課

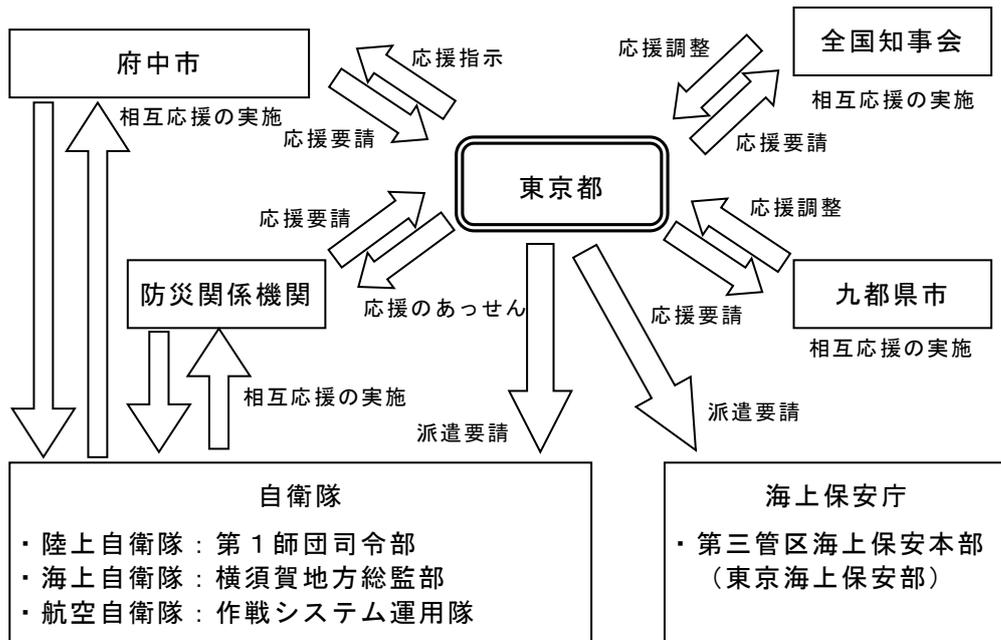
災害が発生した場合において、各防災関係機関は、あらかじめ定めてある所掌事務又は業務に従って応急対策を実施する。

被害が広範囲に及ぶなど、市内の防災関係機関だけでは対応が困難な場合において、市は、東京都及び被災していない他市区町村、関係機関等に協力を依頼し、災害対策を実施する。

市は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、市長が応急措置を実

施するため必要があると認めたときは、自衛隊への災害派遣を要請するよう都知事に対して応援要請する。

受援応援体制の整備や、関係の団体との間で応援・協力に関する協定をあらかじめ締結するなど、応援体制のネットワーク化を図るとともに、新たな災害で得た教訓や社会環境の変化への対応を図りつつ、災害対策の活動体制を強化・充実させていく。



【応援協力・派遣要請のフロー】

1-1 応援協力

(1) 東京都との相互協力

市長は、都知事に応援又は応援のあっせんに求めるなど災害対策に万全を期する。

都知事は、災害を受けた市が応急対策を円滑に実施できるようにするため、他の市に対して応援すべきことを指示し、又は防災関係機関の応援をあっせんする。

市長が都知事に応援又は応援のあっせんに求める場合は、都災害対策本部に対し、次に掲げる事項について、まず口頭又は電話等をもって要請し、後日、市受援応援計画に基づき、文書により改めて処理する。

- ・ 災害の状況及び応援を求める理由（応援のあっせんに求める場合はその理由）
- ・ 応援を希望する機関名
- ・ 応援を希望する人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- ・ 応援を必要とする場所、期間
- ・ 応援を必要とする活動内容
- ・ その他必要な事項

資料編「協定4-1、4-7」

(2) 自治体との相互協力

市は、市受援応援計画に基づく受援体制を整備するとともに、自治体と相互に協力し、災害対応に当たる。

- ・災害対策基本法第67条の規定に基づき、市が自治体に対して応援を求め、又は応援する場合は、その事務が円滑に行われるよう、あらかじめ応援の種類、手続等必要な事項について、相互応援の協定を締結しておく。
- ・市は、協定等を活用して協力・補完体制を構築するため、協定内容の見直しに向けた検討を実施する。

資料編「協定4-1、4-2、4-3、4-4、4-7、4-8」

(3) 公共的団体等との相互協力

市は、次のとおり整備した体制により、公共的団体等と相互に協力し、災害対応に当たる。

ア 市は、区域内における公共的団体の防災に関する組織の充実を図るとともに、相互の連絡を密にし、その機能を震災時に十分発揮できるよう体制を整備する。

イ 市は、町会や自治会などを主体に結成された地域の防災活動を担う組織である自主防災組織、事業所の防災組織等に対しても、組織の充実、連帯協力の強化を図る。これらの団体の協力業務及び協力方法については、本計画の中で明確化し、災害時における活動が能率的に処理できるようその内容の周知徹底を図る。

ウ これら団体の協力業務として考えられるものは、次のとおりである。

- ・異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、市その他関係機関に連絡すること。
- ・災害に関する予警報その他情報を区域内住民に伝達すること。
- ・震災時における広報公聴活動に協力すること。
- ・震災時における出火の防止及び初期消火に関して協力すること。
- ・避難誘導、避難所内被災者の救助業務に協力すること。
- ・被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等に協力すること。
- ・被災状況の調査に協力すること。
- ・被災区域内の秩序の維持に協力すること。
- ・り災証明書の交付事務に協力すること。
- ・その他の災害応急対策業務に協力すること。

(4) 防災関係機関との相互協力

市は、次のとおり整備した体制により、防災関係機関と相互に協力し、災害対応に当たる。

- ・災害応急対策の円滑な実施を期するため、平常時から防災関係機関と連絡を密に

し、災害時における協力体制を確立しておく。

- ・市及び防災関係機関は、市災害対策本部が設置された場合は、情報の収集、交換等連絡を密にし、迅速かつ適切な応急措置を講ずるため、連絡員の派遣等を行う。
- ・所掌事務に関し、防災関係機関とあらかじめ協議しておき、これら機関の市に対する協力事務、協力方法、責任区分等を明らかにしておき、災害時に積極的な協力が得られるよう準備しておく。

（５）各機関の経費負担

国・他道府県又は他市町村から市又は東京都に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、所定の方法による（災害対策基本法施行令第18条）。

1-2 自衛隊への災害派遣要請

（１）災害派遣の範囲

自衛隊の災害派遣には災害の様相等に対応して、次の方法がある。

資料編「2-31」

ア 都知事の要請による災害派遣

- ・災害が発生し、都知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めて自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- ・災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、都知事が予防のため自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- ・災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、市長が応急措置を実施するため必要があると認めて、都知事に対して災害派遣を要請するよう求め、これを受けて都知事が自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合

イ 都知事が要請するいとまがない場合における災害派遣

- ・災害に際し、通信の途絶等により、都知事との連絡が不能である場合に、市長又は警察署長その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報を受け、直ちに救援の措置を講ずる必要があると認められる場合
- ・災害に際し、通信の途絶等により、都知事との連絡が不能である場合に、部隊による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置を講ずる必要があると認められる場合
- ・災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- ・災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人

命救助に関するものであると認められる場合

- ・災害に際し、その事態に照らして特に緊急を要し、都知事からの災害派遣要請を待ついとまがないと認められる場合
- ・市庁舎・営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生し、自衛隊が自主的に派遣される場合

(2) 災害派遣要請の手続

市長は、災害時において、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合は、自衛隊の災害派遣を都知事に要請する。

市長は、市内に災害が発生し、都知事に災害派遣の要請ができない場合には、直接連絡の取ることが可能な自衛隊の部隊に要請する。この場合は、事後において速やかに都知事に通知する。

(3) 災害派遣部隊の受入体制

都知事及び各防災関係機関の長は、自衛隊の活動が他機関と競合重複しないよう重点的・的確・効率的な作業分担となるよう配慮する。

各防災関係機関の長は、いかなる状況において、どのような分野（救助、救急、応急医療、緊急輸送等）について、派遣要請を行うのか、平常時より計画しておくとともに、必要な資機（器）材を準備し、また、施設の使用に際して管理者の了解を得る。

救助・救急部隊が使用する重機類等に不足が生じる場合は、東京都は解体業者等の協力を得て、確保に努める。

都知事及び各防災関係機関の長は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動ができるよう、自衛隊の活動拠点、ヘリポート、宿舎等必要な設備について、その候補地を平常時から計画しておくとともに、災害時には、速やかにその施設等の被害状況、使用の可否を確認し、市等関係機関と協議の上、使用調整を実施して部隊に通報する。

(4) 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した次に列挙する経費は、原則として派遣を受けた機関が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係機関が協議して定める。

これにより難しい場合には、都知事は、陸上自衛隊第1師団長、海上自衛隊横須賀地方総監、航空自衛隊防空指揮群司令等と協定を締結する。

- ・派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資機（器）材（自衛隊装備品を除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- ・派遣部隊の宿営に必要な土地、建物、岸壁、ひき船等の使用及び借上料
- ・派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費・電話料等

- ・天幕等の管理換（※）に伴う修理費
- ・島しょ部に係る輸送料等
- ・その他救援活動の実施に要する経費

その他救援活動の実施に要する経費についても、原則として派遣を受けた機関が負担するが、疑義がある場合は、自衛隊と派遣を受けた機関が協議する。

※管理換とは、物品管理官の間において物品の所属を移すことをいう。

（5）宿泊施設等

市長は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動できるよう宿泊施設等必要な設備を可能な限り配慮するものとする。

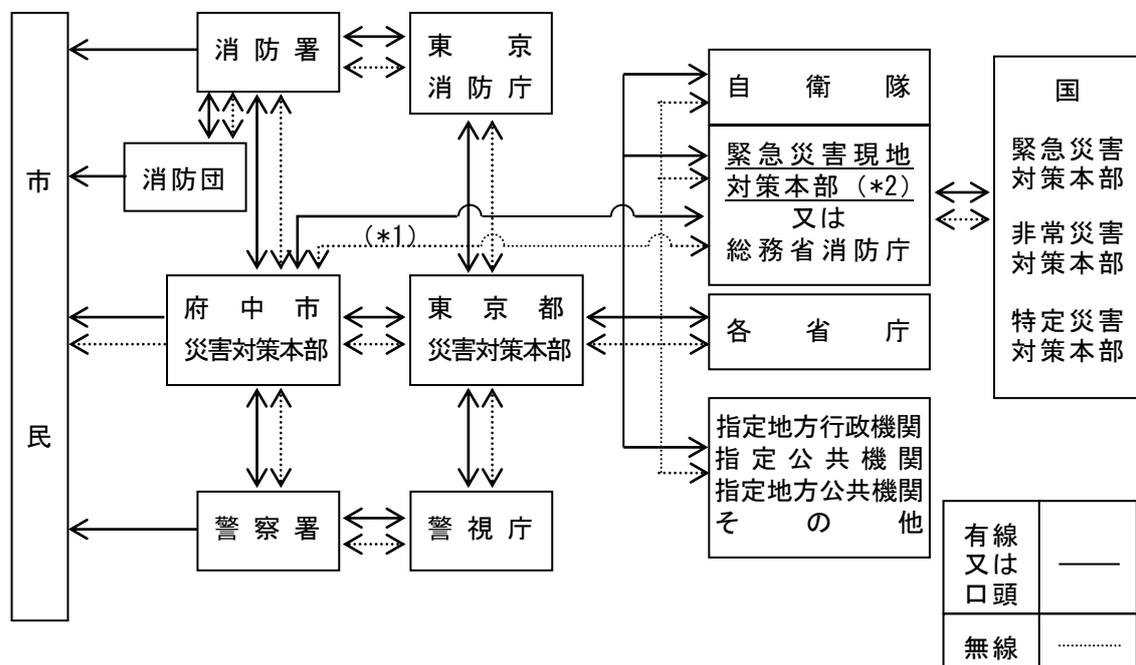
第3章 情報の収集・伝達

第1節 情報受送信の連絡体制

1 情報受送信の連絡体制

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1-1 市の取組内容	秘書広報課、防災危機管理課
1-2 市、東京都及び各放送機関の取組内容	秘書広報課、防災危機管理課、【東京都総務局、放送事業者】

市は、災害の発生を未然に防ぎ、あるいは被害を軽減させるため、防災関係機関や市民に、東京都や気象庁、防災関係機関等から得た災害に関する警報及び注意報について、迅速かつ正確に伝達する。



*1 災害の状況により都災害対策本部に報告できない場合

*2 災害の状況により緊急災害現地対策本部が設置された場合

【通信連絡の系統図】

1-1 市の取組内容

市は、都災害対策本部に対する情報連絡の際には、東京都防災行政無線を使用する。

災害の状況により東京都に連絡することができない場合は、国の災害対策本部（緊急災害対策本部、非常災害対策本部、特定災害対策本部のいずれか）又は総務省消防

庁等に対して直接連絡する。

(1) 異常現象の通報

市は、災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者又はその発見者から通報を受けた警察官から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに東京都及び気象庁に通報する。

(2) 一般的な災害原因に関する情報通報

市は、災害原因に関する重要な情報について、関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに区域内の公共的団体その他重要な施設の管理者、市民の自発的な防災組織及び一般市民等に周知する。

(3) 気象等の予警報の伝達

市は、重要な注意報及び警報について、関係機関からの通報を受けたとき、又は自らその発令を知ったときは、直ちに市内の防災関係機関、重要な施設の管理者に伝達するとともに、府中警察署、府中消防署等の協力を得て、市民に周知する。

1-2 市、東京都及び各放送機関の取組内容

市又は都災害対策本部の設置時には、放送要請による対応を行う場合があるほか、当該災害対策本部の設置に至らない場合でも、市民に対して各放送機関等と連携した避難指示等に関する情報提供を行うなど、より一層の災害対応を実施する。

資料編「協定12-3、12-11」

(1) 実施機関

東京都、市、東京都内又は都内を超える広域区域を事業区域とする各放送機関

(2) 伝達する情報

- ・ 高齢者等避難
- ・ 避難指示
- ・ 緊急安全確保
- ・ 警戒区域の設定

【避難指示等一覧】

区分	発令時の状況	居住者等が取るべき行動
緊急安全確保	災害発生又は切迫	・指定緊急避難場所等への立ち退き避難することがかえって危険である場合は、緊急安全確保をする。
避難指示	災害のおそれ高い	・危険な場所から全員避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）する。
高齢者等避難	災害のおそれ有り	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等（※）は危険な場所から避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）する。 ※ 避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者、障害者等及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。

第2節 災害情報の収集、報告及び記録

1 災害情報の収集、報告及び記録

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1-1 機関別の役割	防災危機管理課、【東京都総務局】
1-3 被害状況の調査報告体制	政策課、行政経営課、防災危機管理課
1-4 被害状況等の報告	政策課、行政経営課、防災危機管理課
1-5 府中警察署における通信連絡体制	【府中警察署】
1-6 府中消防署における通信連絡体制	【府中消防署】
1-7 災害の記録（写真、ビデオ等）	秘書広報課

市は、地震等により災害が発生した場合において、防災関係機関は情報連絡体制に基づき、緊密に連携して被害状況を把握、伝達し、的確な応急対策を実施する。

1-1 機関別の役割

被害状況の迅速・的確な把握は、災害救助法適用の要否、災害対策要員の動員、応援要請、救援物資・資機（器）材の調達等、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。

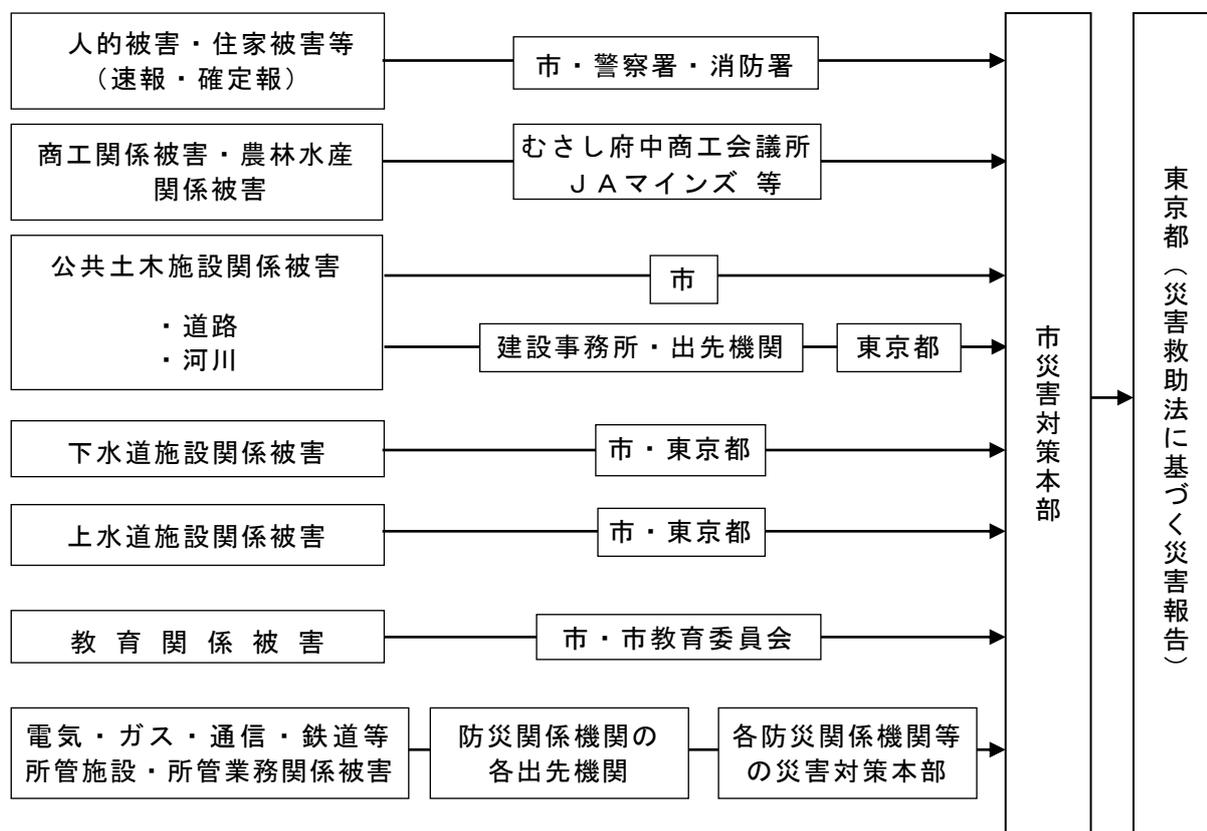
市及び東京都は、東京都災害情報システムのほか、専用電話、衛星携帯電話など、多様な通信手段を活用した重層的な情報連絡体制を確立し、被害状況等の把握を行う。

市は、総務省で実施している、総務省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡に関する省令第3条第8項に基づく災害対策用移動通信機器（衛星携帯電話等）無償貸与の活用を検討し、通信のふくそう及び途絶の回避を図る。この要請は、関東総合通信局無線通信部陸上第二課に対して行う。

市を始め防災関係機関は、災害の発生に際して、速やかに、管内又は所管業務に関する被害状況等を迅速・的確に把握し、当該災害に関する応急対策が完了するまで、あらかじめ定められた伝達システムにより、市災害対策本部及び東京都に報告する。

資料編「協定12-5」

1-2 被害状況の報告・伝達系統



【被害状況の報告・伝達系統】

1-3 被害状況の調査報告体制

市は、災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況等について、東京都に報告する。なお、家屋の倒壊や火災が多発する災害が発生した場合及び災害対策基本法第53条に基づく被害状況を東京都に報告できない場合には、国（総務省消防庁）に報告する。

1-4 被害状況等の報告

市災害対策本部は、市各部及び防災関係機関からの被害状況等を取りまとめ、次の要領により東京都に報告する。

(1) 報告すべき事項

- ・ 災害の原因
- ・ 災害が発生した日時
- ・ 災害が発生した場所及び地域
- ・ 被害状況（被害程度の認定基準に基づき報告する。）
- ・ 災害に対して既に講じた措置及び今後講ずる措置
- ・ 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- ・ その他必要な事項

資料編「2-32」

(2) 東京都への報告の方法

原則として、災害情報システムへの入力による（ただし、システム障害等により入力できない場合は、防災行政無線、電話、FAX等あらゆる手段により報告する。）。

【報告の種類・期限等】

報告の種類		入力期限	入力画面
発災通知		即時	被害第1報報告
被害措置概況速報		即時及び東京都が通知する期限内	被害数値報告 被害箇所報告
要請通知		即時	支援要請
確定報	災害確定報告	応確急対策を終了した後20日以内	被害数値報告
	各種確定報告	同上	被害箇所報告
災害年報		4月20日	被害数値報告

資料編「3-1、3-2、3-3」

(3) 災害救助法に基づく報告

ア 災害報告

救助法に基づく災害報告には、災害発生の時間的経過に合わせ、発生報告、中間報告、決定報告の3段階がある。

これらの報告は、救助用物資、義援金品の配分等の基礎になるほか、各種の対策の基礎資料となる。このため、迅速かつ正確に被害状況を収集把握して、速やかに都知事に報告する。

イ 救助実施状況の報告

災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の清算事務に必要なため、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録・整理し、都知事に報告する必要がある。

1-5 府中警察署における通信連絡体制

府中警察署における災害時の市災害対策本部との通信連絡事務は、府中警察署警備課警備係が担当する。

(1) 市災害対策本部との連絡

平常時においては、市災害対策本部とは加入電話又は府中市防災行政無線により連絡を行う。通信途絶時には府中市防災行政無線又は必要により連絡員を派遣して警察無線で連絡体制を確保する。

資料編「協定12-6」

(2) 府中消防署、消防団に対する連絡

加入電話や市による直接連絡のほか、市災害対策本部経由により連絡を行う。

1-6 府中消防署における通信連絡体制

(1) 市災害対策本部との連絡

市災害対策本部と府中消防署間は、中央防災センターを通じて情報伝達を行う。

(2) 消防団に対する指令及び連絡

消防団員の召集又は活動指示連絡は、原則として消防団本部を経由して行う。

(3) 連絡体制

震災が発生した場合には署隊本部を設置し、次の措置を講ずる。

- ・無線局の開局及び受信体制の確保
- ・市災害対策本部その他関係機関への連絡員派遣
- ・その他必要な措置

(4) 災害に関する警報等の受信及び伝達

警防本部からの災害に関する警報等の市民への伝達では、広報車により実施する。

資料編「2-33」

(5) 災害情報の収集と伝達

市職員及び関係機関の活動状況並びに災害情報は、適宜、市災害対策本部室に情報提供するとともに、市民、関係機関等と相互に情報交換し、その共有化を図る。

資料編「協定12-7」

(6) 通信途絶に対する措置

有線通信途絶に際しては、無線により府中署隊をもって第八消防方面本部を經由して警防本部との連絡を行う。署隊内の情報連絡は、消防電話、携帯無線機及び伝令により行う。

1-7 災害の記録（写真、ビデオ等）

災害を記録するため、市で記録班を編成し、復旧対策及び広報活動の資料の作成を行う。必要に応じてカメラマン等を外部に委託する。

第3節 災害時の広報・報道

1 災害時の広報・報道

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1-1 機関別の広報活動	秘書広報課、【東京管区气象台、府中警察署、府中消防署】
1-2 災害広報情報の収集	防災危機管理課、【府中消防署】
1-3 報道機関への発表	秘書広報課
1-4 災害時の広報	秘書広報課、多様性社会推進課、観光プロモーション課

災害発生時には、市民に対し、災害や生活に関する様々な情報を迅速かつ確実に提供することが必要である。このため、市及び防災関係機関は、一体となって迅速かつ適切な広報活動を行う。

市及び防災関係機関は、パニックを防止し、社会的混乱を最小減にとどめ、速やかに避難体制を構築するために、被災住民等に対して適切な広報活動を行う。

1-1 機関別の広報活動

市及び防災関係機関は、整備した広報手段を効果的に活用し、一人でも多くの市民へ情報が伝わるよう努める。

【広報内容】

機 関 名	広 報 内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> ・当該区域や所管施設において災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちに警察署、消防署等と連携して、必要な広報活動を実施する。 ・市は、ケーブルテレビ局などの地域放送局を活用して、被災・復旧などの情報を放送する。
府中警察署	<p>広報内容は次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 避難を必要とする情報 2 混乱防止及び人心の安定を図るための情報 3 デマ・流言の打ち消し情報
府中消防署	<p>広報内容は次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 出火防止、初期消火の呼び掛け 2 救出・救護及び要配慮者への支援の呼び掛け 3 火災及び水災に関する情報 4 避難指示に関する情報 5 救急告示医療機関等の診療情報 6 その他市民が必要としている情報
東京管区 気象台 (気象庁)	<ul style="list-style-type: none"> ・地震・津波の詳しい状況やその解説、余震の見通しや防災上の留意事項等を広報する。 ・テレビ、ラジオ、新聞等報道機関を通じて知らせるほか、インターネットのホームページでも広報する。

【提供手段】

市から市民へ情報提供する際の手段
<ul style="list-style-type: none">・府中市防災行政無線（フリーダイヤル：0800-8000-606）・全国瞬時警報システム（Jアラート）・府中市メール配信サービス（事前登録必要）・緊急速報メール（事前登録不要）・府中市公式X（旧ツイッター） 【アカウント：東京都府中市、ユーザー名：@fuchu_tokyo】・府中市公式LINE・災害情報共有システム（Lアラート）

市は、これら手段のほか、電話、ファクシミリ、市ホームページ、市広報車、ちらし、掲示物の作成等、必要な情報を市民に提供するため、状況により活用する手段を検討する。

1-2 災害広報情報の収集

（1）市災害対策本部

震災広報に関する情報は、市各部において収集し、市災害対策本部において統一的に処理する。

（2）府中消防署

府中消防署は、震災時において、警防本部、方面隊本部等から災害に関する情報を収集するとともに、市災害対策本部及び防災関係機関と連絡・協調を図り、更なる情報の収集に努める。

1-3 報道機関への発表

（1）市からの発表

災害に関する情報及び災害応急対策に関する状況等の報道機関への発表は、原則として、市災害対策本部で収集した防災関係機関及び市民からの情報を総合的に分析及び整理した上で、市を通じて統一的に行う。この場合において、防災関係機関は、説明員を同席させるなどして協力する。

（2）防災関係機関からの発表

被害状況及び施設の復旧等に関する情報は、各防災関係機関の記者クラブ等で発表するとともに、事前又は事後にその内容を市災害対策本部（広報班）に報告する。

1-4 災害時の広報

震災発生時には、市は、防災関係機関等と一体となって、被災した市民に対し、速やかに正確な情報を提供することにより混乱を最小限にとどめ、人心の安定を図り、適切な判断による行動ができるようにする。

(1) 情報の提供と周知方法

市災害対策本部で収集した情報のうち、市民への提供が必要と判断された情報については、市で整備している広報手段により市民へ伝達する。ケーブルテレビ等との連携も併せて検討する。

(2) 外国人への防災、避難、生活情報の提供

市は、関係機関等と連携し、市災害対策本部や防災関係機関等から収集した情報を外国人に提供する。また、国際交流サロンや多文化共生センターDIVEを通じ、災害時における外国人への情報提供に努める。

市災害対策本部は、東京都が災害時に設ける外国人災害時情報センターとの連携を進める。

第4節 安否情報の提供

1 照会の受付

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 照会の受付	秘書広報課

市は、府中警察署、府中消防署、自衛隊等の防災関係機関から、死亡者、行方不明者、けが人等の市災害対策本部に集められた安否情報を、府中市防災行政無線、電話、ファクシミリ等を使って避難所へ伝達するとともに、安否情報の簿冊を管理し、市民からの問合せに対応する。その際は、報道機関、ケーブルテレビ等にも協力を依頼する。

市民等からの安否情報の照会については、対応する窓口に書面を提出することにより受け付ける。

なお、受付に当たっては、次の事項を明らかにし、照会者に対して本人であることを証明する書類（個人番号カード、運転免許証、健康保険の被保険者証等）を提出又は提示させる。安否情報について照会する者が明らかにする事項は、次のとおりである。

- ・照会者の氏名、住所（法人その他の団体の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他の照会者を特定するために必要な事項
- ・照会に係る被災者の氏名、住所、生年月日及び性別
- ・照会をする理由

2 回答

市は、次のとおり、照会者の区分に応じて回答する。

【照会者の区分と提供できる情報】

項番	照会者の区分	提供できる情報
1	当該被災者の同居の親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）である場合	照会に係る被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
2	当該被災者の親族（前項に掲げる者を除く。）又は職場の関係者その他の関係者である場合	照会に係る被災者の負傷又は疾病の状況
3	当該被災者の知人その他安否情報を必要とすることが相当であると認められる者である場合	照会に係る被災者について保有している安否情報の有無

回答に当たっては、必要最小限の情報にとどめるとともに、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮する。

ただし、照会に係る被災者が安否情報の提供について同意をしている安否情報については、その同意の範囲内で、又は公益上特に必要があると認めるときは、必要と認める限度において当該被災者の安否情報を回答することができる。

安否情報の回答を行った場合は、当該回答を行った担当者、照会者の氏名や連絡先等を記録する。

3 注意事項

市は、個人情報であること、DV被害者等の情報が含まれる可能性があることなどに鑑み、回答に当たって留意すべきことを職員に周知し、情報管理を徹底する。

第5節 公聴活動

1 公聴体制

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 公聴体制	広聴相談課、【府中警察署、府中消防署】

市は、発災後、被災者からの相談や被災者への支援に関する相談窓口を設置することで、混乱を防止するとともに、被災者等のニーズを把握する。

府中警察署は、臨時相談所を開設するとともに、交通対策本部内に交通規制の内容及び緊急通行車両の標章に関するテレホンコーナーを開設する。

府中消防署は、災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所に消防相談所を開設し、各種相談、説明、案内に当たる。また、市民からの電子メールによる問合せに対応する。

2 市民相互の情報連絡等

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2 市民相互の情報連絡等	秘書広報課

市は、SNS、災害伝言ダイヤル、災害伝言版等を市民に周知し、家族等の安否を確認する手段の活用を促す。

市民は、確認手段を活用し、市や東京都から提供された情報に基づき、冷静に行動するよう努める。

第4章 災害医療と保健衛生

第1節 災害医療

1 初動医療体制

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1-1 初動期の医療救護活動	防災危機管理課、健康推進課
1-2 医療情報の収集伝達体制	防災危機管理課、健康推進課
1-3 医療救護体制	防災危機管理課、健康推進課、【府中市医師会、府中市歯科医師会、府中市薬剤師会、府中市助産師会、東京都柔道整復師会武蔵野支部】

1-1 初動期の医療救護活動

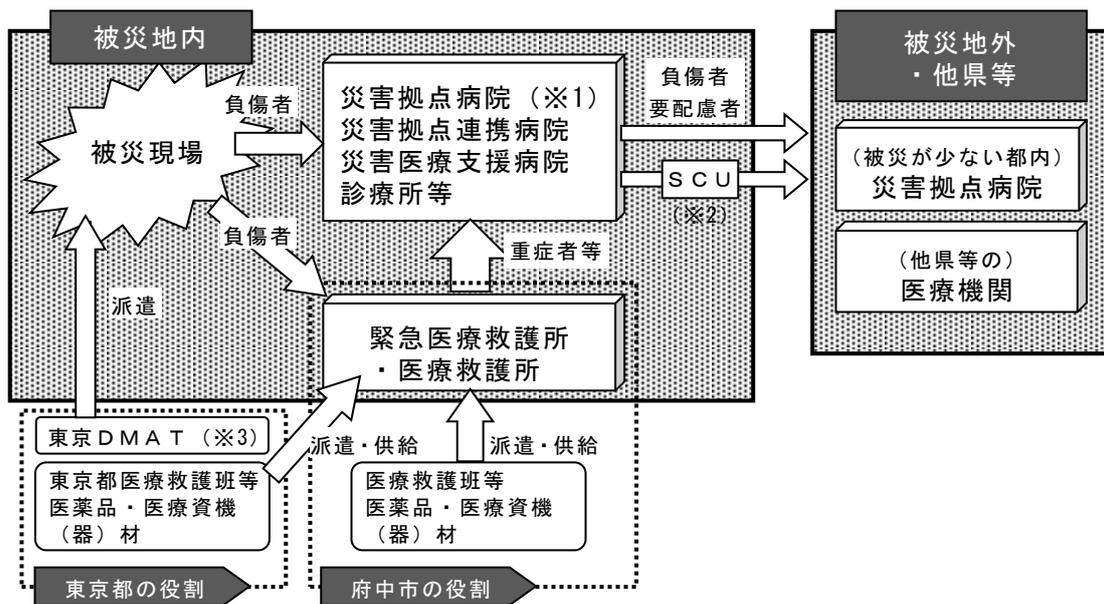
市は、市災害医療コーディネーターの助言を受け、市内の医療救護活動等を統括・調整する。避難所等に医療救護所を設置するとともに、災害拠点連携病院等の近接地等に緊急医療救護所を設置・運営する。また、災害薬事センターを設置し、市災害薬事コーディネーターによる管理の下、医薬品の供給や薬剤師班の派遣を調整する。

その後の状況に応じて、医療救護活動拠点を設置し、避難所医療救護所や在宅療養者への医療支援について調整する。避難所等において、定点・巡回診療も実施する。

なお、医療救護体制が不足する場合など、市長が必要と認めたときは、東京都地域災害医療コーディネーターに応援を求める。

【医療救護活動におけるフェーズ区分】

区分	想定される状況
0 発災直後 (発災～6時間)	建物の倒壊や火災等の発生により、傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況
1 超急性期 (6～72時間)	救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入れが少ない状況
2 急性期 (72時間～1週間程度)	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復旧し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況
3 亜急性期 (1週間～1か月程度)	地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に復旧している状況
4 慢性期 (1～3か月程度)	避難生活が長期化しているが、ライフラインがほぼ復旧して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況
5 中長期 (3か月以降)	医療救護所がほぼ閉鎖されて、通常診療がほぼ回復している状況



第3部
第4章

※1 災害拠点病院・災害拠点連携病院・災害医療支援病院

災害拠点病院は、重症者を受け入れる。

災害拠点連携病院は、主に中等症者を受け入れる。

災害医療支援病院は、専門医療や慢性疾患への対応その他医療救護活動を行う。

※2 航空搬送拠点臨時医療施設（SCU：エスシーユー）

Staging Care Unitの略で、広域搬送拠点に搬送された患者を被災地域外へ搬送するに当たり、長時間の搬送に要する処置等を行う臨時医療施設をいう。

※3 東京DMAT（東京Disaster Medical Assistance Team：ディーマツト）

大規模事故などの都市型災害が発生した場合や大規模地震などの自然災害時に出場し、災害現場で東京消防庁と連携して多数傷病者等に対する救命処置等を行う災害医療派遣チームである。

【災害時医療救護の流れ】

1-2 医療情報の収集伝達体制

(1) 機関別活動

市は、医療救護活動拠点において、府中市医師会、市災害医療コーディネーター及び市災害薬事コーディネーター等の関係機関と連携して、人的被害及び医療機関（診療所、歯科診療所及び薬局）の被災状況や活動状況等を把握し、東京都が東京都立多摩総合医療センター内に設置する医療対策拠点（※）に報告する。

※ 医療対策拠点

東京都が、二次保健医療圏ごとに災害拠点中核病院等に設置し、圏域内の区市町村から情報収集を行い、東京都地域災害医療コーディネーターと共に医療救護活動の統括・調整を行う場所である。

【機関別の医療情報の収集方法】

区分	収集方法
災害拠点病院	市及び医療対策拠点が、東京都防災行政無線及び広域災害救急医療情報システム等により収集する。
災害拠点病院以外の病院	市が、広域災害救急医療情報システム等を用いながら、医師会等の協力を得て収集する。
診療所、歯科診療所及び薬局	市が、保健所、医師会、歯科医師会や薬剤師会等の協力を得て収集する。

(2) 市民への情報提供

市は、医療救護所の設置状況や医療機関の活動状況を市民に広報する。

東京都保健医療情報センター（ひまわり）の体制・機能を活用し、医療機関の案内等に係る問合せに、市が医療機関の被災状況を踏まえて電話等により対応する。

1-3 医療救護体制

(1) 医療救護班の派遣要請

市は、災害時の医療救護が必要な場合には、災害時の医療救護活動についての協定に基づき、府中市医師会、府中市歯科医師会、府中市薬剤師会及び東京都柔道整復師会武蔵野支部に、医療救護班の派遣を要請する。

資料編「協定 11-1、11-2、11-4、11-5」

(2) 医療救護対策本部の設置

府中市医師会及び府中市歯科医師会は、市から医療救護班の派遣要請があった場合には、これに対応するため、市災害医療コーディネーターと連携し、速やかに医療救護対策本部（以下「救護本部」という。）を医師会館内に設置する。

(3) 医療救護班の出動

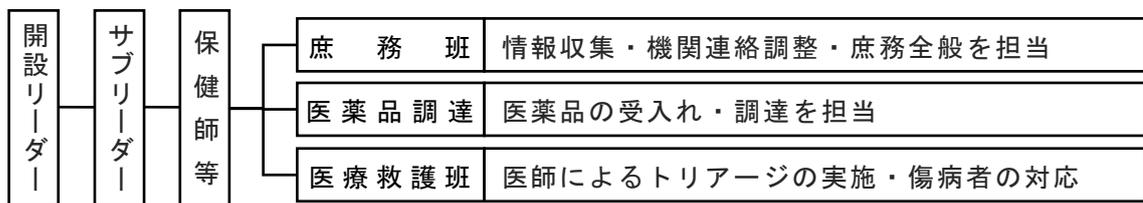
救護本部長は、災害の規模に応じて、医療救護班を編成・出動させる。

医療救護班は、交通が途絶状態にあるときでも、可能な方法を用いて迅速に出動し、市が設置した医療救護所等において医療救護活動を実施する。被災直後の超急性期に

においては、負傷者が多数発生した災害現場等又は負傷者が殺到する病院等の近接地などに設置する緊急医療救護所を活動の中心とし、その後は、避難所医療救護所を活動の中心とする。

(4) 避難所医療救護所の設置

府中市医師会、府中市歯科医師会、府中市薬剤師会、府中市助産師会及び東京都柔道整復師会武蔵野支部は、医療救護班の派遣体制が整い次第、避難所の中から設置場所を選定し、避難所医療救護所を設置する。



【避難所医療救護所の構成イメージ】

【機関別の医療救護活動の内容】

区分	活動場所	内 容
医師会 現場救護班	・緊急医療救護所	<ul style="list-style-type: none"> ・傷病者に対するトリアージ ・傷病者に対する応急処置 ・災害拠点病院等への転送の可否及び転送順位の決定（※） ※ 重傷者は直接救急車により災害拠点病院等へ搬送、中等症者は災害拠点連携病院等へ搬送、軽症者は原則として緊急医療救護所へ誘導する。 ・搬送困難な患者、軽症患者等に対する医療 ・死亡の確認及び遺体の検案への協力
医師会 助産師会 避難所医療救護所救護班	・避難所医療救護所	<ul style="list-style-type: none"> ・傷病者に対するトリアージ ・傷病者に対する応急処置 ・負傷者等の確認、カルテ作成 ・災害拠点連携病院、災害拠点病院への転送可否の決定 ・必要な記録の調整 ・助産救護 ・精神相談
歯科医師会 救護班	・緊急医療救護所 ・避難所医療救護所	<ul style="list-style-type: none"> ・医師会と連携した傷病者に対するトリアージの協力、傷病者に対する応急処置 ・歯科医療を要する傷病者に対する応急処置 ・災害拠点病院等への転送の可否及び転送順位の決定 ・避難所内における転送の困難な患者、軽症患者等に対する歯科治療、衛生指導 ・検視・検案に際しての法歯学上の協力
薬剤師会 救護班	・災害薬事センター（保健センター） ・避難所医療救護所	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所医療救護所及び災害薬事センター（保健センター）等における医薬品の仕分け、管理及び受発注 ・避難所医療救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導 ・医師会と連携した傷病者に対するトリアージの協力 ・一般用医薬品を活用した被災者の健康管理支援 ・避難所の衛生管理・防疫対策への協力

2 負傷者等の搬送体制

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2-1 負傷者の搬送	防災危機管理課、健康推進課、【府中消防署、府中市医師会、府中市歯科医師会】
2-2 医療スタッフの搬送	防災危機管理課、健康推進課

2-1 負傷者の搬送

医療救護所の開設リーダーは、災害拠点病院等の医療機関に收容する必要のある負傷者等が発生した場合は、市に搬送を要請する。医療機関や医療救護所で対応できない重症者は、日本DMATなどの医療従事者による医療搬送を中心とする。

- ・市は、府中消防署に搬送を要請する。
- ・東京消防庁（府中消防署）は被災現場等から医療機関への重症者の搬送を優先し、あらかじめ定められた基準に基づく搬送順位に従い、搬送先施設等の受入体制の確認を行う。負傷者等の医療機関への搬送は、状況に応じて、東京都保健医療局と連携して行う。
- ・市は、道路事情等により陸上輸送が困難な場合は、警察関係機関に道路啓開措置を要請する。
- ・市は、状況に応じて、市有車両又は医療救護班の車両、担架の使用を検討する。

2-2 医療スタッフの搬送

市が派遣する医療救護班等の医療スタッフの搬送は、原則として市が対応する。東京都医療救護班等の搬送に当たっては、既に締結している関係機関との協定に基づき、バス、船舶、トラック等による搬送を活用する。

3 医薬品・医療資機（器）材の確保

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
3-1 使用する医薬品等の調達	防災危機管理課、健康推進課
3-2 災害薬事センターの設置	防災危機管理課、健康推進課
3-3 災害薬事コーディネーターの業務	【府中市薬剤師会】
3-4 医薬品等の搬送	健康推進課

3-1 使用する医薬品等の調達

医療・助産救護に要する医薬品、医療資機（器）材は、市の備蓄する医薬品等（市

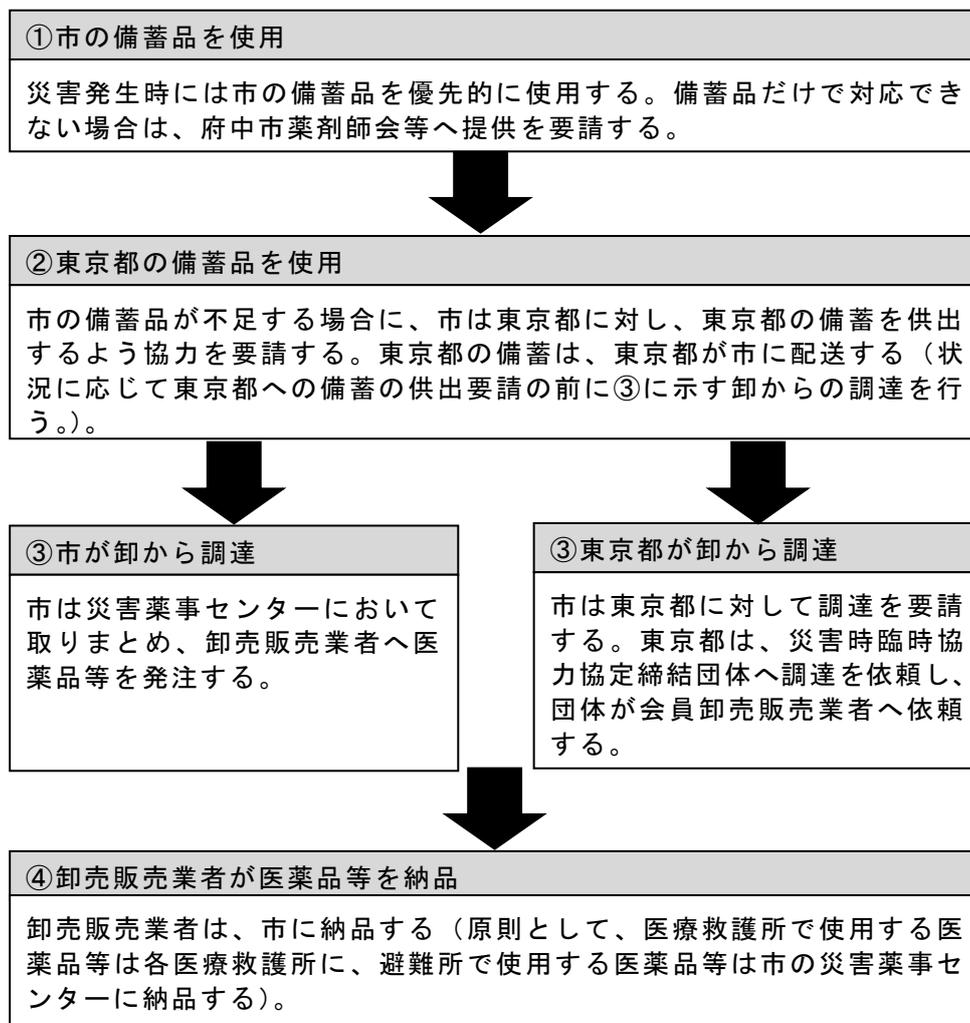
と医師会、薬剤師会等が協議して選定した物等)を使用して救護活動を行う。

医療救護所や避難所等において、市の備蓄が不足する場合には、災害時における応急医薬品等の調達に関する協定に基づき、市は、府中市薬剤師会に対して調達を要請する。それでもなお不足する場合は、東京都に対し、東京都の備蓄を供出するよう協力を要請する。その際、東京都の備蓄は、東京都から市へ配送される。

また、市及び東京都の備蓄並びに府中市薬剤師会からの提供だけでは医薬品等が不足する場合には、地区薬剤師会と協議の上、医薬品等の卸売販売業者に発注し、調達する。市が自ら調達を行うことが不可能な場合には、東京都保健医療局へ調達を要請する。

医療救護班が使用する医薬品等の備蓄量は初動期の分とし、それ以降は災害薬事センターを設置するなどして医薬品等の備蓄・供給体制の充実・強化を図る。

資料編「協定11-5」



【市が使用する医薬品等の調達手順】

3-2 災害薬事センターの設置

災害薬事センターは、被災地内における医薬品、医療器具、衛生材料等の供給拠点として、医薬品等に関する情報の収集及び発信を行うとともに、各医療救護所等からの要請に基づき、卸売販売業者へ発注を行い、医薬品等を迅速に供給する。

市は、府中市薬剤師会と連携して、医療救護所や避難所等への医薬品等の供給拠点となる災害薬事センターを発災後速やかに保健センターに設置する。

市災害薬事コーディネーターは、市薬剤師会から選任し、市災害医療コーディネーター、東京都地域災害医療コーディネーター及び東京都災害医療コーディネーターの業務に協力する。

3-3 災害薬事コーディネーターの業務

市災害薬事コーディネーターは、市災害医療コーディネーター及び災害拠点病院薬剤部等に協力し、地域の災害医療が円滑に進むよう薬事に関する調整を行う。

- ・ 医薬品等の管理に関する調整業務：救護所等で必要になる医薬品等の需給状況の把握、卸売販売業者への発注、在庫管理等
- ・ 薬剤師班に関する調整業務：薬剤師班の差配、支援要請等
- ・ 薬事関係者の調整業務：病院薬剤部、薬局、卸売販売業者等地域の薬事関係者の復旧状況や医薬品の過不足状況の把握、薬事関係者の調整等

3-4 医薬品等の搬送

医薬品等の市内搬送は、医療救護所の開設時又は医療救護班から搬送要請があったときに、市が関係機関との連携により行う。

4 保健衛生体制

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
4-1 保健活動	健康推進課
4-2 精神保健医療の確保	健康推進課
4-3 在宅難病患者への支援	健康推進課、【多摩府中保健所】
4-4 在宅人工呼吸器使用者への支援	健康推進課
4-5 透析患者等への支援	健康推進課

4-1 保健活動

市は、巡回健康相談等を行うため、保健師・栄養士その他必要な職種から成る保健活動班を編成して避難所等に派遣する。市単独では対応が困難な場合は、東京都に依

援要請を行うほか、市が独自に他道府縣市等と結ぶ応援協定に基づき、保健活動班の派遣を要請する。

保健活動班は、環境衛生指導班や食品衛生指導班、防疫班（第3部 第4章 第2節 生活衛生 参照）と連携し、避難住民等の健康管理に関する活動を行う。

保健活動班は、避難所における健康相談、地域における巡回健康相談その他必要な保健活動等を行う。

市は、多摩府中保健所と連携して、派遣職員の受入れ並びに活動拠点及び移動手段の確保を図る。

4-2 精神保健医療の確保

市は、必要に応じて、電話相談窓口や外来相談窓口を設置する。

また、被災住民の心的外傷後ストレス障害（PTSD）も視野に入れて、多摩府中保健所とも連携しながら精神保健医療の確保を図り、被災の状況に即して活動する。

市は、精神科病院・診療所の外来の実施状況について、状況の把握・提供ができるよう努める。

4-3 在宅難病患者への支援

市及び多摩府中保健所は、在宅難病患者の状況把握に努める。

東京都は、市からの要請に応じて、医療機関及び他縣市等と連携し、在宅難病患者の搬送及び救護体制の支援に努める。

4-4 在宅人工呼吸器使用者への支援

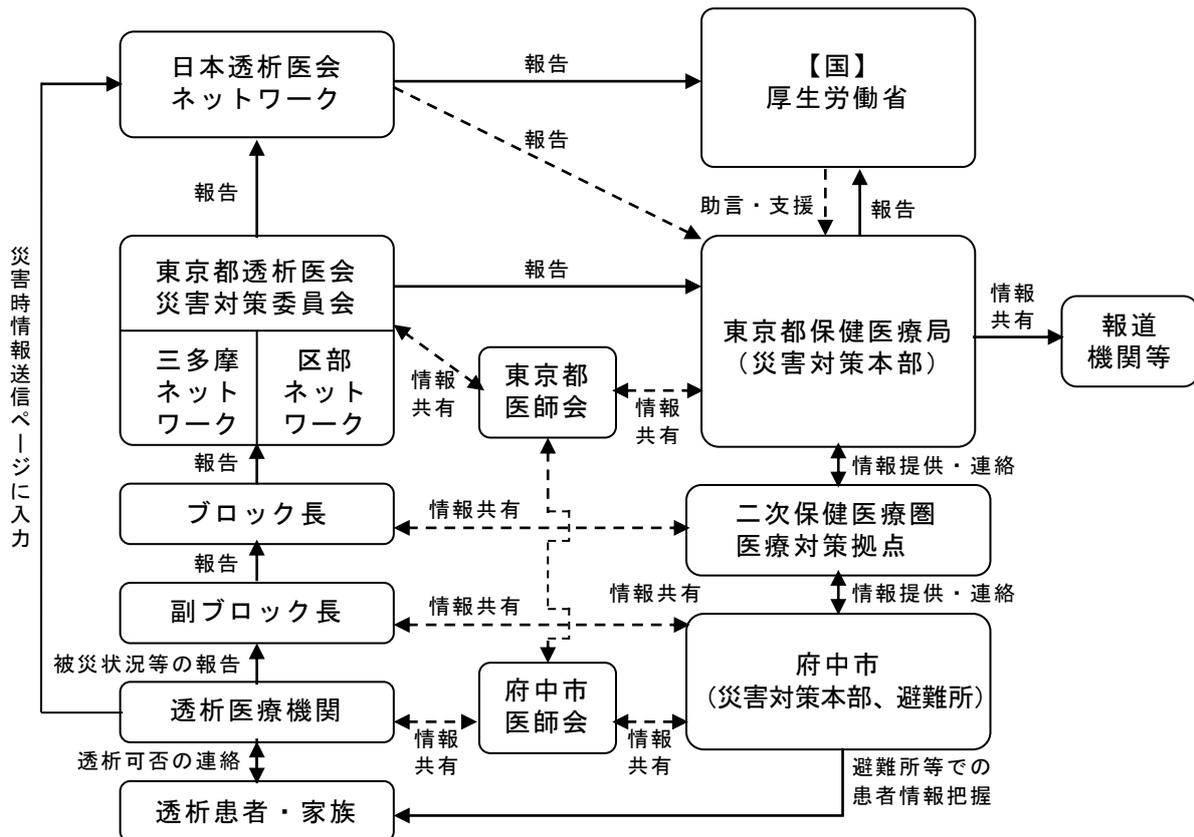
市は、東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針を活用して作成した在宅人工呼吸器使用者災害対策リストを基に、災害時個別支援計画で定めた方法により、在宅人工呼吸器使用者の安否確認を行う。人工呼吸器使用者及び家族に被害状況、医療機関の開設状況等の情報を提供するとともに、できるだけ在宅療養が継続できるよう支援する。

市は、在宅療養の継続や避難等に際し、災害時個別支援計画による支援が困難な場合は、東京都に支援を要請する。

4-5 透析患者等への支援

慢性腎不全患者の多くは、1人1回の透析に約120リットルの水を使用する血液透析を週2～3回受けており、災害時にも平常時と同様の医療を要することから、適切な医療体制を確保する必要がある。

市は、東京都が作成した災害時における透析医療活動マニュアルに基づき、透析医療の確保に努める。



【透析患者の災害時透析医療情報連絡系統図(災害時における透析医療活動マニュアルより一部修正)】

第2節 生活衛生

1 防疫体制の確立

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 防疫体制の確立	健康推進課

市は、多摩府中保健所と連携して、所属職員や他自治体の応援職員等の中から、必要に応じ、防疫班、消毒班、保健活動班、食品衛生指導班及び環境衛生指導班を編成（又は担当者を配置）して、生活衛生を保全するための防疫活動を実施する。

【班別役割分担】

班名	担当	役割
防疫班	市	<ul style="list-style-type: none"> ・健康調査及び健康相談 ・避難所等の防疫指導、感染症の発生状況の把握 ・感染症予防のため広報及び健康指導 ・避難所におけるトイレ及びごみの保管場所の適正管理
消毒班	市	<ul style="list-style-type: none"> ・患者発生時の消毒（指導） ・避難所の消毒の実施及び指導
保健活動班	市	<ul style="list-style-type: none"> ・健康調査及び健康相談の実施 ・広報及び健康指導
食品衛生指導班	保健所 市	<ul style="list-style-type: none"> ・炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保 ・食品集積所の衛生確保 ・避難所の食品衛生指導 ・その他食品に起因する危害発生の防止 ・食中毒発生時の対応 ・避難所における食品取扱管理者の設置・設置促進等の食品衛生管理体制の確立 ・食品の衛生確保、日付管理等の徹底 ・手洗いの励行 ・調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底 ・残飯、廃棄物等の適正処理の徹底 ・食品衛生に関する情報提供 ・殺菌、消毒剤の調整
環境衛生指導班	保健所 市	<ul style="list-style-type: none"> ・飲料水の塩素による消毒の確認 ・市民への消毒薬及び簡易残留塩素検出紙の配布 ・市民への消毒の実施方法及び残留塩素の確認方法の指導 ・避難所における過密状況や衛生状態の調査・確認 ・避難所における室内環境の保持や寝具類の衛生確保のための助言・指導 ・避難所におけるハエや蚊の防除方法についての助言・指導

2 食料等の安全確保

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2 食料等の安全確保	健康推進課、【多摩府中保健所】

震災時には、設備の不十分な状態での食料品の調理・提供、停電や断水等による冷蔵・冷凍機器の機能低下等により、食料品の腐敗、汚染等の発生が予想される。

市は、多摩府中保健所と連携し、必要に応じて、食品衛生指導班を編成するなどして、避難所住民に対する食品の衛生的な取扱いの指導等を行うなど、食料等の安全確保を図る。

3 水の安全確保

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
3 水の安全確保	【多摩府中保健所】

避難所における飲料水の安全を確保するため、市は、東京都が編成する環境衛生指導班の協力を得て、飲料水の消毒及び消毒効果の確認を行う。

ライフライン復旧後は、東京都の環境衛生指導班の協力を得て、給水設備の点検及び残留塩素濃度を確認し、飲用の可否等について、適正に周知する。

4 被災動物に係る対応

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
4 被災動物に係る対応	環境政策課、【東京都保健医療局】

市は、東京都保健医療局が関係団体等と協力して設置する動物救援本部と連携し、被災動物を保護する。

5 感染症対策

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
5 感染症対策	防災危機管理課、健康推進課、【多摩府中保健所】

一類・二類感染症など入院対応が必要な感染症が発生した場合や勧告入院中の患者に

転院の必要が生じた場合などには、東京都保健医療局と東京都保健所、特別区保健所及び政令市保健所の連携により、受入先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保が行われる。

市は、多摩府中保健所と連携して、被災地や避難所における感染症の発生状況を把握し、評価・分析した情報を提供するとともに、必要に応じて感染拡大の防止に向けた注意喚起を実施する。また、避難所等において感染症の集団発生が確認された際には、防疫班と連携して疫学調査及び感染拡大の防止対策を迅速かつ的確に実施する。

市は、インフルエンザや麻疹などの流行状況等を踏まえ、予防接種を実施する。

第5章 被災建築物・宅地の被害状況の把握

第1節 公共建築物等における応急活動

1 社会公共施設等の応急危険度判定

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 社会公共施設等の応急危険度判定	施設所管課、建築施設課、建築指導課、住宅課

本計画における社会公共施設とは、市災害対策本部が設置される市庁舎のほか、災害拠点病院等に指定されている医療機関、福祉避難所に指定されている社会福祉施設、避難所に指定されている学校施設、文化財施設、社会教育・文化施設及び保養所、防災上特に重要な建築物並びに公的住宅等、不特定多数の市民等が利用する公共施設をいう。

地震が発生したとき、応急対策上重要な役割を果たす社会公共施設等について、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、早期に被害状況を調査し、使用できるかどうかを応急的に判定する。

応急危険度判定は、都立・国立の建築物は東京都・国が行い、市立の公共建築物は施設管理者又は市が行う。その判定が困難な場合には、都災害対策本部に判定実施の支援を要請する。

その他の民間施設は、応急危険度判定員（ボランティアの建築士）が行い、取りまとめ等事務については市が行う。

2 社会公共施設等における応急対策

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2 社会公共施設等における応急対策	施設所管課

2-1 各医療機関における対策

事業継続計画（BCP）等のあらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。状況に応じて必要な措置を講ずるなど万全を期する。

2-2 社会福祉施設等における対策

社会福祉施設等の責任者は、被災後速やかに施設内外を点検し、落下・倒壊等の危険箇所の有無を確認する。必要に応じて、応急修理を行い、安全を確保する。

業務継続計画（BCP）等あらかじめ策定した計画に基づき、利用者の安否確認や

安全確保、サービスの継続を行う。

施設独自での復旧が困難である場合は、市災害対策本部に連絡して援助を要請する。

震災の被害を受けなかった施設の責任者は、援助を必要とする施設の責任者に積極的に協力し、利用者の安全を確保する。

2-3 学校施設における対策

学校長は、児童・生徒等の安全確保を図るため、避難計画を作成し、この計画に基づいて、次のとおり行動する。

- ・自衛防災組織を編成し、役割分担に基づき行動する。
- ・緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置を講ずる。
- ・学校施設が避難所になった場合は、避難者の健康と安全の確保に努めるとともに、余震や火災予防についても十分な措置を講ずる。
- ・学校施設の応急修理を迅速に実施する。

2-4 文化財施設における対策

文化財に被害が発生した場合には、その所有者又は管理者は、直ちに東京消防庁等の関係機関に通報するとともに、被害の拡大防止に努め、被災状況を速やかに調査し、東京都教育委員会を經由して、その結果を文化庁長官に報告する。

関係機関は被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講ずる。

被災した文化材の廃棄、散逸を防止するため、被害状況と文化財等の重要度に応じて、市文化スポーツ部、東京都教育委員会及び文化財の管理者は、修復等について協議を行う。

2-5 社会教育・文化施設及び保養所等における対策

社会教育・文化施設及び保養所等の管理者は、利用者が不特定多数であることから、様々な状況を想定した災害時の行動計画の確立を図る。

- ・施設管理責任者は、自主的な自衛防災班を編成し、災害時には、施設等職員は役割分担に基づいて行動する。
- ・避難について特に綿密な計画を樹立し、それに基づいて行動する。特に要配慮者の安全確保に万全を期する。
- ・避難所となった場合は、避難者の健康と安全の確保に努めるとともに、火災の予防について十分な措置を講ずる。
- ・震災後、直ちに被害状況を調査し、被害状況によっては、施設ごとに再開等の計画を立て、早急に開館又は開場する。
- ・当面の応急措置が終了し、社会一般が安定し、日常生活が平常に戻れば、復旧計画を立て、本格的な復旧を行う。

第2節 民間建築物等における応急活動

1 被災住宅の応急危険度判定

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1-1 判定制度の目的	建築指導課
1-2 判定の実施	建築施設課、建築指導課
1-3 判定結果の表示	建築施設課、建築指導課

1-1 判定制度の目的

市は、東京都と連携し、余震等による被災建築物の倒壊や部材の落下等から生じる二次災害を防止し、市民の安全の確保を図るため、早期に建築物の被害状況を調査し、被災建築物の余震等に対する危険度の判定（応急危険度判定）を行い、必要な措置を講ずる。

1-2 判定の実施

市長は、市内で地震により多くの建築物が被災した場合には、市災害対策本部の下に被災建築物応急危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）の設置その他必要な措置を講じ、判定を実施する。

市は、実施本部を設置した場合は、速やかに東京都に連絡し、建築物の応急危険度判定員の出動要請等を行う。

被災建築物に対する応急危険度判定は、地震発生後10日以内に終了することを目標とする。

1-3 判定結果の表示

応急危険度判定による調査結果は、危険、要注意、調査済の3種類のステッカーにより、建築物の出入口等の見やすい場所に表示し、当該建築物の利用者・居住者・歩行者等に周知を図る。

2 被災宅地の応急危険度判定

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2-3 判定の実施	計画課
2-4 判定結果の表示	計画課

2-1 判定制度の目的

市は、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度を判定することによって、二次災害を軽減・防止し、市民の安全の確保を図る。

2-2 判定の対象宅地

宅地造成等規制法第2条第1号に規定する宅地（農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地）のうち、住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地が判定の対象となる。

2-3 判定の実施

市長は、大地震等の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、被災宅地危険度判定実施本部の設置その他必要な措置を講じ、判定を実施する。

2-4 判定結果の表示

被災宅地危険度判定の結果については、危険宅地、要注意宅地、調査済宅地の3種類のステッカーを宅地等の見やすい場所に表示する。

当該宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを容易に識別できるようにする。

3 住家被害状況調査等

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
3 住家被害状況調査等	市民部各課

市は、都市復興における被害状況図や家屋被害台帳の作成等に活用するほか、住宅の応急修理、住宅の供給等のための基礎資料とするため、被災後に、建物の被害状況を把握する。

住家被害状況調査は、国が標準的なものとして示した災害に係る住家の被害認定基準

運用指針を参考とし、り災証明書の発行に必要な住家被害認定調査の基礎調査となるようにする。市は、り災証明書を迅速に発行するため、あらかじめ被害認定のための具体的な調査方法や判定方法等を定める。また、建物の被害状況について都災害対策本部に報告する。

第6章 被災者等の避難対策

第1節 避難計画

1 避難指示・危険区域の設定等

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1-1 避難指示等の発令	防災危機管理課
1-2 避難指示等の設定	防災危機管理課
1-3 避難指示等の伝達方法	秘書広報課、防災危機管理課

1-1 避難指示等の発令

地震による火災や土砂崩れなど、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、市長は、府中警察署長及び府中消防署長に連絡の上、対象地域、対象者及び避難先を定めて避難を指示するとともに、速やかに都災害対策本部に報告する。

避難のための立ち退きを行うことにより、かえって人の生命身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、緊急を要するときは、市長は、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示する。

また、市長は、避難指示等に当たって国（指定行政機関の長・指定地方行政機関の長）又は都知事に対して助言を求めることができる。

人の生命身体を保護するため必要があると認めるとき、市長は警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限若しくは禁止し、又は退去を命ずる。

区域内において危険が切迫した場合には、市長は府中警察署長及び府中消防署長に連絡の上、要避難地域及び避難先を定めて避難を指示するとともに、速やかに都災害対策本部に報告する。

【避難情報等と居住者等がとるべき行動】

避難指示等	発令される状況	居住者等がとるべき行動
高齢者等避難	災害のおそれ有り	危険な場所から高齢者等は避難
避難指示	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難
緊急安全確保	災害発生又は切迫 (必ず発令される情報ではない。)	命の危険 直ちに安全確保

1-2 避難指示等の設定

避難指示等の設定方法は、次のとおりである。

- ・避難対象地域を定める（〇〇〇町〇丁目）。
- ・道路・橋りょう等の被害状況、延焼拡大の範囲、消火活動の状況等を検討して対象地域を設定する。
- ・避難先を定める（避難場所の名称）。
- ・避難の理由を明確にする。

1-3 避難指示等の伝達方法

災害発生時、避難指示等を発令する場合は、東京都、市、放送事業者との協定による放送を活用した避難指示等の情報伝達に関する申合せに基づき、市は、東京都やマスコミと連携し、市民等に対し、適切な手段を用いて情報提供を行う。

【避難指示等の種類と発令者】

実施者	種類	要件	根拠法令
市長	災害全般 (高齢者等避難)	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない事態で、人的被害の発生する可能性が高まったと認めるとき	
市長	災害全般 (指示)	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき	災害対策 基本法 第60条
都知事	災害全般 (指示)	市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	
警察官	災害全般 (指示)	市長が避難のための立ち退きを指示できないと認めるとき又は市長から要求があったとき	災害対策 基本法 第61条
(災害派遣の)自衛官	災害全般 (指示)	災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいないとき	自衛隊法 第94条
都知事、その命を受けた東京都職員	地すべり (指示)	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり 等防止法 第25条

2 避難誘導

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2-3 避難誘導	高齢者支援課、介護保険課、障害者福祉課

避難指示等を発令する場合において、市は、府中警察署、府中消防署及び消防団等と協力し、市民の安全確保に留意し、安全な場所へ避難誘導する。

2-1 市民の避難誘導

避難指示等を発令した場合において、市は、府中警察署及び府中消防署並びに消防団の協力を得て、地域、コミュニティ又は事業所単位に集団の形成を図るため、指定避難場所に避難者を集合させた後、自主防災組織や事業所の管理者等のリーダーを中心に集団を編成する。身の安全を守るために避難場所へ避難した避難者は、自治会・家族等の間で安否確認を行う。

指定避難場所が危険な状態になった場合には、市は、府中警察署及び府中消防署並びに消防団の協力を得て、一時避難が可能な他の指定避難場所又はあらかじめ指定してある広域避難場所に、集団を崩さずに誘導する。

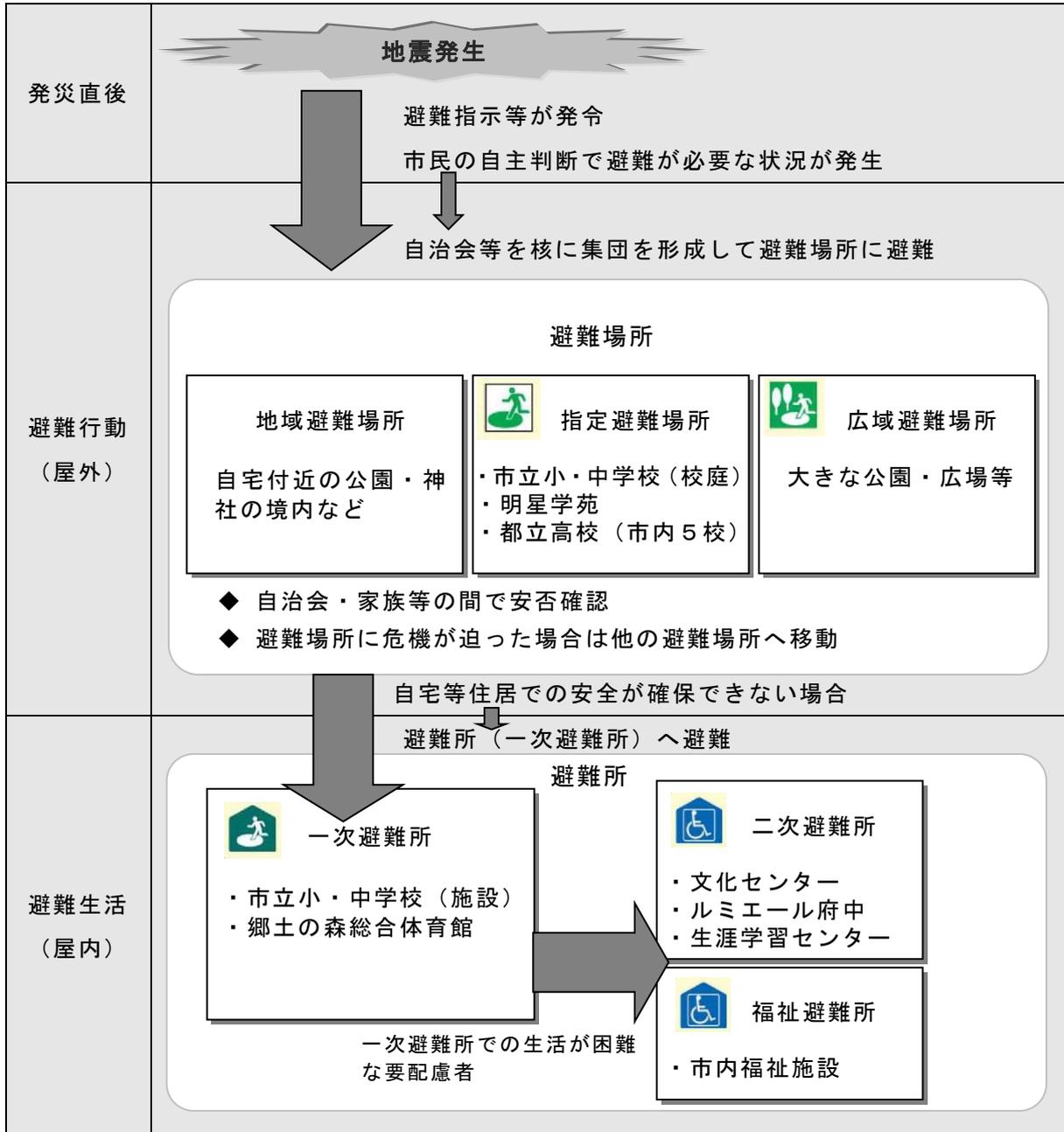
避難場所に避難した後、自宅等住居での安全が確保できない場合は、避難所（一次避難所）へ避難する。

二次避難所及び福祉避難所への避難については、原則、避難生活の長期化が明らかで、一次避難所における避難生活に支障がある要配慮者が多く存在している場合に行うものとする。

自宅等住居の被災が軽微であり、居住が可能な場合は、できるだけ自宅で生活する。

学校、幼稚園、保育園、事業所、大型店等多数の人が集まる場所における避難誘導は、その施設の責任者、管理者等による自主的な統制を原則とする。

資料編「2-28、2-29、2-30」



【避難の流れ】

2-2 避難誘導における注意点

災害の規模、態様に応じて、市は、混乱なく迅速に安全な避難場所に誘導するため、おおよそ次の事項を注意して避難誘導を実施する。

- ・避難の誘導は、要配慮者を優先するとともに、できる限り早急な事前避難に努める。
- ・交差点や橋りょう、トンネル等の混雑予想地点においては、要配慮者を含む避難グループであることを示すとともに、その旨を連呼し、優先避難誘導を受け

やすいよう配慮する。

- ・避難経路は、本部長又は関係部長から特に指示がない場合は、避難の誘導に当たる者が指定するよう努める。なお、避難経路の選定に当たっては、火災の場所、落下物の危険のある場所、危険物のある場所を避け、指示者があらかじめ経路の実地を確認して行うよう努める。
- ・選定した避難路に重大な障害が発生し、容易に取り除くことができないときは、別のルートを選定するとともに、本部長から都市整備部長に対して避難道路の障害物除去（啓開）等を指示する。

なお、避難指示等を行ういとまがない場合の市民の避難について、市は、あらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難の方法を、防災講話や地域防災訓練の機会を捉え、自主防災組織や事業所の管理者等のリーダーと連携し、検討しておくものとする。

2-3 避難行動要支援者に配慮した避難誘導

府中市避難行動要支援者避難支援プラン(全体計画)に基づき整備した体制により、市は、自治会や民生委員、児童委員、関係機関（府中警察署、府中消防署、消防団、市社会福祉協議会）、福祉関係支援センター（地域包括支援センター・地域生活支援センター）等、支援者（グループ）との連携により、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、適切に避難行動要支援者の避難支援を実施する。

① 安否の確認

地震・火事・水害が発生！

避難行動要支援者の安否が気遣われる場合は、支援者（グループ）が中心となって避難行動要支援者の自宅に向かい、安否の確認を行う。



② 避難支援

避難が必要な場合は、支援者（グループ）は周囲の人に協力を求め、協力して避難行動要支援者の避難支援を行う。

地震の場合は、倒壊家屋からの救出は危険や困難が伴うため、支援者（グループ）は無理に救出せず、消防などの防災関係機関へ協力を求める。



③ 指定避難場所へ避難

災害による火災や建物の倒壊危険、浸水などから身の安全が確保できるよう、支援者（グループ）は避難行動要支援者と、まずは指定避難場所へ避難する。



④ 一次避難所へ避難

帰宅が困難な場合には、一次避難所に避難する。自宅に戻れるようであれば、支援者（グループ）は避難行動要支援者の帰宅を支援する。



⑤ 安否確認の報告

一次避難所に参集した市の職員へ、支援者（グループ）は安否確認の結果を報告する。自宅で過ごす場合や、医療機関など搬送された場合も報告する。

【避難行動要支援者への避難支援】

第2節 被災者の避難と受入れ

1 避難所の開設

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1-1 避難所の開設	地域コミュニティ課、文化スポーツ部各課、教育部各課
1-2 被災者の受入れ	地域コミュニティ課、文化スポーツ部各課、教育部各課
1-4 指定外避難所及び野外受入施設	防災危機管理課
1-5 二次避難所及び福祉避難所の開設	地域コミュニティ課、文化生涯学習課、図書館、高齢者支援課、介護保険課、障害者福祉課

学校施設を活用する一次避難所においては、避難所管理運営マニュアルに基づき、学校、行政、地域の各主体が連携して開設作業・管理運営を行う。

郷土の森総合体育館を活用する場合は、府中市避難所管理運営マニュアル策定ガイドラインより、可能な規定を準用することで体制整備を図る。

1-1 避難所の開設

(1) 避難所の安全確認

施設開錠後、初動対応に当たる職員等は、事前に整備した安全確認チェックリストに基づき、応急的な安全確認を行う。

(2) ライフライン設備の確認

初動対応に当たる職員等は、当面の避難所の機能維持のため、ライフライン設備の状況を応急的に確認し、被害状況に応じた対応を図るとともに、必要に応じて、市災害対策本部に復旧措置を依頼する。避難場所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

(3) 通信手段の確保

初動対応に当たる職員等は、施設の通信手段の状況を確認し、使用可能な通信手段を確保する。

(4) 市災害対策本部への報告及び開設判断

通信手段の確保後、初動対応に当たる職員等は、避難者の集合状況等を市災害対策本部に報告し、避難所の開設判断を含め、必要な指示を受ける。

なお、避難所を開設した場合は、管理責任者を置く。また、避難所は、設置者である市が、学校以外にも多様な手段で確保に努める。

(5) 避難所の開設期間

避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、市は、都知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む。）を受ける。

野外受入施設の開設期間は、避難所が開設されるまでの間又は応急仮設住宅等が供与されるまでの間とする。

(6) 避難所開設の周知

市災害対策本部では、開設された避難所の全てを把握し、市民に広く周知するとともに、東京都、府中警察署、府中消防署等の関係機関に次の情報を報告する。

- ・ 開設日時
- ・ 開設場所
- ・ 避難者数
- ・ 開設予定期間

市災害対策本部の指示に基づき、指示を受けた市職員は、避難所の開設を避難者に周知するとともに、常時開放門付近に看板（市災害対策本部災害時避難所）を掲出し、体育館等への導線上に受付を設置する。

市災害対策本部と連絡がつかない場合には、初動対応に当たる職員等が避難所の開設の要否を判断し、事後に必ず市災害対策本部に報告する。

(7) 避難所開設の報告

避難所の管理責任者は、避難者数・被害状況・要配慮者の状況・必要物資などを速やかに把握し、関係機関との連携に努める。また、避難所を開設したときは、開設日時、場所、避難者数、開設予定期間等を速やかに、東京都福祉局、府中警察署、府中消防署等の関係機関に報告する。東京都福祉局への報告は、原則として東京都災害情報システム（DIS）への入力により行う。なお、個別の連絡調整については、東京都防災行政無線で行う。

市は、避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握や、避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、必要な措置について配慮するとともに、東京都等へ報告を行う。

1-2 被災者の受入れ

被災者の受入れについて、市は、次の点に留意する。

- ・被災者の受入れは、可能な限り町会又は自治会単位に被災者の集団を編成し、自主防災組織等と連携して班を編成した上で行う。
- ・管理責任者は、管理運営に際して、女性・要配慮者等の視点に配慮する。
- ・ボランティアや職能団体等、専門性を有した外部支援者等の協力を得られるよう努めるとともに、必要に応じて他の自治体に対して協力を求めるものとする。

1-3 他避難所への誘導

当該避難所の開設の必要がないと判断した場合又は避難所施設が使用できない場合には、初動対応に当たる職員等は、周辺避難所に避難者を誘導する。

また、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

1-4 指定外避難所及び野外受入施設

避難所に指定されていない公会堂等に市民が避難し、避難所としての実態確認がなされた場合は、市災害対策本部により新たに避難所として認定する。

- ・避難者の増大等により避難スペースが不足する場合は、一時的な野外受入施設の開設を検討する。
- ・野外に受入施設を開設した場合の東京都福祉局及び関係機関への連絡並びに管理責任者の設置については、避難所の開設と同様とする。
- ・野外受入施設の開設に必要な資材が不足するときは、東京都福祉局に調達を依頼する。

1-5 二次避難所及び福祉避難所の開設

市は、避難生活の長期化が明らかで、一次避難所における避難生活に支障がある要配慮者が多く存在している場合に、二次避難所を開設する。

避難生活の長期化が明らかで、専門のスタッフ等によるケア及び医療的な支援を必要としている要配慮者が多く存在している場合に、福祉避難所を開設する。なお、施設として活用する福祉施設等との連携の中で、開設に係る手順等を定めるなど、日頃から連携を図るものとする。

福祉避難所を開設したときは、開設日時、場所、避難者数（介護等に特段の配慮を要する避難者の数とその状況を含む。）、開設予定期間、避難所周辺の状況等を、速やかに所定の様式により、東京都福祉局、府中警察署、府中消防署等の関係機関に連絡する。

二次避難所及び福祉避難所の開設及び管理運営については、避難所管理運営マニユ

アル策定ガイドラインより、可能な規定を準用することで体制の整備を図る。なお、福祉避難所等において、運営に支障を来している場合には、市は、東京都災害福祉広域調整センターに福祉専門職員の派遣を要請する。東京都からの派遣を受けた場合において、市は、福祉専門職員の福祉避難所等への派遣の調整を行う。

2 避難所の管理運営

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2 避難所の管理運営	地域コミュニティ課、文化スポーツ部各課、福祉保健部各課、教育部各課

避難所管理運営マニュアルに基づき整備した体制で管理運営を行う。

2-1 発災後3時間までに実施する対策

(1) 避難所運営機能の確保

市は、事前のゾーニングに従い、開放区画や使用できるトイレの設定、立入禁止区域、土足禁止区域、喫煙（分煙）区域の設定を行う。また、避難者カード等を活用し、避難者情報の把握に努める。

また、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保を目的としたパトロールの実施や視認性の向上に資する照明の配置など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

(2) トイレ機能の維持・確保

被災後、断水した場合において、市は、学校のプール、雨水貯留槽等で確保した水を使用し、機能の回復を図る。水洗トイレが不足する場合は、仮設トイレ等を確保し、対応する。避難所等において、非常用便槽等を活用できる施設がある場合は、市がマンホールトイレ等を設置する。なお、学校プールの水を使用する場合には、消防水利の機能確保に十分留意するものとする。

発災後3日目までは、し尿収集車によるし尿の収集・運搬が困難な状況が予想されることから、市は、可能な限りし尿収集車による収集を要しない災害用トイレを活用し、対応する。

発災後4日目からは、市は、し尿収集車による収集が可能な災害用トイレを含めて確保し、対応する。

備蓄分が不足した場合には、市災害対策本部を通じて、東京都に対して要請する。

（3）情報提供体制の確保

市は、各避難所の情報共有を密にし、市災害対策本部で必要な情報を収集するとともに、適切な情報提供体制において、避難者に情報を提供する。

市は、各避難所に避難者からの要望等の窓口を設ける。なお、要望等は個人単位で受け付けるのではなく、自治会等のコミュニティ単位で取りまとめる形態が望ましい。

報道機関へは窓口を一本化して対応するとともに、避難所への無断立ち入りは厳禁とする。また取材者の氏名・所属・目的等を記録する。

被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

2-2 発災後8時間までに実施する対策

（1）避難者の状況把握

市は、避難者カード等を活用して避難者の情報を把握する。この情報を基に、安否確認資料の作成や物資配布の算定、住民運営組織の編成等を実施するとともに、避難者名簿を作成する。

市民の避難所への適正誘導及び収容を行うとともに、避難所の過密状況も把握する。

資料編「3-4、3-5」

（2）要配慮者への対応

市は、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、障害特性や個々の状態、ニーズを把握した上で、必要に応じ、福祉避難所への移送、福祉施設等への入所や介護職員等の派遣等を行う。また、要配慮者の特性に応じて必要となる物品を確保する。

（3）備蓄物資の拠出

被災者に対する食料・生活必需品等の供給・貸与は、市が開設する避難所等において行う。

毛布など、寒暑対策や被災者の体調管理に関する物資を中心に拠出する。

炊き出し等の体制が整うまでの間は、東京都と市の備蓄及び調達する食料等を支給する。

(4) 住民運営組織の立ち上げ準備

おおむね発災後8時間までは、初動対応に当たる職員等を中心に管理運営を行うが、発災後24時間以降は、避難者の中から住民運営組織の中心となる人物を選出し、住民運営組織の立ち上げ準備を進める。

2-3 発災後24時間までに実施する対策

(1) 市災害対策本部の連携強化

市災害対策本部は、避難所管理責任者となる市職員及び初動対応に当たった職員の交替要員を派遣し、避難所の管理運営体制の強化を図る。

各避難所に必要な支援内容を精査し、ボランティアの受入準備等を行う。

避難の長期化に備えて、必要に応じて、市は、避難者や避難所に係わる運営スタッフ等の健康状態及び医師や看護師等による巡回の必要性を把握し、必要な措置を講ずるよう努める。

在宅避難者等に対しても、生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努める。

(2) 不足物資の把握と要請

市は、避難者のニーズに配慮し、物資支援を市災害対策本部へ要請する。

生理用品、女性用下着の女性による配布を検討し、女性の視点に配慮する。

(3) ごみの処理

臨時集積所を設置するとともに、ごみの排出ルールを確立し、その徹底を図る。

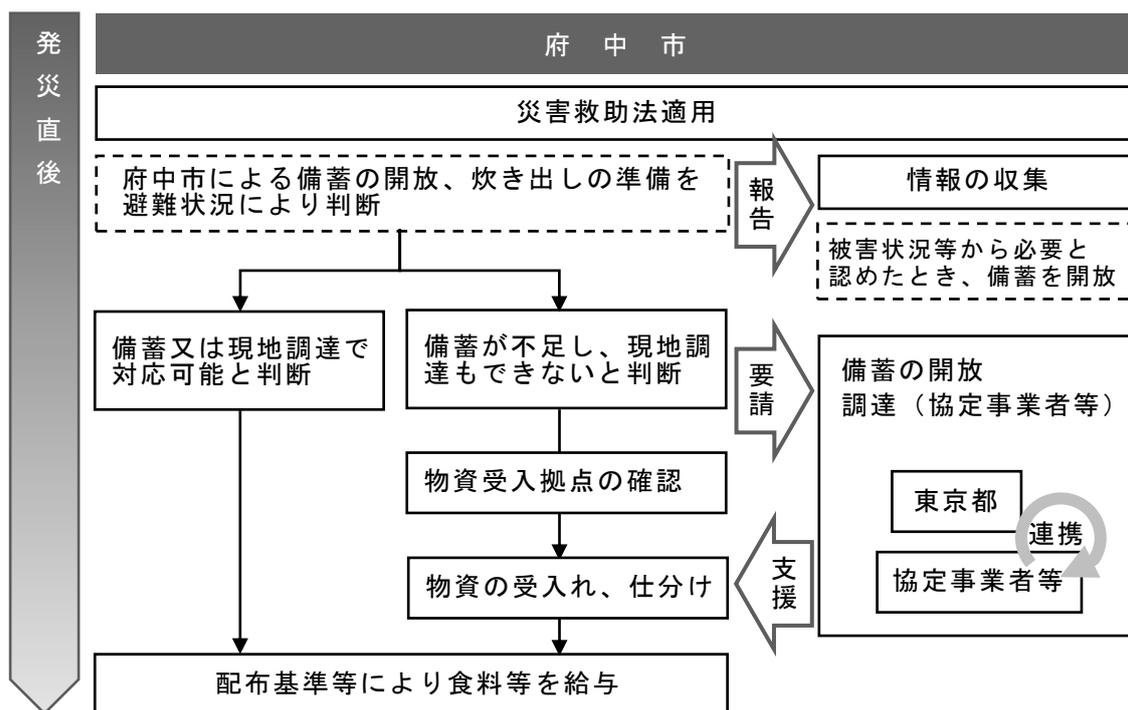
2-4 発災後7日までに実施する対策

(1) 住民運営組織の立ち上げ

事前の協議等に基づき、住民運営組織を立ち上げ、住民主体の運営体制への移行を図る。なお、住民運営組織には、女性や要配慮者等、多様な主体を参画させることで、管理運営の円滑化を図る。

(2) 物資の受入れと配布

住民運営組織により、避難者個々のニーズを把握するとともに、物資量と避難者数に応じた割当作業を開始する。



【避難所における物資供給のスキーム】

(3) 生活環境の確保

就寝・消灯・ごみ当番・掃除など、生活に係るルールを確立する。特に、騒音対策や光害防止に配慮し、避難者の共同生活の円滑化を図る。

女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。また、乳幼児の夜泣きについては、空き教室を開放するなど、状況に応じた対応を考慮する。

避難者のニーズは、避難所生活を送る中で時系列的に変化していくものである。このことから、避難者の生活の質（Quality of Life: QOL）の低下を抑制するために、常に避難者のニーズを把握し、適切な生活環境の確保に努める。

(4) 衛生環境の確保

プライバシーの確保状況、入浴施設の設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみの処理状況、トイレの利用状況など、避難所の衛生状態等の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努める。

インフルエンザ等の感染症予防（手洗い、うがい等）の励行を避難住民に周知するとともに、患者発生時の感染拡大防止対策を実施する。

避難所の管理責任者は、防火担当責任者を指定し、防火安全対策を講ずる。

被災地において、感染症の発生や拡大がみられる場合は、総務管理部防災危機管理課と保健福祉部健康推進課が連携して、感染症対策として必要な措置を講ずるよう努める。

資料編「協定5-1」

（５）避難者の健康管理

東京都や多摩府中保健所、府中市医師会等との連携により、市は、避難者の健康管理に配慮する。

（６）ボランティアの受入れ

市は、府中市災害時受援応援計画や府中市避難所管理運営マニュアル策定ガイドライン等の業務手順によるボランティアの派遣要請及び受入れを行い、人的資源の不足に対応する。

市は、市災害ボランティアセンターを通じて、避難所で活動する必要なボランティアの派遣を行う。また、円滑に避難所を運営するため、ボランティア・市民活動団体等との連携を図る。

（７）炊き出しの開始

住民運営組織を中心に要員を確保し、ローテーション体制により炊き出しを実施する。なお、その際は、市災害対策本部との連携を図り、住民運営組織は体制構築に必要な支援を仰ぐものとする。

被災者に対する炊き出しその他による食品給与の配布基準は、原則として、災害救助法施行細則に定めるところによる。ただし、この基準により難しい事情がある場合（期間の延長、特別基準の設定）は、避難所の開設期間延長の承認申請と同様に、別途、都知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む。）を得て定める。

（８）避難所の統廃合、避難者対応

市は、避難者の状況を踏まえ、市災害対策本部は、避難所の開設期間の延長要否を検討する。

避難者の日常生活への復帰及び学校教育の早期再開の観点から、避難所の縮小・統廃合について検討する。

一定期間を経過しても退所できない避難者については、様々な問題を抱えている可能性が高いことから、生活再建に向けた相談体制を強化する等、対策を講ずる。

災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

3 その他避難所運営に必要な協力等

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
3-1 飲料水の安全確保	地域コミュニティ課、文化スポーツ部各課、福祉保健部各課、教育部各課、【多摩府中保健所】
3-2 食品の安全確保	地域コミュニティ課、文化スポーツ部各課、福祉保健部各課、教育部各課、【多摩府中保健所】
3-3 公衆浴場の確保	防災危機管理課、【多摩府中保健所】
3-4 動物の救護	環境政策課
3-5 被災者の他地区への移送	防災危機管理課
3-6 車中泊への対応	防災危機管理課

市は、避難所で生活せず、食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、必要な措置について配慮するとともに、東京都等へ報告を行う。

東京都が編成する環境衛生指導班の協力を得て、飲料水の消毒の確認を行うとともに、市民が自主的に消毒を行えるように消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を市民に指導する。

発災初期の段階においては、避難所管理運営マニュアルに基づき、帰宅困難者への支援について、可能な限り検討する。

3-1 飲料水の安全確保

市は、避難所での飲料水の安全を確保するため、必要に応じて、飲用に供する水の消毒を行う。環境衛生指導班を編成し、消毒の確認を行うとともに、市民が自主的に消毒を行えるように消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を市民に指導する。

3-2 食品の安全確保

市は、多摩府中保健所と連携し、必要に応じて食品衛生指導班を編成するなどして、食品の安全を確保する。また、東京都と連携し、避難住民に対する食品の衛生的な取扱いの指導等を行う。

- ・避難所における食品取扱管理者の設置・促進等、食品衛生管理体制の確立
- ・食品の衛生確保、日付管理等の徹底
- ・手洗いの励行
- ・調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底
- ・残飯、廃棄物等の適正処理の徹底
- ・情報提供

- ・殺菌及び消毒剤の適切な使用
- ・乳幼児、高齢者などの食事の特性に応じた衛生指導

3-3 公衆浴場の確保

市は、多摩府中保健所と連携して、公衆浴場の営業状況、仮設浴場、シャワー施設の設置状況を把握し、避難住民等に対してその情報を提供することで、避難所の衛生管理を支援する。

被災規模が大きく、特にライフラインの復旧が長期に及び、水、ガスが復旧しないときは、必要に応じて公衆浴場、自衛隊による仮設浴場等の活用により、市は、次のとおり入浴施設の確保対策を講ずる。

ア 公衆浴場の再開を要請するとともに、必要な支援を行い、入浴環境を確保する。

また、浴場の再開についての広報等にも努める。

イ スペース等の条件が整う場所において、自衛隊が保有する野営用風呂施設により入浴支援を受ける。

ウ スポーツ施設等の入浴施設の一般開放を要請するとともに、プール等の転用も検討する。

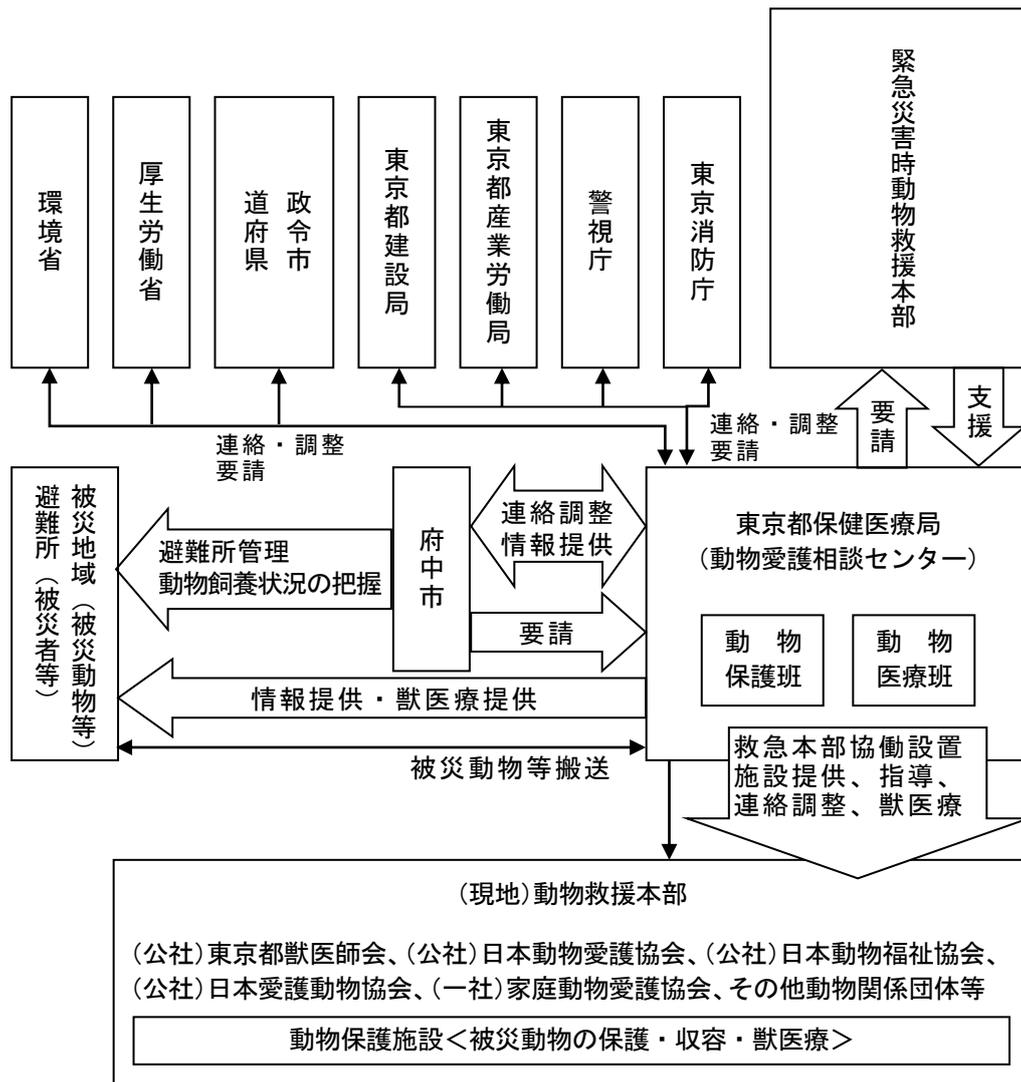
3-4 動物の救護

災害時には、多くの動物が飼い主と共に避難所に避難し、負傷又は放し飼い状態の動物が生ずることも予想される。市は、危害防止及び動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適正な飼育に関し、東京都や東京都獣医師会等関係団体との協力体制を確立する。

市は、開設した避難所に、動物の飼養場所を避難所施設に応じて確保する。避難所におけるペット対策として、受入体制、方法、場所等を十分に検討し、飼い主と共に避難した動物について適正飼育の指導を実施し、東京都獣医師会等が設置する保護施設への動物の受入れや譲渡の調整を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

避難所内に同行避難動物の飼養場所を確保することが困難な場合は、近接した避難所等に飼養場所を確保する。

資料編「協定11-3」



第3部
 第6章

【動物救護の業務手順】

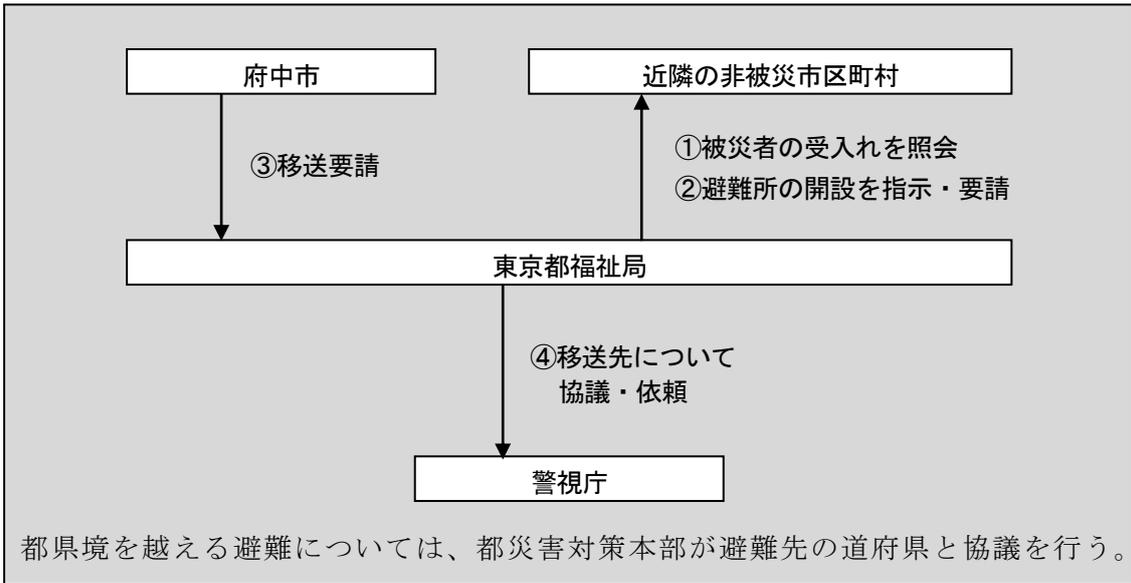
3-5 被災者の他地区への移送

市は、市の避難所に被災者を受け入れることが困難なときは、被災者の他地区（近隣の非被災地区若しくは小被災地区又は隣接県）への移送について、都知事（都災害対策本部）に要請する。

被災者の他地区への移送を要請した場合は、市長は、所属職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先の区市町村に派遣するよう努める。

東京都から被災者の受入れを指示された場合は、市長は、受入体制を整備する。

移送された被災者の避難所の運営は、原則として受入側の区市町村が行い、移送元の区市町村は、運営に積極的に協力する。



【移送先の決定手順】

3-6 車中泊への対応

市は、車中泊など避難所に滞在することができないと判断した被災者等を含めた避難者等に係る情報の早期把握に努める。

健康面等についての相談・支援などは、市において現行で想定されている体制の中で、必要に応じて東京都や地域等と連携の上、対応に努める。あわせて、エコノミークラス症候群等防止のための普及啓発等に努める。

第3節 要配慮者の避難対策

1 要配慮者の避難対策

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 要配慮者の避難対策	高齢者支援課、介護保険課、障害者福祉課

1-1 相談窓口の設置

市は、避難所において、自主防災組織や福祉関係者、避難支援者の協力を得て相談窓口を設置し、要配慮者からの相談対応、情報伝達、支援物資の提供等を実施する。

1-2 福祉機器等の確保

市は、要配慮者が避難所等で生活する上で、必要な福祉機器を確保するため、福祉機器の調達先及び輸送体制等について検討する。

1-3 福祉避難所等への移送

二次避難所及び福祉避難所の運営は、障害特性に応じた支援が必要である。また、市は、避難所から二次避難所及び福祉避難所への移送手段を確保する。

第7章 帰宅困難者対策

第1節 基本的方針

1 基本的方針

大規模な震災が発生した場合には、多くの帰宅困難者が発生し、駅周辺や大規模集客施設など、市内において混乱が想定される。一方、帰宅困難者による混乱が最も懸念される発災直後から3日間程度は、行政や救出救助機関等の公助の機能は、救出救助活動や人命救助活動等を最優先としてその資源を振り分けていく必要がある。

また、大勢が一斉に動くことによる群集事故や、余震等による二次災害の危険性など、帰宅困難者自身の安全が脅かされるおそれがある。

このようなことから、公助に限らず、民間事業者や学校などにおいて、自助・共助による総合的な取組が必要になる。

例えば、従業員や児童・生徒を職場や学校等に待機させ、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者自身の安全を確保しながら社会としての混乱を防止する必要がある。

また、帰宅困難者の搬送について、国を中心とした広域的な応援調整が必要となる。

本章では、地震が発生した場合における帰宅困難者についての対策を示すとともに、行政機関だけではなく市民、事業者、学校など社会全体で連携し、取組を進めることにより、駅周辺を始めとした混乱の防止や帰宅困難者の安全な帰宅を実現することを目標とする。

第2節 事業所等における帰宅困難者対策

1 事業所等における帰宅困難者対策

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1-1 一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受入れ	防災危機管理課
1-6 学校等における対策	保育支援課、児童青少年課、教育部各課

1-1 一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受入れ

市は、一時滞在施設の開設が必要と判断した場合には、協定を締結した民間一時滞在施設等や区市町村立の一時滞在施設に対して開設要請を行う。

施設の開設要請後は、施設管理者又は市が、東京都のDIS又は帰宅困難者対策オペレーションシステムにおいて施設の開設・運営状況を適宜報告する。

施設管理者は、発災時の国や東京都の一斉帰宅抑制の呼び掛け、あるいは市からの要請等により、当該施設の待機場所や施設入口などの安全確認及び行政機関や関係機

関から提供される災害関連情報等による周辺状況を確認の上、一時滞在施設を開設する。なお、施設管理者による自主的な判断による開設も妨げるものではない。

また、公表されている一時滞在施設の開設が困難な場合は、施設管理者は、帰宅困難者等による混乱を回避するためにも、施設の入口やその他の目に触れやすい場所に、一時滞在施設として開設できない旨の掲示を行う。

【一時滞在施設の運営の流れ】

経過時間	実施事項
発災直後から 6時間後まで	発災直後から一時滞在施設の開設まで ア 従業員の安否確認 イ 建物内の被害状況の把握や施設の安全性の確認 ウ 施設内の受入れスペースや立入禁止区域の設定 エ 従業員等による運営組織の編成、備蓄や設備の確認等の運営準備 オ 施設利用案内の掲示等 カ 電話、災害時用公衆電話（特設公衆電話）、FAX、Wi-Fi等の通信手段の確保 キ 市等への一時滞在施設の開設報告
12時間後まで	帰宅困難者の受入れ等 ア 帰宅困難者の受入開始 イ 携帯トイレ・簡易トイレ使用区域の設定、医療救護所の設置等の保健衛生活動 ウ 計画的な備蓄の配布等、水、食料等の供給 エ し尿処理・ごみ処理のルール確立 オ テレビ、ラジオ、インターネット等での情報の収集及び受入者へ伝達 カ 受入可能人数を超過した場合の市等への報告
1日後から 3日後まで	運営体制の強化等 ア 受入者も含めた施設の運営及び市等への運営状況報告 イ 公共交通機関の運行再開、搬送手段に関する情報等、帰宅支援情報の提供
4日後以降	一時滞在施設の閉設 ア 一時滞在施設の閉設の判断 イ 帰宅支援情報の提供による受入者の帰宅誘導



第3部
第7章

災害関連情報については、国、都県、区市町村、関係機関から、メディア等を通じて、随時提供する。

← 国や都県の対策等に係る情報の流れ

← 一時滞在施設の開設等に係る情報の流れ

【一時滞在施設の運営に係るフロー図】

1-2 事業所による従業員等の施設内待機

従業員等がチェックリストにより施設の安全を確認する。

国や東京都の一斉帰宅抑制の呼び掛け等を受けた後は、災害関連情報等を入手し、周辺の火災状況等を確認し、従業員等を施設内又は他の安全な場所に待機させる。なお、事業所等の自主的な判断による待機等の行動も妨げない。

来所者についても、従業員等に準じて、施設内又は他の安全な場所で待機させる。

1-3 施設内に待機できない場合の対応

建物や周辺が安全でない場合は、事業所は、行政機関からの一時滞在施設等の開設情報等を基に、一時滞在施設等へ従業員等を誘導する。なお、誘導先は地域の事情によるものとする。また、テナントビルの場合は、施設管理者の指示に従うものとする。

1-4 防災活動への参加

事業所は、事業継続のための要員を除き、可能な範囲で、被災者支援・復旧活動（特に要配慮者の保護等）に努める。

1-5 情報提供体制の確保

事業所は、発災時に施設内待機の判断を行うとともに、待機させる従業員等に対して災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を提供する必要がある。

そのため、市、東京都、国は、あらかじめ報道機関や通信事業者、公共交通機関等と連携・協力して、事業所が必要な情報を得られる仕組みを構築しておく。

1-6 学校等における対策

学校等は、児童・生徒等を保護し、必要に応じて、備蓄物資等を提供する。児童・生徒等の安否等について、事前に定めてある手段により保護者へ連絡する。

第3節 大規模集客施設や駅等における利用者の保護

1 初動対応

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 初動対応	秘書広報課、防災危機管理課

市は、発災直後から、市内の滞留者に対し、報道機関やSNS等を活用するなどして、可能な限り迅速に安全確保のための行動を呼び掛ける。

一斉帰宅の抑制や一時滞在施設の開設の要否等を判断するため、混雑状況や被害状況、

交通機関の運行状況、一時滞在施設の安全確認等の準備状況等について情報収集し、適宜DIS等で共有する。

公共交通機関の運行状況については、帰宅困難者の動向に大きな影響を与えるため、国や東京都、区市町村や交通事業者が連携して情報を共有し、市内滞留者へ適切に発信する。

2 集客施設及び駅等における利用者の保護

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2-3 駅利用者に対する情報提供	秘書広報課、【鉄道事業者】

2-1 施設の安全性の確認

事業者は、利用者及び自らが管理する施設の安全を確認する。

事業者は、国や東京都の一斉帰宅抑制の呼び掛け等を受け、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、火災の状況等、周辺の安全を確認する。

安全を確認できた場合において、事業者は、利用者を施設内の安全な場所で保護する。なお、各施設管理者による自発的な対応を妨げるものではない。

2-2 一時滞在施設への誘導等

(1) 事業者等による案内又は誘導

保護した利用者については、市や関係機関との連携の下、事業者等が一時滞在施設に案内又は誘導することを原則とする。

(2) 一時滞在施設への案内又は誘導が困難な場合

災害発生時、一時滞在施設への案内又は誘導が困難な場合においては、各事業者は、市や関係機関と連携し、施設の特性や状況に応じ、可能な限り待機中の施設又は隣接施設の協力を得て、帰宅が可能になるまでの間、当該施設が一時滞在施設となることも想定する。さらに、利用者を保護した施設が一時滞在施設となる場合は、施設の安全性や確保可能なスペース等を勘案し、外部の帰宅困難者等の受入れについても検討する。

(3) 建物や周辺が安全でないために、施設内保護ができない場合の対応

事業者は、建物や周辺が安全でないために、施設内で利用者を保護できない場合は、市や関係機関との連携の下、一時滞在施設等へ利用者を案内又は誘導することを原則とする。

(4) 要配慮者への対応

利用者保護に当たって、事業者は、市や関係機関とも連携し、あらかじめ定めた手順等に基づき、要配慮者のニーズに対応する。

(5) 利用者に対する情報提供

事業者は、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を行政機関や関係機関から入手し、施設内で待機している利用者に情報提供する。例えば、施設に備わる電子掲示板や放送設備を活用するなど、施設の特性や状況に応じて多様な手段を用いることにより情報提供を行う。

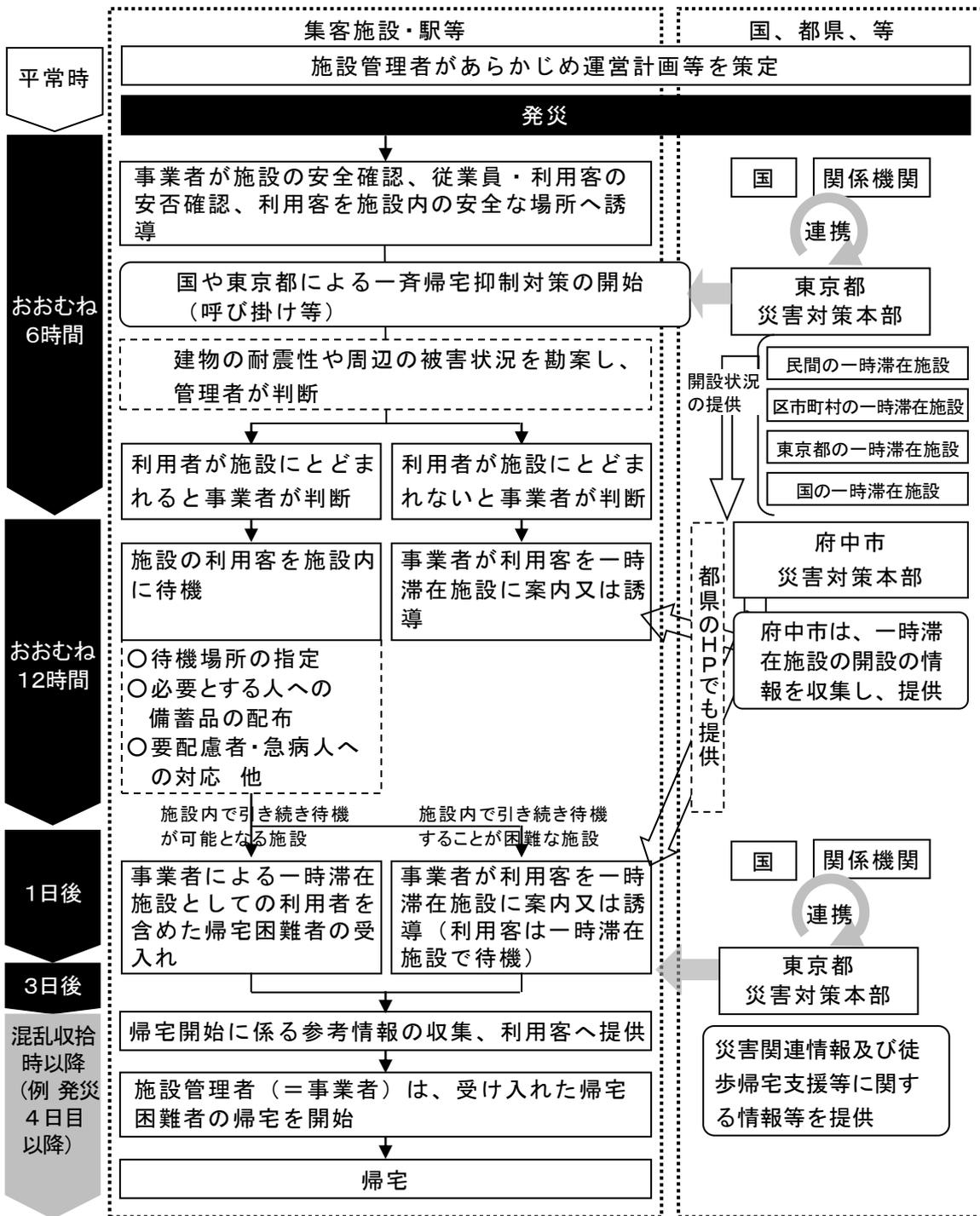
2-3 駅利用者に対する情報提供

発災時には、公共交通機関の運行が停止することで、特にターミナル駅やその周辺は多くの人滞りし、混乱等が発生することが想定されるが、行政の公助には限界があり、駅周辺の事業者や学校等が行政と連携し、混乱防止を図る必要がある。

市は、あらかじめ報道機関や通信事業者等と連携・協力し、事業者が必要な情報を得られる仕組みを構築する。

市は、帰宅困難者や一時滞在施設、事業所等に対し、ホームページ・SNSなど様々な広報手段を通じて、広く災害に関する情報や一斉帰宅抑制など防災行動に関する情報を周知する。適宜、報道機関とも連携して取り組む。

鉄道事業者は、駅利用者に対し、構内放送や駅周辺の地図を配布するなど、駅から誘導場所までの情報を提供する。また、列車や代替輸送などの運行情報を提供する。



災害関連情報については、国、都県、区市町村、関連機関から、メディア等を通じて、随時提供する。

← 都や国の対策等に係る情報の流れ
 ← 一時滞在施設の開設等に係る情報の流れ

【大規模集客施設・駅等での利用客フロー図】

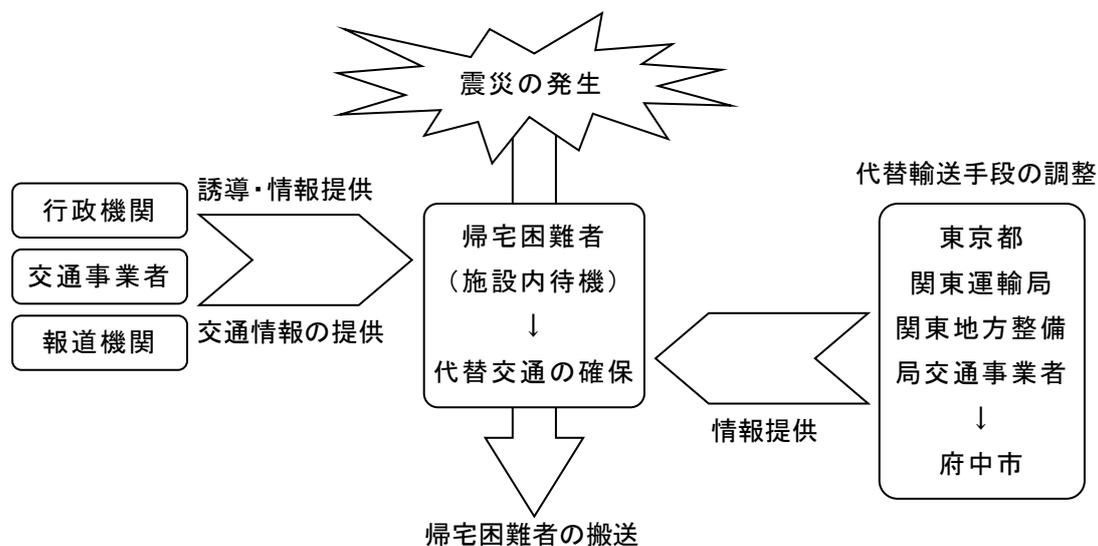
第4節 徒歩帰宅者への支援

1 帰宅ルールの周知等による安全な帰宅の推進

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1-2 鉄道運行状況等の提供	【鉄道事業者、放送事業者、バス事業者】
1-3 代替輸送手段の確保	防災危機管理課、計画課、【東京都総務局】

職場や一時滞在施設等にとどまった帰宅困難者は、地震発生以降の混乱が落ち着いた後、特に、救出救助活動が落ち着くと考えられる発災後おおむね4日目以降、順次帰宅することを想定している。一方、混乱が収拾し、鉄道等の公共交通機関が復旧した際には、とどまっていた帰宅困難者が駅などに集中し、再度混乱を生じるおそれがある。

こうした帰宅の集中を避けるため、関係機関や事業者が連携して情報を収集し、安全な帰宅が実現できるよう対応する必要がある。さらに、混乱が収拾し、帰宅が可能な状況になったとしても、特に長距離の徒歩帰宅が困難な要配慮者等に対しては、優先的に代替輸送機関による搬送が必要となる可能性がある。



【安全な帰宅のための業務手順】

1-1 帰宅ルールの周知・運用

事業者は、従業員を帰宅させるに際しては、様々な災害関連情報を従業員に提供し、事前に策定した従業員の安全な帰宅のためのルールに基づくよう留意する。特に事前にルールがない場合でも、集中して帰宅せず、少しずつ分散させるなど呼び掛けるようにする。

1-2 鉄道運行状況等の提供

鉄道事業者は、折り返し運転の実施状況、乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を東京都や報道機関に提供する。国土交通省の大阪北部地震における運転再開等に係る対応に関する連絡会議の結果を踏まえ、運転再開までの対応や利用者への情報提供などについて検討し、見直しが必要な事項については、各事業者の防災計画を改訂するなどして対応する。

バス事業者は、運行状況、鉄道に乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を東京都や報道機関に提供する。

報道機関は、行政機関や交通機関等からの情報について、市民・事業者に提供する。

1-3 代替輸送手段の確保

市は、東京都や交通事業者などからの情報により、徒歩帰宅者を利用可能な交通機関や代替輸送等に誘導して、帰宅を支援する。

東京都は、バスによる代替輸送手段を確保する。

バス事業者は、運行状況、鉄道に乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を東京都や報道機関に提供するとともに、行政機関と連携して、バス等による代替輸送手段を確保する。

2 徒歩帰宅者の支援

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2 徒歩帰宅者の支援	秘書広報課、防災危機管理課、【府中警察署】

交通機関の輸送力に限りがあることから、自宅まで徒歩で帰宅可能な距離にある帰宅困難者は、原則として徒歩で帰宅するよう促さなければならない。このため、市は、帰宅困難者等の秩序立った徒歩帰宅を促すため、徒歩帰宅の支援を充実させる。

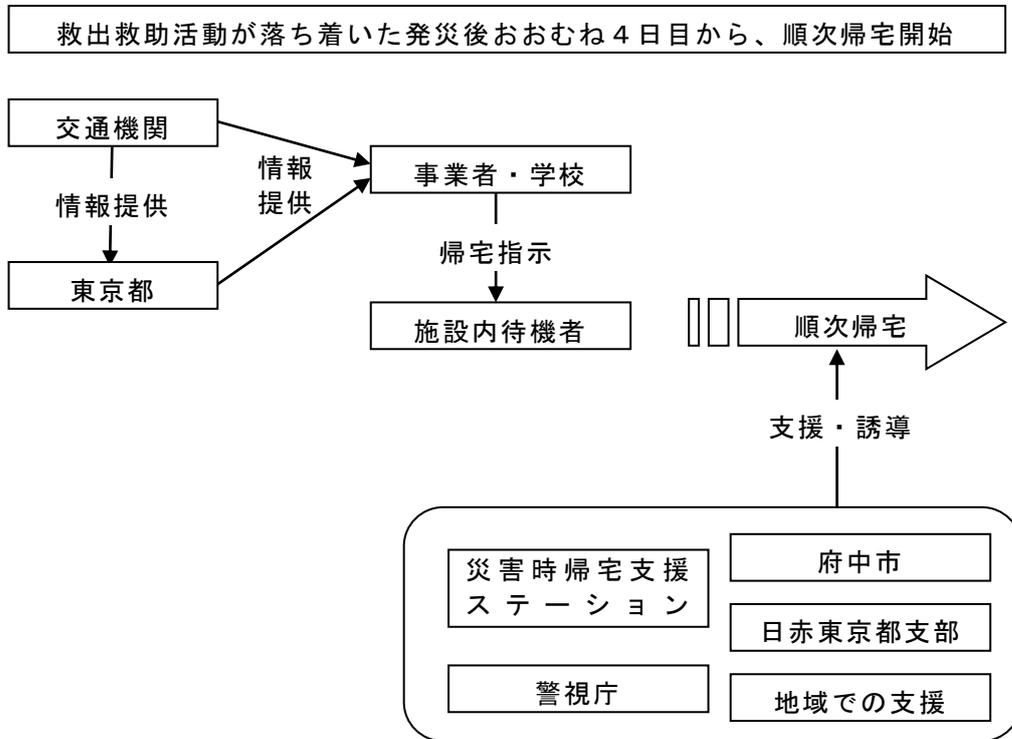
市は、徒歩帰宅訓練の実施等を踏まえて、事業者等と連携し、徒歩帰宅者への情報提供、誘導など円滑な徒歩帰宅の支援を行う。

府中警察署は、交通規制資機（器）材を活用した誘導路の確保等を行うとともに、被害状況等、徒歩帰宅に必要な情報の提供を行う。

事業者・学校等は、帰宅経路沿いの被害状況などの情報や、行政及び関係機関（テナントビルの場合は、施設管理者を含む。）から提供される災害関連情報等により、従業員等が安全に帰宅できることを確認し、企業内で定めた帰宅の優先順位等あらかじめ定めた手順により従業員等の帰宅を開始する。その際、職場の近隣に在住する者については、自宅までの帰路の安全が確認された者から順に段階的に帰宅させることも検討する。

事業者等は、災害時帰宅支援ステーションに指定されている施設において、徒歩帰宅者を支援する。

資料編「11-7」



【徒歩帰宅者の支援の業務手順】

第8章 緊急輸送道路・主要道の交通対策

第1節 交通情報の収集・広報

1 道路交通規制

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1-1 道路規制	【警視庁】
1-2 交通規制の実行性を確保する手段・手法	【府中警察署】
1-3 高速道路等が緊急交通路等に指定された場合の措置等	【中日本高速道路㈱】

1-1 道路規制

(1) 第一次交通規制（災害発生直後）

警視庁は、緊急自動車専用路指定予定路線を緊急自動車専用路として指定し、緊急自動車等以外の車両の通行を禁止する。

(2) 第二次交通規制

府中警察署は、緊急自動車専用路指定予定路線を緊急交通路とするほか、その他の路線についても、被災状況等に応じて緊急交通路に指定する。

1-2 交通規制の実行性を確保する手段・手法

(1) 主要交差点への規制要員の配置

府中警察署は、緊急交通路等の主要交差点に重点的に規制要員を配置して、緊急交通路等の確保に努める。

(2) 広域緊急援助隊（交通部隊）の配置運用

府中警察署は、道府県公安委員会から広域緊急援助隊（交通部隊）の派遣があった場合は、視察・移動規制、緊急交通路の確保、緊急通行車両の先導等広域緊急援助隊（交通部隊）の機動性を考慮した効果的な配置運用を図る。

(3) 警備員、ボランティア等の協力の受入れ

府中警察署の規制要員は、制服警察官を中心に編成するが、警察署長は、平常時から警備業者、地域住民等による交通規制支援ボランティア等の協力を得られるよう配慮する。

(4) 装備資器（機）材等の効果的な活用

府中警察署は、交通規制の実施に当たっては、サインカー等の規制用車両を有効的に活用するほか、移動標識、セイフティコーン等の装備資器（機）材を効果的に活用する。

(5) 交通管制システム等の効果的な運用

府中警察署は、交通管制センターを始め、防災型信号機、可変式規制標識、交通情報板等の交通管制システム等を適切に運用する。

1-3 高速道路等が緊急交通路等に指定された場合の措置等

中日本高速道路(株)は、災害対策基本法又はその他の関係法令の規定に基づき、高速道路が関係機関から緊急交通路に指定されたときは、同社はこれに対処すべき必要な措置を行い、道路交通の確保に協力する。この場合において、料金を徴収しない車両の取扱い等、料金收受業務に関し、適切な措置を講ずる。

同社に対し、都災害対策本部から、災害救助等に使用する車両に対する高速道路無料措置の実施を要請する。

災害ボランティア活動であって、被災した自治体等が要請・受入承諾したものに使用する車両について、災害ボランティア車両高速道路通行証明の申請があったときは、同社は証明書を発行する。

市は、自治体が災害救援のために使用する車両について、災害派遣等従事車両証明の申請があったときは、証明書を発行する。

2 交通情報の収集等

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2 交通情報の収集等	地域安全対策課、道路課、下水道課、【府中警察署、道路管理者】

市、東京都、府中警察署及び中日本高速道路(株)は、道路の亀裂、陥没等の損壊、倒壊物等及び落橋等による通行不能箇所について、調査・点検を行う。被災状況や交通状況を把握し、道路交通を確保するため、通行規制の措置や、う回道路の選定等通行者の安全対策を行う。上下水道、電話、電気、ガス等の道路占用施設に危険が発見されたときは、直ちにバリケード等による応急措置を講じた上で、所管の占有者に連絡する。

緊急交通路等の交通情報の収集は、ヘリコプター及び現場警備本部長（府中警察署長）等からの報告によるほか、交通取締用自動二輪車（白バイ）、パトカー等による緊急交通路等の視察、交通テレビシステムによる情報収集及び府中消防署、道路管理者等の関

係機関との情報交換等により、全般的な状況の把握に努める。

第2節 輸送路の確保

1 道路・橋りょう

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1-3 道路関係障害物の除去	道路課、【道路管理者】

市は、東京都と連携し、道路の障害物除去及び搬出、応急復旧等を行う。その際は事前に締結した協定を活用し、効率的な復旧に努める。

地震により被害を受けた市道について、原則として、緊急障害物除去（啓開）路線指定の道路を優先し、次の実施手順に従って、応急復旧を行う。

1-1 応急復旧の目標

応急復旧は、原則として上下各1路線の通行が確保できるように行う。

1-2 応急復旧の方法

市は、次の対応を行う。

- ・路面の亀裂、地割れについては、土砂、碎石等を充填する。なお、状況によっては仮舗装を行う。
- ・路面の大きな陥没については、土砂、碎石等により盛土する。
- ・路面やのり面の崩壊については、適切な工法により行う。
- ・崖崩れによって通行が不能となった道路については、重機械（ブルドーザー、ショベル等）により崩壊土の排土作業を行う。
- ・倒壊した電柱、街路樹、落下物等については、道路端に堆積する。
- ・落下した橋りょう、若しくはその危険があると認められた橋りょう又は被害状況により応急復旧ができない橋りょうは、府中警察署等関係機関との連絡の上、通行止めや交通規制の標示等必要な措置を講ずる。なお、応急復旧は、落橋部分に、木角材、H形鋼を架け渡し、敷板を敷き並べ、土砂をかぶせて行う。また、状況によっては中間に仮橋脚を設ける。

これらの作業について、市独自で処理できない場合は、速やかに東京都又は自衛隊に応援要請の手続を行う。

なお、中日本高速道路㈱は、速やかに交通を確保し、被害の拡大を防止する観点から応急復旧を実施する。

資料編「2-34」

1-3 道路関係障害物の除去

(1) 市

市は、道路上の破損、倒壊等に伴う障害物の除去を行い、交通の確保に努める。障害物の状況報告に基づき、総合的除去対策を立てて必要な指導、調整を行うとともに、所管の路上障害物を除去する。特に、優先啓開道路については最優先に実施する。

市は、道路上の障害物の状況を調査し、速やかに東京都に報告するとともに、所管する道路上の障害物を除去する。また、各関係機関と相互に密接な連絡を取り、協力する。

(2) 道路管理者

道路管理者は、災害対策基本法に基づき、緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するために緊急の必要があると認めるときは、東京都の管理する道路についてその区間を指定して、車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動すること、その他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するために必要な措置を講ずることを命ずる。

(3) 府中警察署

府中警察署は、道路交通に関する被害状況等については、ヘリコプター、パトカー、交通取締用自動二輪車（白バイ）、交通テレビシステム、警察署等からの報告によるほか、府中消防署、自衛隊、道路管理者等の関係機関の現場担当者と緊密な情報交換を図り、実態把握に努める。

緊急交通路等の確保のため、府中警察署は、放置車両を排除するほか、道路管理者及び防災関係機関と協力し、道路上の障害物を除去する。

(4) 中日本高速道路㈱

中日本高速道路㈱は、震災後、直ちに状況把握のため緊急点検を実施し、道路の損壊状況、道路利用者の被害状況、沿道の状況等の把握に努めるとともに、他の関係防災機関と緊密な連携を図る。

残置車両や道路上の障害物の状況を調査し、除去対策を樹立し、関係機関等とも協力の上、所管する道路上の障害物等の除去を実施する。

緊急道路における障害物除去等作業に当たっては、通行可能道路の情報や被害情報を収集し、路線及び区間の優先順位の決定を行うとともに、関係機関及び関係業界が迅速な連携・協力体制を確立して対応する。道路に倒壊するおそれのある障害物がある場合は、法令上の取扱いを含めて関係機関が協議して処理する。作業マニュアルを

作成するなど態勢の充実を図る。

平常時から障害物除去用資機（器）材を確保するため、使用できる建設機械等の把握を行う。

2 ヘリコプターの離発着場所の確保

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2 ヘリコプターの離発着場所の確保	【東京都総務局】

東京都は、迅速な救出救助、消防活動、物資輸送等に資するためにヘリコプターの緊急離着陸場を国や区市町村及び関係機関と協議の上、あらかじめ確保している。

迅速な救出救助、消防活動、物資輸送等の用途以外のヘリコプター離着陸場としての候補地をあらかじめ選定し、災害時には、この候補地の中から必要に応じて使用するための措置を国や区市町村及び関係機関と連携して行うものとされている。

市は、東京都が指定した医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場及び災害時臨時離着陸場候補地について、ヘリコプターの離発着場所を確保する。

第3節 輸送体制の確保

1 輸送車両等の確保

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1-1 広域応援の車両	【府中警察署】
1-2 規制除外車両	【府中警察署】

市は、独自に輸送車両の確保に努める。所要車両が調達できない場合は、都災害対策本部へ調達あっせんを要請する。

1-1 広域応援の車両

災害応急対策に従事する車両については、災害発生前において、緊急通行車両であることの確認を受け、標章と緊急通行（輸送）車両確認証明書の交付を受けた車両を使用する。

1-2 規制除外車両

府中警察署は、民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両については、東京都公安委員会の意思決定に基づき、通行

禁止の対象から除外する。

2 燃料の確保

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2 燃料の確保	財産活用課

通常の方法により自動車等の燃料が確保できない場合、市は、協定に基づき、協定先に供給協力を要請する。

3 緊急通行車両の確認

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
3 緊急通行車両の確認	【府中警察署】

府中警察署は、第二次交通規制実施時には、災害対策基本法施行令第33条に基づく緊急通行車両を優先して通行させる。緊急通行車両等であることの確認は、都内では原則として警視庁が行う。ただし、やむを得ない場合は、道府県の警察で行うことができる。

なお、緊急通行車両の種類は、次のとおりである。

- ・災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両
- ・道路交通法第39条に定める緊急用務を行う機関が当該目的のために使用する車両
- ・医師・歯科医師、医療機関等が使用中の車両
- ・医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送するため使用中の車両
- ・患者等搬送車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- ・建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両
- ・災害応急対策に従事する指定行政機関等の職員が、当該勤務場所に参集するため使用中の二輪の自動車又は原動機付自転車
- ・災害応急対策に従事する者が参集又は当該目的のために使用中の自転車
- ・緊急の手当を要する負傷者の病院への搬送のため使用中の車両
- ・歩行が困難な者又は介護を必要とする者の搬送のため使用中の車両
- ・報道機関の緊急取材のため使用中の車両
- ・災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交関係の車両であって特別の自動車番号標を有している車両
- ・警視庁交通対策本部長又は警察署長が必要と認めた車両

第9章 行方不明者の捜索・遺体の取扱い

第1節 行方不明者の捜索

1 行方不明者の捜索

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1-1 行方不明情報の収集	秘書広報課、【府中警察署】
1-2 遺体の捜索	環境政策課、スポーツタウン推進課、【府中警察署】
1-4 必要帳票等の整備	環境政策課、スポーツタウン推進課

1-1 行方不明情報の収集

避難所での避難者からの情報、相談窓口における情報、府中消防署及び府中警察署の把握する情報を収集し、行方不明者リスト（※）を作成する。

府中警察署は、行方不明の届出受理の適正を期するとともに、情報の入手に努め、調査を実施する。

※ 行方不明者には、周囲の事情から既に死亡していると推定される者を含む。

1-2 遺体の捜索

遺体等の取扱いに関する事務は、市、府中警察署、消防団、防災関係機関及び地元自治会・自主防災組織の協力の下に実施する。

府中警察署は、市が実施する遺体の捜索・収容に協力する。また、救出救助活動に伴い発見・収容した遺体を適切に取り扱う。市、府中警察署以外の機関が、他の業務を遂行中に遺体を発見した場合は、市に連絡する。

1-3 遺体の捜索期間等

遺体の捜索期間や国庫負担の対象となる経費等については、内閣府告示の災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準に基づき、次表のとおり定められている。

【遺体の捜査期間と国庫負担】

区分		内容
捜索の期間		災害発生の日から10日以内とする。
期間の延長 (特別基準)		災害発生の日から11日以上経過してもなお遺体を捜索する必要がある場合は、捜索の期間内(10日以内)に次の事項を明らかにして、都知事に申請する。 <ul style="list-style-type: none"> ・延長の期間 ・期間の延長を要する地域 ・期間の延長を要する理由(具体的に記載すること。) ・その他(期間延長によって捜索されるべき遺体数等)
国庫 負担	対象となる経費	<ul style="list-style-type: none"> ・船舶その他捜索に必要な機械器具の借上費又は購入費で、直接捜索の作業に使用したものに限り、その使用期間における借上費又は購入費 ・捜索のために使用した機械器具の修繕費 ・機械器具を使用する場合に必要なガソリン代、石油代及び捜索作業を行う場合の照明用の灯油代
	費用の限度額	金額の多寡にかかわらず、真にやむを得ない費用の範囲
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・捜索のために要した人件費及び輸送費も国庫負担の対象 ・いずれも経理上、捜索費と分け、人件費及び輸送費として、それぞれに一括計上

1-4 必要帳票等の整備

市は、行方不明者の捜索及びそれに伴い遺体を発見・収容した場合に備えて、次の書類を整備する。

- ・救助実施記録日計票
- ・捜索用機械器具燃料受払簿
- ・遺体の捜索状況記録簿
- ・遺体の捜索用関係支出証拠書類

資料編「3-5」

第2節 遺体の取扱い

1 遺体の搬送・収容

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1-2 遺体収容所の設置	環境政策課、スポーツタウン推進課
1-3 遺体収容所での活動	総合窓口課、環境政策課、スポーツタウン推進課

1-1 遺体の搬送

市は、遺族等による遺体の搬送が困難な場合において、遺体を遺体収容所に搬送する。市での処理能力を上回る場合は、東京都及び関係機関への協力依頼等を行う。

なお、遺体の発見者・発見日時・発見場所・発見時の状況・身元認知の有無等について確認し、遺体収容所における遺体の受付の際に支障のないようにする。

1-2 遺体収容所の設置

遺体収容所は、原則として、選定した地域体育館及び府中の森市民聖苑に設置する。

遺体収容所は、死者への尊厳や遺族感情に配慮するとともに、効率的な検視・検案・身元確認の実施ができるよう、次の条件を満たす施設とする。

- ・屋内施設とする。
- ・避難所、避難所医療救護所とは別の場所に確保及び設置する。
- ・水、通信及び交通手段を確保できる場所とする。
- ・検視・検案業務のほか、身元不明遺体収容所として使用可能な場所とする。
- ・想定される死者発生数に対応できる広さを有する施設とする。

遺体収容所を設置したときは、市は、東京都及び府中警察署に報告するとともに、市民等へ周知する。また、遺体収容所に管理責任者を配置し、東京都及び府中警察署と連携の上、遺体収容所における検視・検案体制を整備する。市だけでの対応が困難な場合は、状況に応じて、東京都及び関係機関へ応援を要請する。

市は、市内葬祭業者に協力を要請し、収容及び保存のために必要な棺おけ・ドライアイスその他の資材及び搬送のための車両を確保するなど、遺体の腐敗防止の対策を徹底する。

資料編「協定8-3」

1-3 遺体収容所での活動

遺体収容所においては、市は、次の業務を実施する。

- ・東京都及び府中警察署と連携した検視・検案業務の実施
- ・死体検案書の交付、死亡届の受理、火葬許可書の交付等の関係法令に基づく手

続

- ・遺体の引渡しや一時的な保存
- ・必要に応じて、遺体の洗浄、腐敗防止対策

【遺体処理の期間等と国庫負担】

区分	内容
遺体処理の期間	・災害発生の日から10日以内とする。
期間の延長 (特別基準)	・災害発生の日から11日以上経過してもなお遺体を処理する必要がある場合は、期間内(10日以内)に内閣総理大臣(区市町村長の場合は都知事)に申請する。
国庫負担の対象となる経費	・遺体の一時保存のための経費 ・遺体の洗浄・縫合・消毒の処理等のための費用

2 検視・検案・身元確認等

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2-1 検視・検案	環境政策課、スポーツタウン推進課、【府中警察署、府中市医師会、府中市歯科医師会】
2-2 身元確認	環境政策課、スポーツタウン推進課、生活福祉課、【府中警察署】
2-3 身元不明遺体等の広報	秘書広報課
2-4 遺体の引渡し	環境政策課、スポーツタウン推進課【府中警察署】
2-5 死亡届の受理、火葬許可証の発行等	総合窓口課

2-1 検視・検案

(1) 市

市は、市民に対し、身元不明者の周知と身元不明遺体の保管について周知する。
 検視・検案は、同一場所で集中的に実施できるよう、遺体収容所の配置区分、業務の体制整備等を決定する。

資料編「3-6」

(2) 府中警察署

府中警察署は、検視班等を編成し、国家公安委員会の検視規則・死体取扱規則、警視庁検視規程、東京都監察医務規定等に基づき、遺体の検視及び適正な措置を迅速に

講ずるとともに、その取扱経過を明らかにしておく。

検視・検案は、同一場所で集中的に実施できるよう、市から遺体収容所設置の報告・相談を受けた場合は、配置区分、業務の体制整備等を検討する。

市が遺体収容所の設置場所を決定した場合は、府中警察署は、遺体収容所における検視・検案を含めた運営の準備をする。遺体の検視は、府中警察署の検視班が、また、検案は監察医等による検案班が実施するが、必要に応じて府中市医師会及び府中市歯科医師会の協力を要請する。

検視・検案業務は、原則遺体収容所において行うものとするが、状況に応じて医療機関等、遺体収容所以外においても検視・検案を行う。

(3) 府中市医師会・府中市歯科医師会

府中市医師会及び府中市歯科医師会は、市や府中警察署の要請に応じ、遺体の検案や身元確認に協力する。

2-2 身元確認

(1) 市

市は、身元不明者の周知と身元不明遺体の保管について周知する。

府中警察署から引き継いだ身元不明遺体の適正な保管に努め、一定期間（おおむね1週間程度）を経過した身元不明遺体を火葬する。引取人のない焼骨については、火葬場から引き取り、引取人が現れるまでの間、保管する。

身元不明遺体の遺骨を遺留品とともに、遺骨遺留品保管所に保管し、1年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとし、都営納骨堂等に保管する。

(2) 府中警察署

府中警察署は、行方不明者と身元不明者の照合、DNA型鑑定等の身元調査を行う。身元が判明したときは、着衣・所持金品とともに遺体引渡班に引き継ぐ。

おおむね2日間身元確認調査を行っても身元が判明しない場合は、所持金品とともに遺体を市に引き継ぐ（引き継いだ後も身元調査は継続する。）。

市と協力して身元不明取扱いの遺骨の引取人を調査する。

2-3 身元不明遺体等の広報

市は、大規模災害に伴う死亡者に関する広報に関して、東京都及び府中警察署と連携を保ち、市庁舎・遺体収容所等への掲示、報道機関への情報提供、問合せ窓口の開設等により市民に情報提供を行う。

2-4 遺体の引渡し

遺体の引渡業務は、原則として市及び府中警察署が協力して行う。
市職員が遺体の引渡業務に従事する場合は、府中警察署の指示に従う。

2-5 死亡届の受理、火葬許可証の発行等

市は、検視・検案を終え、遺族等に引き渡された遺体について、遺体収容所等において死亡届を受理する。

市は、死亡届を受理した後、速やかに火葬許可証又は特例許可証を発行する。

市は、必要に応じて東京都との連携を図る。

3 火葬

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
3-1 火葬特例許可証の発行	総合窓口課
3-2 広域火葬の実施	総合窓口課、環境政策課
3-4 身元不明遺体の取扱い	生活福祉課、【府中警察署】
3-5 必要帳票等の整備	総合窓口課

3-1 火葬特例許可証の発行

市は、通常の手続が困難な緊急時には、迅速かつ的確な処理を期すため、火葬許可証に代わる証明書として特例許可証を必要に応じて発行することにより、速やかな火葬に努める。

3-2 広域火葬の実施

市は、府中の森市民聖苑等、平常時に使用している火葬場の被災状況を把握するとともに、棺おけや火葬場を確保する。状況に応じて、東京都に広域火葬の応援・協力を要請する。

市は、都内で広域火葬が実施される場合において、東京都と調整を図り、広域火葬の円滑な実施と市民への広域火葬体制の広報に努める。

市は、東京都の調整の下、割り振られた火葬場における火葬に必要な事項、手順等を確認する。

市は、遺体の搬送のため必要な車両を確保する。交通規制が行われている場合には、緊急通行車両の標章の交付を受け、遺体収容所から受入火葬場まで遺体搬送のための措置を講ずる。区域内で対応できない状況となった場合には、東京都に対し、遺体搬送手段の確保を要請する。

市は、広域火葬終了後、火葬数等の実績について東京都へ報告する。

資料編「協定8-3」

3-3 火葬場への遺体の搬送

原則遺族により搬送を実施するが、遺族等による搬送・火葬が困難な場合において、市は、葬祭業者や自衛隊等に協力を要請する。

市は、遺体の火葬場への搬送に向けて、府中の森市民聖苑及び民間の火葬場、葬祭関係事業団体等と連携して、棺おけや火葬場を確保し、通行可能な道路にて速やかに搬送する。

3-4 身元不明遺体の取扱い

身元不明遺体の身元確認調査については、府中警察署及び市が協力して行う。

市は、府中警察署（身元確認班）から引き継いだ身元不明遺体の適正な保管に努めるとともに、一定期間（おおむね1週間程度）経過した身元不明遺体を火葬に付する。

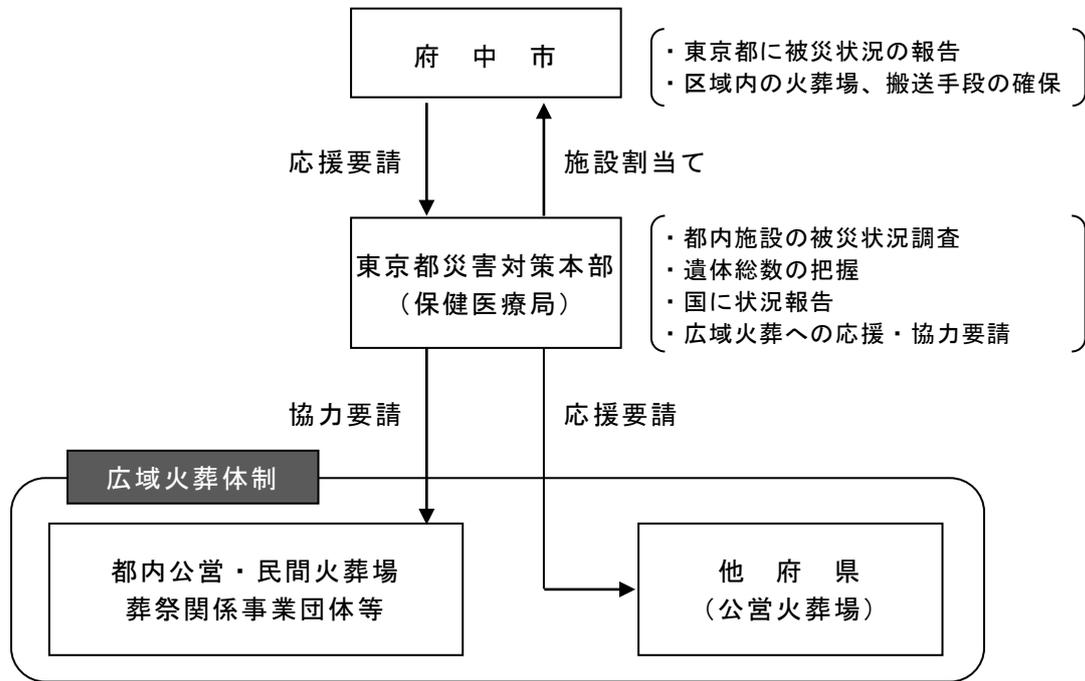
市は、身元不明遺体の遺骨を、遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管する。また、1年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとして、都営納骨堂その他別に定める場所に移管する。

市は、引取人のない焼骨については、火葬場から引き取り、引取人が現れるまでの間、保管する。

3-5 必要帳票等の整備

市は、火葬を実施し、又は火葬に要する現品若しくは経費を支出したときは、次の書類・帳簿等を整備し、保存する。

- ・救助実施記録日計票
- ・埋葬台帳
- ・埋葬費支出関係証拠書類



【火葬体制】

第10章 物資等の供給

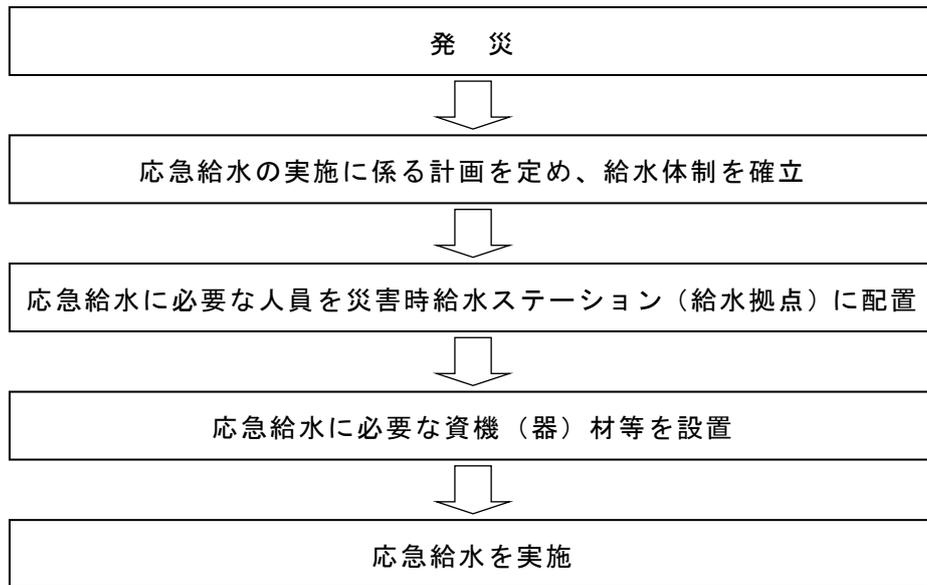
第1節 応急給水

1 応急給水

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 応急給水	資源循環推進課、公園緑地課、下水道課、【東京都水道局】

震災時における飲料水の確保は、被災者の生命維持に欠かせない極めて重要なことである。

そのため、市及び東京都において飲料水の確保を図り、災害発生の際、飲料水が枯渇又は汚染する等により飲料水に適する水を得ることができない市民に対して、必要な量の飲料水を供給できるよう施策を推進する。



【飲料水の供給の業務手順】

1-1 応急給水活動

応急給水は、東京都水道局震災等応急対策計画に基づき、市と東京都が役割を分担して実施する。

資料編「10-3」

（１）情報収集及び給水方法の検討

市は、東京都と連携して断水地域を把握した後、災害時給水ステーション（給水拠点）の確保水量を確認し、次の事項を検討する。

- ・ 応急給水地区の把握
- ・ 給水方法の選定
- ・ 応急給水体制の規模の決定
- ・ 給水時の衛生体制の確保

（２）給水活動の編成

市は、東京都と連携し、給水活動体制の編成を検討する。なお、学校のプール及び防火貯水槽の水を生活用水として使用する場合には、消防水利の機能確保に留意する。

（３）災害時給水ステーション（給水拠点）の開設

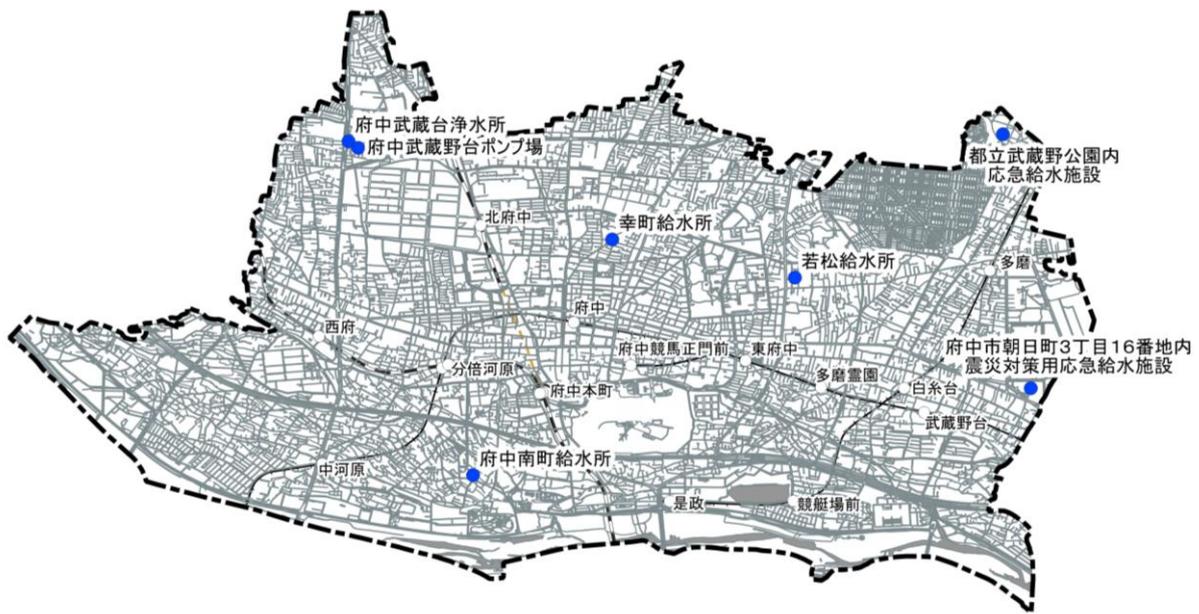
市、東京都、協力施設等との連携により整備した災害時給水ステーション（給水拠点）を活用し、災害時給水ステーション（車両輸送）及び災害時給水ステーション（消火栓等）を開設し、応急給水を行う。

ア 取水箇所

- ・ 浄水所 1 か所、給水所 3 か所
- ・ 応急給水槽
- ・ 耐震性貯水槽
- ・ 応急給水栓

このほか、各公共施設の受水槽の活用、市内協力施設との連携により飲料水の取水箇所を確保する。

資料編「2-35」



【災害時給水ステーション（給水拠点）】

イ 生活用水（トイレや洗濯用水等）の確保

アの各取水箇所のほか、市立小・中学校のプール等を活用し、生活用水の取水箇所を確保する。

資料編「2-36、協定8-12、10-1、10-4」

（4）震災時の応急給水の方法

市は、給水活動体制が整い次第、応急給水活動を行う。給水方法は災害時給水ステーション（給水拠点）を原則とするが、災害時給水ステーション（給水拠点）からの距離がおおむね2キロメートル以上離れている避難所では、関係機関等との連携により、災害時給水ステーション（車両輸送）の開設を検討する。給水車の要請が多数の場合は、原則、「病院等」「水を供給できない給水拠点」「避難所」の対応順位で、応急給水を行う。

断水地域の状況、水道施設の復旧状況等に応じて、特に必要がある場合に、仮設給水栓による災害時給水ステーション（避難所等）を開設する。

【給水方法】

給水場所	給水方法
災害時給水ステーション (給水拠点)	浄水所及び給水所の応急給水エリア内の蛇口等から給水及び応急給水槽に応急給水用資機(器)材を設置して給水する。
災害時給水ステーション (車両輸送)	浄水所及び給水所に配備されている給水タンクを活用し、車両により、飲料水を避難所等に輸送し、給水する。
災害時給水ステーション (避難所等)	避難所の応急給水栓に仮設給水栓を設置して給水する。また、消火栓等を利用した応急給水により給水する。

道路障害物除去が遅れ、輸送が困難な場合は、給水が可能となるまでの間、市において受水槽の水、ろ過器によりプールの水等を利用するなど、あらゆる方法によって飲料水等の確保に努める。

1-2 避難所及び医療救護所等への応急給水

飲料水を車両輸送する必要がある避難所においては、東京都が市により設置された仮設水槽まで飲料水を輸送・補給し、市が市民等への応急給水を行う。

医療救護所や後方医療体制に含まれる医療施設等には、給水タンク等の応急給水用資機(器)材を活用し、市は東京都及び協力機関との連携により輸送する。

医療施設及び重症心身障害児(者)施設等の福祉施設について、その所在する地区の関係行政機関から都災害対策本部を通じて緊急要請があった場合は、車両輸送により応急給水を行う。

1-3 災害時給水ステーション(給水拠点)での東京都と市の役割分担

震災対策用応急給水施設(応急給水槽)においては、市が応急給水に必要な資機(器)材等の設置及び市民等への応急給水を行う。

浄水所・給水所等においては、東京都が応急給水に必要な資機(器)材等を設置し、市が市民等への応急給水を行う。なお、東京都職員の参集を待たずに応急給水が行えるよう施設の改造等を行った災害時給水ステーション(給水拠点)では、市が指定した市民による応急給水も可能である。

飲料水を車両輸送する必要がある避難場所においては、東京都が市により設置された仮設水槽まで飲料水を輸送・補給し、市が市民等への応急給水を行う。

消火栓等を活用した応急給水については、応急給水用資機(器)材を東京都水道局が市に貸与する。発災時、市が通水状況を東京都水道局に確認した後、市や市民が応急給水用資機(器)材を設置し、応急給水を行う。

避難所応急給水栓を活用した応急給水については、市が応急給水用資機(器)材を

接続して応急給水を行う。

第2節 物資の供給

1 備蓄物資の供給

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1-2 食料等の給（貸）与体制	政策課、職員課、法制文書課、生活福祉課
1-3 生活必需品等の給（貸）与体制	政策課、職員課、法制文書課、生活福祉課
1-4 食料等の安全確保	学務保健課【多摩府中保健所】

市の備蓄（東京都の事前寄託分を含む。）や、東京都から提供される備蓄物資の活用を図り、被災者が必要とする物資を給（貸）与する。

1-1 配布基準

配布基準は、原則として、災害救助法施行細則に定めるところによる。

ただし、この基準により難しい事情がある場合（期間の延長、特別基準の設定）は、避難所の開設期間延長の承認申請と同様に、別途、都知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む。）を得て定める。

1-2 食料等の給（貸）与体制

（1）食料等の給（貸）与

市は、震災時における被災者への食料等の給与を実施する。

被災者に対する食料等の給与は、市が開設する避難所等において、災害救助法施行細則の定める基準に従って行う。

市が被災者に食料等の給与を実施する場合は、給食の順位、給食の範囲、献立、炊き出し方法等について定めるとともに、避難所の管理運営体制に基づき、炊き出しに必要な人員、調理器具、熱源等を確保する。

備蓄物資（クラッカー等）として東京都が市に事前に配置してあるものは、東京都福祉局長の承認を得て市が輸送し、被災者に給与する。ただし、緊急を要する場合は、被災者への給与を優先して実施し、事後に報告する。

必要に応じて、東京都災害情報システム（DIS）への入力等により、市は東京都に備蓄物資の放出を要請し、地域内輸送拠点で受領する。

（2）調達方法

被災当初は備蓄食料により対応し、以降は、市が東京都から調達する食料等、災害

時応援協定締結先から調達する食料で賄う。

- ・給食場所

原則として避難所（市立小・中学校等）において実施する。

- ・給食対象者

主として避難所収容者を対象として実施するが、給食を必要とする自宅残留被災者等に対しては、最寄りの給食場所で行う。

- ・食料等の配布

市は、送付を受けた食料等の配布について、配布計画を立てる上では要配慮者を優先するとともに、収容被災者、自主防災組織、自治会等の協力を得て公平かつ円滑に実施する。

1-3 生活必需品等の給（貸）与体制

市は、被災した市民への迅速かつ円滑な生活必需品等の供給を行うため、調達（備蓄を含む。）計画を策定する。調達計画は被災世帯を想定し、調達数量、調達先その他調達に必要な事項について定める。

（1）生活必需品等の給（貸）与

市は、震災時における被災世帯に対する生活必需品等の給（貸）与について、あらかじめ定めた配布方法等に基づいて実施する。

市において給（貸）与の実施が困難な場合は、都知事に応援を要請する。

寄託物資（毛布、敷物等）として、東京都が市に事前に配置してあるものは、東京都福祉局長の承認を得て市が輸送し、被災者に給（貸）与する。ただし、緊急を要する場合は、事後に報告する。

生活必需品等の被災者への給（貸）与は、食料配布の例により実施する。ただし、次の点に留意する。

- ・毛布・ゴザ・その他の寝具類

原則として、要配慮者を優先して給（貸）与する。

- ・その他

必要とする被災者に対し、確保した物資をでき得る限り公平に配布する。

資料編「協定8-16」

（2）生活必需品等の確保

原則、市の備蓄物資、東京都の寄託物資並びに流通業界等からの調達及び他市等から調達する物資を活用し、市において給（貸）与を実施する。

市長は、災害救助法適用後において、物資の調達を東京都に要請する。ただし、被災の状況により、現地調達が適当と市が判断する場合には、現地調達する。

資料編「協定8-17、8-18、8-19」

(3) 不足物資の把握と要請

市は、避難者のニーズに配慮し、物資支援を市災害対策本部へ要請する。
生理用品、女性用下着の女性による配布を検討し、女性の視点に配慮する。

1-4 食料等の安全確保

震災時には、設備の不十分な状態での食料品の調理・提供、停電や断水等による冷蔵・冷凍機器の機能低下等により食料品の腐敗、汚染等の発生が予想される。

市は、多摩府中保健所と連携し、必要に応じて、食品衛生指導班を編成するなどして、特に避難所における食中毒の発生を防止するとともに食料等の安全確保を図る。

(1) 食品衛生指導班の活動内容

食品衛生指導班の活動は、第4章第2節「1 防疫体制の確立」において定めるところによる。

(2) 避難所の食品衛生指導

避難所における食中毒の発生を防止するため、市は多摩府中保健所と連携し、次の点に留意して、避難所住民に対する食品の衛生的な取扱いの指導等を行う。

- ・避難所における食品取扱管理者の設置促進等、食品衛生管理体制の確立
- ・食品の品質、日付管理等の徹底
- ・手洗いの励行
- ・調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底
- ・残飯、廃棄物等の適正処理の徹底
- ・食品衛生に関する情報提供

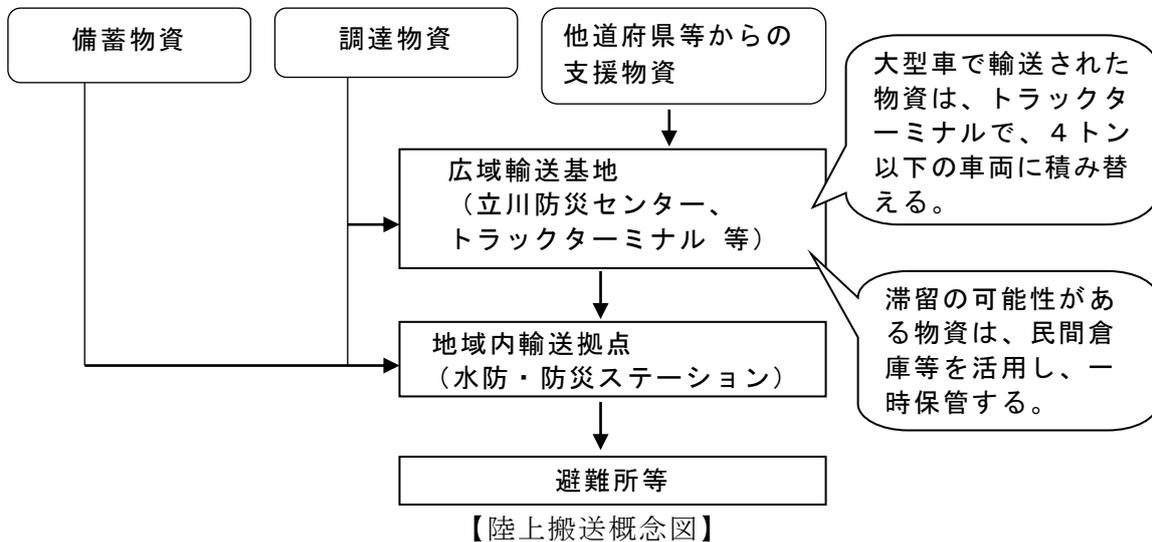
2 物資の輸送

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2 物資の輸送	財産活用課、産業振興課、生活福祉課

市は、調達（東京都からの調達分を含む。）する食料、生活必需品等の輸送及び配分の方法について定めるとともに、市内の輸送拠点（水防・防災ステーション）から避難所等へ物資を輸送する。

また、地域内輸送拠点を指定した上で、指定の内容を東京都総務局に報告するととも

に、地域内輸送拠点で受け入れた物資を避難所等へ輸送する。



3 多様なニーズへの対応

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
3 多様なニーズへの対応	財産活用課、産業振興課、生活福祉課

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化し、多様化すると考えられる。また、要配慮者、女性、子供等、避難者の特性によって必要となる物資は異なる。

市は、変化していく避難者ニーズの把握、ニーズに対応した物資の確保及び配布に努めるとともに、生理用品、女性用下着の配布は女性が行うなど、物資の配布方法についても配慮する。

4 炊き出しの実施

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
4 炊き出しの実施	地域コミュニティ課、文化スポーツ部各課、福祉保健部各課、教育部各課、【東京都福祉局】

市は、震災後およそ4日目以降、避難所の体制が整った場合は、備蓄物資及び寄託物資の活用、協力機関との連携により、原則として米飯の炊き出しにより給食する。ボランティア・自主防災組織等と連携し、円滑な炊き出しの実施に努めるものとする。

被災者に対する炊き出しその他による食品等の給与の実施が困難な場合は、東京都福祉局に応援を要請する。

なお、炊き出しを行う際は、感染症対策を十分に講ずる。

資料編「協定8-13、10-6」

第3節 救援物資の受入・配分

1 救援物資の募集

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 救援物資の募集	政策課、秘書広報課、職員課、法制文書課、防災危機管理課

市災害対策本部は、被災者が必要としている物資品目を早期に把握した上で、次の事項の広報を市災害対策本部の広報・報道チームに依頼する。広報・報道チームは、依頼を受けた事項について、ホームページを活用するとともに、報道機関等の協力を得て広報する。また、救援物資の募集に係る一般的な広報に関しては、募集内容等を整理・記録するとともに、外部からの問合せ対応及び必要に応じ、他都市等への個別要請・調整を行う。

- ・必要な救援物資の品目（必要に応じて、過剰となった品目）
- ・救援物資は、原則として、東京都、市単位及び団体から受け入れることとし、その形態は、単品こん包又は類似品種のこん包で、内容・数量が把握できるよう、ラベル表示させる。
- ・運搬手段は提供側で確保し、原則として、市物流拠点まで輸送するよう依頼する。

2 救援物資の受入れ

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2 救援物資の受入れ	政策課、秘書広報課、職員課、法制文書課、防災危機管理課

平成24年7月31日に発表された、中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告では、「個人が被災地に小口・混載の支援物資を送ることは、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災自治体の負担になることから、特定個人向けのものであって配送も可能な場合は除き、抑制を図るべきである。」とされている。

市は、救援物資の取扱いについて、当該報告内容や生活必需品等の需給状況等を踏まえ、適宜その要否を検討・決定し、受付・問合せ先等を広報するなど迅速に対応していく。

3 物資集積場所・地域内輸送拠点の確保

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
3 物資集積場所・地域内輸送拠点の確保	防災危機管理課

市は、備蓄倉庫の確保及び平常時における管理運営を行うため、地域における救援物資（食料及び生活必需品等）の受入・配分等の拠点として地域内輸送拠点を選定する。

市は、市が避難所等へ食料及び生活必需品等を搬送するための仕分け・一時的保管機能を持つ場所として、あらかじめ水防・防災ステーションを地域内輸送拠点に指定し、東京都総務局に報告する。

市は、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ物資拠点の登録に努めるとともに、避難所として指定した学校の余裕教室等を活用するなどして、分散備蓄の場所の確保を進めるよう努める。

また、市は、事業者等との協定締結により、物資保管場所及び施設の確保に努める。

第11章 災害廃棄物等の処理

第1節 基本的な考え方

1 災害廃棄物の範囲（災害廃棄物の定義）

災害時には、通常生活で家庭から排出される生活ごみ及び事業活動に伴って排出される廃棄物の処理に加えて、災害廃棄物の処理が必要となる。

東京都災害廃棄物処理計画で対象とする災害廃棄物は、次の廃棄物とされている。

ただし、事業場において発生した災害廃棄物は、発災後、廃棄物処理法第22条に基づく国庫補助の対象となった事業者の事業場で災害に伴い発生したものを除き、原則、事業者が処理を行うものとする。

- ・被災した市民の排出する生活ごみ（通常生活で排出される生活ごみは除く。）
- ・避難施設で排出される生活ごみ（避難所ごみ）
- ・一部損壊家屋から排出される家財道具（片付けごみ）
- ・被災建築物の解体撤去で発生する廃棄物
- ・道路啓開や救助捜索活動に伴い生じる廃棄物
- ・被災施設の仮設トイレからのし尿
- ・被災した事業場からの廃棄物（事業活動に伴う廃棄物は除く。）
- ・その他災害に起因する廃棄物

2 ごみ処理の在り方

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2 ごみ処理の在り方	資源循環推進課

市は、事前策定する府中市災害廃棄物処理計画に沿って対応するとともに、被災状況を東京都に報告し、必要に応じて応援を要請する。

市の被災状況や東京都への応援要請を踏まえ、一時集積場所や最終処分場等を確保することで、処理体制を確立し、迅速な処理を実施する。

市は、最終処分量の削減を図るため、震災による建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等の再利用、適正処理を基本として処理を行う。

【災害廃棄物処理のタイムスケジュール】

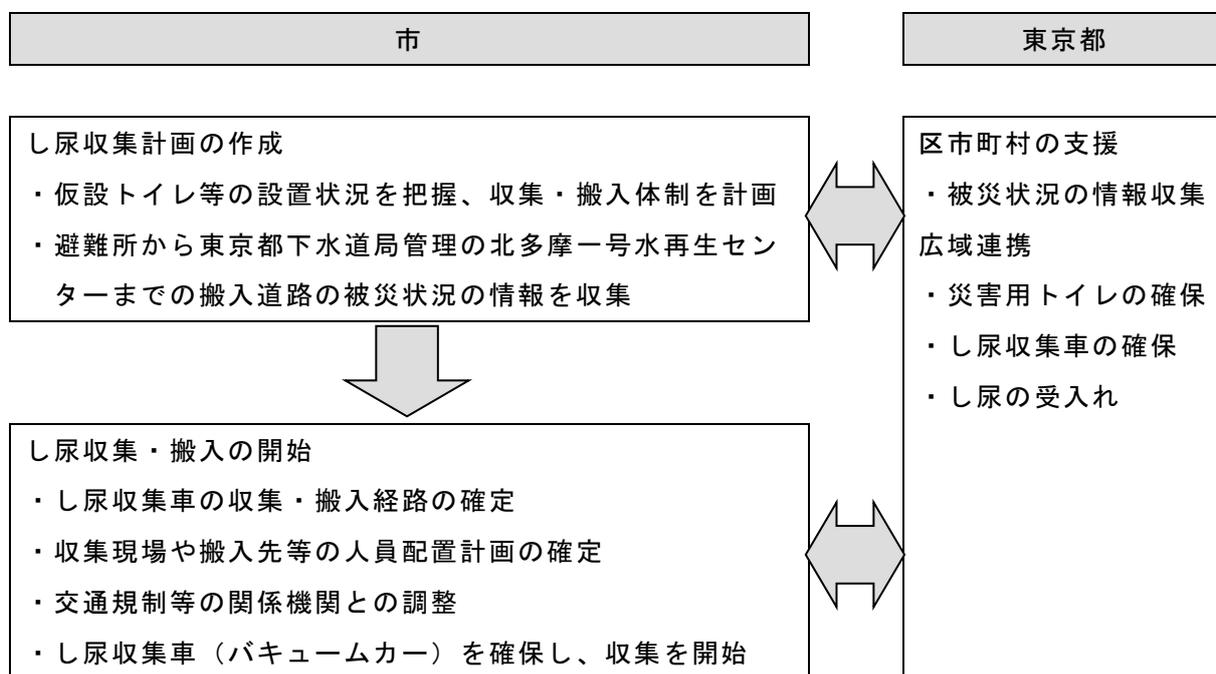
段階	東京都	市
<p>第1段階</p> <p>発災直後から 2週間程度 (フローチャートのとおり)</p>	<p>緊急道路障害物等による震災災害廃棄物の処理</p> <p>東京都災害廃棄物対策本部（仮称）の設置</p> <p>震災災害廃棄物の発生量の予測</p> <p>廃棄物処理施設等の被災状況調査</p> <p>東京都と市との連絡調整</p> <p>広域連絡及び応急要請</p> <p>仮置場候補地の把握</p> <p>最終処分場に関する調整</p> <p>有害物質に関する対策</p> <p>国庫補助に関する国との調整等</p> <p>東京都災害廃棄物処理推進計画の策定</p> <p>災害時の広報</p>	<ul style="list-style-type: none"> 緊急道路障害物除去等による災害廃棄物の搬入 被害状況の把握 市内発生量の予測 必要な組織の設置 府中市震災災害廃棄物処理計画の作成
<p>第2段階</p> <p>第1段階 終了後から 2週間程度</p>	<p>家屋情報提供に関する市との調整</p> <p>公益施設の解体に伴う仮置場の確保</p> <p>仮置場の確保に関する支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> 解体等の受付開始に伴う準備（解体業者等との契約、仮置場の確保、受付窓口の決定等）
<p>第3段階</p> <p>発災後から 1か月程度</p>	<p>広域的な再利用の実施等に係る連絡調整</p>	<ul style="list-style-type: none"> 解体・撤去作業及び災害廃棄物の処理

第2節 トイレ・し尿対策

1 トイレ・し尿対策

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1-1 災害トイレの活用とし尿の収集・搬入	資源循環推進課
1-2 避難所等における対応	資源循環推進課、下水道課

市は、各避難所等の避難人数、災害用トイレ、し尿収集車台数等を把握した上で、し尿収集計画を策定し、東京都と連携して下水道施設（北多摩一号水再生センター）への処理を実施する。断水した場合には、学校のプール等を活用し、災害用トイレで必要となる生活用水を確保する。発災後3日目までは、し尿収集車による収集を要しない災害用トイレを避難所等に確保するよう努める。



【トイレの確保及びし尿処理の業務手順】

1-1 災害トイレの活用とし尿の収集・搬入

市は、被害状況、収集場所等の情報を基にして、くみ取りを必要とする仮設トイレ等のし尿をし尿収集車（バキュームカー）により収集し、北多摩一号水再生センターに搬入する。

市は、仮設トイレ等を設置する際には、要配慮者、女性、子供等の安全性の確保等に配慮して、バリアフリートイレの確保や設置場所の選定等を行う。

市が確保できるし尿収集車のみでは対応できない場合に、市は、東京都に応援を要

請する。

1-2 避難所等における対応

(1) 避難場所における対応

市は、雨水貯留槽等によって生活用水を確保する。また、下水道機能を確保するため、避難場所からの排水を受け入れる下水道管とマンホールの接続部の耐震化などを推進する。

市は、水洗トイレが不足する場合において、市は仮設トイレ等を確保し、対応する。

避難場所等において、非常用便槽等を活用できる施設がある場合は、備蓄した仮設トイレ・マンホールトイレ等により対応する。簡易トイレ、組立トイレ又は便槽付きの仮設トイレ等の多様な災害トイレを用意して避難場所の衛生環境を確保する。

(2) 避難所における対応

被災後、断水した場合には、学校のプール等で確保した水を使用し、下水道機能への活用を図る。

発災後3日目までは、し尿収集車によるし尿の収集・運搬が困難な状況が予想されることから、可能な限りし尿収集車による収集を要しない災害用トイレを活用し、対応する。

発災後4日目からは、し尿収集車による収集が可能な災害用トイレを含めて確保し、対応する。

備蓄分が不足した場合には、市は東京都に対して要請し、東京都は広域応援等により必要数を確保する。

(3) 事業所・家庭等における対応

事業所・家庭等は、水道の機能に支障が発生している場合には、くみ置き、河川水等によって水を確保し、可能な限り既設水洗トイレを使用する。

下水道の機能に支障が発生している場合には、事業所や家庭における備蓄（災害用トイレ）を活用する。

第3節 家庭ごみ・災害廃棄物の対策

1 家庭ごみの処理

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 家庭ごみの処理	資源循環推進課

ごみ処理は、被災状況や要請を踏まえ、市だけでなく東京都も収集・運搬機材等の確保を協力して行う等広域処理体制を確保し、迅速な処理を実施する。

市は、府中市災害廃棄物処理計画に沿って可能な限り主体的に対応する。

被災が広範囲に及ぶときなどは、東京都や事務組合等と情報の共有化を密にして対応する。

災害直後1～2日はごみ排出が少ないと考えられるが、食料確保が進むとごみ発生量は増加することが予想される。そのため、市民等に残飯や容器の排出について分別の徹底を周知するとともに、回収用の袋及び空き地等に設置するごみ捨て場用の仕切り板を確保する。

処分場が使用不能な場合は、一時的に公有地や、大規模な空き地にごみを集積しなければならない。そのため、市は候補地の選定を進める。

2 災害廃棄物の処理

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2 災害廃棄物の処理	資源循環推進課

災害廃棄物処理は、処理施設の被災状況、市での一次集積場所の状況や東京都の対応を踏まえて、速やかに処理を実施する。

市は、解体等の受付開始に向けて、解体業者等との契約、一次集積場所の確保、受付窓口の設置箇所等を検討し、東京都や関係機関等と調整を行う。被害状況を確認し、災害廃棄物の発生量を推計するとともに、東京都に報告する。

発災後、市は速やかに災害廃棄物処理体制を構築し、市内における災害廃棄物処理の計画を策定する。倒壊した建物の解体は、原則的に所有者が行うこととするが、個人住宅や一部の中小事業所等について特例措置（公費負担制度）を国が講じた場合には、倒壊建物の解体処理に関しても災害廃棄物の撤去と同様の事務を行う。

2-1 受付事務

府中市災害廃棄物処理計画に定める市の総務班は、発災後速やかに市民からの解体・

撤去申請を受け付ける窓口を設置する。申請を受け付けた後、その建物に関する権利関係等を確認し、解体・撤去することが適当かどうか判断する。

2-2 民間業者との契約事務

緊急道路の障害物除去作業終了後、市が解体・撤去することが適当と認めたものについて、市の総務班は、建物の危険度や復旧・復興計画上の優先順位等を考慮しつつ、民間業者と解体・撤去作業の委託契約を締結する。

2-3 適正処理の指導事務

市は、解体・撤去作業の際は、災害廃棄物を種類別に分別して搬出し、また、アスベスト等の有害物質については、所定の指針に基づき適正に取り扱うよう委託業者に対して指導を徹底する。搬出した災害廃棄物については、市の処理班の指示する仮置場に搬入する。

第4節 仮置場の設置の確保と分配

1 仮置場の設置の確保と分配

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 仮置場の設置の確保と分配	【東京都環境局】

仮置場の設置については、処理施設の被災状況や市での一次仮置場の状況を踏まえて、都災害対策本部及び東京都災害廃棄物対策本部（仮称）において対策を検討し、処理主体である市が適正に災害廃棄物の処理を実行できるよう、東京都によって技術的支援や各種調整が行われる。

第12章 災害ボランティア活動

第1節 一般ボランティアの活動

1 一般ボランティアの活動

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 一般ボランティアの活動	協働共創推進課、地域福祉推進課、【府中市社会福祉協議会】

市は、市社会福祉協議会等と連携し、一般のボランティアが、被災地のニーズに即した円滑な活動ができるよう支援する。また、災害時には、協定に基づき、市社会福祉協議会が中心となり、市災害ボランティアセンターを設置し、必要な情報や資機（器）材等の提供等、活動環境を整備し、ボランティア等を直接的に支援する。

第2節 専門ボランティアの活動

1 専門ボランティアの活動

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 専門ボランティアの活動	協働共創推進課、地域福祉推進課、【府中警察署、府中消防署】

市は、災害時に資格や経験を有する東京都の登録ボランティアの派遣を東京都に要請する。

府中警察署は、交通規制支援ボランティアへの支援要請を行う。

東京消防庁は、東京消防庁災害時支援ボランティア受入本部を設置し、東京消防庁災害時支援ボランティアへの活動要請を行う。

第13章 ライフライン等の応急・復旧対策

第1節 電気施設の対応

1 応急対策

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 応急対策	【電気事業者】

電気事業者は、予備品、貯蔵品等の在庫品を常に把握し、調達を必要とする資材は、近隣の第一線機関等相互による流用を実施する。広域にわたる被害等によりそれらの対応が困難な場合は、各電気事業者対策本部にて全ての資材を管理・確保する。

非常災害対策用の資機（器）材の輸送は、あらかじめ調達契約をしている協力会社の車両、船艇、ヘリコプター等により行うが、必要に応じ他電力会社等からの調達を対策本部において要請し、輸送力の確保を図る。

震災時においても送電を継続することを原則とするが、水害又は火災の拡大時等における円滑な防災活動のため、警察、消防機関等からの要請があった場合には、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

各電気事業者で策定した災害時連携計画及び電力広域的運営推進機関の指示に基づき、緊急災害時においてもこれに準じて実施する。

2 復旧対策

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2 復旧対策	【電気事業者】

電気事業者は、災害に伴う応急・復旧対策については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速・適切に実施する。

電気事業者は、各設備の復旧について、災害状況、被害状況、復旧の難易度を勘案して、電力供給上復旧効果の大きいものから、復旧要員の確保、復旧資機（器）材の確保など、あらかじめ定めた手順により実施する。

主な手順は、次のとおりとする。

- ・供給区域内において、震度6弱以上の地震が発生し、自動的に非常体制に入る場合は、呼集を待つことなく、あらかじめ定められた基準に基づき所属事業所に出動する。

- ・ 電力施設等の被害状況及び復旧状況や停電による主な影響状況等を迅速、的確に把握する。
- ・ 復旧資材の確保のため、予備品、貯蔵品の在庫量を確認した上で、調達を必要とする資材を可及的速やかに確保する。
- ・ 発電設備については、共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急・復旧措置を行う。
- ・ 送電設備については、仮復旧の標準工法に基づくとともに、ヘリコプター、車両等の機動力を活用することにより迅速に行う。
- ・ 変電設備については、機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。
- ・ 配電設備については、応急復旧による迅速、確実な復旧を行う。
- ・ 通信設備については、可搬型電源、車載型衛星通信地球局、移動無線機等の活用により通信を確保する。

停電による社会不安の除去のため、電力施設の被害状況及び復旧状況について広報する。また、電気火災を防止するため、屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ることなどについても広報する。

第2節 ガス施設の対応

1 応急対策

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 応急対策	【ガス事業者】

ガス事業者は、地震の規模に応じて、本社に非常事態対策本部を設置するとともに、必要な要員は自動参集する（東京ガスグループ以外の各社も、各社の規定に基づき体制を整える。）。

被害状況に応じて、あらかじめ定めたBCP（事業継続計画）を発動し、災害対応業務と最低限必要な通常業務の両立を図る。

社内事業所、官公庁、報道機関等からの被害情報の収集を行う。

施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整・修理する。ガス供給設備等に設置した地震センサーの観測状況に応じて、迅速な被害把握に努め、適切な応急措置を行う。

被害が軽微な供給停止地域については、遠隔再稼働等を行い、速やかなガス供給再開に努める。

その他現場の状況により、二次災害防止のため適切な措置を講ずる。

復旧用の資機（器）材を確認し、調達を必要とする資機（器）材は平常時から分散して備蓄する。

震災により都市ガス施設に被害が生じた場合は、東京都と一般社団法人東京都LPガス協会が協力し、避難所等にLPガスを救援物資として供給するよう努める。

2 復旧対策

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 復旧対策	【ガス事業者】

東京ガスグループは、ガスの供給を停止した場合の復旧作業について、被災した地域施設又は設備の復旧を可能な限り迅速に行うとともに、二次災害を防止するため、あらかじめ定めた手順により実施する。

具体的な手順は、次のとおりである。

- ・非常体制が発令された場合は、対策要員はあらかじめ定められた動員計画に基づき速やかに出動する。
- ・予備品・貯蔵品等の復旧用資機（器）材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機（器）材は、速やかに確保する。
- ・復旧する地域の被害状況を調べ、被害の程度に応じた復旧方法を選び、材料や要員・車両を手配する。
- ・被害が一定以上の場合には、ガスメーターの近くのガス栓を閉め、地面に埋められているガス管と宅内のガス管を分離する。
- ・都市ガスの復旧は、2,000～3,000軒くらいの地域ごとに行うため、バルブを閉める方法や、ガス管を切断する方法により地域を分割する。
- ・検査用のガスを封じてガス管の健全性をチェックし、被害箇所の修理や仮配管等を行い、発生材で埋め戻しを行う。
- ・宅内配管を確認して、被害箇所を修理する。被害が大きい場合は、仮配管を行う。
- ・ガス管の中に入っている空気を抜いて、ガスが出ることを確認する。ガスが安全に使用できる状態を確認して利用を再開する。

さらに、必要に応じて次の対応を行う。

- ・社会的優先度の高い病院や老人福祉施設、避難所などには、移動式ガス発生設備を用いて、スポット的にガスを臨時供給する。
- ・地震災害などの大きな被害があった場合は、全国のガス会社は相互に応援し合い、一日も早い供給再開に向けて対応する。

- ・地震が発生したときには安全な換気方法、ガスメーターの復帰方法、都市ガスの供給停止地域、都市ガスの復旧予定などの情報をいち早く広報する。

ガス事業者は、ガスの供給を停止した場合の復旧作業について、被災した地域施設又は設備の復旧を可能な限り迅速に行うとともに、二次災害を防止するため、あらかじめ定めた手順により実施する。

LPガスの使用の再開に当たっては、安全の確認を十分に行う必要がある。このため、東京都は、一般社団法人東京都LPガス協会の点検体制の確立について支援を行う。

第3節 通信施設の対応

1 応急対策

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 応急対策	【通信事業者】

各通信事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信を確保し、又は被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに、関係組織相互間の連絡・周知を行う。

- ・気象状況、災害予報等
- ・電気通信設備等の被害状況、疎通状況及び停電状況
- ・自治体リエゾン（※）派遣による通信障害・復旧状況等の情報共有、自治体における活動状況の情報収集
- ・通信事業者の災害応急・復旧計画及び措置状況
- ・被災設備、回線等の復旧状況
- ・復旧要員の稼働状況
- ・その他必要な情報

臨機に措置を講じ、通信ふくそうの緩和及び重要通信の確保を図る。

※ リエゾンとは、災害対策現地情報連絡員のことをいう。

2 復旧対策

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 復旧対策	【通信事業者】

各通信事業者は、重要通信の確保や被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、

自治体・ライフラインの活動状況及び気象等の状況や電気通信設備等の被害状況などの情報を収集し、関係組織間相互の連絡を行う。

非常体制が発令された場合は、速やかに対策本部等に出動するとともに、自治体にリエゾンを派遣し、連絡体制を構築する。

被災した電気通信設備等の応急・復旧工事は、災害復旧に直接関係のない工事より優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行うなど、早期復旧に努める。

応急・復旧工事の終了後、速やかに被害の原因を調査分析し、この結果に基づき必要な改良事項を組み入れて災害復旧工事を計画、設計する。

被災地における地域復興計画の作成・実行に当たっては、これに積極的に協力する。

第4節 鉄道機関の対応

1 応急対策

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 応急対策	【鉄道事業者】

1-1 災害時の活動体制

震災が発生した場合においては、各鉄道事業者は全機能を挙げて、旅客及び施設等の安全確保を行うため、災害対策本部等を設置する。

災害情報の連絡及び応急措置の指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに、必要に応じて、移動用無線機等の無線設備を利用する。

1-2 発災時の初動措置

各鉄道事業者は、震災初動期に列車及び旅客の安全を確認するため、各社の規定に従い、徐行等の運転規制を実施する。

1-3 乗客の避難誘導

震災時に予想される駅における旅客の集中による混乱防止や、列車内の乗客の安全確保のため、各鉄道事業者は各社の規定により速やかに避難誘導を実施する。

駅にいる乗客に対しては、混乱防止のため案内放送等による情報提供を行い、あらかじめ定めた場所に誘導する。

列車内の乗客に対しては、混乱防止のため案内放送等による情報提供を行い、安全な場所又は最寄り駅まで、駅長（運転司令等）と連絡の上、誘導する。

外国人の旅客に対しては、多言語を用いた文字や音声による情報提供を行い、適切

な避難誘導を実施する。

自家発電設備、蓄電池設備等により、停電時であっても、乗客の避難誘導に必要な照明、非常灯等最低限の電力を確保する。

1-4 事故発生時の救護活動

各鉄道事業者は、震災時に事故が発生した場合において、市災害対策本部と関係機関が協力し、負傷者や障害者・高齢者等の避難行動要支援者の救護を優先して実施する。

併発、続発事故等の二次災害の防止に万全の策を講ずるとともに、引き続き旅客の安全及び輸送力の確保に努め、必要に応じて関係機関の出動・救護の要請を行う。

2 復旧対策

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 復旧対策	【鉄道事業者】

鉄道事業者は、緊急点検を実施し、震災後の都市機能の確保や各種の復旧対策に寄与するため、施設を速やかに復旧し、輸送の確保に努める。

応急対策の終了後、被害原因等の調査分析を行い、この結果に基づき再び同様な被害を受けないよう、復旧計画を立て、復旧対策を実施する。

第5節 バス機関の対応

1 バス機関の対応

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 バス機関の対応	【バス事業者】

運転中においては、運転士は、地震を覚知したときは直ちに運転を中止し、道路左側の安全な場所に停車させ、エンジンを止めた上で車内乗客に対し、冷静な行動を呼び掛ける。

バスを停車させる場合には、その停止位置がガソリンスタンド、高圧ガス貯蔵所、崖崩れのおそれのある場所、交差点、トンネル、橋の上又は橋の下、急坂、消火栓の周辺、電柱や塀の脇、高圧線の真下その他危険と思われる場所を極力避ける。また、やむを得ず車内客を乗せたまま近くに移動するときは、進路の安全を確認の上、その旨を乗客に告げる。

第6節 放送機関の対応

バス事業者は、震災が発生した場合において、被害の状況等により、災害対策本部等の設置及び要員の確保など、あらかじめ各機関で定めている防災体制を早期に確立し、速やかに次の措置を講じ、被害の拡大防止に万全を期する。

- ・被害状況の把握
- ・負傷者の救出・救護
- ・旅客の安全確保、避難誘導（負傷者、幼児、障害者、高齢者、女性等を優先）、混乱防止
- ・出火防止及び初期消火
- ・車両、バス停留所、通信施設、電気設備等の点検、保全及び応急復旧
- ・通信による災害情報の緊密化、防災機関との連携
- ・応急輸送活動

第6節 放送機関の対応

1 放送機関の対応

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 放送機関の対応	【放送事業者】

各放送機関は、災害が発生した場合において、被害の状況等に応じ、災害対策本部、緊急事態対策本部等の設置及び要員の確保など、あらかじめ各機関で定めている防災体制を早期に確立し、防災応急対策に万全を期する。

災害時における放送の重要性に鑑み、施設の応急復旧等必要な措置を講じ、早期に緊急報道体制を確立するとともに、社会的混乱の防止を目的として、緊急放送を実施する。放送に当たっては、市民の避難誘導など人命に関わる緊急情報を優先的に放送する。なお、放送所が被災した場合は、適切な場所に移転し、放送を行う。

気象庁、東京都、市その他防災関係機関との連絡を密にし、協定等に基づく放送要請があった場合は、形式、内容、時刻等をその都度決定し、放送する。

第14章 保育・学校の対応

第1節 応急教育

1 学校危機管理マニュアルの活用

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 学校危機管理マニュアルの活用	教育部各課

災害時における児童・生徒の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保を図るため、市立小学校、中学校（以下「学校等」という。）における災害予防、応急対策等について万全を期する必要がある。

市及び学校等は、応急教育に関する計画を作成しておくものとする。

東京都は、都立学校を対象に危機管理対策の具体的な取組等に関する基本的方針を示し、共通事項を明らかにした学校危機管理マニュアルを作成している。東京都が作成するマニュアルを基にし、学校等は、学校危機管理マニュアルを作成し、各市立学校において、日頃の防災訓練や安全指導、防災に関する研修に本マニュアルを活用し、地域の実情を勘案した学校の防災体制の充実を図る。

2 応急教育の実施

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2 応急教育の実施	教育部各課

2-1 事前の準備

学校長は、学校等の立地条件等を考慮した上で、災害時の応急教育計画、指導の方法等について、あらかじめ適正な計画を立てる。

学校長は、災害の発生に備えて、次の措置を講ずる。

ア 児童・生徒等の避難訓練を実施するほか、市が行う防災訓練に教職員、児童・生徒等も参加し、協力する。

イ 在校中や休日等のクラブ活動等で児童・生徒等が学校管理下にあるとき、その他教育活動の多様な場面において発災した際に、適切な緊急避難等の指示が行えるよう避難計画を立案し、教育計画に位置付けるとともに、保護者との連絡体制を整備する。また、登下校時に発災した場合に備え、通学路や通学経路の安全性等を把握し、緊急時に適切に行動できるよう避難計画を立案し、周知

- 徹底を図る。
- ウ 市、府中警察署、府中消防署、消防団及び保護者との連絡網並びに協力体制を確立する。
- エ 勤務時間外における教職員の参集、連絡体制、役割分担等の計画を作成し、教職員に周知する。
- オ 児童・生徒等の安全確保を図るため、保健室の資機（器）材を充実するよう努めるとともに、学校医や地域医療機関等との連携を図る。

2-2 災害時の学校長の役割

児童・生徒等が在校中や休日等のクラブ活動等で学校管理下にあるときに発災した場合は、安全確認ができるまでの間、児童・生徒等を校内に保護する。安全確認ができた場合又は避難計画に基づいて保護者等に安全かつ確実に引渡しができる場合には、児童・生徒等を帰宅させる。

学校長は、災害の規模並びに児童・生徒等や教職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握し、市に報告しなければならない。

状況に応じて、市と連絡の上、臨時休校等の適切な措置を講ずる。

応急教育計画に基づき、災害状況に即した応急の指導を行う。また、学校が避難所となる場合は、教育活動を再開するための場所を確保するほか、避難所として開放できる部分と開放できない部分を指定し、市民の協力を得るよう努める。

応急教育計画を作成したときは、市に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び児童・生徒等に周知徹底を図る。

2-3 災害復旧時の対応

(1) 被災後の状況把握

学校長は、職員を掌握するとともに、児童・生徒等の安否や被災状況を調査し、市に連絡する。

市は、学校長からの校舎等の被害報告に基づき復旧計画を作成し、速やかに復旧する。被災学校等ごとに担当職員（指導主事を含む。）を定め、情報及び指令の伝達について万全を期する。また、市は、被災学校等の運営について、助言と指導を行う。

市及び学校長は、連絡網の確立を図り、指示事項の伝達を徹底する。

(2) 児童・生徒の保護

学校長は、応急教育計画に基づき、学校等に収容可能な児童・生徒等を保護し、指導する。指導に当たっては、健康、安全教育及び生活指導に重点を置く。また、心のケア対策にも十分留意する。

(3) 教育活動の再開

学校長は、教育活動の再開に当たって、児童・生徒等の安否確認と通学路及び通学経路の安全確認を行い、市に報告する。

他地区に避難した児童・生徒等については、教職員の分担を定め、地域ごとに実状の把握に努め、避難先を訪問するなど、保護した児童・生徒に準じた指導を行うように努める。

避難所等に学校を提供したため、長期間学校が使用不可能となる場合には、市に連絡するとともに、他の公共施設の確保を図り、早急な授業の再開に努める。

災害の推移を把握し、市と緊密な連絡を図るとともに、平常授業（保育）に戻すように努める。その時期については、決定次第速やかに保護者に連絡する。

市は、教育活動を再開するために、学校間の教職員の応援体制について調整を行う部署をあらかじめ定め、関係機関に周知しておく。

3 学用品の調達及び給与

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
3 学用品の調達及び給与	教育部各課

3-1 給与の対象

市は、震災により住家が被害を受け、学用品を喪失又はき損し、就学上支障の生じた小・中学校の児童・生徒（私立学校を含む。以下本章において同じ。）に対し、被害の実情に応じて、教科書（教材を含む。）、文房具及び通学用品を給与する。

3-2 給与の時期

教科書については災害発生日から1か月以内、その他については15日以内に給与する。ただし、交通、通信等の途絶により学用品の調達及び輸送が困難と予想される場合には、都知事の承認を受け、必要な期間を延長する。

3-3 給与の方法

学用品の調達は原則として東京都が一括して行い、小・中学校の児童・生徒に対する給与は、市が行う。

学用品の給与を迅速に行うため、都知事が職権を委任した場合は、市長が市教育部及び学校長の協力を得て、調達から配分までの業務を行う。

3-4 費用の限度

費用の限度は、次のとおりとする。

- ・教科書：給与する教科書（教材を含む。）の実費
- ・文房具及び通学用品：災害救助法施行細則で定める額

第2節 応急保育

1 事前の準備

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 事前の準備	保育支援課

災害時における市立保育所の児童の生命及び身体の安全並びに保育の確保を図るため、市立保育所における災害予防、応急対策等について万全を期する必要がある。

市及び保育所は、応急保育に関する計画を策定しておく。

保育所長は、保育所の立地条件を考慮した上で、災害時の応急保育計画、保育の方法等について、あらかじめ適正な計画を立てておく。

保育所長は、災害の発生に備えて、次の措置を講じなければならない。

- ・保育所の児童の避難訓練を実施するほか、市が行う防災訓練に職員、保育所の児童等も参加、協力する。
- ・府中警察署、府中消防署、府中市消防団等との連絡網を確立しておく。
- ・保育時間内に災害が発生した場合において、保護者による速やかな引取りは困難と予想される。このため、保育所に残留する児童の保護について、対策を講じておく。

2 災害時の体制

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2 災害時の体制	保育支援課

保育所長は、状況に応じて、適切な緊急避難の措置を講ずる。

災害の規模、保育所の児童・職員及び施設設備等の被害状況を把握するとともに、市関係部（市に災害対策本部が設置された場合は本部。以下同じ。）と連絡し、職員を指揮し、災害対策を実施して保育所の児童の管理等万全な措置を講ずる。

準備した応急保育計画に基づき、臨時の編成を行うなど、災害の状況に応じた編成を構築する。

3 応急保育の体制

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
3 応急保育の体制	保育支援課

保育所長は、職員を掌握して保育所の整備を行い、保育所の児童の被災状況を調査し、市関係部と連絡し、復旧体制に努める。

市は、情報、指令の伝達について万全の措置を講ずるものとし、保育所長はその指示事項の徹底を図る。

応急保育計画に基づき、受入可能な園児は、保育所において保育する。また、被災により通園できない園児については、地域ごとに実情を把握する。

避難所等に保育所を提供したため、長期間保育所として使用できないときは、市と協議して早急に保育が再開できるよう措置する。

保育所長は、災害の推移を把握し、市と緊密な連絡の上、平常保育に戻るよう努め、その時期を決定次第速やかに保護者に連絡する。

第15章 災害救助法の適用

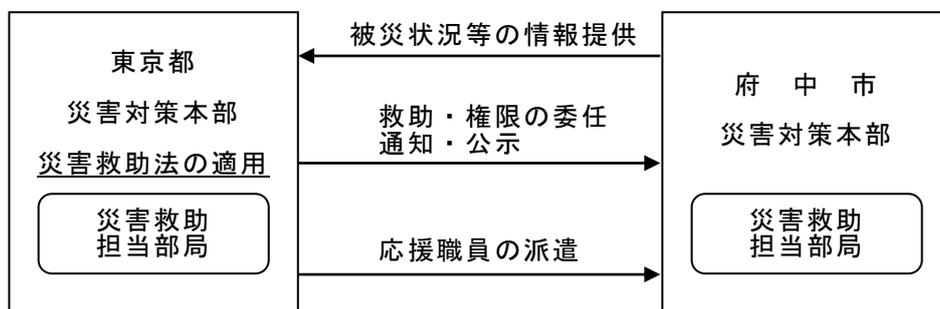
第1節 災害救助法の適用

1 基本方針

市長は、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を都知事に報告する。

市長は、災害の事態が急迫し、都知事による災害救助法に基づく救助の実施を待つことができないときは、救助に着手し、その状況を直ちに都知事に報告し、その後の処理について都知事の指示を受ける。

市長は、災害救助法に基づき都知事が救助に着手したときは、都知事を補助し、被災者に対して必要な救助を実施する。



【災害救助法等の適用手順】

2 災害救助法の適用基準

2-1 災害が発生した段階の適用

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、東京都においては、次のいずれか一つに該当する場合に、災害救助法を適用する。

- ・区市町村の区域内の人口に応じ、住家が滅失した世帯の数が災害救助法施行令別表第1に定める数以上であること。
- ・東京都の区域内で住家が滅失した世帯の数が災害救助法施行令別表第2に定める数以上あって、区市町村の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が災害救助法施行令別表第3に定める数以上であること。
- ・東京都の区域内で住家が滅失した世帯の数が災害救助法施行令別表第4に定める数以上の場合又は災害が隔絶した地域で発生したものであるなど、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。

- ・多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

資料編「2-37」

2-2 災害が発生するおそれのある段階での適用

国に災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置され、東京都が当該本部の所管区域として告示された場合に、東京都の区域内において災害により被害を受けるおそれがあるときは、災害救助法を適用する。

2-3 滅失世帯の算定基準

滅失世帯の算定基準は、次に示すとおりである。

【滅失世帯の算定基準】

滅失世帯の算定	<p>住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。</p>	
住家の滅失等の認定	<p>ア 住家が滅失したもの</p>	<p>住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70パーセント以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50パーセント以上に達した程度のもの</p>
	<p>イ 住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの</p>	<p>住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20パーセント以上70パーセント未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20パーセント以上50パーセント未満のもの。 このうち、損壊部分はその住家の延床面積の50パーセント以上70パーセント未満又はその住家の損害割合が40パーセント以上50パーセント未満のものを大規模半壊とし、損壊部分はその住家の延床面積の30パーセント以上50パーセント未満又はその住家の損害割合が30パーセント以上40パーセント未満のものを中規模半壊とする。</p>
	<p>ウ 住家が半壊又は半焼に準ずる程度に損傷したもの</p>	<p>損壊部分はその住家の延床面積の10パーセント以上20パーセント未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10パーセント以上20パーセント未満のもの</p>
	<p>エ 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの</p>	<p>ア及びイに該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの又は土石竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの</p>
世帯及び住家の単位	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯とは、生計を一つにしている実際の生活単位をいう。 ・住家とは、現実に居住のため使用している者がいる建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって、1住家として取り扱う。 	

3 災害救助法等の適用手続

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
3 災害救助法等の適用手続	財政課、防災危機管理課

3-1 救助の実施機関

市に災害が発生し、災害救助法の適用基準を越える被害が生じた場合において、市長は速やかに災害発生の日時及び場所並びに災害の原因及び被害の概況を都知事に報告するとともに、災害救助法の適用を要請し、被災者の保護と社会秩序の保全を目的として救助を実施する。

災害救助法で定める救助の実施について、都知事が当たることになっているが、都知事がその職権の一部を委任した救助の実施は、市長が行う。

3-2 適用手続

(1) 適用要請

災害に際し、市における災害が、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるとき、市長は、直ちにその旨を都知事に報告し、災害救助法の適用を都知事に要請する。

災害の事態が急迫して、都知事による救助の実施を待つことができないときは、市長は、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに都知事に報告し、その後の処置に関して都知事の指示を受ける。

(2) 要請手続

市長が災害救助法の適用を都知事に要請する場合は、東京都（総合防災部）に対し、次に掲げる事項について要請する。

- ・災害発生の日時及び場所
- ・災害の原因及び被害状況
- ・適用を要請する理由
- ・必要な救助の種類
- ・適用を必要とする期間
- ・既に講じた救助措置及び講じようとする救助措置
- ・その他の必要な事項

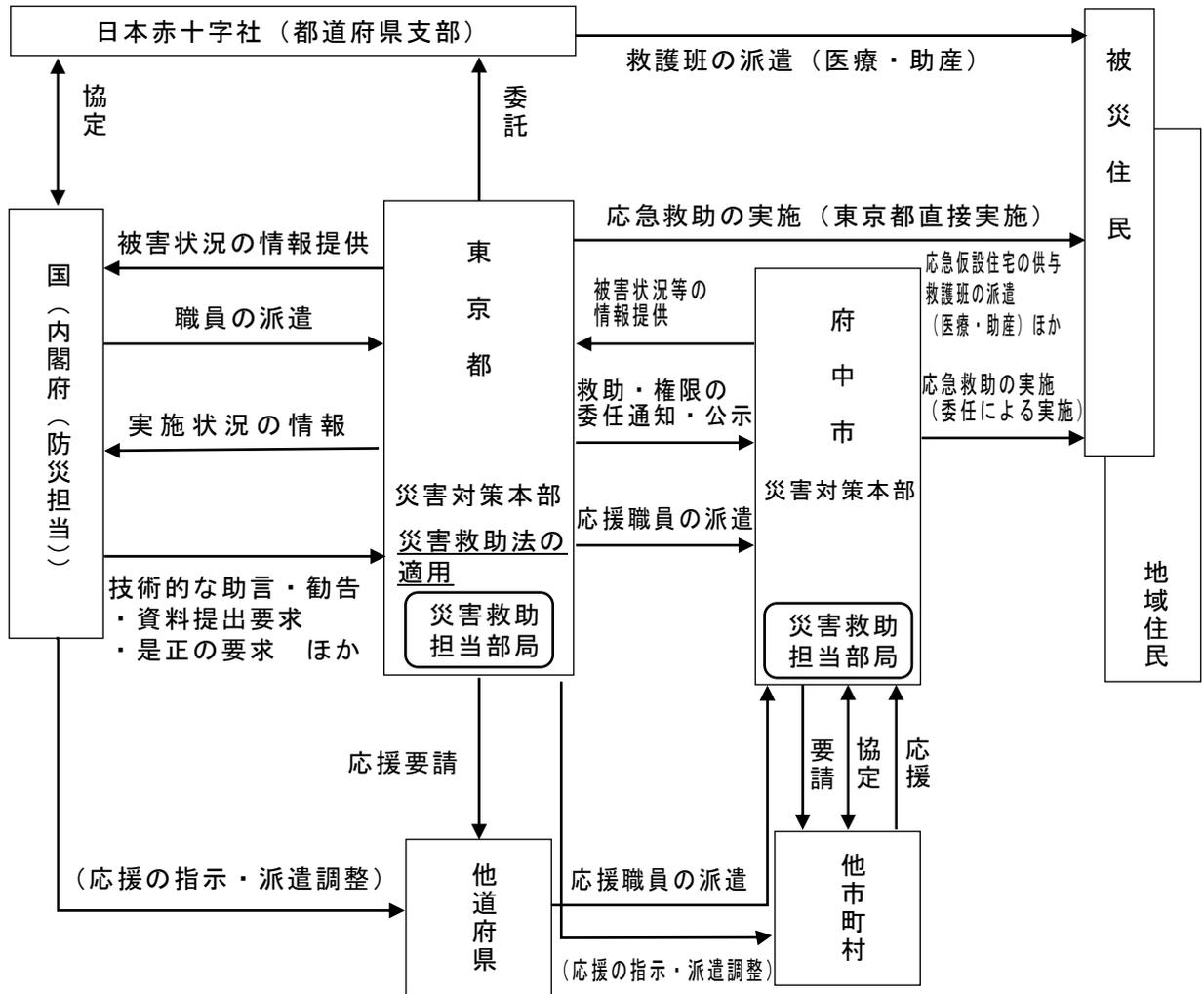
市からの報告又は要請に基づき、東京都は、災害救助法の適用を決定する。

東京都は、災害救助基金等を運用し、救助活動を実施する。

なお、市は、災害の発生により受けた被害に対して、災害救助に要する経費の財源

に充てることを目的に、災害救助基金を積み立てている。

第3部
第15章



【災害救助法の運用手順】

第16章 激甚災害法の適用

第1節 激甚災害の指定

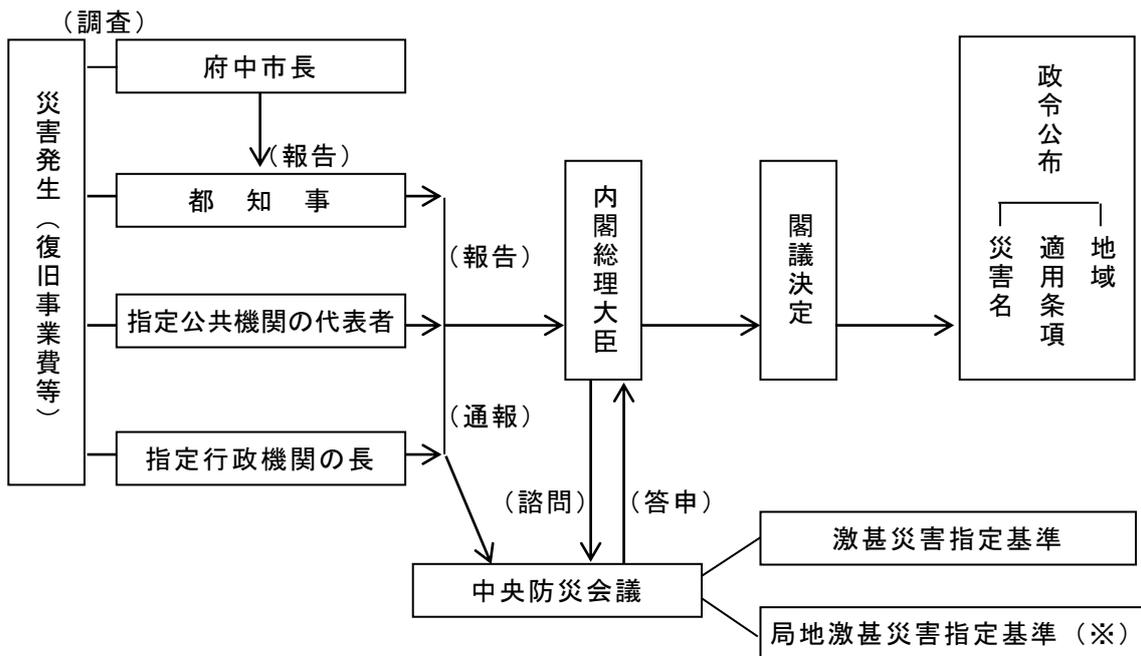
1 激甚災害の指定

大規模な自然災害が発生した場合には、都知事は、市の被害状況を踏まえ、激甚災害の指定を受ける必要があるか調査を実施し、内閣総理大臣に報告する。また、内閣総理大臣は、都知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。

激甚災害とは、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚災害法」という。）に基づき、一般の災害復旧事業の補助や災害復旧貸付等の支援措置に加えて、特別に設けられる補助制度をいう。

【激甚災害法の指定基準】

激甚災害指定基準	・昭和37年12月7日の中央防災会議で決定した基準であり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業の種類別に基準を定めている。
局地激甚災害指定基準	・災害を市町村段階の被害の規模で捉え、激甚災害として指定すること等の基準は、昭和43年11月22日の中央防災会議において定められた。 ・局地激甚災害指定基準による公共土木施設等及び農地等に係るものについては、災害査定によって決定した災害復旧事業費が指標とされている。



※ 局地激甚災害の指定については、1月から12月までに発生した災害を一括して翌年の1月に手続を行う。

【激甚災害指定の手続フロー図】

第2節 激甚災害法に関する調査・報告

1 激甚災害法に関する調査・報告

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 激甚災害法に関する調査・報告	防災危機管理課

市長は、国の激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して、災害状況等を調査し、都知事に報告する。

第3節 特別財政援助交付に係る手続

1 特別財政援助交付に係る手続

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 特別財政援助交付に係る手続	財政課

市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、東京都各局に提出する。

第4節 激甚災害に係る財政援助等

1 激甚災害に係る財政援助等

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 激甚災害に係る財政援助等	財政課

激甚災害法により国から財政援助等を受ける事業は、次のとおりである。

【財政援助等を受ける事業】

1	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
	(1) 公共土木施設災害復旧事業（直轄事業）（補助事業）
	(2) 公立学校施設災害復旧事業
	(3) 公営住宅事業
	(4) 生活保護施設災害復旧事業
	(5) 児童福祉施設災害復旧事業
	(6) 老人福祉施設災害復旧事業
	(7) 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
	(8) 障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービス施設災害復旧事業
	(9) 婦人保護施設災害復旧事業
	(10) 感染症指定医療機関災害復旧事業
	(11) 感染症予防事業
	(12) 堆積土砂排除事業（公共施設区域内）（公共施設区域外）
	(13) たん水排除事業
2	農林水産業に関する特別の助成
	(1) 農地等の災害復旧事業
	(2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業
	(3) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置の特例
	(4) 土地改良区等の行うたん水排除事業
3	中小企業に関する特別の助成
	(1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 (2) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業
4	その他の財政援助及び助成
	(1) 公立社会教育施設災害復旧事業
	(2) 私立学校施設災害復旧事業
	(3) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
	(4) 母子福祉資金に関する国の貸付の特例
	(5) 水防資機（器）材費の補助の特例
	(6) り災者公営住宅建設事業
	(7) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入
(8) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	

第 4 部 災害復興計画

第1章 市民生活の安定と復旧

第1節 被災者への生活支援

1 被災者への生活相談等の支援

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 被災者への生活相談等の支援	広聴相談課

市は、被災者生活実態調査（被災者センサス）を実施する。

被災者のための相談窓口を設置し、効果的かつ迅速な被災者の生活再建に係る活動に必要な情報提供を行うとともに、相談事項や実施した支援内容等については、被災者台帳に記録する。

2 義援金の募集・受付・配分・支給

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2 義援金の募集・受付・配分・支給	地域福祉推進課

2-1 義援金の募集・受付

市は、義援金の募集を行う場合は事前に定めた内容により、適切に取り扱う。

東京都の義援金募集に協力して受け付けた義援金については、東京都、都内区市町村、日本赤十字社東京都支部及び関係機関の代表者で構成される東京都義援金配分委員会（以下「都委員会」という。）に報告するものとし、都委員会の指定する口座に送金する。なお、送金するまでの間は、預り金として銀行口座で一時保管する。

市は、義援金の受付窓口を開設し、直接義援金を受け取るほか、府中市公金取扱い金融機関に福祉保健部長名義の普通預金口座を開設し、振り込みにより義援金を受け取る。

2-2 義援金の配分・支給

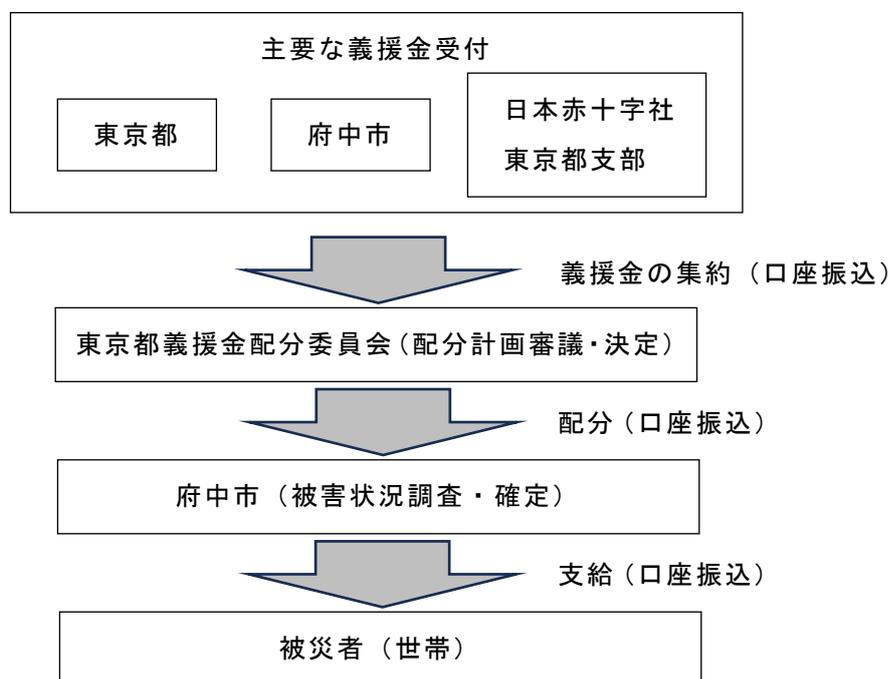
市は、都委員会から送金された義援金を受け入れるため、銀行等に普通預金口座を開設し、東京都に報告する。

2-3 義援金の支給

市は、都委員会から送金された義援金を都委員会で審議・決定された配分計画に基

づき、速やかかつ公正に被災者に支給する（必要に応じて、府中市義援金配分委員会を設置する。）。

市は、被災者への義援金の支給状況について、都委員会に報告する。



【義援金受付・配分・配分の流れ】

資料編「3-8」

3 被災者への生活再建資金の援助等

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
3 被災者への生活再建資金の援助等	防災危機管理課、福祉保健部各課

3-1 災害弔慰金等の支給

府中市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、市は、自然災害により死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金、災害により精神的又は身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金の支給、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行う。

府中市災害見舞金等支給に関する規則に基づき、市民が災害を受けたとき、被災者又はその遺族に、見舞金又は弔慰金の支給を行う。

資料編「1-13」

3-2 被災者生活再建支援制度

自然災害により、生活基盤に著しい被害を受けた者に対して、市は、東京都が拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給する。これについて、市は被害認定や支給申請書の受付等の事務を行う。

(1) 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる自然災害は、次の区域に係る当該自然災害のことをいう。

- ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した区市町村
- イ 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した区市町村
- ウ 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県
- エ ア又はイの区市町村を含む都道府県の区域内で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口10万人未満に限る。）
- オ ア～ウの区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口10万人未満に限る。）
- カ ア若しくはイの区市町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合
 - ・ 5世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口10万人未満に限る。）
 - ・ 2世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口5万人未満に限る。）

(2) 対象世帯

支給対象となる世帯は、居住する住宅が次のいずれかの状態にあるものとする。

- ア 住宅が全壊した世帯
- イ 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続することが見込まれる世帯
- エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- オ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

(3) 資金の支給額

資金額は、次の2つの支援金の合計額となる。

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 (2)アに該当	解体 (2)イに該当	長期避難 (2)ウに該当	大規模半壊 (2)エに該当
支給額（※1）	100万円	100万円	100万円	50万円

※1 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の4分の3の額

イ (ア) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）
（中規模半壊世帯以外）（※2）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅 以外）
支給額	200万円	100万円	50万円

※2 住宅を賃借し、50万円の加算支援金を受給した後、自ら居住する住宅を
建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

(イ) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）
（中規模半壊世帯）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅 以外）
支給額	100万円	50万円	25万円

(4) 支援金の支給申請

ア 申請窓口

市

イ 申請時の添付書面

基礎支援金：り災証明書、住民票等

加算支援金：契約書（住宅の購入、賃貸等）等

ウ 申請期間

基礎支援金：災害発生日から13か月以内

加算支援金：災害発生日から37か月以内

4 職業のあっせん

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
4 職業のあっせん	産業振興課

市と東京都、国が連携し、被災者に対する職業のあっせんと迅速に実施する。

市は、被災者の職業のあっせんについて、東京都に対する要請措置等の必要な計画を策定する。

このほか、公益財団法人府中市勤労者福祉振興公社の有効な活用を図る。

- ・災害による離職者の就業については、東京都の関係部局と連絡を取りつつ、ハローワーク府中等の関係機関を紹介し、あっせんや相談等の対応を行う。
- ・おおむね55歳以上の希望者には、公益財団法人府中市勤労者福祉振興公社の無料職業紹介所いきいきワーク府中を紹介し、就業のあっせんを図る。
- ・むさし府中商工会議所等関係機関を通じ、市内の企業等に対し、求人の募集をするよう働き掛け、求人の確保、就業のあっせんに資する。

5 中小企業への融資あっせん

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
5 中小企業への融資あっせん	産業振興課

災害により、被害を受けた中小企業及びその組合に対し、東京都及び政府系金融機関が事業の復旧に必要な資金の融資等を行い、事業の安定を図ることとなっている。

市は、災害時において、これらの融資制度について、中小企業への情報提供を行う。

6 租税等の徴収猶予及び減免等

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
6-1 市税の納税緩和措置	市民部各課
6-2 国民健康保険税の減免	市民部各課
6-3 その他	市民部各課、保育支援課

市や東京都、国が連携し、被災者の租税等の徴収猶予等を迅速に実施する。

市は、市税の徴収猶予及び減免等納税緩和措置に関する計画を策定する。

被災した納税義務者、特別徴収義務者（以下「納税義務者等」という。）又は被保険

者等に対し、地方税法又は府中市市税条例により、期限の延長、徴収猶予及び減免等それぞれの事態に対応して、適時、適切な緩和措置を講ずる。

6-1 市税の納税緩和措置

(1) 期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出又は市税を納付若しくは納入することができないと認めるときは、次の方法により災害が収まった後2か月以内に限り、当該期限を延長する（ただし、特別徴収に係る納期限の延長は30日以内とする。）。

- ・災害が広域にわたる場合は、市長が職権により適用の地域及び期限の延長日を指定する（市税条例第18条の2）。
- ・その他の場合は、災害が収まったあと速やかに、被災納税義務者等による申請があったときは、市長が納期限を延長する。

(2) 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予する。

やむを得ない理由があると認められるときは、更に1年以内の延長を行う。

(3) 滞納処分の執行の停止等

災害により、滞納者が無財産となる等の被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予及び延滞金の減免等適切な措置を講ずる。

(4) 減免

被災した納税義務者等に対し、該当する各税目について、次により減免及び納入義務の免除等を行う。

- ア 市民税（市民税個人分を含む。）
被災した納税義務者等の状況に応じて、減免を行う。
- イ 軽自動車税
被災した納税義務者等の状況に応じて、減免を行う。
- ウ 固定資産税（土地・家屋・償却資産）
被災した状況に応じて、減免を行う。

6-2 国民健康保険税の減免

(1) 減免

災害により、生活が著しく困難となった者に対し、被災の状況に応じて、国民健康保険税を減免する。

(2) 徴収猶予

災害により、財産に被害を受けた納税義務者が保険税を一時に納付することができないと認められるときは、その者の申請に基づきその納付することができないと認められる金額を限度として、1年以内において徴収を猶予することができる。

やむを得ない理由があると認められるときは、更に1年以内延長することができる。

6-3 その他

(1) 国民年金保険料の免除

被保険者第一号（強制加入）又はその世帯員が災害により財産に損害を受け、保険料を納付することが困難な事情にあるときは、申請に基づき、内容審査の上、免除をすることができる。

(2) 保育所等の利用者負担額の減免

災害により損失を受けた場合は、その損失の程度に応じて、減額する。

7 災害復興住宅融資

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
7 災害復興住宅融資	防災危機管理課、保険年金課

住宅金融支援機構では、震災により住宅を失い、又は破損した者が住宅の建設、補修、購入、宅地整備等を行えるよう、災害復興住宅資金を融資している。

市は、被災者に対し、災害復興住宅資金の融資について情報提供を行う。

第2節 被災者の住宅の確保・応急修理等**1 住宅の応急修理**

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1-1 住宅の応急修理	住宅課
1-2 応急修理の方法	住宅課
1-3 応急修理後の事務	住宅課
1-4 市営住宅の応急修理	住宅課、【東京都住宅政策本部】

首都直下地震等の発災時には、災害救助法に基づき、被災した住宅の居住性を維持するため、居住に必要な最小限の応急修理及び被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要となる。このため、市は、東京都が提示する募集選定基準等を基に、募集・受付・審査を実施する。

1-1 住宅の応急修理**(1) 応急修理の目的**

災害救助法が適用された地域において、震災により住家が半壊（焼）又はこれらに準ずる程度の損傷を受けた場合は、居住に必要な最小限の応急修理を行い、被災した住宅の居住性を維持する。

取壊しに伴う災害廃棄物の発生や応急仮設住宅の需要の低減を図る。

(2) 対象者

応急修理の対象者は、災害のため住家が半壊（焼）又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理ができない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者とする。

(3) 対象者の調査及び選定

市による被災者の資力その他生活条件の調査、市が交付するり災証明書及び東京都が定める選定基準により、東京都から委任された市が募集・受付・審査等の事務を行う。

1-2 応急修理の方法**(1) 修理**

応急修理を行う業者のリスト（※）より、市は業者を指定し、居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分の修理を行う。

災害救助法適用前等に市が実施する場合は、市長が災害の状況に応じて、その都度定める。

※ 応急修理を行う業者のリスト

災害救助法の適用により、住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が可能となったときに、東京都が応急修理に関する協定締結団体と調整の上、作成する。

(2) 経費

1 世帯当たりの経費は、国の定める基準による。

(3) 期間

原則として、災害発生の日から3か月以内に完了する（国の災害対策本部が設置された災害においては、6か月以内に完了する。）。

1-3 応急修理後の事務

市は、応急修理を実施した場合において、必要な帳票を整備する。

1-4 市営住宅の応急修理

既設の市営住宅又は附帯施設が災害により著しく損傷を受けた場合については、市は市民が当面の日常生活を営むことができるよう、応急修理を次のとおり実施する。

なお、都営住宅その他の公的住宅については、それぞれ所管する東京都、東京都住宅供給公社、独立行政法人都市再生機構等が被害状況を緊急調査し、修理が必要な箇所については、迅速に応急修理に当たる。

- ・市営住宅又は附帯施設の被害状況について、早急に調査を行う。
- ・市営住宅又は附帯施設のうち危険箇所については、応急保安措置を実施するとともに、危害防止のため市民に周知を図る。
- ・市営住宅の応急修理は、屋根、居室、台所、トイレ等の日常生活に欠くことができない部分のみを対象とし、修理の必要度の高い住宅から実施する。

2 応急仮設住宅の供給

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2-2 応急仮設住宅の供給	建築施設課、住宅課
2-4 入居者の募集・選定	住宅課
2-5 応急仮設住宅の管理及び入居期間	住宅課
2-6 帳票の整理	住宅課
2-7 仮設住宅地域等での見守り活動	地域福祉推進課、住宅課

2-1 供給の目的

被害状況に応じて、災害救助法に基づき、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家が無い者であって、自己の資力では住家を得ることができない被災者に対して、東京都が応急仮設住宅等を迅速かつ的確に供与することとなっている。都内において、十分な戸数を確保できない場合は、速やかに他道府県に対し、応急仮設住宅等の供与について協力要請を行うことにもなっている。

ただし、災害救助法が適用されない場合であって、市長が特に必要と認めたときには、市において応急仮設住宅等を設置する。

資料編「2-38」

2-2 応急仮設住宅等の供給

(1) 公的住宅の供給

市は、市営住宅及び福祉型住宅の空き住戸の確保に努めるとともに、都営住宅、独立行政法人都市再生機構及び東京都住宅供給公社の公的住宅等の空き住戸の提供を東京都に要請する。

災害救助法適用前等に市が実施する場合は、市長が災害の状況に応じて、その都度公的住宅の供給等について定める。

(2) 民間賃貸住宅を活用した賃貸型応急住宅

市は、東京都が関係団体と協力し、借上げにより被災者に提供される民間賃貸住宅の制度を活用する。

(3) 建設型応急住宅の供給

市は、東京都が関係団体と協力し、被災者に提供される応急仮設住宅等を活用する。

【建設型応急住宅】

事 項	内 容
建設予定地の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、あらかじめ次の点を考慮の上、建設予定地を定める。 <ul style="list-style-type: none"> ア 避難場所等の利用がないこと。 イ 浸水、崖崩れ等の危険がないこと。 ウ 飲料水、電気、ガス等が得やすく、保健衛生上も良好なこと。 エ 児童・生徒の通学やその他の生活建て直し上の便宜を考慮し、可能な限り、被災者の生活圏内にあること。 オ 交通の便がよいこと。 カ 公有地であること。 キ 敷地が広いこと。 ク 接道及び用地の整備状況に問題がないこと。
建設地	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都は、区市町村から報告を受けた建設予定地の中から建設地を選定する。建設に当たっては、二次災害の危険がないよう配慮する。 ・選定に当たり、市内の用地だけでは必要戸数の確保が困難な場合には、東京都との調整を踏まえ、区市町村相互間で戸数を融通し、割り当てる。 ・東京都住宅政策本部は、建設地及び建設計画が決定した際、東京消防庁に必要な情報を提供する。
構造及び規模等	<ul style="list-style-type: none"> ・階数は平屋建て又は2階建てとする。構造は軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットを標準とし、必要に応じ、その他構造を選定する。 ・必要に応じて、集会所設置やバリアフリー対応など、被災者コミュニティや高齢者・障害者世帯に配慮した設備・構造の住宅とする。 ・1戸当たりの規模は、国の定めに基づき、地域の実情、世帯構成等に応じて、東京都が設定する。 ・1戸当たりの設置に係る費用については、国の定めによる。 ・東京都住宅政策本部は、建設する仮設住宅の標準仕様書に基づき、東京消防庁、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人全国木造建設事業協会等と協議を行い、防火安全対策を実施する。
建設工事	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生の日から20日以内に着工する。 ・東京都は、一般社団法人東京建設業協会、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人全国木造建設事業協会又は一般社団法人日本木造住宅産業協会があっせんする建設業者に建設工事を発注する。 ・東京都は、工事の監督を行う。ただし、これにより難しい事情がある場合には、市等に委任する。 ・東京都住宅政策本部は、建設工事が終了し、使用が開始されることについて、東京消防庁に情報を提供する。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、東京消防庁が策定する防火安全対策について、入居者に対して指導する。

2-3 入居資格

次の各号の全てに該当する者のほか、都知事が必要と認める者とする。

- ・住家が全焼、全壊又は流失した者
- ・居住する住家がない者
- ・自らの資力では住家を確保できない者

使用申込みは1世帯1か所限りとする。

2-4 入居者の募集・選定

東京都が策定する応急仮設住宅等の入居者の募集計画を基に割り当てられた住宅について、市は、入居者の募集及び選定を行う。

住宅の割り当てに際しては、原則として、市の行政区域内における必要戸数の確保が困難な場合を想定し、東京都との調整を踏まえ、広域的に割り当てられる。

入居者の選定基準は東京都が策定し、それに基づき市が入居者の選定を行う。

入居者の選考は、市が災害の状況に応じて、選考基準を定め、被災者の程度、住宅困窮の状況、資力、その他を審査の上行う。

2-5 応急仮設住宅の管理及び入居期間

応急仮設住宅の管理は、原則として、供給主体が行う。

応急仮設住宅の入居期間は、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ都知事が定める。

災害救助法適用後、東京都が管理するものについては、市は、これに協力する。

市が管理する場合には、入居の期間、使用条件その他必要な事項を定める。

2-6 帳票の整理

後日、清算事務に必要となるため、応急仮設住宅の供給に伴い、市は、入居者の管理を行うとともに、必要な帳票を整備する。

2-7 仮設住宅地域等での見守り活動

市は、赤十字奉仕団、民生委員・児童委員及び市社会福祉協議会等と協力・連携し、仮設住宅地域等での見守り活動を推進する。

(1) 入居者確認及びニーズ把握

市は、応急仮設住宅入居者の状況把握に努める。

民生委員・児童委員等の協力を得て、応急仮設住宅の全戸を訪問し、高齢者や障害者の生活状況や生活支援の必要性の把握調査を行う。

(2) 連絡体制の整備

市は、応急仮設住宅からの通報等に対応するため、府中消防署、多摩府中保健所等による緊急時の連絡体制を整備する。

(3) 安否確認活動の推進

市は、応急仮設住宅において安否確認活動を早期に展開するため、赤十字奉仕団、民生委員、児童委員、市社会福祉協議会等の関係機関の協力を得て、友愛訪問活動を推進する。

(4) 市民相互の助け合い

市は、仮設住宅地域でのコミュニティの育成を支援するとともに、必要に応じて、集会所の整備を検討する。

また居住者同士の声掛け運動の展開等、市民相互による地域見守りを推進する。

3 応急仮設住宅資材等の調達

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
3 応急仮設住宅資材等の調達	契約課、建築施設課

応急仮設住宅及び被災住宅の応急修理に要する資材等は、東京都が調達するが、災害救助法が適用されない場合は、市が、建設業者を通じて迅速に調達する。

第3節 災害廃棄物の処理

1 災害廃棄物の処理

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 災害廃棄物の処理	資源循環推進課

災害廃棄物処理は、処理施設の被災状況、市での一次集積場所の状況や東京都の対応を踏まえて、処理主体である市が適正に災害廃棄物の処理を実行する。

市は、解体等の受付開始に向けて、解体業者等との契約、一次集積場所の確保、受付窓口の設置箇所等を検討し、東京都や関係機関等と調整を行い、決定する。

市は、被害状況を確認し、災害廃棄物の発生量を推計するとともに、東京都へ報告する。

発災後、市は速やかに廃棄物処理体制を構築し、災害廃棄物処理計画に基づき、対応する。

倒壊した建物の解体は、原則的に所有者が行うこととするが、個人住宅や一部の中小事業所等について特例措置（公費負担制度）を国が講じた場合は、倒壊建物の解体処理に関しても災害廃棄物の撤去と同様の事務を行う。

1-1 災害廃棄物処理の基本方針

（1）衛生的な処理

生活環境の保全及び公衆衛生を確保するため、災害廃棄物処理の優先度を考慮し、被災者の生活ごみやし尿について最優先としながら適正な処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に処理を行う。

（2）安全性の確保

宅地での解体作業や仮置場での搬入・搬出作業において、周辺住民や処理従事者の安全の確保を徹底する。

（3）分別・再生利用の推進

災害廃棄物の処理、処分量を削減するため、災害廃棄物の分別や再生利用、再資源化を推進する。

（4）環境に配慮した処理

災害廃棄物の処理現場の周辺環境等に十分配慮して処理を行う。

（5）経済性に配慮した処理

公費を用いて処理を行う以上、最少の費用で最大の効果が上がる処理方法を可能な限り選択する。

（6）市民やボランティアとの協力

生活ごみ・し尿、不燃ごみ等の排出・分別ルールを分かりやすく広報し、混乱を防ぐとともに、市民やボランティアと協力して分別を徹底する。

（7）共同処理及び関係機関との連携

がれき処理に当たっては近隣市で連携し、多摩川衛生組合、東京都、民間企業と緊密な連携を図りながら処理を行う。また、処理能力が不足する場合には国、他自治体などから協力・支援を受けて処理する。

第2章 住家被害認定調査・り災証明書

第1節 住家被害認定調査

1 住家被害認定調査

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 住家被害認定調査	市民部各課

市は、被災者の生活再建支援に必要となるり災証明を交付するため、被災後に、住家の被害状況を把握する。

住家被害認定調査は、内閣府が示す災害に係る住家の被害認定基準運用指針に基づき行う。

第2節 り災証明書の交付

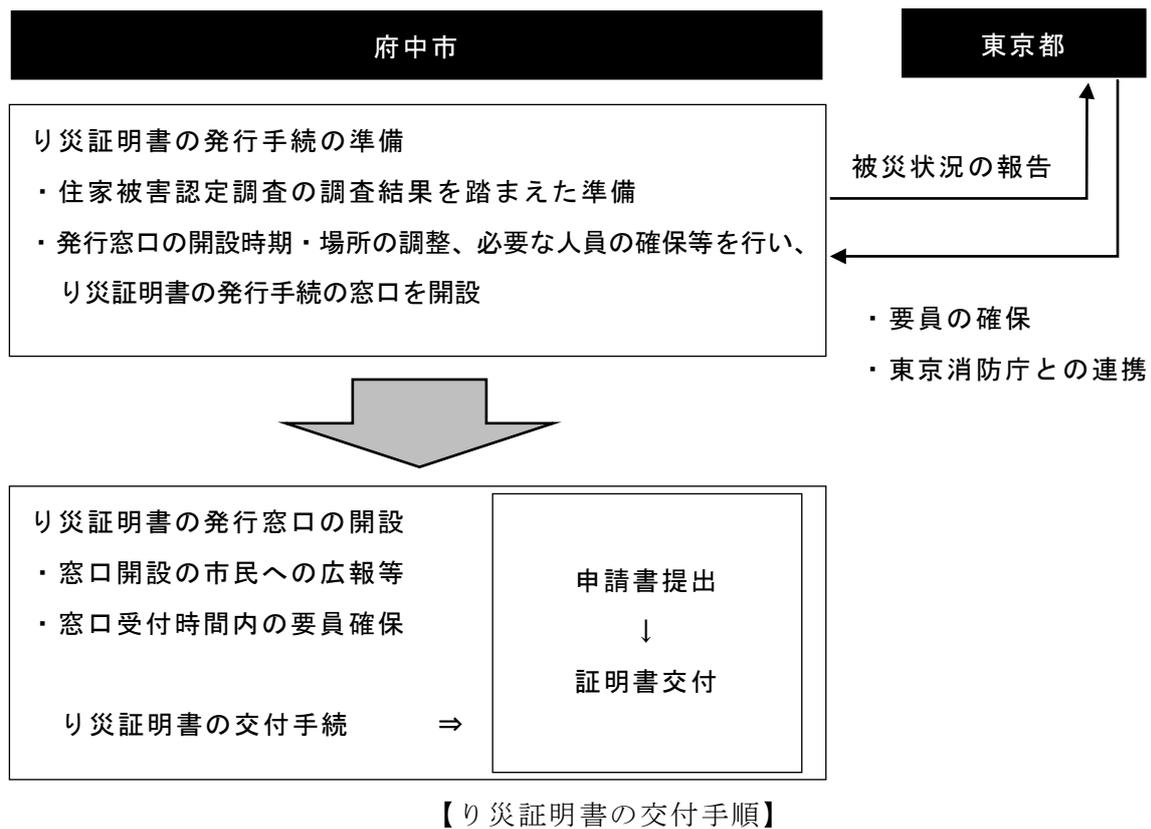
1 り災証明書の交付

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 り災証明書の交付	市民部各課

市は、住家被害認定調査の結果に基づき、被災者の生活再建支援に必要となるり災証明書を交付する。

り災証明書は、市が定める要領等のほか、東京都が策定した災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン等に基づき、人員確保やシステム設定等の準備を行った上で、交付を行う。

資料編「3-9」



第3節 被災者台帳の整備と運用

1 被災者台帳の整備と運用

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 被災者台帳の整備と運用	市民部各課

市は、被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援に当たっての配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備し、中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施する。

被災者の生活再建を迅速に行うために、住家被害認定調査、調査結果の登録、り災証明書の交付、被災者台帳管理等を行う東京都被災者生活再建支援システムを活用し、関係部署による情報共有を行い、被災者の援護を一体的かつ統合的に実施するよう努める。

第3章 応急復旧・復興に関する財源確保

第1節 復旧・復興対策に係る予算措置と財源確保

1 復旧・復興対策に係る予算措置と財源確保

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 復旧・復興対策に係る予算措置と財源確保	財政課

市は、災害が発生した場合において、速やかに災害復旧（復興）に必要な金額を把握し、財源確保に努める。

なお、国が財政の援助を行う法律及びその対象となる事業は、次のとおりである。

【対象となる法律】

法律	補助を受ける事業
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	河川、海岸、道路、港湾、漁港、下水道、公園の復旧事業
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校施設の復旧事業
公営住宅法	公営住宅及び共同施設（児童遊園、共同浴場、集会所等）の復旧事業
土地区画整理法	災害により急施を要する土地区画整理事業
海岸法	海岸保全施設（堤防、突堤、護岸、胸壁）の復旧作業
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症指定医療機関運営事業、感染症予防事業
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害により特に必要となった廃棄物の処理に掛かる費用
予防接種法	臨時に行う予防接種
農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農地、農業用施設、漁港施設、共同利用施設の復旧事業
水道法	上水道施設の復旧事業
下水道法	下水道施設の復旧事業
道路法	道路の復旧事業
河川法	河川の復旧事業
港湾法	港湾施設の復旧事業
生活保護法	生活保護施設復旧事業
児童福祉法	児童福祉施設復旧事業
身体障害者福祉法	市が設置した身体障害者社会参加支援施設の復旧事業
老人福祉法	老人福祉施設復旧事業
障害者総合支援法	市が設置した障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービス施設の復旧事業
売春防止法	婦人保護施設復旧事業
災害救助法	救助費用

第4章 復興対策

第1節 復興の基本方針

1 復興の基本的考え方

市内に大規模な震災被害が発生したときは、速やかに復興に関する方針を定めて対策を講ずる必要がある。

応急・復旧は対策を迅速かつ機動的に実施するものであり、復興は対策を中長期的視点に立って計画的に実施するものである。

被災後間もない段階での応急・復旧対策が質的な変化を伴いつつ、徐々に、復興対策へと進行していく。

復興に際しては、被災を繰り返さない災害に強い安全なまちづくりに努めるとともに、誰もが安心して暮らせるよう、女性・要配慮者等の視点や災害関連死対策の観点も十分に踏まえつつ、住宅、福祉、医療、環境、雇用、産業などの施策を総合的かつ計画的に進めることが重要である。

2 復興の全体像

復興を円滑に進めるためには、地域住民との復興への強い意欲と復興の在り方への合意が必要である。

合意形成を図るには、地域ごとに復興の在り方を協議する市民組織の結成が不可欠であり、市では、既存の市民組織等をその母体とする。

復興のプロセスは、その担い手により、被災者個人による独自復興、市主導による復興、地域力をいかした地域協働復興という3つのパターンが考えられる。

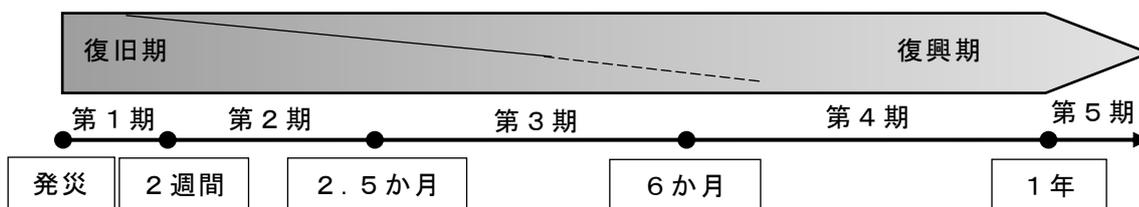
3 復旧・復興期の区分

復旧期と復興期は連続性を有しており、明確に区分することは困難であるため、本計画では、①災害復興の大きな方向性が整理されている ②災害復興本部が設置されている ③業務量の大部分が災害対策本部から災害復興本部に移行された状態となっている、の3つの要件を満たす時期を復興期とする。

また、市は、災害復興の基本的方向、災害復興基本計画の策定等、復興施策に取り組む時期の目安を次のとおり区分する。

【復旧・復興期の取組の目安】

区分	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
期間	発災から 2週間後	2週間後から 2か月半後	2か月半後 から6か月後	6か月後から 1年後	1年後以降
取組の 目安	被害状況の把握、災害復興本部の設置	復興の基本的 方向の策定	災害復興基本 計画の策定	災害復興基本 計画施策編の 策定	災害復興基本 計画の進行管 理



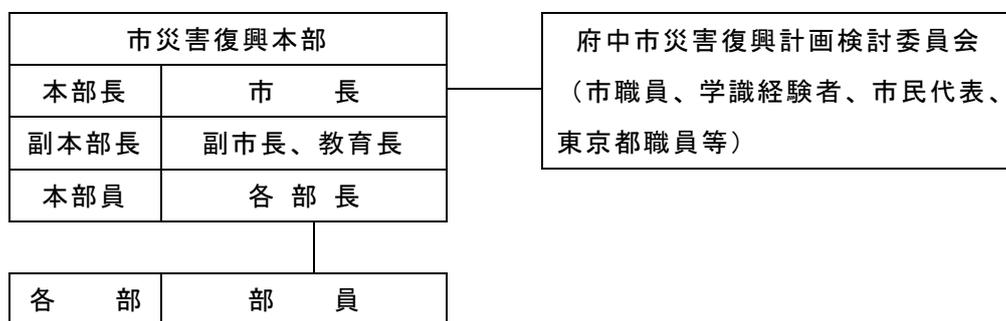
【復旧・復興期の区分】

第2節 府中市災害復興本部の体制

1 災害復興本部の設置

市長は、地震等の災害により被害を受けた地域が市内で相当の範囲に及び、かつ、震災からの復興に相当の期間を要すると考えられる重大な被害を受けた場合に、府中市災害復興本部（以下「市災害復興本部」という。）を設置する。

市災害復興本部は市災害対策本部と並行して、被災後1週間程度の早い時期に設置し、同時に市職員、学識経験者、市民代表、東京都職員等より構成される府中市災害復興計画検討委員会を設置し、災害復興基本方針等を諮る。



【市災害復興本部の体制】

2 災害復興本部の廃止

本部長（市長）は、都市の復興及び市民生活の再建と安定が図られたと認めるときは、市災害復興本部を解散する。

3 災害対策本部との関係

市災害復興本部は、震災復興事業を長期的視点に立って計画的、かつ、速やかに実施する組織であり、災害応急・復旧対策を臨時的、機動的に実施する市災害対策本部とは、その目的と機能を異にする。

市災害復興本部及び市災害対策本部の関係は、次のとおりである。

【市災害復興本部と市災害対策本部の関係】

市災害復興本部	市災害対策本部
震災復興事業を長期的視点に立って計画的、かつ、速やかに実施する組織	災害応急・復旧対策を臨時的、機動的に実施する組織

震災復興に関連する一連の活動は、被災後間もない応急対策の段階から質的な変化を伴いつつ、連続的に、徐々に進行していくものである。

そのため、市災害対策本部が所掌する応急的な事務事業で、震災復興にも関係し、それに大きな影響を与えるものについては、両本部が緊密に連携、連絡しながら処理する。

4 組織と事務分掌

市は、事前策定する府中市震災復興マニュアルに市災害復興本部の組織及び分掌事務を定める。

第3節 府中市災害復興計画の策定

1 基本方針の策定

市長は、大地震等の災害発生後、東京都と連携して被害の状況を把握し、復興体制をつくるための家屋被害状況調査を実施する。

調査と並行して市災害復興本部を設置し、復興後の市民生活や市街地形成の在るべき姿及びその実現に至る基本戦略を明らかにするため、東京都の作成する震災復興方針に即し、震災後2週間以内を目途に、市災害復興本部会議の審議を経て、府中市災害復興基本方針（以下「市災害復興方針」という。）を策定し、公表する。

市災害復興方針の策定に当たっては、次の事項に配慮する。

- ・人々の暮らしのいち早い再建と安定
- ・災害に強く、安心して暮らせる都市づくり
- ・誰もが快適に暮らせる都市づくり
- ・雇用の確保、事業の再開と新しい時代に対応した産業の創造
- ・我が国の政治、経済、情報通信等の中枢機能の速やかな回復

2 災害復興計画の策定

市災害復興本部長は、市災害復興基本方針に基づき、復興に係る市政の最上位の計画として、総合的な府中市災害復興計画（以下「市災害復興計画」という。）を策定する。市災害復興計画では、復興の基本目標と市が実施する復興事業の体系を明らかにする。

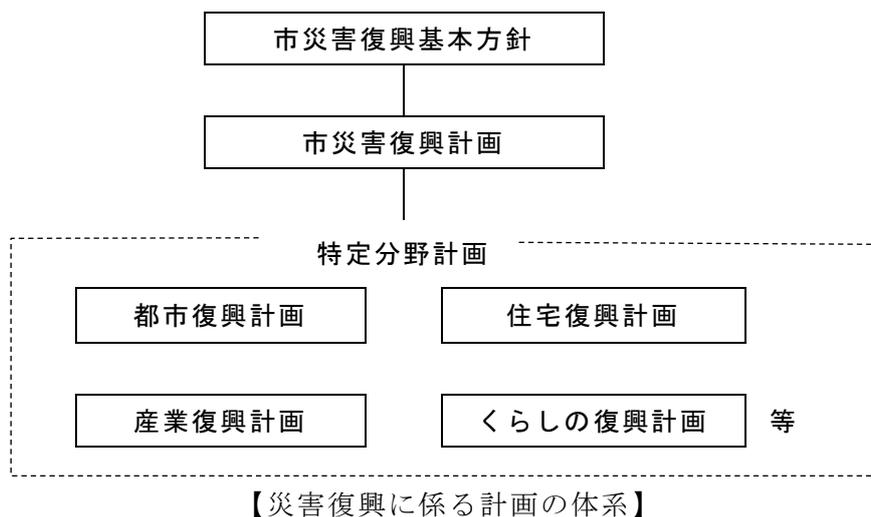
※ 国が、大規模災害からの復興に関する法律に基づき、復興基本方針を定めた場合には、市災害復興計画を復興法第10条に基づく復興計画として位置付け、国の復興基本方針及び東京都の復興方針に即して定めるものとする。

また、市は、次の手順で市災害復興計画を策定する。

- ・本部長は、災害復興計画検討委員会を招集し、計画の理念等の検討を依頼する。
- ・本部長は、災害復興計画検討委員会の提言を踏まえ、復興本部会議の審議を経て、震災後6か月を目途に、市災害復興計画を策定し、公表する。

3 特定分野計画の策定

都市復興、住宅復興等その性質上、具体的な事業計画等を必要とする分野については、市災害復興基本方針を踏まえ、市災害復興基本計画の策定と並行し、個別の復興計画（以下「特定分野計画」という。）を策定する。



3-1 都市復興

市は、特定分野計画の一つである都市復興基本計画を策定し、東京都と連携して、被災を繰り返さない、環境と共生したまちづくりを目指す。

3-2 住宅復興

住宅の復興は、被災者の生活安定のための前提であり、都市を復興するための不可欠な要素である。しかし、その再建には極めて大きな困難が伴うため、民間住宅の復

興は自助努力が基本という原則を踏まえながら、市による適切な支援を行うことが必要である。

市は、特定分野計画の一つである住宅復興計画を策定し、東京都と連携した、応急的な住宅の確保、自力再建への支援及び公的住宅の供給により、震災発生後できるだけ早期に被災者に対して住宅復興への道筋を明示するとともに、可能な限り多様な住宅対策を講ずる。

3-3 産業復興

人々の暮らしは、安定雇用の実現や再開によって、初めて安定したものとなる。そのため、失業者の発生をできる限り未然に防ぐとともに、失業を余儀なくされた人々が速やかに再就職できることが重要となる。

市は、特定分野計画の一つである産業復興計画を策定し、産業の復興が円滑に行われるよう、中小企業施策、観光施策、産業・エネルギー施策、農林水産業施策、雇用・就業施策などを総合的に検討する。

復興過程においては、自力再建までの一時的な事業スペースの確保への支援、施策再建のための金融支援、取引等のあっせん、物流の安定等、総合的な対策を講ずる。

3-4 暮らしの復興

市民の暮らしを災害前の状態に戻すこと及び元の暮らしに戻ることが困難な被災者に対して新たな状況に適合した暮らしができるよう、医療、福祉、保健、社会教育、文化、外国人、市民活動、消費生活等に関する対策を総合的に推進することが必要である。

市は、特定分野計画の一つである暮らしの復興計画を策定し、市民の暮らしの復興が円滑に行われるよう、地域医療体制の整備と医療機関の機能回復、福祉サービス提供体制の再構築等、保健衛生対策、教育・文化対策、市民に対する情報提供と相談等の項目について検討を進める。

ボランティアやNPO等が活動しやすい環境の整備を図るとともに、これらの市民団体等との連携の下、生活基盤・環境を創造的に形成する。

4 策定スケジュール

災害復興に係る各計画は、おおむね次のスケジュールで策定する。

【策定スケジュール】

着手時期	内 容
1週間～1か月以内	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋被害状況調査 <li style="padding-left: 20px;">1 調査 <li style="padding-left: 20px;">2 補足調査 <li style="padding-left: 20px;">3 家屋被害台帳等の作成・整理・公表
2週間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・市災害復興計画検討委員会開催 ・市災害復興基本方針の策定・公表
1か月以内	<ul style="list-style-type: none"> ・市災害復興計画の基本理念等の決定
3か月以内	<ul style="list-style-type: none"> ・財政計画の調整
4か月以内	<ul style="list-style-type: none"> ・市災害復興計画（案）の策定 ・市民への提示及び意見集約
5か月以内	<ul style="list-style-type: none"> ・特定分野計画との調整
6か月以内	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都災害復興計画との調整 ・市災害復興計画の策定・公表

第5部 南海トラフ地震等防災対策

第1章 南海トラフ地震に関連する情報の発表

第1節 気象庁が発表する南海トラフ地震

1 南海トラフ地震に関連する情報

南海トラフ地震とは、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレートとユーラシアプレートの境界を震源とする大規模な地震である。

南海トラフ沿いにおけるマグニチュード6.8以上の地震の発生や東海地域に設置されたひずみ計における有意な変化の観測等、異常な現象が観測された場合には、気象庁により、有識者及び関係機関の協力を得て南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会が開催され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査が行われる。この検討会において、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁から南海トラフ地震臨時情報や南海トラフ地震関連解説情報（両情報を合わせて「南海トラフ地震に関連する情報」という。）が発表される。

2 南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件

南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件は、次のとおりである。

- ・南海トラフ地震臨時情報又は南海トラフ地震関連解説情報の情報名で発表
- ・南海トラフ地震臨時情報には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードを情報名に付記
- ・南海トラフ地震関連解説情報では、南海トラフ地震臨時情報発表後の地震活動や地殻変動の状況等及び南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会の定例会合における評価結果について発表

南海トラフ地震に関連する情報は、次の2種類の情報名で、気象庁から発表される。

【情報名と発表基準】

情報名	発表条件
南海トラフ地震 臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合又は調査を継続している場合 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震 関連解説情報 (※)	<ul style="list-style-type: none"> ・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く。） <p>※ 既に必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。</p>

3 南海トラフ地震臨時情報に付記するキーワードとキーワードを付記する条件

先述の各情報名の後には、次のキーワードを付記して南海トラフ地震臨時情報（調査中）等の形で、気象庁から発表される。

【南海トラフ地震臨時情報に付記するキーワードとキーワードを付記する条件】

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等 から5～ 30分後	調査中	<p>次のいずれかにより臨時に南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監視領域内（※1）でマグニチュード6.8以上（※2）の地震（※3）が発生 ・1か所以上のひずみ計での有意な変化（※4）とともに、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化（※4）が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくり滑り（※5）が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測されるなど、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等 から最短で	巨大地震 警戒	<ul style="list-style-type: none"> ・想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード（※6）8以上の地震が発生したと評価した場合

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
2時間後	巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> ・監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震（※3）が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合を除く。） ・想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくり滑りが発生したと評価した場合
	調査終了	<ul style="list-style-type: none"> ・巨大地震警戒又は巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※1 監視領域内とは、南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50キロメートル程度までの範囲とする。

※2 モーメントマグニチュード7.0の地震を漏れなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで6.8以上の地震から調査を開始する。

※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震を除く。

※4 気象庁では、ひずみ計で観測された地殻変動の変動量の大きさと異常レベルを1から3までとして、異常監視を行っている。レベル値は数字が大きいほど異常の程度が高いことを示し、平常時のデータの揺らぎの変化速度（24時間など、一定時間でのひずみ変化量）についての出現頻度に関する調査に基づき、観測点ごと（体積ひずみ計）、成分ごと（多成分ひずみ計）に設定されている。具体的には、次のとおりである。

レベル1：平常時のデータの揺らぎの中の1年に1～2回現れる程度の値に設定

レベル2：レベル1の1.5～1.8倍に設定

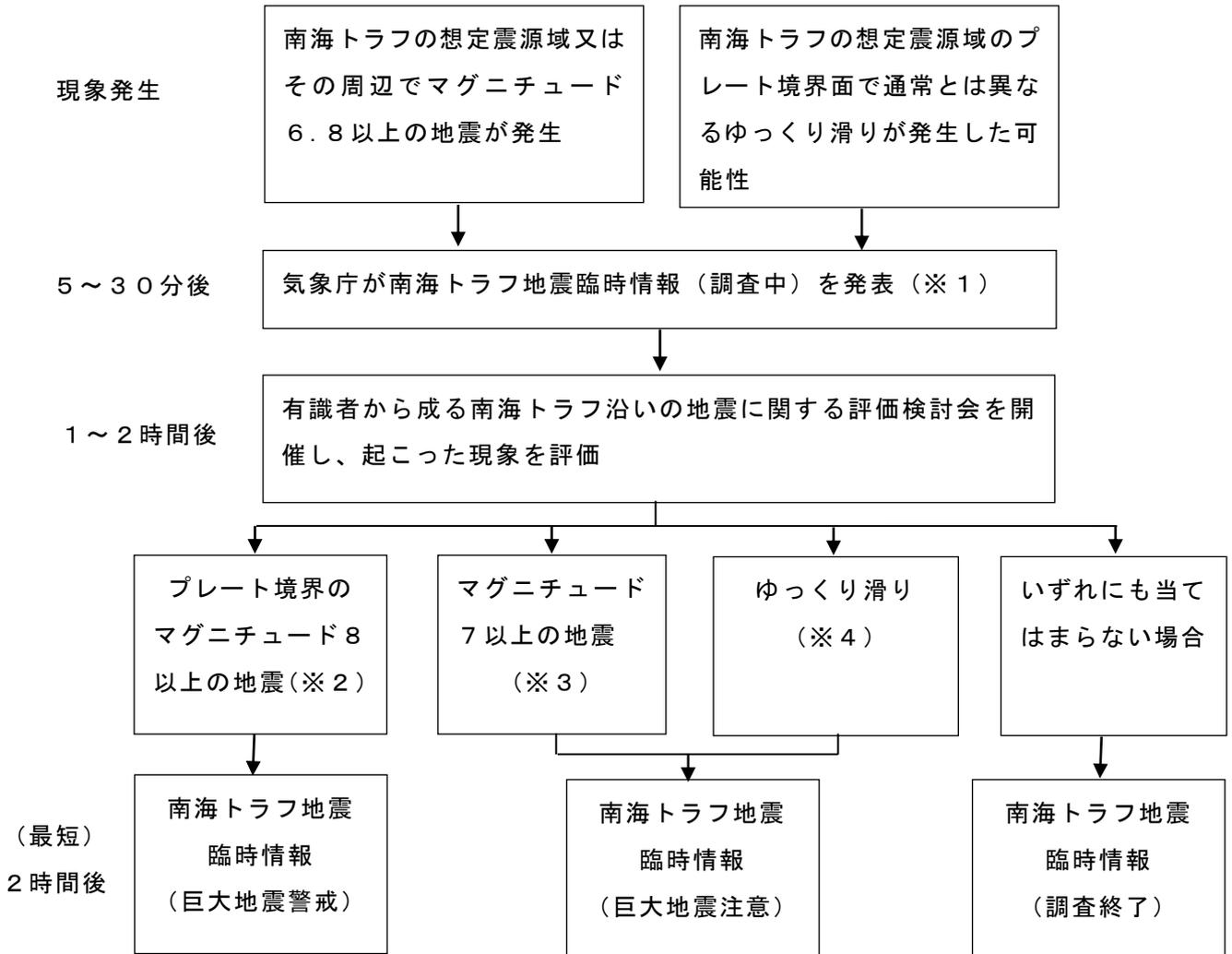
レベル3：レベル1の2倍に設定

有意な変化とは上記レベル3の変化を、関係すると思われる変化は上記の有意な変化と同時期に周辺の観測点で観測されたレベル1以上の変化を意味する。

※5 ひずみ観測において捉えられる、従来から観測されている短期的ゆっくり滑りとは異なる、プレート境界におけるゆっくり滑りを意味する。南海トラフのプレート境界深部（30～40キロメートル）では数か月から1年程度の間隔で、数日～1週間程度掛けてゆっくりと滑る現象が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されている。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくり滑りが観測された場合や、同じような場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど発生様式が従来から観測されているものとは異なるゆっくり滑りが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始する。なお、数か月から数年間継続するようなゆっくり滑り（長期的ゆっくり

滑り) の場合は、その変化速度が小さく、短期的にプレート境界の固着状態が変化するようなものではないことから、本ケースの対象としない。

- ※6 モーメントマグニチュードとは、断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）を基にして計算したマグニチュードを意味する。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。



※1 調査が2時間程度以上に及ぶ場合において、調査の継続状況を南海トラフ地震臨時情報（調査中）により複数回発表

※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてマグニチュード8.0以上の地震が発生した場合（半割れケース）

※3 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてマグニチュード7.0以上、マグニチュード8.0未満の地震が発生した場合又は南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50キロメートル程度までの範囲でマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合（一部割れケース）

※4 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような、通常とは異なるゆっくり滑りが観測された場合（ゆっくり滑りケース）

南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン【第1版】（内閣府）の図に加筆・修正

【南海トラフ地震情報発表までの流れ】

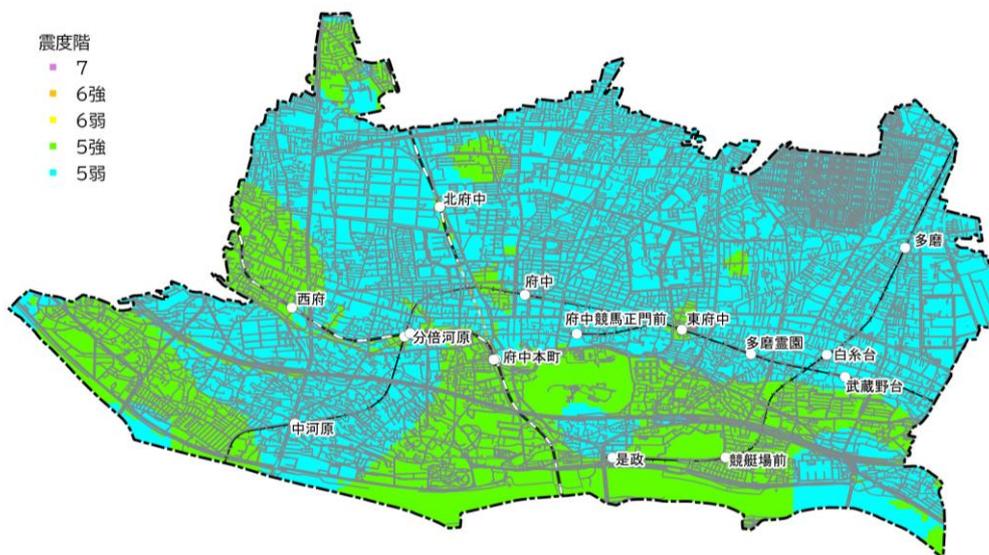
第2節 南海トラフ巨大地震の被害想定

1 南海トラフ巨大地震の被害想定

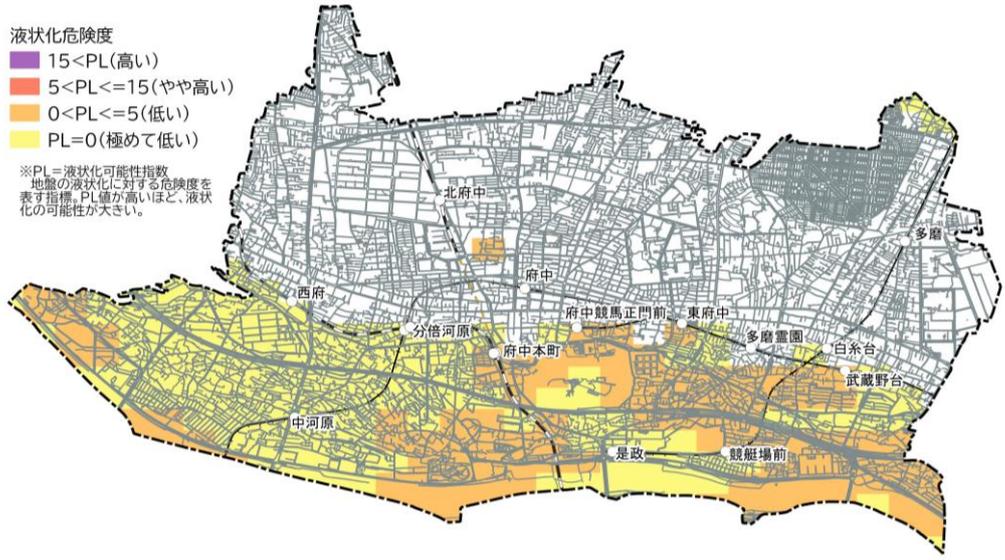
都の被害想定では、南海トラフ巨大地震の地震規模はマグニチュード9クラス、発生確率は今後30年以内に70～80パーセント、市内の最大震度は5強が想定されている。

南海トラフ巨大地震による市内の震度分布及び液状化危険度分布は、次のとおりである。

震度分布では、市の南部及び東部において震度5強が想定されているエリアが多い。また、液状化危険度分布では、市の南部において、液状化の危険性が想定されている。



【南海トラフ巨大地震による震度分布】



【南海トラフ巨大地震による液状化危険度分布】

第2章 防災対応

第1節 南海トラフ沿いで観測され得る異常な現象

1 南海トラフ沿いで観測され得る異常な現象

南海トラフ沿いで観測され得る大規模地震については、確度の高い地震の予測は困難であるものの、南海トラフ沿いで観測され得る異常な現象のうち、観測される可能性が高く、かつ大規模地震につながる可能性があるとして、防災対応の検討が必要となる次表の3つのケースが想定されている。

【南海トラフ沿いで観測され得る異常な現象】

半割れ（大規模地震）/ 被害甚大ケースの概要	<p>南海トラフ地震の想定震源域内の領域で大規模地震が発生し、残りの領域で大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価された場合である。</p> <p>また、南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界においてモーメントマグニチュード8以上の地震が発生した場合は、大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価される。</p>
一部割れ（前震可能性地震）/ 被害限定ケースの概要	<p>南海トラフ沿いで、大規模地震に比べて一回り小さい、モーメントマグニチュード7クラスの地震が発生した場合である。また、南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界においてモーメントマグニチュード7以上、モーメントマグニチュード8未満の地震が発生した場合は、大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価される。</p> <p>なお、想定震源域のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側50キロメートル程度までの範囲で発生したモーメントマグニチュード7以上の地震についても、一部割れケースとして取り扱われる。</p>
ゆっくり滑り/ 被害なしケースの概要	<p>短い期間に、プレート境界の固着状態が明らかに変化しているような、通常とは異なるゆっくり滑りが観測された場合である。</p>

第2節 異常な現象に伴う防災対応

1 気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報

南海トラフ地震の想定震源域及びその周辺で、速報的な評価で算出されたマグニチュード6.8程度以上の地震が発生又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくり滑り等を観測した際は、気象庁から、南海トラフ地震との関連性について調査を開始する旨が

南海トラフ地震臨時情報（調査中）として発表される。

その後、有識者から成る南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会が開催され、発生した現象について評価される。当該評価結果が、前節の3つのケースのいずれかに該当する現象と判断された場合には、気象庁から次の情報が発表される。

【気象庁から発表される情報】

異常な現象に対する評価	発表される情報
半割れケース	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）
一部割れケース	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）
ゆっくり滑りケース	

2 南海トラフ地震臨時情報の内容に応じた防災対応

市民や事業所等は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合において、南海トラフの震源域で想定される最大クラス（マグニチュード9クラス）の後発地震の発生を想定し、次の防災対応を行う。

2-1 巨大地震警戒対応（半割れケース）

- ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、最初の地震発生から1週間を基本に、国からの呼び掛けに応じ、日頃からの地震への備えを再確認する。
- ・最初の地震発生から1週間経過以降2週間経過までの間、巨大地震警戒対応を行う。
- ・2週間経過後は、国からの呼び掛けに応じ、地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常的生活を送る。

2-2 巨大地震注意対応（一部割れケース、ゆっくり滑りケース）

- ・発生直後、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、状況に応じて防災対応を準備・開始する。
- ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が出た場合は、最初の地震発生から1週間（ゆっくり滑りの場合は、滑りの変化が収まってから変化していた期間とおおむね同程度の期間）を基本に、国からの呼び掛けに応じ、日頃からの地震への備えの確認など対応する。
- ・1週間経過後は、国からの呼び掛けに応じ、地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常的生活を送る。

第3節 市の活動体制

1 市災害対策本部の設置

市長は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたときは、災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づき、次の対応を行う。

- ・直ちに市災害対策本部を設置する。
- ・市災害対策本部を設置した旨を直ちに市及び防災関係機関等に通知する。
- ・市災害対策本部の設置を報道機関に発表する。

2 市災害対策本部の廃止

市長は、巨大地震注意対応（日頃からの地震への備えを再確認する等）の旨が国から発表されたときは、市災害対策本部を廃止して南海トラフ地震警戒本部（以下「警戒本部」という。）へ移行する。

3 警戒本部の設置

市総務管理部危機管理監は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の伝達を受けたとき又は報道に接したときは、警戒本部を設置し、その旨を市長に報告する。

【組織構成】

警戒本部長	市総務管理部危機管理監（危機管理統括責任者）
構成員	警戒本部長室（各部調整担当課長及び警戒本部長が必要と認める課長）
構成員の責任者	市総務管理部危機管理副監（危機管理責任者）

【警戒本部会議】

市警戒本部会議の開催	警戒本部長が必要と認める場合は、活動方針の決定、災害応急対策の協議のため、構成員を招集し、警戒本部会議を開催する。
職員の派遣	警戒本部長が必要と認める場合は、各部長等は、所属職員の中から災害応急対策に係る協議・連絡調整及び情報収集を行う者を指名し、警戒本部に派遣する。
関係者の出席	必要に応じて防災関係機関等の出席を求める。

【警戒本部の主な対応】

警戒本部の主な対応	<ul style="list-style-type: none">・中央防災センター災害対策本部室に警戒本部を設置する。・警戒本部を設置したときは、市警戒本部事務局から、直ちにその旨を市及び防災関係機関等に通知する。また、警戒本部の設置を報道機関に発表する。・南海トラフ臨時情報に関する情報を収集・伝達する。・警戒本部の構成員の配備状況を把握する。・発災時の対応要領を検討する（市災害対策本部設置の準備）。・その他必要な措置を講ずる。
-----------	---

4 他地区からの被災者の受入れ

市は、東京都から被災者の受入れを指示された場合は、受入体制を構築する。

移送された被災者の指定避難所等の運営は、原則として市が行い、移送元の島しょ町村は運営に積極的に協力する。

第4節 市民の防災対応等

1 日頃からの地震への備えの周知啓発等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）が発表された場合に、市民が慌てて地震対策を行うことがないように、家具類の固定等日頃からの地震への備えについて周知し、平常時からの対策を促す。

大規模地震の発生可能性が平常時と比べ相対的に高まったと評価された場合において、直ちに地震や津波が発生するとの誤解から混乱が生じないように、市は、南海トラフ地震臨時情報の意味や南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応などについて、普及啓発に努める。

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）が発表された場合において、国及び東京都からの呼び掛けに応じて、1週間（ゆっくり滑りケースの場合は、滑りの変化が収まってから変化していた期間とおおむね同程度の期間）、市民は日頃からの地震への備えの再点検を行い、日常の生活を行う。また、市は個々の状況に応じて、危険性が高い場所を避け、できるだけ安全な行動をすることなどを周知する。

また、市は後発地震に備えて、不要不急の火気器具や電熱器具の使用を控えることなどを周知することにより、火災の発生を防止する。

2 土砂災害等に対する防災対応

巨大地震警戒対応及び巨大地震注意対応において、市民の安全確保のため、市は、次の事項について周知に努める。

- ・土砂災害の発生の危険が高いエリアの特定は難しいことを前提に、不安がある市民に対しては、個々の状況に応じて、知人・親類宅への避難など、身の安全を守るなどの防災対応を検討する必要があること。
- ・住宅の耐震性に不安がある市民は、知人・親類宅等への避難をあらかじめ検討する必要があること。

第5節 事業所等の防災対応

1 防災対応の基本的な考え方

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合において、事業所等は、日頃からの地震への備えを再確認するなど警戒レベルを上げることを基本に、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施した上で、できる限り事業の継続に努める。

事業所等は、大規模地震発生時に明らかに従業員などの生命に危険が及ぶ場合は、それを回避する措置を講ずる。

不特定多数の者が利用する施設や危険物取扱施設等においては、出火防止措置などの施設点検を確実に実施する。

地震に備えた事業継続に当たっては、一時的に事業所活動が低下しても後発地震が発生した場合に、トータルとして事業継続・早期復旧できるよう普段以上の警戒の措置に努める。

2 防災対応の検討

事業所等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）が発表された際に取りべき防災対応について、次の事項を検討し、防災などの計画への反映に努める。

- ・大規模地震に備えたBCPを確認する。未策定の事業所は策定に努める。
- ・南海トラフ地震臨時情報発表時に想定されるライフラインの状況などを確認し、取引先の営業停止、出勤可能な従業員の減少など、事業所活動への影響を想定する。
- ・事業所等の特性や地理的な条件を踏まえ、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）発表時に実施する防災対応を検討する。

第6節 防災関係機関の講ずべき措置

1 警察署の役割

1-1 情報の収集・伝達

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、その内容を正確かつ迅速に周知するとともに、これに伴う諸般の情勢を迅速、的確に収集、把握し、民心の安定と混乱の防止を図るため、府中警察署は、次の活動を実施する。

- ・東京都、市が行う南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達への協力
- ・各種情報の収集
- ・関係機関との相互連絡

1-2 広報

市民の安心と混乱防止のため、府中警察署は、次の事項を重点として広報活動を行う。

- ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確な情報
- ・道路交通の状況と交通規制の実施状況
- ・自動車運転の自粛と自動車運転手にとるべき行動の要領
- ・犯罪の予防等のために市民にとるべき措置
- ・不法事案を防止するための正確な情報
- ・その他混乱防止のために必要かつ正確な情報

1-3 社会秩序の維持

南海トラフ地震災害に係る危惧、物資の欠乏、将来の生活に対する不安等に起因する混乱、窃盗犯、粗暴犯、集団不法事案等を防止するため、府中警察署は、次の活動により社会秩序の維持に万全を期す。

- ・正確な情報の収集及び伝達によるパニックの防止及び流言飛語の防止
- ・民心の不安を助長する窃盗犯、暴力犯、経済犯等の予防、取締り
- ・危険物による犯罪の予防、取締り
- ・混乱等の防止と人命の保護
- ・重要施設等の警戒
- ・民間防犯活動等に対する指導

1-4 交通安全の確保

府中警察署は、国の動向を踏まえ、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発された場合に運転手にとるべき行動の要領を定め、市民に周知する。

2 放送事業者の役割

放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な報道に努める。臨時情報が発表された場合は、市民に対して、冷静な対応を呼び掛けるほか、関係機関と連携して、交通やライフラインに関する情報など、市民が防災行動をするために必要な情報の提供に努める。

3 鉄道事業者の役割

鉄道事業者等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合には、顧客等に対し、当該発表内容等を伝達するとともに、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を実施する。

4 学校・社会福祉施設等の役割

幼稚園、学校等は、その置かれている状況など、実態に即して、児童・生徒等の保護の方法を定める。

社会福祉施設は、入所者の保護及び保護者への引継ぎの方法などについて、施設の種類や耐震性、耐浪性を十分に考慮し、対応方法を定める。